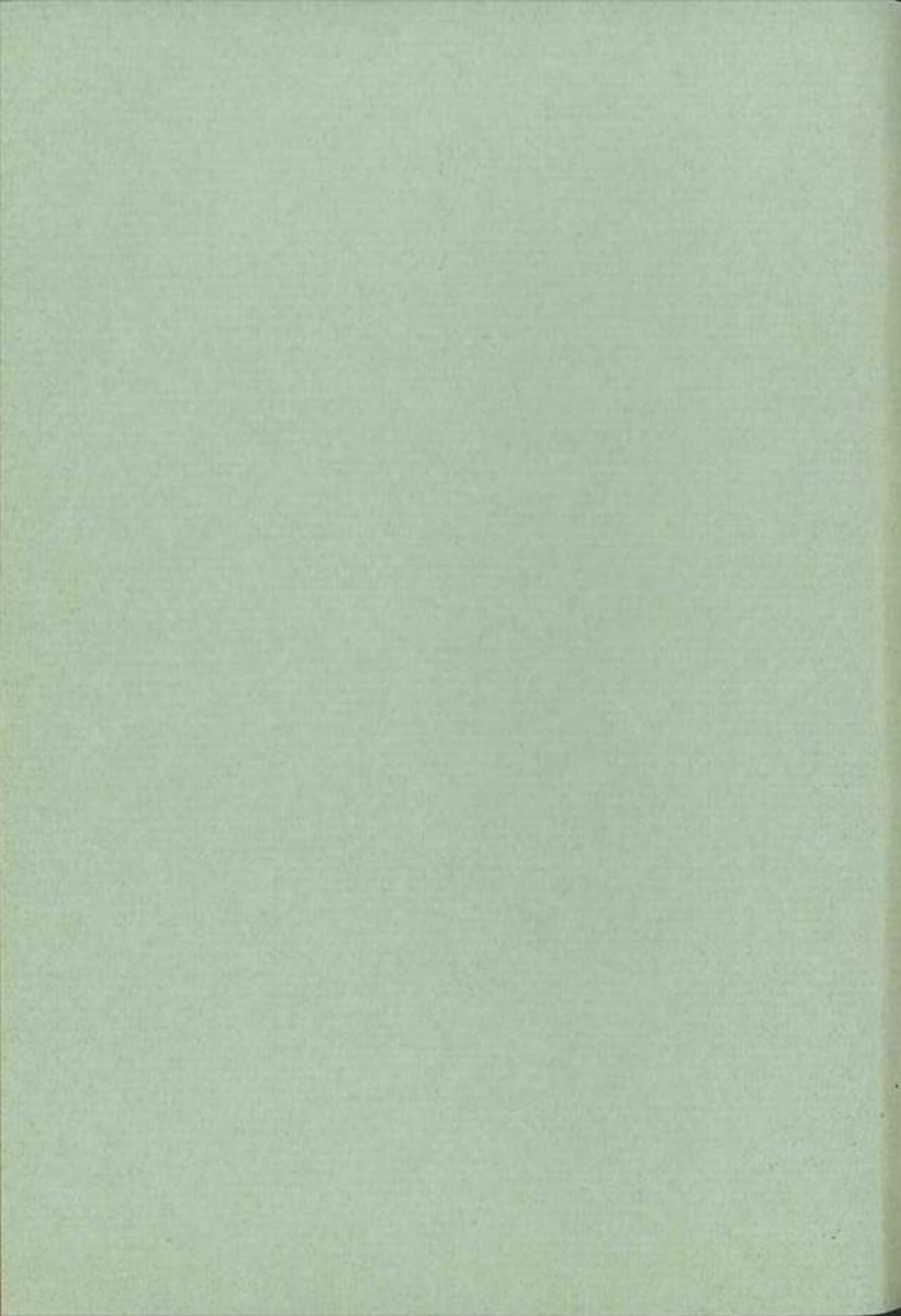
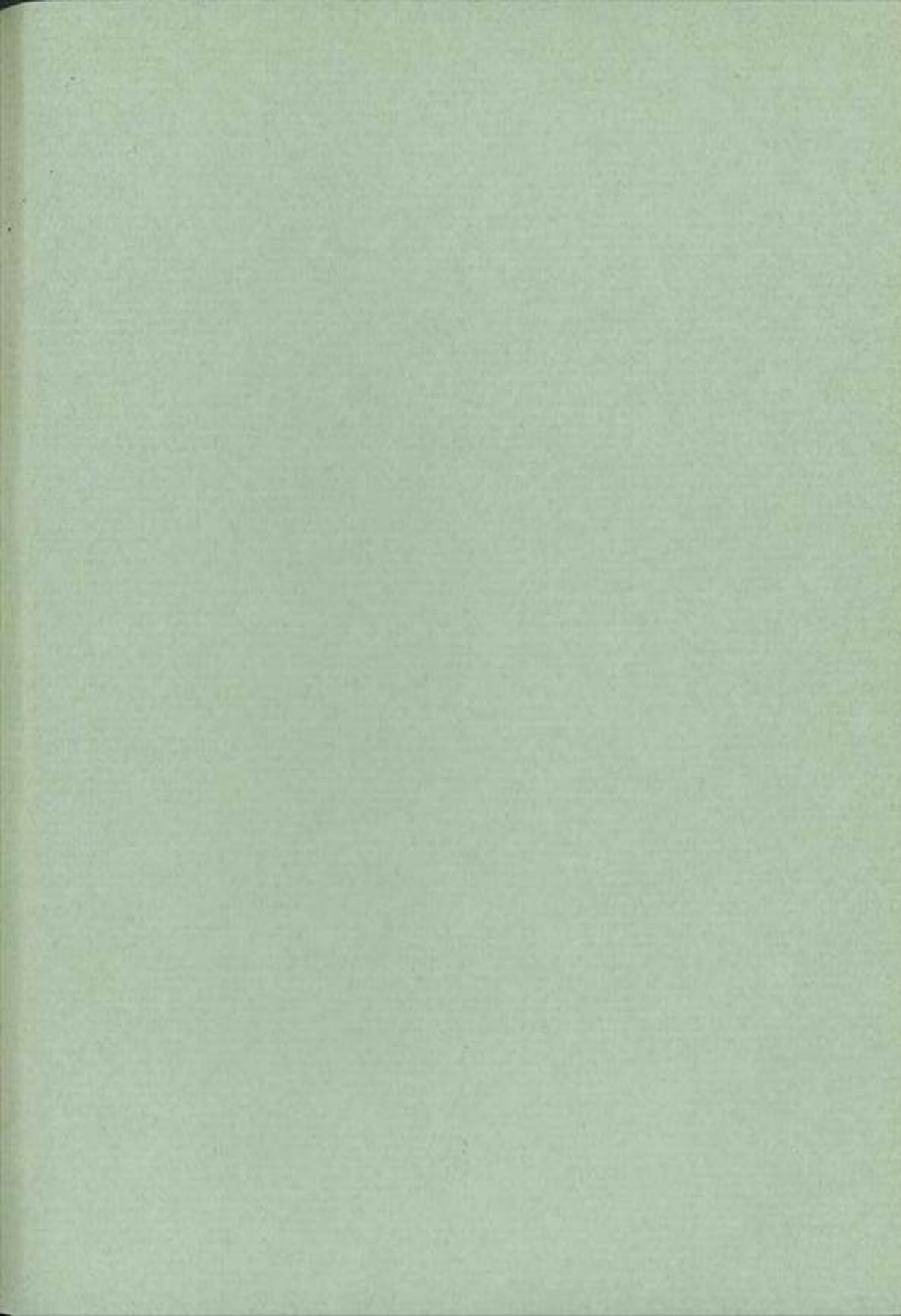
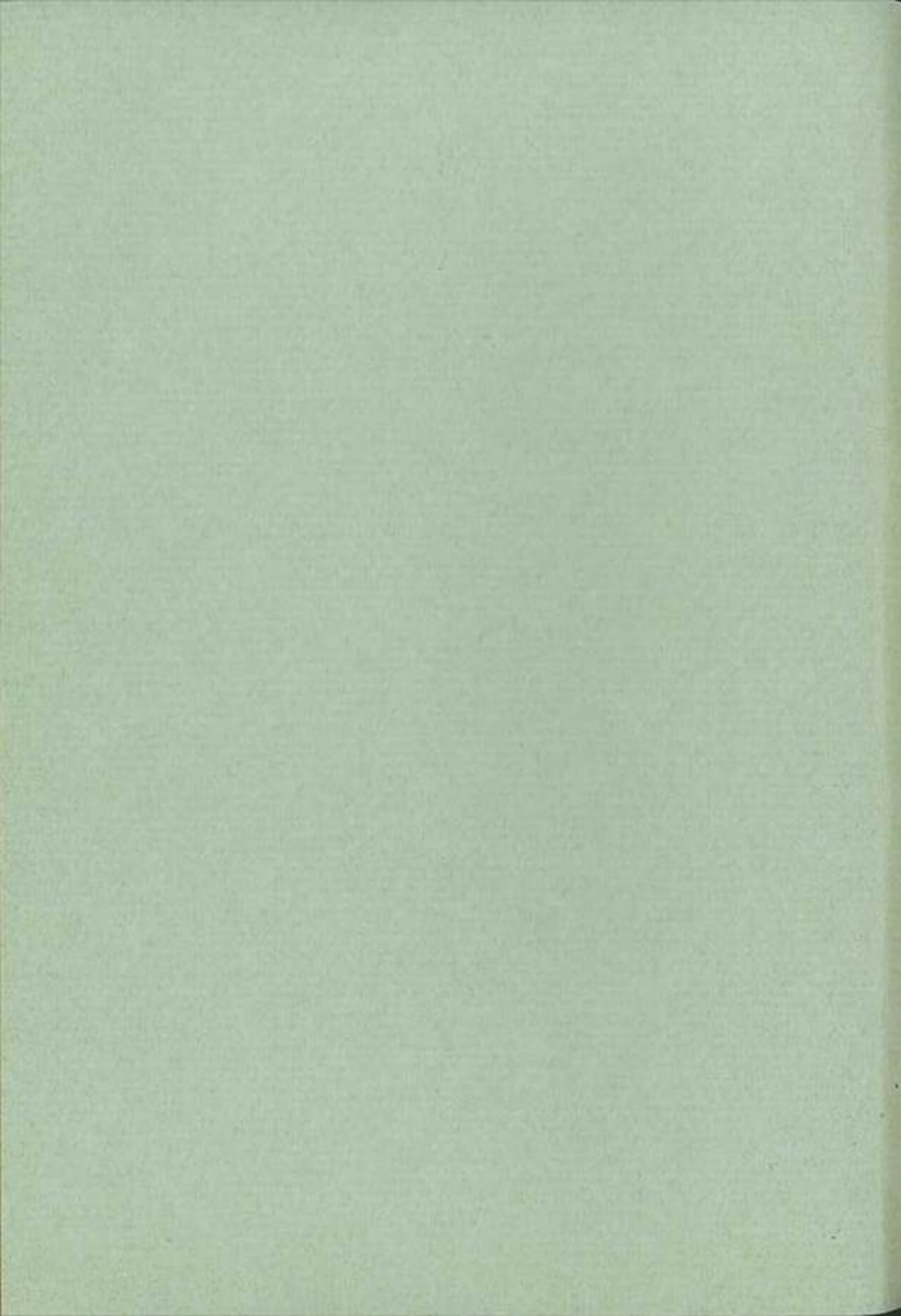


防長藩政期への視座

河村一郎







防長藩政期への視座

河村一郎

目次

享保の中国船撃ち払い始末	1
大寧寺竜峰事件	20
——長州藩の東照宮建立——	
宝暦元年長州藩米切手事件	32
毛利重就の継嗣問題	47
『藏檀錄』が語るもの	61
——毛利重就藩政改革への視覚——	
(参考) 下村弥三右衛門「御内咄之廉書」	79
徂徠学と藩政改革	90
——米沢藩・長州藩——	
はじめに	90

竹俣当綱の存在	92
竹俣当綱と徂徠学	106
上杉鷹山における統治	122
長州藩の場合・米沢藩の場合	138
終りに	148
(参考) 滝鶴台資料二点	150
近世萩地の文学	163
近藤芳樹の「やまと魂」論	195
(参考) 山県太華『鄙言』	213
吉田松陰とフレーヘッド	216
(参考) 玉木文之進「意見書草稿」	229
うしろ書き	250

防長藩政期への視座

享保の中国船撃ち払い始末

『毛利十一代史』を読むと、享保年（一七二六年より始まる）に入ってから中国船撃ち払いの記事が目についてくる。それまでには見られなかった事態であるが、これは幕府の貿易政策の変更によってたらされたものであり、長州藩だけでなく、響灘に面した小倉・筑前の各藩においても同じ状況下にあったのである。

撃ち払いの事態は享保十一年頃まで続くのであるが、その一環である享保十一年（一七二六）に阿武郡須佐湾で行われた中国船撃沈についてはこれまでも研究があり、その実状は明らかにされてきている。

しかしそこでの取扱いは、一つの単独事件として捉えられている傾きがあり、事態を当時の時代的背景の中で把握しようとする態度において不十分であるように思われる。この事件は単発的な出来事として発生したものではなく、幕府の政策による結果であって、時代の一連の流れの中において考えられるべき性格のものである。

本稿は、主として『毛利十一代史』の記事によりながら、中国船撃ち払いという幕府の政策によって長州藩が直面するようになった事態や取り組みねばならなくなった問題について、幕府の動きや中国側の事情等にも言及しながら、考えてみようとするものである。

享保二年（一七一七）四月二十一日、長州藩公儀人桂六郎右衛門勝相は幕府からの呼出しにより老中久世大和守重之（下総国関宿藩主）の屋敷に出頭したところ、一つの指令書を渡された。

それは、九州北部の海上に中国船が幾日も滞留していて立ち去る気配を見せないの、筑前・小倉両藩と協力して兵船を出して追い払うように、というものであった。それには、出動する船は番船ばかりでなく関船など大型船も交じえて多数の船で中国船を取り巻き示威行動で退去させること、その時は相手が退去する航路を遮ってはならないこと、出動する船には鉄砲大砲等を備えて中国船からよく見えるようにする、藍島や六連島辺りに浮んでいる中国船に対しては筑前・小倉・長門三藩共同で追い払う、筑前か長門かのどちらかに片寄った時は近い方の藩が追い払う、もし中国船が手向かってきたならば「打ちつぶし候ても苦しからず」という指示であった。

九州北部から西長門の海上にかけて多数の中国船が浮動して何日も立ち去らないという事態は今までなかったことであり、彼等の行動が密貿易（抜荷）を求めているものであることは明らかであった。

それまでも外国船——特に難破した朝鮮の漁船の漂着は幾度となく発生してきたが、朝鮮の船は中国船のように大型でなく、難破の実状も明らかであり、それらは幕法によって乗組員・荷物とも長崎に護送して長崎奉行所へ引渡してきた。中国商船漂着の時も同様の処置で終り、特に兵船を出して対応するという海への緊張を強いられる事態とはならなかったのである。そういう過去の事例に比べれば、この度の中国船の行動には異常なものがあつた。

中国船が何故このような行動をとるに至ったのであるか。それは幕府の対中国＝対清交易政策の変更が招来したものであった。正徳五年（一七一五）幕府は銀の海外流出を抑制する為に新たな交易令を発し（新井白石の政策による）、長崎に渡来する清国の交易船を三十艘に制限して、それには交易認定証である信牌を交付する措置をとり、信牌を持たない船との交易を拒絶したのである。この新政策が清国側にどのような事態をもたらしたかは後述するとして、交易を拒否された中国船は積荷の処分の為に密貿易に走ろうとして、玄海灘から響灘を浮漂することになったのである。幕府としては密貿易の防止に主眼があるので、中国船が円満に退去してくれるならばよいのであった。

幕府の指令があった時、長州藩主毛利吉元は参勤で江戸に出てきたばかりであった。指令は四月二十四日発足の飛脚によって五月七日に萩へ届いた。それによって国許をあずかる藩府は国重三郎兵衛を小倉へ派遣して同藩の行動予定を尋ねさせ、更に飯田平右衛門を赤間関へ、山県九右衛門を厚狭郡吉田へと出張させ、長府藩との連絡に当らせることにした。

国重三郎兵衛からは、小倉藩は五月十五日に追い払いに出動するとの報告があり、それを受けて藩は五月十三日、大組頭児玉外記広恒と船手頭村上図書元敬とを指揮者とする大組の士と船手組の者とを赤間関に出動させたのである。

長州藩が幕府の指令により外国船撃ち払いの出動態勢をとったのは、正保四年（一六四七）にポルトガル船が函通を求めて長崎に入港してきた時以来のことであった。その時は、部隊の編成を終えて幕府からの命令を待つばかりのところで、ポルトガル船の退去によって実際の出兵には至らなかった。

その時以来長州藩は、長崎防衛の一翼を担わされて、長崎に間役を駐在させてきていた。

児玉外記率いる大組士の隊は吉敷郡丸尾から、村上図書隊は三田尻から出帆して赤間関に向ったが、海上不順の為に目的地に着いたのは五月十五日に入ってからであった。ところがそれより前、小倉藩は予定を早めて十三日に出勤し、それを見た筑前・長府の兵船も出勤して中国船を取り囲み、追い払いに成功していたのである。

しかし中国船は一時的に退避したのであって、その一部は豊浦郡阿川の沖に姿を見せた。藩は急遽、儒者佐々木平太夫・山県長白（山県周南の父）を派遣して、筆談によって事なく退去させることができた。十八日になると、中国船は六連島から藍島（現北九州市）にかけての海上に浮んでいるのが望見された。それをこの度は長州藩も参加して追い払った。その後は立ち帰る様子も見えないので、監視二名を現地に残して長州藩兵は二十一日に萩へ引き揚げてきた。

しかしここで新たな内部の問題が露呈することになる。追い払い出勤の際、長州藩船団は海上で進退に混乱を起すという失態を演じたことが軍監である目付から告発され、そこから指揮系統上の対立や出勤部隊相互の連絡機能の欠陥が明るみに出て、責任者の処罰へと展開したのである。

事の起りは、船の進退を知らせる合図にあった。船団が発進する時に、児玉外記が乗り込んでいる船から貝を吹かたてて合図があった。しかしそれが何の合図なのか、他のどの船も知らなかった。混乱が起った。目付国司与一右衛門が問い糺したところ、児玉外記の乗った船の船頭脇市郎右衛門も知らないと言う。そこから児玉外記と村上図書との間に指揮権上の確執があったことが発覚したのであった。脇市郎右衛門は、船の進退を沙汰する補佐役としての船頭でありながら合図を知らないとは

職務不注意であるとして、後に逼塞を命ぜられた。

この事件を告発する国司与一右衛門の復命書とともに、村上図書からも児玉外記を批難する次のような内容の上申書が提出された。

赤間関へ出向するに当っては、児玉外記と村上図書とは充分協議して物事の決定をするようにと藩から訓令があった。しかるに児玉外記は一言の相談もせず、一存で船団の行動合図を決め、船手を統轄して兵船の進退に指揮権を持っている村上図書へは文書で通知してただけであった。これは、二人を同格として派遣するのでよく相談して当れとの藩の指示に違反している。この度のこと为先例となつて、海上のことが陸戦の部隊である大組の統率者によつて頭ごしに指揮されることになつていくのではないか。その点についてはっきりした詮議を遂げて頂きたい。

それに対する児玉外記の言ひ分は次のようなものであった。

大組の行動は、それを一々船手へ相談して決めるべき事柄ではなく、従つて船手へ相談しなかつたのである。しかし現地での行動に支障が生じてはいけないと思い、通知はした。この度のことも、村上図書が公儀（藩当局）へ訴え出る前に当方へ話があれば、その段階で解決したであらう。公儀の手を煩わすこととなつた後では、自分としては何も申し上げることはない。

藩は村上図書の言ひ分を認めて、児玉外記を独断専横であつたと断じた。凱旋後、外記が藩に提出した報告書「動書」に自分のことを「都合人」（総統轄者の意か）と書いていることも専横の一証と指摘され、外記は大組頭役を免ぜられ、逼塞となつた。

しかし派遣部隊が露呈した統制上の混乱はこれのみにとどまらなかつた。厚狭郡吉田へ派遣した足

輕隊が、現地での上司の命令を拒否するという事件も起きている。

藩は、長府藩との連絡や情報収集の利便の為に、「大組馬持通り」の山県九右衛門に鉄砲足輕十人を選抜して附屬させ、吉田に駐在させた。九右衛門が彼らに、赤間関に赴いて藩の船に乗り組むように申し渡したところ、吉田以外の地で勤務することは組の頭から命ぜられていないとして拒否したのである。九右衛門は、職務遂行に無用の者であるとして、彼らを萩へ召還するように藩へ要請したのである。

足輕達は萩を出発する時、彼らが所屬する組の頭である物頭から、九右衛門の支配に服するのは吉田での勤務だけであり、それ以外のことには服さなくてよい、との指示を受けていたのである。

足輕は鉄砲と弓とのグループに分れていて、組に編成され、それぞれの組は物頭に任命された大組の士に預けられて、その支配に服するという体制であり、その物頭は大頭によって統轄されるという命令系統の下にあった。従って物頭でない山県九右衛門には足輕の支配権はないとするのが物頭達の見解であり、それを理由に、足輕達を自己の支配から引き離して九右衛門に附屬させて派遣することに反対した。成行きによっては中国船との交戦に駆り出されることも予測され、足輕の鉄砲発射の命令権は足輕を預かる物頭にあるのだから物頭が引率して正規の隊として出動すべきだというのである。藩は九右衛門に発射命令権のないことを認め、九右衛門の支配に服するのは吉田に駐在する間に限るということと物頭を納得させたのである。ところが物頭達は出動する足輕に次のような訓令を与え、それが足輕達の拒否の根拠となった。

「この度山県九右衛門に配屬されて吉田へ派遣されるのであるが、一円九右衛門方え支配の姿に

て無之、御船赤間関へ被差廻候とても（中略）頭より不申遣内彼関罷越間敷候。自然（万一ということ）御船を被差廻との事に候は、足輕の儀は申談陸え上り、此元よりの一左右相待可申候事云々”（山口文書館蔵・毛利家文庫『諸事少々之控』）。

一方、藩が九右衛門に与えた訓令は、吉田においては足輕は彼の支配下に置かれるというものであった。藩はこの事件を重視し、九右衛門の指令に従わないようにと文書を発したのは藩の命令に違反した行為であり、かつ「正夫」の身である足輕の者に士分の者に対して反対するという慮外の振舞を教唆したとして、関係の物頭を罷免して逼塞を命じた。また、大頭その他足輕統轄上の責任者に対して、足輕の所動について嚴重な注意を行ったのである。

このように、藩が久し振りに経験する軍事行動は、組織の形態に固執する硬直化という現象をあらわにしたのであった。

三藩共同の追い払いにも拘らず、中国船はその後九州北部の海上から退去する気配はなかった。密貿易（抜荷）を恐れる幕府は追い払いの徹底を督促するとともに、享保二年十一月、改めて関係各藩の意見を求めたが、その通達の中で次のような情勢認識を述べている。

“右度々唐船漂流いたし候儀は、近年相渡候信牌南京表にて被差留候故、無論方ぬけ商売を心懸候かと被察候処に（中略）当秋よりは信牌をも返し渡、唐船数十艘長崎入津いたし候砌に候えば、一兩年の内唐船打払の義今一きわつよく致し、其上日本人ぬけ商売心懸候者は吟味も猶又被仰付候は唐船滞留候事しかと減可申哉。”（『毛利十一代史』）

このように幕府は、正徳五年の貿易新令（正徳新令）が与えた中国の情勢の展開に注目しながら、撃ち払いの一層の強化と日本人による密貿易の徹底的な取り締りの実行を命じていくのである。

ここで正徳新令が与えた中国（清）側の情勢を見てみよう。そのことは大庭脩著『江戸時代の日中秘話』に詳しい。以下その著によりながら記述する。

正徳新令は、金銀の海外流出を防ぐ目的をもって対清貿易に制限を加えるという、新井白石によって打ち出された対策であった。それは総貿易額を低く定めて、交易できる中国船を三十艘とし、その際、日本側の条件を承認した船頭（交易商人）に交易認定証である信牌を交付して交易相手を確定したのであったが、そこから問題が生じた。

中国の交易船は二年に一度の周期で長崎にやってくる。幕府は正徳五年の春に中国へ帰る船頭に信牌を交付したが、以前から何の支障もなく交易に従事してきた船頭達でこの年長崎に来ていなかった者は、信牌がもらえなかった。

信牌のない船頭達は、信牌を受けて帰国した船頭を反逆罪として寧波府へ訴え出たのであった。日本元年が記入してある信牌を受領したことは日本の正朔を奉じる行為であって、それは清国への反逆であるというのである。これに対しては信牌を受けて帰った船頭もまた反訴し、問題は次々と政府の上部機関に移されて、最後は康熙帝の勅裁によって決着をみたのであった。その裁決は、それぞれの国がその年号を使うのは当然である。信牌は寧波・南京の各海関に分けて保管し、長崎に向う商人は海関からそれを受けて出港すること、商人は自他の隔てなく申合せて貿易に励め（『江戸時代の日中秘話』）というものであった。

信牌を、それを交付されてきた船頭の独占とせず、政府が取り上げて管理し、商人間の共同使用として彼等の不満の解消を図ったのである。

しかし、康熙帝の裁決までには二ヶ年以上の時日を要したし、その間信牌は政府に押収されたままになっていたので、中国船の多くは信牌を持たずに長崎へやってきて交易を求めた。だがそれは当然日本側から拒絶された。交易のできない中国船は止むを得ず九州北部の洋上にあつて、密貿易を行おうとしたのであった。これが享保二年頃の状況であつた。幕府はこうした清国の情勢をよく承知していたのである。

享保二年十二月、幕府は撃ち払い態勢の更なる強化を図つて、渡辺外記永倫を目付として長崎に派遣することにした。渡辺は翌三年一月に小倉に入り、現地を視察するとともに各藩より代表者を召集してその配備状況を再検討した。渡辺の指示によって長州藩は益田織部就高を総大将に（後に堅田安房広慶に替る）、大筒等で装備した兵員二千二百二十八人、船百余艘を赤間関に結果して、竹子島・六連島に台場を築いた。その物資の輸送等の為に百姓を動員したのであったが、領民から不満の声が上がり、藩は宰判代官に布達を出して彼等の説諭に当らせた。（二十八冊御書付。享保三年四月「赤間関唐船追捕の事」）

享保三年二月十五日、長州・長府・小倉・筑前の四藩は夜陰にまぎれて出動し、おどし玉を放つて中国船を追い払った。しかし十七日にはまた六連島沖に戻ってきたので、四つの藩は二十日から二十二日にかけて再び出動し、昼夜の別なく攻撃して退散させた。この時中国船の一部は天津郡向津具の

沖に姿を見せ、大組頭根来主馬元祐以下十七名が駆けつけて砲撃した。

当時出動した藩士の行動記録を引く。

”

一享保三戌ノ春、唐船赤間関ノ沖漂流仕、為打払被差出正月七日萩出足、同八日吉田着、十二日迄滞留、十三日赤間関罷越、二月十五日打払相済、同廿日彼地罷帰候事

一同年大津郡向津え唐船致漂流、赤間関えハ同役為替被差出、為打払赤間関より直向津え被遣候。

二月廿日赤間関罷立、廿二日向津ニ着仕、廿六日彼地出足、同廿七日帰萩仕候事

（羽仁家文書「羽仁右衛門御役目所勤書上」）

関門沖合の中国船は攻撃を避けて移動するばかりなので、実効を挙げ得ない各藩に対して幕府は、人間を殺傷し船体を破壊するほどの攻撃を行ったのか、唐人強く難儀いたし候程には、砲撃しなかったのではないのか、と叱責した。三月に入ると幕府は、中国船へ壱町程も乗り寄せて二・三拾目玉を打ちこんだらどうか、と指示している。

これほどまでに幕府から叱咤されたのでは各藩とも奮起せざるを得ない。四月に入ると四つの藩は共同で出動して中国船を砲撃して炎上させ、その乗組員を殺害した。この報告は幕府を一応満足させたが、しかしそれでも中国船が完全に退去した訳ではなかった。彼等が容易に退去しなかったのは、この好機に密貿易を望む日本側の呼応が充分にあったからであろう。

洋上の戦果に反比例して、莫太な人員兵器の動員を余儀なくされた関係各藩は、それぞれの赤字財

政の中で軍費の負担に苦しむことになる。その不満は、小倉藩主小笠原右近将監忠雄から幕府への異議申立となった。それは、中国船が近接してくれば今まではその船数の多少によらず同一規模の兵船を出動させてきたが、相手の船数が少ない時は出動する兵船を削減したい、というのである。負担の削減と兵士の休養を求めたのである。

長州藩では享保四年に負債は銀二万一千八百貫目を超えて財政が悪化し（享保三年には藩校明倫館を建造し——もっともその建物は一時的な建造であったようである——、同四年には来朝した朝鮮信使への接待があった。そうした中で中国船撃ち払いの負担である）、享保四年五年と家臣達に十八石懸り（高百石につき十八石）の馳走出米を課せざるを得なくなった。百姓からも租税とは別途に石別二升二合五勺を上納させた。享保三年には、旅役費負担五石だけの馳走出米で済ませていたのである。馳走出米を課するに当って藩は幕府に届け出たが、朝鮮信使接待と中国船撃ち払いとを財政破綻の理由としている。

撃ち払いの実効が挙がらないことや各藩の実情を考慮してか、幕府の方針は抜荷の徹底的な摘発と取り締りへと移行していく。そのような状況の中で、長州藩は幕府から咎められるという事態が起った。

唐津領馬渡島で抜荷を行った文蔵と五右衛門の二人が捕らえられ、その供述から、長州藩から幕府へ提出された報告書は虚偽ではないかと問題となったのである。

長州藩の報告では、七月初旬に赤間関の沖には中国船影は見えないということになっていた。文蔵たちの自由では、赤間関沖合十里ばかりの所で中国船は浮遊していたという。二人はその船に乗りつ

けて抜荷を働いたのである。幕府はその事実を指摘して、中国船が赤間関に近寄ってきていたこと、長州藩が撃ち払いに出動せずに虚偽の報告をしたのは領内に抜荷の根拠地があるからであろうと、嫌疑をかけてきたのであった。

長州藩は次のような回答をして幕府の了解を得た。

赤間関から十里余の沖合ならば馬渡島からは二・三里沖合になるので、赤間関から見えないのは当然である。七月二十七日に蓋井島の沖に一艘の中国船が見えたが、それはすぐに退去した。そのことは既に幕府に報告してある。藩内で抜荷が行われているような不審な動きは見られない、というのである。長州藩は海岸線が長い上に島嶼が点在していて、西日本に占めるその位置からして抜荷を行うには格好の地として、常に幕府から疑いの眼で見られていたのであろう。

また幕府は享保三年十一月、西国諸藩に対して抜荷を摘発した実績報告がなされないことを咎めて、直ちに実効ある行動をするように要求した。今まで検挙した抜荷の実行犯は、すべて幕府の手によるものばかりである。彼等を大坂奉行所で糺明して判明した共犯者の名前は各藩に通知し、捕縛して差し出すよう依頼してきているところであるが、藩独自で摘発して捕縛した者は一人もない。これについては既に六月に文書で申し入れたところであるが、それを何と心得ているか、という強い調子のものであった。

『毛利十一代史』享保四年八月十四日の条に、抜荷を行った舸子を大坂奉行所へ送るに際して、護送者の間にトラブルがあり処罰されている記事が見える。その舸子は或いは大坂奉行所からの指名手配人であるかもしれないが、長州藩独自で検挙した犯人であったとも思われる。やはり藩内において

抜荷が行われているのである。

幕府は抜荷の摘発とともに、唐物商品流通の機構と経路、藩内での販売状況、赤間関での船改めの実態について、享保五年に長州藩に報告を求めてきている。これを受けて藩は、藩内の唐物売買に関し「端物薬種砂糖等唐物於御國中商売之致方覚」という規則を同五年十一月に公布した。

これは、唐物取扱問屋を指定してそれ以外からの唐物購入を禁じ、販売経路に統制を加えて唐物流通を藩の看視下に置き、京大坂堺長崎以外から唐物を仕入れて藩内への持ち込みを禁止するものであった。問屋指定に当っては運上銀の藩への上納も見込まれたものと思われる。

このようにして、販売される唐物の透明化、抜荷物の売買の排除を図ったのであったが、長崎等に駐在している役人を通じて購入した分は藩内搬入時の検問を免除する等、抜け道に利用されそうな条項もつけ加えられているのである。

このように長州藩の動きを辿ってきけると、幕府の政策に率先して協力したとも思われない。しかし背反して抵抗する訳にもいかず、幕命を奉じて行動することとなる。殊に撃ち払いに出動した藩士は、功名心に駆られて過熱した対応を示すようになるのである。

享保四年一月十六日、阿武郡江崎浦へ一艘の外国船が漂着した。早速萩から撃ち払いに出動したが、その中の一人赤川茂右衛門が漂着船の船体が大型だったので中国船と見誤り、いきなり発砲して攻撃した。しかしよく見れば相手は朝鮮の難破船であった。船体や乗組員にどの程度の被害を与えたかは判らない。だが朝鮮とは国交のあるところであり、その年の八月には朝鮮信使の来朝も予定されてお

り、今までも朝鮮の遭難者は手厚く保護して長崎へ送るのを常例としていた。赤川茂右衛門はその行動の軽率さを問われて、隠居を命ぜられたのであった。

このような失態があったにも拘らず、功名心に過熱した現場の藩士は、享保十一年（一七二六）になつて思わぬ戦果（？）を挙げる事になった。

その八月七日、中国船一艘が阿武郡須佐浦に漂着し、大砲を放ちながら湾内に入ってきた。中国船からは一通の文書が提出され、須佐益田家の儒臣品川友哲（伊藤東涯門）が命ぜられて応接した。中国側は更に信牌を提出してきて、交易を求めたのである。船は南京船とも交趾船とも言われているが、長崎へ向う海上で風雨に遭い、漂流したのだという。信牌の写しを萩へ送ったが、後日偽物と判定された。偽物とした根拠は何であつたか判らないが、偽物としたのは幕府への思惑からかも知れない。後日、長州藩は何故か事件の実相を隠蔽しようとしている。藩が表立たない形で、密貿易に応じようとする動きがあつたのだろうか。

八日の晩になつて二人の水夫が上陸して来て水を求めた。これ幸いとその二人を「人質ニ取置、珍味を以て翫置」、その間に奥阿武郡代官粟屋八左衛門親信から萩へ注進された。珍味を以て^カ電絡したというのが面白い。萩城下から増援が来て攻撃態勢が整うまでは、船中へは此方より丁寧^マに令仕入落着せ“ておいたのである。二人の水夫は後に刺殺されている。

以上は『毛利十一代史』に據つたのであるが、吉積久年氏が紹介する「須佐浦唐船打払覚書」では、水夫二人の上陸は、品川友哲を通じて長州藩が要求した人質だという。『毛利十一代史』は藩庁の記録により編まれたものであり、「須佐浦唐船打払覚書」は益田家側の記録のようである。このような

違いを見ると、事件の裏に何か隠されている印象を受けるのである。

萩から大筒役四人を含む一隊が出動してきた。そして九日の夕方、風雨もおさまってきたので砲撃を開始した。しかし砲撃による効果はなかったもので、漁舟に干草を積み、それに火を放って風上から流す焼打ち戦法に出た。しかしこれも中国船側から竿で沖へ押しやられたりしてうまく捌かれ、成功しなかった。

友好的な気配に安心していたのか、突然の攻撃を受けて中国船の乗組員達は泣きわめき、手を合せて拝んだりしたという。

翌日も早朝から激しく砲撃したが、中国船からも反撃してくるので、改めて萩に増援を求めることにした。萩からは豊浦郡肥中の警備に当たっていた物頭井上清右衛門等の部隊が増派され、態勢を整え直して十一日に砲撃を再開した。昼頃になって、中国船も逃れられないと観念したのであろうか、自分から船に火を放って焼亡したのである。

この事件で疑問に思うのは、中国船は何故沖合へ脱出しなかったかということである。竜骨を持ち、東支那海を乗り切ってくる程の構造と装備を持っている商船である。航行中に嵐に遭い難破船となつて漂着したというが、須佐湾に入ってから修理について言及したという記録はない。修理の援助を求めず交易を求めたところを見れば、漂着というのは口実であったのかとも思われる。しかし、当初長州藩側が退去するよう合図したのであったがますます湾内深く侵入してきたところを考えると、やはり航海不能であつたとも思われる。航海不能であれば長州藩の激しい攻撃を受けながら外海へ脱出しなかった事情は分かる。だが、難破船であれば、長州藩側も冷静に観察すれば分かつたであらうし、

攻撃しなくてもよい相手であることは判断できたのではなかったか。後に幕府は、密貿易船であったのか難破船であったのか、その点を問題にしている。

この中国商船の大きさは、長さ二十二間程で、四十二人乗だという。大庭脩氏の前述の書によれば、中国商船の大きさは中国側の貿易根拠地域によって差があるものの大体全長十六〜七間（約三十メートル）という。乗組員は「増補華夷通商考」を引いて、大船で百人、中船で六七十人、小船で三四十人であるとする。

いずれにしても後味の悪い事件であり、これほどまで中国船を追いつめる必要はどこにあったのか、その疑問は残るのである。

中国船が長州藩に交易を求めようとしたのは、過去においてその実績があったからではなかったろうか。その事実を根拠として長州藩側を信用するところがあったのではなかったか。そのように考えない限り、前後の経緯に納得の行かないものを感じるのである。

この事件の直後、他領の者が須佐へはいりこんで、事情を聴取して行ったことが記録に残されている。恐らく幕府の隠密は、事件前から長州藩内へ入りこんでいたであろうし、そうした眼が長州藩をして攻撃に決定させたのではないのか。幕府が難船か密貿易船にこだわったのも、長州藩の行動に疑問を覚えたからであろう。当時の清国との情勢を考えれば、幕府も慎重な対応を必要とした筈である。その点については後で触れる。

当時、藩主吉元は参勤で出府しており、国元を預かる当職は毛利筑後広政であり、その手元役は八

谷五兵衛通春である。藩主に従って江戸に在る当役は桂主殿広保、その手元役は坂九郎左衛門時存であった。砲撃決定について江戸と協議する時間的余裕はなかったであろうから、国元だけの決断で行われたのであろう。交戦の結果は村上又右衛門・兼重五郎兵衛貞連をもって江戸へ報告された。

幕府は九月十三日、老中水野和泉守忠之（三河国岡崎藩主）をもって長州藩戦功者を褒賞し、金品を下賜した。目付役兼重五郎兵衛及び物頭井上源三郎・小笠原仁左衛門にはそれぞれ白銀二十枚・時服二が与えられた。更に十月二十八日には、参勤を終えて帰国していた藩主百元から功労者一同に金品が授与されたのである。

こうした論功行賞が行われる直前の九月十一日、幕府は中国船撃ち払いについて次のような通達を発している。

“一（前略）打払候ても出帆不仕候はば、船具等にて打損じ出帆難成儀も難計候間、左様の節は二・三日も様子見合、舟をよせ、弥船具等を損じ出帆難成趣に候はば長崎へ送り候様ニ可被仕候。一打払の刻出帆仕候はば、先達て申達候通打払の儀見合、尤少々は追懸、長く追懸け申儀は無用に可被致候。”

この通達の時点では、幕府は当然長州藩から撃ち払いの事態の報告は受けていた。従ってこれを読むと、撃ち払い令の過熱による行きすぎを戒める為のもののように思われる。中国（清）への無用な刺戟を避けようとしたのであろうか。かつて鄭成功等の反清活動が盛んであった時に、清は遷海令を発して鎖国政策をとった。その為に長崎の中国貿易は減退したことがある。その清国が康熙二十三年（貞享元年＝一六八四）に遷海令を廃して展開令（積極貿易政策）に転じた結果、長崎への中国商船

の来航は再び盛んになったのである。そのような歴史的体験があるので、再度遷海令へ後退するような日清間の緊張へと事態が発展することを警戒したのかも知れなかった。

当時、清もまた日本の動きを注視し、警戒心をもって情報を集めていたのである。清が滅ぼした明の遺臣が多く日本に亡命したこと、及び鄭成功が反清抗争の援軍を徳川幕府に求めてきたこと等は、まだ清国にとっては記憶に新しく、日本への警戒は根強かったのである。

清の浙江総督は、日本からの攻撃（倭寇の来襲が想定されていた）を防衛する任務を持たされていた。浙江総督からは日本についての情報やそれへの対策が常に皇帝に上奏され、また日本へ情報蒐集のスパイ船まで送りこんでいるのである。そういう政策を清国がとったのは、徳川吉宗が將軍になってから中国の馬や武技の指導者と武具等の積極的な輸入を図ったことが、その警戒心を必要以上に助長したことにあるらしい。吉宗は象まで注文している。そうした日清間の状況は、前述の大庭氏の著述に詳しい。

日本もまた清国の動きについては、長崎に渡来する中国人からの聞き取りによって情報を持っていた。密貿易を行う中国船を撃ち払うことの事態の推移を、幕府は緊張して見守っていたのではないだろうか。撃ち払いの行き過ぎを恐れる理由は存在していたと言えよう。

これ以後、撃ち払いの記事は『毛利十一代史』から次第に消えていく。長崎における信牌交易が軌道に乗って安定していき、中国船も密貿易を求めて表立った行動をすることもなくなったからであろう。

長州藩は結局幕府の政策に振り廻されるだけで、財政の疲弊を強めるだけに終わったという印象を受

ける。とともに、長州藩としての体制の引き締めが課題として自覚された。

中国船撃ち払いという事態が、当時の長州藩人士の中国意識にどのような反映を見せたのであろうか、という関心が最後に残る。

享保以来、儒学が長州藩内に急速に盛んになり普及していくなかで、中国を普遍的な価値——文化の師と見る心性も定着し、それにとまって中国趣味が人々によるこばれるようになる。それは一面において人々が自己の内面に中国を同化していく過程でもあった。その当時に書かれたものを見ても、中国への敵愾心・拒否反応は見られない。

中国船撃ち払いは、人々の中国文化への親和感と崇拜意識に、何らのナショナルな反応をもたらすはしなかったのである。撃ち払いは密貿易取り締り対策のものであって、それ以上の緊迫感を醸すものではなかった。その点が幕末の攘夷の事情と異なるところであろう。危機意識は西欧の資本主義的な登場によって発生するのである。

この一文は、先に『史都萩』に寄稿したものを補訂したものである。

(一九九四・一一・二三)

大寧寺竜峰事件

—長州藩の東照宮建立—

長州藩におけるアジール遺制の状況については、山口県下の藩史研究家の間にも今まで論究されることはなかったようである。ここに言うアジール遺制とは、世俗社会の罪人として世俗の藩権力から刑を科せられた者を寺院や僧侶が助命や刑の軽減を請願して保護することが認められる社会的慣習のことである。

伊東多三郎「近世における政治権力と宗教的權威」(同氏編『国民生活史研究』4)は万治制法の「諸寺法度条々」を引用して、長州藩ではアジール遺制は弱かったと見ている。

その法度条々第二十四条では次のように定めている。

一 勸善懲惡は古の法なり。故に賞罰は武家の要枢^{（かん）}為るなり。浮屠氏その理を弁えず、恣に重罪人の斬首の許しを乞うものは、慈悲に似て還って慈悲にあらず。甚だ政事の妨げなり。それ仁は惡を懲し以て善を勸む。誠に是れ政道の根源たるなり。自今以後重科斬罪人漫りに所望の僧侶これあるにおいては、愈々その罪人死刑に行わるべく、その僧流罪擯出すべきものなり。

付り 主人に背き寺家を慕いて走り籠る者、その罪輕ければ則ち時宜により赦しを乞うべし。

惣じて国法を妨ぐる科人においては、全く以て謂われなき儀なり。此の法堅く相守るべき事。

(『山口県史料・近世編法制上』。読み下しにする)

このように藩主権力の絶対——宗教に対する武家法の優越を規定している。ここで注目されるのは、仏教の慈悲に対して儒教の仁が対置されていることである。武家の法思想すなわち社会秩序の思想が儒学に根拠を求めている意識の現れがここにあるが、今はそれについては触れない。

この条文にも見られるように、軽い受刑者については赦免の請願まで禁じるものではなかった。『御当職所日記』(山口県文書館蔵『毛利家文庫』)には、藩主毛利家の仏事に際して大照院や東光寺等の関係寺院から罪人恩赦の伺いが藩当局へ提出される記事が散見され、そうした行為が習慣化していたことが判明するのである。それは藩主の仁愛を示す機会として、藩にとっても必要な姿勢であった。そこに寺院の罪人救済機能としてのアジール遺制が存続する基盤があった。

宗教を政治の統制下に置こうとする徳川幕府の宗教政策は、その政治体制に組み込まれて世俗権力の支配を容認すれば社会的存続としての寺院は経済的保証が得られる等現世利得の安定を容認するものであった。しかし人々の信仰に^{こた}える寺院本来の宗教的権威を追求して政治権力の統制から脱しようとする宗教者側の意志は、内向された形で継続され続けていたように思われる。そこに藩権力と寺院との対立が頻発する根があったと言えよう。現世権力である藩(或は幕府)と信仰上の権力である各宗寺院とは、アジール遺制とは関係なく基本的に対立関係にある性格のものであった。

宝暦藩政改革で知られる長州藩主毛利重就は、当時藩との間に起った満願寺とのトラブルをめぐっ

て次のように怒りを露わにしている。

『近年寺社家共、兎角は本山申立国法（ここでは藩制法）相そむき不屈千万ニ候。今度事利カニ相濟候てハ弥国法不相立事ニ可成行候間、何とそ能時節手強ニ沙汰モ有之度事ニ候』（毛利広定宛書状。宝暦九年か。山口県文書館蔵『右田毛利家文書』）

これが現世社会に政治的支配を貫徹しようとする藩権力の意志であった。

しかし対立が起る誘因はそれだけではなかった。藩権力の外に立つ宗派間の対抗意識が藩の政治問題として波及してくる時、藩と藩内寺院の対立が極端に展開していく事もあった。そのような事例がこれから取り上げる大寧寺竜峰事件である。

この事件については残された記録が何故か非常に少ない。大寧寺にも無いようである。この事件は目立たない事件でなく、当時として関心の集ったものと思われるのであるが、勘ぐれば藩の手によって意図的に消されたかと思いたくなる程である。それは後述するように、東照宮問題が絡まっていることによるからであろうか。

竜峰とは現長門市湯本にある大寧寺の住持であった人であるが、彼についても『寺社由来』に収める「大寧寺由緒書」には三十一世住持である筈のその名は無く、三十一世はただ「現住」とのみある。また『防長風土注進案』の大寧寺記事中には竜峰の名は見えるが正統住持の座から外^{はず}されている。それを踏襲したと思われる『曹洞宗瑞雲山大寧護国禪寺略史』（昭和五十五年大寧寺刊）にも、歴代住持の中には入れられていないが準住持の扱いとなっていて、『元文二年（一七三七）退院とあるが、

この時代に大檀越毛利氏の不当な法中干渉があったように推察される”との記事が附されているもののその干渉の具体的な説明はない。同書によると竜峰は越州（越前か）の生れであって、大寧寺住持であった無得良悟の弟子で享保十四年（一七二九）に大寧寺住持となり、宝暦六年（一七五六）に没したという。

竜峰事件の表面的経過は、奈古屋大夏（九郎右衛門）が安永二年（一七七三）に書き留めた『竜峰搜捕録』（萩市郷土博物館蔵『奈古屋家文書』）によって辿ることができる。この書は「高井与右衛門事竜峰を尋廻^{まわ}道筋其外美濃国河和村にて召捕候節立会候者其前後覚書」との注記があつて、恐らく高井等からの聞書かと思われる。

元文二年（一七三七）の三月か四月か、前宝鏡寺宮の筆になる〈大寧寺東照宮〉の額が京都から大寧寺へもたらされた。それを護持してきたのは阿武郡明木（現旭村）の西来寺住持月海の弟であつた。月海は竜峰の弟子である。ところがこの使者が大寧寺で自殺したことから事態は一挙に緊迫したものになったのである。藩は五月四日、目付中井与右衛門等を派遣して究明に当らせた。

前からその額の取扱いについて藩と竜峰は対立していたのであつて、あくまで返還するようにと迫る藩とそれを拒否する竜峰との間に立つて月海の弟は進退^{きんたい}谷^やまって自殺したのであろう。しかしその自殺で問題が解消するものではなかった。何故竜峰はそれほどまでに額の存在に固執したのであるか。それは、元和二年（一六一六）以来徳川家康の位牌が大寧寺に安置されていたのであつたが、後述するような理由から吉敷郡大内村にある真光院に移される成行きになったからである。竜峰が額に固執

するのは、家康の位牌が他寺に移るのを拒んで、東照宮として崇拝される位牌安置の場所大寧寺を、

「大寧寺東照宮」の名で確定させようとするものであった。

〈大寧寺東照宮〉の額は竜峰の要請によったものであろう。竜峰の姉は公家の岩倉家に仕えており、また彼は越前藩儒伊藤宜斎（伊藤坦菴の養嗣子）と相識であって、宜斎は宝鏡寺門跡へ親しく出入りしていたという。竜峰が公家間に伝手を持っていたことが推測される。後に竜峰が大寧寺を捨てて出奔した時、伊藤宜斎を頼って宝鏡寺門跡に被護を求めたという噂も立ったのである。宝鏡寺は尼寺であって、その門跡は皇族の女性が多く勤めていた。当時の門跡が誰であったかは今のところ同定できずにいる。

竜峰が大寧寺を捨てて行方不明になったのは七月八日であった。江戸に出て幕府に出訴するのではないかとも見られた。無届で寺を捨てて出国することは藩の制法に背くものであり、いずれにしても速く追捕して連れ戻すことが求められたのである。

八月十日、当職所横目付高井与右衛門以下が追捕の為に萩を出発した。道中彼等は情報蒐集に努めながら一旦京都の長州藩邸に入り、更に伊勢から美濃へと向った。そして遂に九月二十八日、尾張藩領美濃国武儀郡上河和村（現美濃市）の少林寺という曹洞宗の寺で竜峰を逮捕したのである。竜峰はそこから同宗の寺院を頼って飛驒に出、更に越前に入ろうとしたのであろうか。逃れられないと観念して自分から名乗り出て縛についたという。

しかしここで故障が起った。他藩領内での行動である為、竜峰逮捕のことを尾張藩に届け出たのであったが、事前に届出ずに他藩領の寺院に勝手に踏みこんだのは事情がどうであれ藩の権威を無視し

た行為だとして尾張藩は竜峰とともに一同を名古屋に抑留したのである。問題の解決は藩の交渉に移されたが、長州藩主毛利宗広は当時参勤で江戸に在り、名古屋と江戸の間を使者が往復した。その間約一か月、尾張藩の感情は概して竜峰に好意的であり、折角苦心して逮捕した竜峰を尾張藩が釈放するのではないかと心配されたのである。しかし藩の間の合意が成立し、高井達は竜峰を連れて帰藩することを許されたのであったが、尾張藩から出された条件は、竜峰の命を助けること及び道中竜峰に手錠をかけないというものであった。藩の制法を破った体制への犯罪者ということで両藩の認識は一致したのである。萩までの道中を、竜峰警衛という名目で尾張藩は一団の藩士を同道させている。

一行は十一月六日に萩に着き、直ちに竜峰は享徳寺に押しこめられて中間頭二名と徒目付一名に常時警備されるという身になり、次いで法衣を剥脱されて野山獄に投ぜられた。尾張藩が出した条件は履行されたのである。

何故このような深刻な対立がもたらされたのであったか。

東照宮移転問題がそこに絡んでいることは上述したが、そのような事態になったのは、東叡山寛永寺が各藩の東照宮（家康位牌所）を一元的に自己の天台宗の統轄下に置こうとする意図から起ったものであった。『東照宮御神影記録』（山口県文書館蔵『毛利家文庫』）がその経緯を書き残している。

享保二十年（一七三五）閏三月、寛永寺にある長州藩の宿坊円珠院から呼出しがあつて公儀人上山庄左衛門が出向くと、長州藩にある“権現様御宮井御宮料”及び別当真光院について報告するように

との文書を渡された。これは幕府寺社奉行所から寛永寺へ報告が求められたからその調査を依頼するのであるというものである。

権現様とは言うまでもなく徳川家康のことである。寛永寺執当側は、長州藩には東照宮（神社としてのそれ）が建立されていないことは承知しておりながら真光院（氷上山。天台宗）を東照宮の別当寺として既定のこととし、同院の手によって奉祀されているものとしての報告を求めてきたのである。藩主及びそれに従って藩首脳は国元に在ったので江戸藩邸から直ちに通報され、それに対する当役桂主殿広保からの指示内容を受けて報告書は提出された。それは、長州藩には東照宮としてのものは建立されておらず、大寧寺に寺領五百石をつけて家康・秀忠の位牌を安置し、家光以下代々の將軍の位牌は寺領九百五十石で真光院に、また藩主が例月の拝礼の便を図って城内二ノ曲輪にある洞春寺に寺領三百三十石で家康以下將軍の位牌を奉祀しているとするものであった。しかしこの報告書は寛永寺側から受取りを拒否された。大寧寺及び洞春寺は天台宗でなく、従って『准后御方（東叡・日光両山の門主である輪王寺門跡。天台座主でもあった）より御取扱の筋ニは無之』寺であって、東照宮を安置するに相応しくないからというのがその理由であったのである。

この時文書で交付された寛永寺執当の意向は次のようなものであった。

家康の遺骸が駿河の久能山から日光へ改葬された時は天台宗との習合神道である山王一実神道の法儀によって行われ、日光東照宮は天台宗の輪王寺が山王一実神道によって奉祀しているのであるから、どこの東照寺も山王一実神道（すなわち天台宗）によって奉祀されるのが本当の在り方である。その山王一実神道を伝授するのは輪王寺門跡だけである。他の藩では『大方当山（寛永寺のこと）え御頼

にて天台宗寺有方は其寺え御引移、天台宗無之國ニハ別ニ天台宗寺被取立候て御勸請有之”という取計であるが、長州などにて他宗に被建置候東照宮は何れより山王一実神伝授にて被祭候事ニ候哉”。そのように他宗で奉祀する東照宮は、寛永寺から幕府へ報告できないというのである。

他宗による奉祀は間違ひであると言われれば、長州藩としてそれに反論するだけの宗派的教義的根拠はないのである。大寧寺へ家康の位牌を安置したのは、名山古跡の地へ安置するようにとの当時の幕府の指図に従ったまでであった。その時、候補として大内時代以来の古刹である大寧寺と真光院とが考えられたのであるが、真光院は衰微して無住の状態であったので大寧寺としたのであり、以来殊更に東照宮の建立は行わなかったのである。そのことは幕府も了承してきたのであった。幕府も各藩に東照宮の建立を強要する政策は採らなかった。今更何をという気持ちしが長州藩政担当者にはあったであろうが、寛永寺が報告しなければ長州藩の家康遺霊の取扱いが政治問題化することとも考えられたからであろうか、次のような覚書を提出して決着を図ったのである。

覚書

松平大膳大夫方東照宮御安座の儀、長州天津郡深川曹洞宗大寧寺ニ寺領五百石余相添奉安置候。其後御神位ニ被為成候以後防州山口天台宗真光院寺内ニ勸請仕置候へ共、只今迄孰れも東照宮の御正躰と相定申儀も無御座候。向後真光院奉安置候東照宮を御正躰ニ奉定度大膳大夫被存候。此趣を以貴院（円珠院を指す）より御執当方え宜被仰入、愈大膳大夫願の通准后様御許容被為遊候様ニ頼被存候以上

これを見ると、事実を曲げて従来からも真光院にも東照宮（家康位牌）を安置してきたとしている。そしてその方を正当とするのであるから大寧寺の東照宮は否定され、そうなれば大寧寺の家康位牌は真光院へ移すほかはない。現実には真光院に東照宮はないのであるから、眼に見える形として新たに東照宮を建立しなければならない。そうした長州藩の内状を寛永寺は見透していたのであって、駄目押しとして「向後真光院ニ被奉安置候東照宮御正体可被成候様ニ准后宮思召候」との文書を長州藩に交付したのであった。

竜峰の悲劇は、寛永寺の権力意志とそれを受入れた藩権力の政策との間に生じた犠牲としてのものであった。藩の判断には、権力の正統性のシステムの意識が常に作用したと思われる。権力の正統性の保持による体制の維持は、藩自体の存在根拠でもあるからである。その論理からいけば、家康位牌所としての大寧寺及びその意志を体现する竜峰は、正統性を阻害するものとして否定してよいものであった。

それに対する竜峰の抵抗は、大寧寺東照宮を既定事実として確定しそれに権威的裏づけを得るものとして、宝鏡寺門跡筆の額を戴くことであった。それによって東照宮が天台宗の独占でないことを示そうとしたのであろうか。竜峰にも、問題が藩との間のものではなく、寛永寺を頂点とする天台宗との争いであることは分っていたのである。額の返還要求にも応ぜず、寺から亡命してより上位の場に問題を持出そうとしたのも、宗派間の敵対意識によるものであろう。しかし問題が幕府の場に持出されたとしても、どこまで自己に有利な展開が竜峰に確信されていたであろうか。

竜峰処分の後に東照宮建立問題が残る。享保十七年（一七三二）の大凶作以来疲弊した藩財政の中で、どの程度のことを建築するかである。その判断の為に、江戸から帰国する当役手元役坂九郎左衛門時存に命じて他藩の様子を調べさせた。その結果を時存の『御役目付』（時存が自己の役人としての勤功を書上げて上司であった山内広通の証明を求めた覚書。萩市郷土博物館受託『坂家文書』）は次のように記している。この記事は時存の別の著『遺塵抄』には見えない。

“江戸御当役桂主殿殿御在役の中趣有之、東照宮御神影日光御門主様より被仰請氷上山（すなわち真光院）へ被為入御宮御建立の筈ニ相成候所、深川大寧寺住持及逐電、其次第段々趣有之と相聞、右の僧御捕せは被成候へども被為対大寧寺御裁許の御沙汰も無之、御宮御建立の御沙汰も被及御延引、元文三年安房殿御役ニ相成（堅田安房広慶当役就任）何角其の御沙汰有之、被為対大寧寺委細の御書付を以其旨趣被仰渡、氷上山へは御宮御建立の御沙汰被仰付候へども御宮地旁の趣付其年御普請かゝり不相成、未ノ春（元文四年）御参勤、申ノ夏御帰国の上被仰付ニて可有之との御事ニ付、私儀□□にて罷下候節中国路備前安芸御宮作り見合被仰付、荒々絵図調取下於氷上山御宮地をも見分仕、彼是引合吟味仕候所、芸州の御宮は至極結構の儀、備前の御宮作り御相応の儀と相見候付て、其内をも少々致省略氷上山御宮地御相当の差図相調、安房殿縫殿殿御見合段々御沙汰の上被及御聞（藩主の承認を得て）、右差図の通御宮作事可被仰付との御事にて其趣致沙汰、其以後は御国方の御沙汰にて酉・戌両年の御建立相成候。”

真光院の東照宮は寛保二年（一七四二）に至って成就を見たのであった。

竜峰事件が藩内の他の宗派や寺院にどのような影響を与えたかについてはよく見えてこない。残された記録は少ないものの、当時人々の関心を集めたことは想像されるのである。藩の辺地になる奥山代本郷（現玖珂郡本郷村）にある品秀寺（真宗興正寺派）の住持が書き留めた『日野氏録誌』（山口県史編さん室編刻）に、『元文三ノ春、長門府川秦寧寺勅願ノモメアル』との記事が見える。半年位の遅れはあるものの、事件の事は辺地の一寺院に、恐らくは寺院を通じてであろうが伝わっているのである。また大寧寺自体はその経営に変貌を迫られたであろう。宝暦三年（一七五三）藩は無隠道費を大寧寺住持として招いたのであったが、これも事件後の大寧寺の置かれた状況と関連するものがあるのではなかったかと思われるのである。

竜峰事件ほどではないにしても、藩と寺院との対立はその後も絶えることはなかった。一例を挙げると、文政年頃かと思われるのであるが、京都興正寺がその本堂の再建に当って、萩の清光寺を通じて防長の地の門徒に喜捨を求めたのである。当時藩は、打続く財政困難から厳しい儉政を実施しており、重い馳走出米を藩士と領民に課していたのであったが、そのような時期に喜捨を求める清光寺の行動を批難して藩に投書があった。清光寺は緊張して、藩の出入を警戒する状況になったのである（萩市郷土博物館蔵『清光寺襖下貼文書』。切断の為に断片的な文書となっているので、それ以上のことは不明である）。また周防地区（主として玖珂郡）の真宗寺院が行った興正寺支配からの離脱運動があり、藩が抱える寺院問題（宗教問題とは区別しておく）は多岐に亘っていたのであった。藩と寺院との問題は、アジール遺制の外に多くの要因を孕むものであったのである。

因みに『東照宮御神影記録』は、竜峰事件には全く触れていない。

竜峰逮捕に責任者として働いた高井与右衛門は、階級を上げられて大組に加えられたのであった。

(一九九四・一〇・一〇)

宝暦元年長州藩米切手事件

藩財政運営において各藩の大坂蔵屋敷がどのような問題と取組まねばならなかったかについては、その重要性にも拘らず従来長州藩に関しては系統的な研究がなされてきていない。空白として残されているのである。

蔵屋敷の仕事は藩財源の確保上、幕府の経済政策や大坂町人資本の動向とも密接に関連して、時としてはそれらに抵抗しながらも藩の経済的利益を追求する立場にあった。従ってそこでの運営の実態は直ちに藩財政に反映し、藩政を規定してくるものでもあったのである。その典型的なあらわれが宝暦元年（一七五一）に起った米切手事件である。経済利益の追求という業務の為に、そこには業務を逆用しての汚職もまた常につきまとったのであった。

『山口県史研究』第三号に小川国治氏が、宝暦元年の事件を毛利重就の藩政改革との関連において考察された論文「長州藩宝暦改革と大坂米切手訴訟事件」を発表されているが、恐らくこれが長州藩大坂蔵屋敷研究としては最初のものであろう。

筆者も以前「毛利広漢のこと」という小稿（『長州藩思想史覚書』所収。昭和六十一年刊）において該事件の持つ性格について言及したことがあるが、藩側の史料はともかく、大坂現地の——大坂町奉行所や堂島仲買・大坂町人資本等の動向に関する具体的な史料に接することができず、深く考察す

ることができなかった。大坂側の史料は事件の検証上どうしても必要であるが、現在筆者の史料不備の条件は当時と変りはなく、せいぜい『毛利十一代史』や『諸事少々控』があるだけである。そのことを断った上でこの一文は、小川論文が恐らく論点の関係からであろうが触れておられない面について言及してみようとするものである。

小川氏も指摘しておられるように、毛利重就が藩主となった直後に発生した宝暦元年の米切手事件はその藩政改革の序章となるものであり、また改革着手を延引させた素因でもあった。しかし同事件の根は、後述するように前藩主宗広時代に生じていたのである。

事件の現象としては、浜方の仲買が長州藩発行の米切手によって蔵米の払出しを求めたところ拒否されたので大坂町奉行所に出訴したというものであり、これと同じバタンの事件は寛延二年（一七四九）にも起っていた。小川氏はそれを宝暦元年の事件の前触れとして位置づけられている。確かに国許よりの廻米（大坂登せ米）不足という現象がこの二つの事件を外見的に結びつけはするが、しかしそこには両者を性格的に区別するものが存在するのである。それは寛延二年の場合には、質切手（調達切手）と汚職の問題が絡まっていけないということである。それに対して宝暦元年のそれが大きく影響を持ったのは、質切手と汚職という蔵屋敷の在り様に関わる問題がそこに存在したからであった。それは空米取引への対処の破綻として露呈したのであり、その故に藩の赤字財政対策——財政再建企図を挫折させるものとして作用した。

蔵屋敷が発行する米切手には二種類ある。蔵米（年貢米）販売上の売出切手と、借銀用の調達切手

(質切手)とである。調達切手は借銀の担保として銀主(貸主)に入れるものであって、通用上売出切手とは区別して取扱われ、堂島での取引の対象にはならないのであった。それは蔵屋敷の役人も堂島の浜方の者も充分承知しているところであつた。その調達切手であるべきものが売出切手となつて浜方に流れ、それによつて蔵米払出し請求がなされ、蔵屋敷の方は売出切手とは違つたので払出しを拒否したところ(もつとも保有米もなかつたのであつたが)払出しを求める出訴となつたのが宝暦元年の場合であつたのである。小川論文ではこの点がはっきりしていない。

元来売出切手は、取引契約が成就した米を藩の蔵に保管しているという保証書である。従つて取引の成立した蔵米の所有権は蔵米落札者にあり、蔵出し(払出し)の請求があればいつでも払出しに應じなければならない。防長米(中国米と称された)は堂島において立物(建物)となつていたので、蔵米現物の有無に関わらず帳面上の数字で取引された。いわゆる帳合米取引(空米取引)の対象となつていたのである。そこに藩側にとつても旨味が生じるのである。

売出米切手には未の年分というふうに売出し対象の米が指定されていたが、払出し要求も一時に集する訳ではなく、半年或は一年というように期間があり、その間売出切手は現物の裏づけをともなわずに売買された。それは立物という信用があつての上のことであつた。蔵米現保有米の数量的裏づけがともなわないと見込まれた時は、発行した売出切手の保証を求めて取付け騒ぎとなるのである。

売出しの蔵米量は、国許の藩府が指示してきたその年の廻米量によつて公示される。廻米が順調に行われるならば問題は起らないのであるが、天災等により見込まれた収穫量が減少して指示量程の廻米が不可能になるという状態が起れば寛延二年のような騒ぎとなる。既に指示量によつて売出しを行

い米切手を発給しているので、廻米実量との差——すなわち売過ぎ切手が生じ、それは切手の買戻しということとで処理されることになるのである。それが通常の場合の処置であった。

寛保・延享と防長両国は連年天災を受け、年々十萬石を越える減収となっている（『毛利十一代史』）。しかし延享四年（一七四七）までは廻米も順調であり、買戻しが問題となることはなかったという（『諸事少々控』より大坂差引方林六右衛門供述）。それまでも買戻しは発生しない訳ではなかったが大したものではなく、その時は上田三郎右衛門に依頼してその資金で彼の手で買戻しを行い、その買戻された米切手は蔵屋敷で現銀が調達できた時に代銀を支払って上田から買戻した。その間その米切手は上田へ入質した形であった。

寛延二年（一七四九）の出訴騒動は、小川論文が指摘するように前年の天災による減収で廻米不能が生じたからであるが、解決の保証としては、国許からの追加廻米を行うだけでなく、実際には多量の買戻しが行われた。前記上田の外に加島屋（広岡）久右衛門にも頼んで買戻しに当らせたのである。ところが大坂町奉行所からクレームがつき、上田は幕府の御用を勤める身でありながら切手商いをするのは不都合であるとの「御しかり」があり、以後上田への依頼は止めることとなる。だが寛延二年以後は多量の買戻しが必要となる状態であり、それを加島屋だけで対応させることには危惧があったのである。それは新たな借銀を国許から命じてきた時、その融通を加島屋に要請しても応じてくれないのではないかと懸念されたからであった。

そこで当時蔵屋敷のトップである大坂留守居役生田八郎右衛門は新たに借銀を頼める銀主を開拓しようとしたのであるが、その場合「米紙蠟引当ハ格別（であり、そうでなければ）上田鴻池より外の

銀主え引当なしの御借銀を申懸候節”どうすれば銀主を承諾させることができるか、その方法が問題となったのである。生田の判断は、“質切手”を拵えてそれを抵当にする以外には対応できる手段がないというものであった（大坂検使役奥平半左衛門供述）。しかしそこには障害があった。質切手（調達切手）による借銀は国許の藩府から禁止されていたからである。

延享四年（一七四七）藩府は先納借（調達切手による借銀）による借銀の返済を断り新しい借銀として證文の書替えを行ったのであるが、その時、以後先納借を行うことを禁止した。しかしそれは“先納借御断以来は上田鴻池出銀の外御借入不相成御差聞”（生田八郎右衛門供述）という状態をもたらすこととなった。借銀を申込む相手がなくなつたなかで切手買戻し資金の調達を図らなければならぬ事態への対処には、質切手の発行以外にないとの結論に達しながら先納借禁止がそれを阻んだのである。

その時、先納借禁止を無視することのできる一つの口実が与えられることになる。寛延二年（一七四九）の暮、出訴騒ぎの後始末に対処している時、国許から銀三百貫目の新借を起すように命じてきたのである。指令の奉書には“定ル御用銀御臨時銀等いか様にも御借得の工面仕候様ニ”との訓令があった。生田八郎右衛門はこれをもって質切手を拵えての借銀も容認されたものと了解した（「生田八郎右衛門供述書」）。そこで彼は国許の藩府の許可を得ることなく銀百貫目につき五千俵の担保で質切手を拵え、三百貫目の借銀を調達した。そして売出切手買戻しにもこの質切手を適用したのである。

生田が独断で発行した質切手は従来のそれと異なり、“買主の名前月日等看板に懸りたる売切手同様”のもので、先納借の質切手より“重キ”効力を持つものであった（『諸事少々控』）。引当何年の

米切手いくらの指定の文言があったと思われる。『諸事少々控』中の生田等への尋問の文言によると、売出し切手及び質切手の発行高は寛延三年（一七五〇）では「売出切手拾五万六千九百拾三俵、質切手九万八千六百俵、此内直様入質ニ仕候切手五万三千七百俵、合三拾万八千俵余にて大段の儀」とある。宝暦元年十月四日付で蔵屋敷から町奉行所へ提出した「午ノ年（寛延三年）払米出切手高」によると、売出切手惣高拾六万七百六拾三俵で、それに対して四万四千七百俵の蔵米不足であった為に買戻した切手高は五万二千四百俵、差引七千七百俵買戻し過ぎとなり売過ぎ切手はすべて回収されているとしている。前者の数字と一致しないが、買戻し切手すなわち直様入質した切手高はほぼ等しい。

これら買戻しの資金として生田は日廻歩の借銀（日歩借）を行ったのである。彼は、日歩借は日々の利計算である為利安であるので藩にとっては有利なので借りたという（生田供述）。確かにそのとおりであるが、これが藩に損害を及ぼすこととなるのである。

日歩借の話は、恐らく蔵元三木権太夫の手代から持ちかけられたものであろう。日歩借の債主が三木権太夫とその手代名になっていることからそれは推察される。権太夫自身もそれに啗っていたと思われる。しかし資金は彼等の自己資本ではなく、実際は浜方仲買の資金を仲介したものであった。この日歩借の担保にも生田は質切手を入れているが、仲介資金であったことが、その質切手が浜方に売出切手として流れ出す理由の一つとなった。

前述したように生田が作った「質切手」は以前の調達切手とは違い、売出切手に紛らわしい形式と効力を持たされていた。出訴騒動の過程で生田等蔵屋敷役人の共謀による汚職が発覚していくことに

なるのであるが、売出切手に紛らわしい質切手を拵えたことは、汚職の爲の予備的行為であったとも考えられなくはない。尋問に対する生田達の言訳は、そのような切手でない限り債主達が信用しないからだというものであった。また質切手は従来は完全に封をしたのであったが、この度は切手の記載内容が債主に一見できるようにと掛け封にして渡したという。完封にするのは取り散らされない為であったが、掛け封にした為にバラバラに乱れて流れ出るようになった。更に質切手は売出切手と區別して照合できるように特別に仮名符号がなされるのが規定であったが、その仮名符号も記されなかったという。その上発行台帳への記入も不完全で、かつ二重帳簿によって操作されていた。

生田達はそのような質切手を債主に渡す時に、これは質切手であることの念を押し、取り散らさないよう（乱切手にならないよう）債主の確認も取りつけていたとしている。しかしそれは見せかけの言訳であって、実際には債主の手から流れ出たのであった。蔵屋敷役人も売出切手として使われるであろうことを承知していたと思われる。そうでなければ不完全な封装にしたものに、わざわざ取り散らさないよう念を押す必要はないのである。

このように宝暦元年の出訴事件は、米切手をめぐる矛盾やその操作を利用した背任・汚職の構造が総て吹き出したものであった。その時出訴の対象となった蔵出し或は現銀による買戻しを要求された切手の数量は八万九千二百俵（江戸への報告書による）、その大部分は日歩借の担保とした質切手であり、それも三木権太夫関係のものであった。しかも日歩借については、宝暦元年には米価が下落して担保不足になったことで追敷（追加担保）を打たなければ乱切手にするとの債主からの要求によって、追敷の質切手を渡している。

日歩借についての太坂町奉行所の「作法」は、「其日々々の約束の儀故売切手同前（『諸事少々控』、赤木丹下等より江戸当役手元役羽仁五郎左衛門宛「太坂より来ル別紙」）とするものであり、発行元（借主）の承諾なしに勝手に米切手を換銀の為に売り払ってもよいとされるのであった。その日その日の貸借である為に日歩借には返済期限は設けられていないのであるが、蔵屋敷側は返済しようにも現銀の都合がつかず、そのまま借り放ちにしているうちに米価が下がり、かつ日々の利も累んで担保不足を要求されることになったのである。

また借用期限を設けた質切手（例えば「利足月別七朱午の十一月より来末の十一月切」等の記載がある）にしても、期限までは待ってくれたが、銀子の返済がなければ換銀の為に売払ってよいのであり、これも売切手同様のものとなるのであった。

ここで、生田達役人や手代の共謀による汚職・横領の手口をいくつか挙げてみる。

一つは、債主と結託して切手を悪用することである。日歩借の担保にした質切手の市場流出がこれに当るであろう。市場に流出することを前提にして日歩借を行い、投機を狙ったことが考えられる。それによって得た利益は銀主との交渉等の裏金（根無銀）となり、或は個々人が着服する。

次は借銀調達上のものである。借銀が成立したとして蔵屋敷からは銀百貫目につき五千俵の割で質切手を受取りながら、実際には四千八百俵の割で債主へ渡し、その差を着服して投機を行うのである。また、記号番附等の符号の区別を厳密に行わず売出切手同様の質切手を発行する等、種々の手口があったようであるが、これらは役人と蔵元手代或は債主とが結託して画策すればいつでも可能なことであった。常に借銀調達に追い立てられて、その手段の無理な追求が彼らの癒着を生んでくる背景であった。

宝暦元年（一七五一）は藩主の代替り——宗広の死と重就の襲封による経常費外の支出、また翌二年の新藩主の入部に要する経費（それには慣例である家中への恵みの費用が含まれる）等多額の出費の調達が必要となり、大坂蔵屋敷はその借銀の成就に追い廻されていたのである。その為に、米切手の処理までには目が行届かなかったと生田達は言う。かつ、そもそも質切手を取り上げられるようになったのは、寛延二年以来の廻米不足という事態への対処に起因しているのであった。藩は多額の出費への対処として「近年ハ八万石可被差登の通ニ付其辻売払相成」と水増しの廻米量を国許は指示し、空米取引を積極的に利用しようとしていたのである。それまでは通年六万石であった。廻米不足が生じる事態は、国許の藩府は充分承知の上だったと言える。「年々御登せ米兼て御沙汰の通無相違候得は入質の入用無之、此切手（質切手をいう）出来候ニ不及候」（前条引用と共に沢村太郎左衛門供述）というのが、蔵屋敷役人の共通の心情であった。国許藩府の責任を暗に問うているのである。

米切手の発行・回収処理の業務は差引方の担当であった。差引方は営業課というべき係で、その仕事上様々な外部の人間が始終出入りした。差引方ハ御借銀出入の根役所ニて甚兵衛（蔵元三木権太夫の手代で「悪調儀」主謀者の一人）ニ不限諸方の銀主并口入の者とも不絶出入内談等仕候儀常々有之（沢村供述）という状態のものであった。従ってその役人は、日歩借の性格等取引の裏の事情や駆引きについては精通していたと考えられる。裏金作りの工作や業務上横領等の誘惑の条件は常に存在していたのである。

三木権太夫の手代は蔵屋敷役人同様の扱いであり、市場情報の蒐集・借銀の調達交渉・米切手の買

戻し・浜方との接触等に当り、蔵屋敷は殆どその活動に頼って業務の運営を図っていたといえるのである。

三木権太夫家については、三井高房の『町人考見録』巻中に記載がある。それによればその家は播州（今の兵庫県）の出身で、福岡黒田家のお家騒動で有名な栗山大膳と親戚だという。その縁で黒田家に出入りしていたが、大膳の事件で差止められた。

『今の権太夫（享保時の当主）長州紙の蔵元を致し候所、御国の町人松坂や又左衛門といふもの、相仕（共同事業）に成勅申候故、取引の金銀加判等も致申所、然るに此又左衛門不行跡者にて、長州の銀子迄大分引負致し、終に御国へ召よせられ、又左衛門并手代藤右衛門迄、御仕置に成、京都居宅財宝等は借し方分散に成、権太夫加判の分は年賦に断を相立、其節身上半潰に成申候。又彼黒田甲斐守殿（秋月藩主）仕送りにて、大分身上なく致し、借銀も多在之候故、道具迄も売候て、ひっそくいたし申候』（岩波『日本思想大系59近世町人思想』）

二、三千貫の身上であったという。その後家運を盛り返したのであろう、長州藩蔵元を勤めるまでになる。家は京都にあったが、大坂に出店を構えるということとその購入資金の貸与を蔵屋敷に申し出で、生田の独断で買戻し切手六百俵の融資を受けたが、そのまま切手は浜方へ流れていった。

長州藩と三木権太夫家との関係史を辿るのも、藩財政裏面史の恰好のテーマとなるものであろう。

米切手出訴事件に対する解決策は結局二つしかない。浜方の者が要求するように米切手分の米を払い渡すか、又は米切手を現銀で買戻すかである。町奉行の裁決も、この二つのどちらかを求めている。

どのような方法で落着するかは浜方の出訴者（零細業者が多かった）との話合いに委ねられたが、長州藩としては切手の処理をつけねばならない立場にあった。対象となる米切手は上述のように八万九千二百五拾俵で、その大部分は日歩借による質切手であった。

最初長州藩は日歩借の質切手の解決については、それを売出切手と同様とする町奉行所の法的立場に対して、追放まで打っているのだから質切手（調達切手）であり市場で売買されるものではないと異議を申立てたが、それは通らなかった。次いで現有蔵米の不足を理由に切手回収の引き延ばしを図ったが、生活が困窮するとの浜方の強い反発によりまとまらなかった。藩はできるだけ一時的に多額な支出を負わないよう、財政的に有利な落着の仕方を模索しているのである。交渉責任者の一人である和智九郎左衛門とは和智東郊のことで、当時当職手元役であった。浜方との折衝中に、藩は大坂廻米であるべきものを兵庫で売り捌いたことが発覚し、浜方の者を一層硬化させ、また奉行所の心証を悪くするという一幕もあった。

藩が浜方との間の話合いを早急に決着させる必要に迫り込まれたのは、問題が江戸の幕閣に取り上げられる懸念が出てきたからである。かくして藩が浜方に最終的に提示した案は、半分を年賦借銀とし、残る半分の五分の二は現米を渡し五分の三は現銀で買戻すというものであった。

この線で浜方も折り合ったのであるが、問題は買戻し資金の調達であった。その必要額七百貫目（二万七千俵分）は、半分は紙の先納銀を流用し、半分は用達商人からの借銀に頼ることにした。しかし出訴事件への対応と同時に行われた既存借銀返済断り交渉（宝暦元年分年賦額の返済を断り、すべて既往の借銀を新規の年賦借銀に書き替えるもの。藩はこの断りを幕府の了解を取りつけて行った。

『諸事少々控』によって銀主の反発を受け、新しい貸与に應じる銀主はいない状態であった。結局加島屋だけが出銀に応じたのである。いずれにしても藩は思わぬ借銀を将来にわたって抱え込むことになり、その上この事件をきっかけにして防長米（中国米）は立物から外れ、財政に大きな打撃を受けたのである。

宝暦改革の実行において能美吉右衛門等とともに実務役人として活動した下村弥三右衛門は、次のように述べている。事件落着後の藩蔵米売出し状況についてである。

「未ノ年御断以後折相の形りに相成候ても御米の直段立物より壺石ニ付拾五六匁位も下直ニて御米紙とも二年々捨売同前ニ相成、御断の御益よりハ御損失莫大ニて大キ成投被ニ相成候」

「大坂一統仕及大騒動、御蔵屋敷役人とも及力儀ニて無御座、御米紙蠟とも捨ハ取んと申様ニ相成、御屋敷の御威光失果、御米江戸廻シ等被仰付候ても不廻、剩御米ニ付買人無之積戻シ候様成儀ニて詮方窮、御断の御益より八年々御損方莫太の儀（前条と共に萩市立図書館蔵『下村上書』中「御内咄之廉書」より。これは能美吉右衛門の『藏櫃録』と共に当時の重要な資料である）

宝暦四年（一七五四・戊）の『御所帯根積』（予算書）を見ると、「戊ノ八月以後大坂御借銀御返済付立」があり大坂での借銀状況が分るが、申ノ年（宝暦二年）よりの年賦借銀が数口載っている。また銀六拾四貫三百目の返済が立てられていて、それには次のような但書がある。

「但浜方出訴の切手四万七千六百俵の内、去酉（宝暦三年）ノ冬七千六百俵代銀を以渡方相成ニ付、差引四万俵式俵ニ付三拾式匁壺分五厘替ニシテ六百四拾三貫の内、戊ノ十月十歩一方右の辻浜方え渡方可相成分。尤当冬の惣場次第過不足可有之候事」

とあり、その後の処理状況が分かる。

宝暦四年の大坂新古御借銀且納の返済額は五千七拾壹貫四百貳拾目余とある。加島屋等よりの切手質借銀については、返済は新借に借り替える予定にしている。重就は襲封と同時に財政の綱渡り操作と、そうした財政状態からの脱出の模索との両面に対処せざるを得なかったのである。

浜方よりの出訴を受けて町奉行所がもつとも警戒したのは、空米取引の過熱による市場の混乱と商行為の無秩序化であったであろう。長州藩に話合いによる早急な決着を迫る一方で、米が立物になっている諸藩の留守居を集めて、長州藩の事件を理由に各藩の米切手の通行を差止めにするが差支えはないかとその意向を探り、外側から長州藩を牽制している（『諸事少々控』）。空米取引の無責任化を惧れて圧力をかけているのである。

藩の立場としては、空米取引は年貢米換銀の有利で便利な手段であり、幕府の法の綱目をくぐってでも其の活用を求めるのは当然の方向であった。それには自藩の米が立物である必要があり、立物にならない限り空米取引の対象とならず、従って財源としての安定性も保全できず、財政再建の基礎が確立できないのであった。宝暦九年（一七五九）、防長米が立物に復帰できたことを藩主重就は非常に喜んでいるが（右田毛利内匠広定宛書状、山口県文書館蔵『右田毛利家文書』）、それによって安心して藩政改革の実行に入ることができたのである。

その間、宝暦六年（一七五六）に裏判役高洲平七が大坂で多額の借銀調達に成功しているが、それは大坂市場における長州藩の信用度の好転を物語るものであろう。彼が長州藩をめぐる大坂のどのよ

うな状況の中でどのような方法で成功したのか、その具体的な経緯が明らかにされるならば、長州藩に対する当時の大坂町人の動向も解明されるのではないか。宝暦元年以後の金融閉塞状況に対して藩はどのような財政運営を行っていたのかについては、地元資本の育成とか、藩札（宝暦札）の発行・他国借り等部分的には指摘されてはいるが、宝暦改革が着手されるまでの財政運営過程の全体的構造の動きが考察される必要がある。財政対策に失敗したということと宝暦前期の益田隼人広道当職時期への評価はよくないが、そこで打ち出された政策は単に借銀対策に奔走しただけのものであったのか、大坂資本からの離脱の方向が模索された時期ではなかったのか、宝暦改革の前段階としての政策の試行錯誤的な実施過程や不成功の理由の分析等によってその性格を再検討することが求められよう。

藩の財政構造上から空米取引に赴かざるを得ないという条件が、宝暦元年のような事件を引き起す原因であった。従って同じような事件は能美吉右衛門が大坂留守役であった安永期にも起っており、空米取引の嫌疑で彼は町奉行所へ喚問されているのである（能美吉右衛門『藏權録』）。

大坂市場及び大坂町人の財力に依存する限り、年貢米売払い及び借銀調達をめぐって幕府の政策との矛盾は避けられないことであった。重就の宝暦改革は、大坂市場の制約からの離脱という課題を内包するものであった。自藩の置かれている現実的条件の自覚とそこからの脱出を追求していくならば、そのような方向を採らざるを得ないものとして作用してくるのである。

宝暦元年の事件の最中、現銀獲得の必要上から、従来ならば大坂市場で売捌いてきた廻米を、浜方の蔵出し要求の対象に取られるのを惧れて兵庫で売払ったことがある。これは状況上止むを得ない処置であったであろうが、大坂以外の地に販途を求める必要性を自認することになったと思われる。坂

時存の藩政改革意見（宝暦八年当職毛利広定へ提出）では、藩内に交易拠点としての良港の築造を献言しているが、これも商品の全国的な流通形態の成立という現実を視野に入れて、藩内の産業基盤と交易機能を整備して大坂市場からの相対的自立の方向に藩財政の安定を求めようとするのが、藩政の課題として登場してきたことを物語るものであろう。こうした政策の方向は、幕末安政期の上方の交易政策へとつながっていく一貫した意識として認識されるべきものである。

宝暦改革の眼目の一つである撫育方の設置も、大坂市場からの相対的自立の方向に備える性格を持たされるものであったと捉えられよう。しかし、藩主毛利家の家計の安定に備えられる面が優先されることになり、重就或は宝暦改革への疑念や批判を醸成するようになった（『御国政再興記』第二及び『某氏意見書』卷之三）。撫育方が時代に持った意味とそれが作用した性格は、時代の実態の中で客体として把握されるべきである。能美吉右衛門の『藏櫃録』はそうした問題意識を提供してくれる。宝暦改革の問題性は結局撫育方に帰着するが、その問題性は幕末維新期における毛利氏或は長州藩の「功業」及び近代工業用地提供等からの評価とは別のものである。これを別にしない限り、宝暦改革を即物的に研究することは進展しない。

重就によって着手された長州藩の改革政策は宝暦末から天明年に至るまで長期間にわたって実施されるのであるが、ここでは通称的に宝暦改革の名称で通した。また未刊書よりの引用文の句読点は、すべて引用者によるものである。

毛利重就の継嗣問題

山県周南に「養子説」という一文がある。短いものであるが、その論旨は要するに他姓の者を養子にするなどということである。男を種子、女を土地と規定し、栗の木は栗の種子からしか生じない、柿の種子から栗が生じないように血統を決定し伝えるものは種子＝男子である。従って他姓の者を養子にすることは他姓の血統になることであるから不可だ、というのが周南の主張であった。

周南に何故このような文章があるのか、それはこれを長州藩主毛利重就の継嗣問題の中に置いてみたとき、始めてその理由が明らかになってくるように思われる。勿論執筆の動機がそこにある確證がある訳ではないが、周南の著作としてはいささか唐突のようであり且つ文章としても鍊れていないこの一文の存在は、そのようにして納得できるのであり、影響関係も推測されるのである。

寛延四年（一七五二）藩主毛利宗広が病歿し、その後には、支藩の長府藩主毛利匡敬が宗家に入つて長州藩主となり、重就と名乗った。継嗣問題はその時以来、重就の上に重くのしかかっていた政治課題であったのである。それは、毛利家と血縁関係はあるものの他姓の者を養子に迎えようとする前藩主宗広の遺志が、そこに強く存在していたからである。

重就は毛利本家からすれば支流のその分家である清末毛利家の出であるが、宗広の指名によって本

家の継承者となったものである。それは男の子を持てなかった宗広としては中継ぎ養子としての措置であり、いずれは自分の血統に家督をもどすつもりであった。そのことは、末期に臨んだ宗広が、寛延四年二月に幕府へ提出した願書に明らかである。

『甲斐守（注、重就のこと）在所妾腹の男子七歳ニ罷成文之助と申者有之候。出生の砌より虚弱ニ付御届不仕候処段々丈夫致成長候間、当春御届可仕由私国許え及相談候付御届可申上と奉存候。右文之助儀追て分地仕、末家ニ仕候様申含候。右文之助事末家ニ仕候訳ハ、私於国許懐妊の婦人有之候。若男子出生仕候は、往々甲斐守嫡子相願可申候。若虚弱ニ御座候ハ、先達て出生の娘国元に罷在候間相応の者聳養子相願、右娘と取合候存寄御座候。此段被聞召置可被下候。以上』（『毛利十一代史』）

懐妊中の女性に男子が生れたならばそれを重就の嫡子（継嗣）とする。それではなければ娘（誠子）に聳養子を迎えてそれを継嗣とする。重就はその間をつなぐ暫定藩主であり、いずれにしても重就の子は継嗣には考えられていないのであった。重就の実兄である右田毛利広定に宛てた重就書状によると、宗広には別に遺書があったようであり、それには誠子の聳養子として『宇田川子共衆』が挙げられていたのである。男児が期待されながら生れてきたのが女兒（百合子）であったので、継嗣問題は様々な思惑を誘って新しい性格のものとなった。

宗広の遺書は、一門重臣と相談の上その了解の下にまとめられたものであろう。宇田川子共衆のことは、或は一門重臣の意向を入れてのものであったろうか。

『宇田川子共衆』とは、清末藩主毛利元平の娘秀子が、越前国丸岡藩主有馬一準に嫁して生んだ子

供達のことである。有馬家の江戸藩邸が宇田川町にあったので言う。秀子の生母は宗家藩主毛利綱広の女であった。秀子は伯父の宗家藩主吉広の養女となり、藩主吉元（長府毛利家より入って吉広の後を嗣いだ）の時に有馬一準に嫁した。

吉元には薩摩藩主島津繼豊との結婚が決った実子の皆子がいて、秀子（吉元の義妹となる）の結婚は急がれた。有馬家は五万石であって、島津家とは比較にならない小大名である。皆子の結婚費用四つ宝銀三千貫目に対して秀子のそれは四つ宝銀七百貫目であり、嫁入道具も母のものを持って行ったのである。婚礼に当って有馬家は、屋敷修繕用として三千両の合力（援助）を毛利家に申し込んでいる（坂時存『遺塵抄』）。

秀子の子は毛利宗家の血をもっとも近く引いている者であった。宗家の血を伝えている者としては徳山毛利家があるが、これは長州藩祖秀就の弟就隆（輝元の第二子）の流れであり、代々藩主との血の近さからいえば秀子の子どもの方であった。一門重臣の気持ちは、秀子の子を誠子の養子に迎えて、毛利宗家を昔のように正統の血に復帰させたかったのである。

毛利宗家の正統は吉広に至って絶え、長府毛利家の吉元が入って宗家を嗣いだ。長府毛利家は始祖秀元からの正統であり、しかしその家は吉元の弟元矩に至って絶える。その後清末藩主であった元平が加増されて長府に移り匡広と改名し、ここに新しい長府藩が成立したのである。元平が元矩の後継者として従来の長府藩を継承したのではない。従って幕府の待遇も以前の長府藩とは違っていた。

重就は匡広（元平）の側室の子であって秀子の異母弟になるが、綱広の血を引く正室の子である秀子に対して、宗藩家臣団の重就を見る眼は格式或は心情において異なっていたであろう。その眼は重

就にはコンプレックスとなり、他方家臣団の間には重就による藩政に対して批判的な感情を生じていく底流となったように思われる。

重就は、宝暦元年（一七五一）の兄広定に宛てた内密の書状（山口県文書館「右田毛利家文書」）の中で、宗広に期待された男児が出生しなかったので継嗣問題は振り出しに戻った、と述べている。要するに、遺書の前提条件が崩れたのであるから、継嗣となる誠子の養子は相手を再考すべきだと言っているのである。そして彼は三つの選択肢を持ち出す。一つは宗広の遺書による宇田川子共衆、一つは徳山藩主毛利広豊の子共衆、一つは自分の実子文之助である。勿論重就の気持ちは文之助にあった。ここで重就が宇田川子共衆の難点として持ち出すのは、彼等が藩主正統の血にもっとも近い存在だとはいえ他姓からの養子となるということであった。

「宇田川子共衆の事、泰蔵院様（注、毛利綱広）御血筋外ニ無之と乍申、御女子統の儀ニ候へハ、末家の内を差置宇田川子共衆の内当分養子ニてもふり向候様ニは如何可有之哉。養子と申物は同姓の内と申事定たる事ニ候処ニ、夫ヲ聞^{きこ}他姓の養子と申事、公辺の御聞請も如何可有之哉。」

とは言え宇田川子共衆が他の候補者に優越している点は年長者であるということであり、これは判断上の重要な要件だと見なされていた。

重就が徳山毛利家を候補に挙げているのは、どこまで本気であったか疑わしい。自分が宗広から後継者に指名されたことへの気兼ねとともに、宇田川子共衆を望む声への牽制である感じが強い。恐らく、宗藩家中に徳山毛利家に賛成する空気はないと見越してのジェスチュアであろう。徳山毛利家と

宗藩との確執には徳山藩改易に至る長い歴史があり、その再興後も、次のような記事が『毛利十一代史』に見える。

『徳山藩主毛利山城守広豊、領政紊乱且つ行跡不良の聞えあり。人民これを悦ばず、宗藩老臣に即きしばしば訴状提出せり。江戸より目付役（注、宗藩の者）を徳山に遣し老臣（徳山藩の老臣）に訓戒を加へ、及び地方（萩を指す）より目付役派出、百方探問報告せしむ。』（寛延二年七月十八日条）

文之助（後の匡満）の難点は二つある。一つは既に宗広によって長府藩主として指定され、幕府にも願出されていることである。しかし重就は、それは宗広に男子が生れることを前提としての取り決めであって、男子が生れなかった現在では拘束されるものではないと言う。そして嘗て吉元が、長府藩主であった実子の元朝を宗家の継嗣にした先例を引き（元朝は早世して藩主になれなかった）、文之助を誠子の養子にして継嗣とすることがもっとも適当だとするのである。長府の家は、清末藩主である兄の毛利政苗に継いでもらう。ただ文之助が実子であること、それに周囲から宗広の遺志をないがしろにするものとして受け取られかねないことが、重就をして自分の考えを公表させなくしているのであった。一門重臣の反対の空気は当然予想された。広定に当てた重就の書状を見ると、彼は宗広以来の一門重臣（加判役衆・当役・当職）を敬遠して不信の念を持っている様子が分かる。

広定は当時国元加判役の一人であったが、重就の書状に対して、宗広の遺志を尊重することを前提に重就の考えに全面的に同意の旨を答えている（前掲「右田毛利家文書」）。彼もまた、他姓の者を入

れることになる宇田川子共衆については反対であった。

広定は、文之助についてはもっとも妥当な線であると賛成しているが、ただ当時四歳であつて、いまだ御抱瘡も不被成御幼稚であることに問題があるとする。これは反対者の理由を先取りしての意見であらうが、重就に万一の場合を考えたとき、継嗣にはできるだけ年長であらう方が望ましいとするのは藩内誰もが考えるところであり、この点からすれば宇田川子共衆が最適という判断になる。

徳山については広定も本気で考えているようには見えない。一つの考えとしてあり得るという程度であつて、本命はどこまでも宇田川子共衆であり、文之助である。

結局広定はそれぞれの得失を並べるだけで、自分の最終的判断は表明していない。そして重就に、三人の候補者の得失を併記して加判役衆に示し、その答申を見た上で判断すればよいので、何も急いで決定する必要はなく、差向きのところは当分養子（一時的なもの）でもよいし、それには徳山毛利広豊と清末毛利政苗とを交互に付け出していてもよいのではないか、と助言している。

重就が継嗣の決定を急いだ一つの理由は、宝暦二年の防長への入部を前にして、自分の身に万一の事が生じた場合を考慮して継嗣を幕府に付け出す必要からであつた。それは制度化されたものではなかったが、無嗣改易等を防ぐ為に幕府の予めの了解を得ておく慣習化されてきた対策であつた。

重就の場合も当分養子或は仮養子で済むことであり、広定もそれを提案したのである。ただこの時広定は、もう一つの選択肢の生ずることを指摘している。それは重就の正室立花氏に男児が生れた場合である。文之助は妾腹である為に、その時は存在感がうすくなる。広定の予測は後に現実のものとなった。

広定の忠告に従い重就は当座の仮養子について幕府に内意を伺ったのであるが、老中堀田相摸守正亮はそれに難色を示した。その裏には、穴戸出雲広周による幕府への働きかけがあった模様である。

宝暦二年二月十八日付の広定宛重就の書状は、穴戸出雲が重就を差し置いて直接堀田相摸守へ継嗣のことについて申し入れをするらしいという情報を伝えている。この手紙は、そういう事態に思い悩んだ末に、夜中を押して認められたもので、出雲に対する憤激をぶちまけている。

こういう事態を背景にして、重就が選択したのは仮養子などというものでなく、宇田川子共衆——すなわち有馬一準と秀子との間に生れた純峯（毛利家に入って重広と改名）を継嗣として幕府に届け出たのである。

このような決定になったのは、支藩から入って藩主に直ったばかりの重就としては、先代からの一門重臣の意向に従うはかはなかったであろう。重就の藩主としての権力基盤はまだ確立していないのである。一門重臣の多くは、宗広の遺志を尊重するということを通して、吉元が長府から入家する以前の秀就以来の藩主正統の血筋の姿に帰ることを強く欲したのである。

吉元以前と以後とでは藩内の空気が変わったことについて、例えば和智東郊は次のように書いている。（『東郊座右記』）

“吉元公長府より襲封、御小身なりしを御斟酌ありてか態と嚴威を被付き。御一門へもなつかしき御挨拶なし。是より物申上難き様に成、隔心に相成たり。”

重就もまた吉元と同じ心理におち入っていたであろう。継嗣問題を通じて重就と一門及び譜代家臣との間にますます隔心を生じたであろうことは、広定に宛てたその書状からも推察できるのである。

明治になって編まれた『報本反始私録』（萩市立図書館蔵）が、重就の功績の一つとして重臣たちの驕傲を抑えたことを挙げているのも、そうした事情を暗示してくれるものであろう。その過程を経て重就の子孫の藩主たちは、今君上には益々過高く成らせられ、諸士は益々卑しく成下り、遙かに天地隔絶して」と『某氏意見書』が批判しているような状態になるのである。

宝暦二年春、重就は継嗣問題協議の為、国元加判役の阿川毛利広漢に出府を求めた。広漢は坂時存と共に出發したが、途中で重就が既に宇田川子共衆（有馬純峯）を嗣子に決定したとの通報に接し、立腹してそのまま萩へ引返そうとした。重就に会って真意を確かめたほうがよからうとの時存の諫めにより、考え直して出府したという（『坂氏系譜並御判物奉書写』）。

広漢にしろ時存にしろ彼等の周南との親密な関係を考えれば（どちらも周南に就いて徂徠学を学んだ）、彼等は周南の『養子説』に与するものであったろうか。広漢の憤慨は、自分呼んでおきながらそれを無視して到着前に決定されたことに向けられたのであるが、その後彼は次第に重就に反抗するようになっていき、宝暦四年に突然加判役を罷免されて隠居しなければならぬ境遇におちいるのである。

継嗣となった有馬純峯すなわち毛利重広（隆徳院）は、宝暦十年六月十九日二十五歳で急死した。誠子と婚儀を挙げる前である。

その死について滝九華（滝鶴台の孫）の見聞録『雑記』（萩市郷土博物館『安藤文庫』安藤紀一筆写本）は、毒殺されたとの噂を書き留めている（天保八年の項）。

「隆公^{（重広のこと）}ハ御裏^{（重就夫人を指す）}にて饅頭を召上り俄ニ御腹痛にて乃木道仙え御薬被仰付。御薬被召上候節被仰候ハ、是ハ御^{（重就夫人）}か様より難有事なり、此薬服用候ハ、本服致スにてあるへしと被仰候て被召上、無間御逝去と云。されハ御落着にて被召上。御歳廿五歳云々」

「昨十四日、洞春寺役寺医徳寺来訪曰、当公（敬親を指す）御病氣ニ付大照院申合御先祖様無残御供養被仰付候て、於洞春寺執行いたし候。其節ハ隆徳君（重広のこと）を專一に仕たりと。故アル」ナルベシ。

事の真偽は別にして、毒殺の噂が上下に存在していたことが右の記事から分る。これは毛利宗家が重就の血筋に乗っ取られたとみる心理の、裏返された現れではないだろうか。前代からの家中の者の間には、支流から入ってきて仲継ぎ養子でしかなかった者に宗家を奪われたという気持ちの潜在化して深層心理となつて生きていき、それが重広毒殺説となつたものであろう。重広の死は、重就の子孫に重い後ろめたさとして残つたのであつた。重広の非業の死というイメージの発生は、正室立花氏に男児（後の治親）が宝暦四年に生れたことによつてゐる。正室に男子が出生した場合には継嗣問題はまた別の局面を迎えることになるとは、右田毛利広定が既に指摘したところであつた。

重就夫人立花氏は賀茂真淵に師事した歌人であつて、『奥居門人録』に手巻子という雅名で載せられている（中村幸彦「万葉集をめぐる国学者の生活」）。王朝の歌集や物語にも親しんだであろう文雅の女性が、わが子を次期藩主にしたい余りに毒殺を図るとは俄かには信じ難い。急死を毒殺に帰してしまふのは、跡目争ひの話にはよく見られるケースである。天保七年の藩主斉元の死も急死であつた為に藩士の間には疑心暗鬼を生じ、それが重広の急死を思い出させて増幅させたものであろう。誠子は

会津藩主松平容綏の後妻として嫁いでいく。

重広の死によって継嗣問題は再燃する。しかしこの度は、兄広定には事前はその意志を伝えたものの一門の意向を付度することなく治親を嗣子に決定した。一応の手続きとしては故宗広の遺志を尊重する態度で幕府に内意を伺ったのであるが、実子がありながら他からの養子はいかなものかとの幕府の内示に従ったのだという理由であった。一門筆頭の六戸出雲広周と厚狭毛利七郎兵衛元連は事前に相談がなかったというところで抗議したが、却って重就の怒りを買って隠居させられる破目になった。宝暦十一年（一七六一）のことである。宝暦初年頃とは力関係が違ってきていた。

ここにおいて重就は藩政のヘゲモニーを確立することができたのであった。以後重就は広定や高洲平七就忠といった彼に忠実な側近の者及び改革派の新勢力や実務的才能に優れた下級藩士層の登用によって藩政の重要部署を固め（それが重就の権力基盤であった）、いわゆる宝暦改革といわれる藩政改革を推し進めていく。その改革は検地と撫育方の設置によって始まるのである。重就の改革手法に批判的な空気はなお残っているのであるが、最早正面切って重就に反対する力はなくなっていた。以来兎も角も藩政を掌握してきた一門老臣の家柄の者は祭り上げられたまま藩政の主導性を奪われてしまい、重就の意向の前に翻弄されるだけになってしまう。そのような状況を、能美吉右衛門以成の『藏櫃録』は記録しているのである。

このように見てくると、重就の継嗣問題は単に藩史上の一エピソードではなく、重就権力の確立過程として生じたものであることが分る。彼を長州藩中興の英主（英雲公）とするかしないかは兎も角として、その藩政改革は従来の譜代層の存在意識を否定することの上に立って行われたのであり、

重就の出現によって長州藩は以前とは別の体質のものに脱皮したのだと言えるであろう。

安永七年（一七七八）重就は十ヶ年の半知（給祿手取りの半分を強制提出）を課したが、その時、重就の意向を代弁しての加判衆連名の添書は次のように藩の意志を申し渡している。

「御家来中いか程無抱趣にて差問候逆も御貸米銀等被仰付候御取救の御余計一向無之事候条、若是迄の風俗に呢み名聞を不離或は内輪瑣細の儀に拘り引替たる儉約を不得遂、此通にては御奉公相成間敷と被考候衆も於有之は、千万御気毒ながら御儉約中暫御暇の儀願出候は可被遂御分別候条、勝手次第身上相持御時節可被相待候。」（『毛利十一代史』。表記を改めた。）

これは譜代の者を重就の代になって見放そうとするものだと、藩士に強い衝撃を与えた。当時の藩士の感情を『某氏意見書』は記している。

「重く祿米を召上げたまう故、その令を受けざる者あらんとて、十ヶ年祿米を出すこと能わざる者は御暇給わるべければ勝手次第申出づべしとの事なりしゆえ、止むことを得ずその令を受け、泣く泣くその節を取り続きて今日に至れり。誠に申すべき言葉なき敝命にて、各々骨髓に徹せりと、その世の遺老多ければ物語しける。」（『日本経済大典』。表記を改めた。）

毛利宗広が襲封後初入国に当って藩士に発した「申聞条々」には、次のような文言が見える（『羽仁家文書』）。

「家来中取統遂奉公候様可有沙汰候。数代用ニ立候家筋の者の由兼々泰桓院殿（前藩主吉元のこと）御在世の時分御咄も有之たる儀に候事。」

これだけの配慮を見せているのに比べると、重就の方針は譜代藩士に冷酷なものと受けとめられた

のである。

『東郊座右記』の中で和智東郊は次のように述べている。宗広時代より続く絶え間のない馳走出米への安易な依存に対する批判である。

「御家来の領地は御代々の殿様より被下やうなれ共、其御代へ取立の者は申さは御自由にも被成へし。御譜代は上御先祖より被召仕、下も銘々先祖の戦場にて御奉公を遂く末なれは、愚鈍なる者をも世祿にして無用の御米を被勘渡。是上御先祖より伝来にて寺々の什物合割帳に載せたるもの同然也。一人御暇被下とも御先祖に被為対ては御不徳に当る也。又御家来は全左様は不可存。先祖の功はむかしの儀、我々不肖の身柄御代々の御恵み当御代も蒙御憐愍、無用の御扶持を戴くと常々在難く可存事也。是則君臣上下の礼儀也。……遺し置たる物なれば、事欠れは召取也と何んでもなう思召すやうに見ゆるは口惜き事とも也。」（『東郊座右記』は山口県文書館毛利家文庫のものによる。）
片仮名を平仮名に統一。句読点は筆者が付けた。

宝暦十一年（一七六一）に重就は御霊社を創設（元就等先祖神三社の統合）しているが、これは藩政改革実行を前にして藩士の感情の所在を十分承知しての対策であつたであらう。家中の理念的・心性的な統合を図つたのである。御霊社は仰徳大明神の称号を獲得すること以一応の目的を達したが、士民に負担を求めている改革実施という現実の問題をすり替へることはできなかった。馳走出米銀は、租外強制負担として百姓にもまた課せられたのである。

安永七年といえは既に撫育方という藩の機関が藩本会計とは別個の会計のものとして設置されており、そこでは営利活動による資本の蓄積が行われていた。その蓄積の所屬が公的なものか藩主家私的

なものかとの問題が残るのであるが、そのような蓄積が行われながら何故馳走出米銀という過重な負担が課せられなければならないかったのであろうか。

それは、撫育方で蓄積された資金は、藩本会計の財源としての使用は禁じられていたからである。その使用には藩主の許可がなければならなかった。藩の財政運営は、撫育方会計を除外して従来の規模とシステムのままに行われるほかはなかった。すなわち撫育方会計の財源や益金は、藩財政の不足を直接補填するものではなかったのである（『御国政再興記』、宝暦十三年五月十四日毛利重就「申聞条々」参照）。

ここで、撫育方の蓄積はどのように位置づけられるのかという問題が生じるのであるが、今はそれには深入りしない（次章『『藏櫃録』が語るもの』参照）。確かに現実の藩政運営の上においては、幕府の課役等による臨時の多額の支出や士民の生活救恤経費等に本会計に肩代りして撫育方資金が使用されてはきた。しかしそれは特殊な例外的な措置であって、経常的には撫育方が蓄積を重ねる傍らで馳走出米というやり方は恒常的に幕末まで行われたのである。

そのような藩政の在り方に対して、『藏櫃録』を書き残した能美吉右衛門に代表されるように、藩政改革担当者の中からも重就の手法に批判的な存在が出現することになったのであろう。能美吉右衛門の非難の眼目は、『御慈悲』或は『御仁恵』の政道に反しているということであった。

重就の改革は、また一面では無給通りの下級家臣を改革担当の要務や宰判の代官（地方民政機関の長）に任用する等人材の積極的な登用を行っているが、誰のどのような犠牲の上に改革が行われたのか、その犠牲の面もふくめて重就個人の評価及びその藩政改革の評価が導き出されなければならない

であろう。

最後になったが、史料を恵与して下さった小川国治氏に謝意を表するものである。

(一九九四・六・五)

(注) 山県周南「養子説」は、写本が萩市立図書館にある。

『藏櫃録』が語るもの

—毛利重就藩政改革への視覚—

長州藩の宝暦→天明改革は藩主毛利重就によって実施されたものであるが、その改革を風刺した落書が奈古屋大夏の筆録になる『董録』に収められている。

御神薬

御当地平安古町に数年薬店を構へ高砂平胃散コッレ・ヘイと申薬売ひろめ候処に、第一苦ミあり又辛ミ有て舌を痛むこと甚く、諸人此薬毒に中アサられて手足を置に所なし。是小利に拘カハリ和薬ワヤクを用る故なり。本法の唐薬(唐薬)ならて民の煩イラひを治し難し。獅子(獅子)の肝を碎き蛇(石田蛇)の目を灰汁アキで濯スひ、唐槌(唐槌)に輪違(輪違)の看板を出、佐世口店ニテ密々ニ煉ネリたて、越中富山返魂丹に加減を以て調合せし国丸司(国丸司)と申薬新薬とそ聞へし。御望の御方は東ハ美濃淡路、西は筑後、北ハ越中、中国ハ備後其外国々へ薬店を構へ売ひろめ候間御用御座候ハ、御求め可被下候事

戌十月

(萩市郷土博物館蔵。句読点は引用者。振仮名及び(内書)は記録者大夏の解)

戌は安永七年か。高砂平胃散とは改革の推進者であつた高洲平七就忠、国丸司とは国司備後就相を指す。要路の交替が期待されているのである。

藩主毛利重就の主導によって行われた藩政改革についての評価は必ずしも確定しているとは言えない。しかし山口県下の藩政史研究家からは比較的高い評価が与えられている。評価が高まる傾向は、重就が創立した撫育方（重就の改革の眼目であった）による蓄財が幕末期における幕府との緊張関係の深まりから軍備拡張を可能にした財源として果たした役割に発しており、更に撫育方が行った開作跡地（塩田等）が近代に入ってから工業用地として活用されたという経済的効果が大きな理由になっているように思われる。いわば近代化を評価の軸としての現代からの価値判定である。

こうした評価は、改革が進行した当時に内在しての歴史認識とは言えない。その評価が重就の改革に対する考察を一面的にしてきたと思われる。重就は近代への歴史の展開を予見して改革を行ったものではない。彼はただ当時藩が直面していた問題に一つの解答を与えたのであって、それが藩政に及ぼした構造的な影響こそ評価の対象とされるべきものであろう。その改革は試行錯誤されながら展開しており、多くの犠牲を藩士や領民に強要するものでもあった。前工業的な社会においての改革を工業化の近代的価値から捉えようとする評価は、改革に伴う犠牲の面を捨象してしまっているのである。

改革進行の当時、藩政に対する強い批判の声が存在していたことは、後述するように『某氏意見書』によっても知られる。だが何よりも『御国政再興記』第二が勇弁に物語っているものであり、重就の業績の顕彰を目的にしたこの書は、批判への弁明として「解嘲の書」また禦侮への目安として書かれなければならなかったのであった。批判の声は撫育方の在り方と過重な馳走出米継続の問題とに集約される。それらをめぐる状況を考察することで当時の藩政の運営形態は捉えられ、重就の改革の性格が

全体的に見透されてくるのではなからうか。

ここで取上げる『藏櫃録』は、民政担当部局である当職座の主要な役職を重就時代に歴任した能美吉右衛門以成によって書かれたもので、いわば内部からする告発書である。重就統治への批判が総てではなく、当時藩内に生じた諸事件への対処も語られているが、この書は何故か近代以降無視されてきている。しかし藩政期には次々と書写されて読まれていたことは、写本の残存状況によって知られるのである。

『藏櫃録』が語っているものを検討することにより、重就の改革の歴史的性質について新たな考察の視点を顕在化したいというのがこの小論の目論見である。

能美吉右衛門以成は今日全く忘れられた存在であるが、宝暦→天明改革の過程において大坂留守居役を二度、当職手元役を三度勤めた有能な役人であった。上記『御神葉』の採録者奈古屋大夏（九郎右衛門以忠。大原とも）とは友人で、両者が萩と大坂とに分かれて安永六年（一七七七）に詠んで取交した連歌集『連歌両吟』が残されている。

以成は高五十石の小身の家に生まれた。高洲平七就忠を「忠節の志」を持つ者と見て早くから親しみ、役人としての昇進も彼の引立てを受けた身であった。従って就忠の取巻きの一人として見られており、以成もそれを認めている。しかし役人勤務の過程で次第に阻隔となり（就忠は重就の側近として改革政策の推進役となり、以成はその政策を押しつけられて実行する当職方——民政畑を歩んだ）、就忠の公銀私服が発覚することによって以成の就忠批判は決定的になった。

就忠に宛てた山県周南の尺牘が『周南統稿』に見える。徂徠学について尋ねてきたことに答えたもので、周南は彼を好学の士と見ている。就忠が徂徠学に共感を持っていたらしいことは、彼が物した『御国政再興記』第一を読めば分る。その具体的な影響関係については詳かにし得ないが、時代の空気がして当時の藩士は徂徠学に啓発された思考状態にあったことは充分考えられることである。能美以成も例外ではなかった。

宝暦十一年（一七六一）八月、以成は御救米方検使から都濃代官暫役となり（間もなく本役）、民政役人としての途を歩み始めるのである。この任用は翌十二年から始まる検地に備えてのものである。それには裏判役兼藩主御内用取次役であった就忠の引立てが推測される。以成が民政役人として最初に従事した仕事が検地であって、そこで彼は改革政策の矛盾を体験することとなる。

貞享検地（貞享三年＝一六八六実施）もそうであるが、検地は始めから石高の打出しを目的にして計画された。宝暦検地はその目的が小村帳及びその絵図の作成という手段によって、より徹底して追求されたものであった。田畠面積の広狭や土地の肥瘦の是正が強調されたが、その結果得られた石高が貞享検地の石高を下廻ることは許されなかった。『藏櫃録』は「小村帳にて土地の油をしぼり」と書いている。小村毎の土地台帳作成を考え出したのは誰か詳らかにしないが、役人として優秀なテクノクラートであったと言えよう。こうしたテクノクラートの出現が徂徠学の影響によるものかどうか、今後の研究課題となるであろう。

以成が実際に検地作業に携わってみると、都濃宰判は貞享検地を下廻る結果となった。貞享検地による石高は実際より高石に査定されていたのであった。以成は実測の石高を小村帳方へ提出したので

あるが拒否された。拒否の理由は次のようなものである。

「諸郡残らず石高相増し都野郡(たのぐみ)に限り古高減じ候儀は元よりの高石故にてもこれあるべく候えども、御代官昨今の新役故にてこれあるべく（はじめて代官に任命されたばかりで未経験の所為だろうというのである）（中略）第一諸郡もいまだ(しま)り申さざる処に都野郡を見真似仕り候様にどもこれあり候ては甚だ相済まず」（『藏櫃録』。読み下しとし表記を改める。以下同じ。以成関係で特記のない引用は『藏櫃録』による）。

以成は更迭されようとしたが、添役として地下功者の役人が付けられ、再査定（再操作）して高石に打出したのである。小川国治氏のまとめられた数字によると、検地前より純増高は一八一一石余とある（『転換期長州藩の研究』第三章「宝暦検地」）。都濃郡は依然として高石のままに置かれたのである。貞享検地石高を下廻らない操作の為に、高石のままに置かれた事例は諸所に見出すことができるのではないか。

以成はその後熊毛代官に転じ、更に所帯方・当職手元役・大坂留守居役・当職手元役と財政や民政部局の要職を歴任し、改革進行の間、本勘（藩本会計）を担当して藩財政の運営に苦しむのである。

検地の結果は以成の内部に、民政役人としての職務の理念と政策現実との落差を内省させることになる。重就の改革政策に対する以成の批判を『藏櫃録』からまとめると次のようになる。検地については上述したので、それ以外の事柄を取り上げる。

先づ開作についてであるが、二つの点を指摘している。

一つは、開作への投資に対する採算の問題である。開作には莫大な資金と労力を必要とし、その投資が完全に回収されるのは何時になるのかということである。この問題の究明は今日においても等閑に附されている。以成は、『元禄年中築立ての御開作数十年を経候えども、今以て御所務相備わざる場所段々これあり候』と指摘している。年貢として回収され始めても、それは開作成就から何年も後からであり（歟下年季という免税期間があった）、投資を完全に回収するには長い年数を要する。かつ回収——年貢が上納されるようになってもその収税は撫育方収入となり、本勘を益するものではなかった（後には本勘出資の開作からの収税は本勘収入となった。天明四年九月。『御書付其外後規要集』四の23）。因みに藩士の勤功開作による開作地で藩へ上地されたものが多いが、それは撫育方所屬となり、そこからの収税は撫育方の財源となっている。宝暦検地以降の開作は本勘の財源とならないものの方が多かったと思われる。

赤間関伊崎開作についての以成の批判も同様であって、『全隼新地御取立仰付けられ御用に立つべき有徳の者容易に出来申すべき儀にてこれなく、莫大の御銀子ハ捨り候えども御運上杯も中々上り申さず候。高須氏不調法余程の御不益と相成り候事』と言う。伊崎の繁栄は以成の死後に急展開するようであるから、先見の明は就忠の経済感覚の方にあったと言ふべきであろう。ただ以成生存時における現状からすれば、本勘の担当者としての立場からの当然の批判であつたであろう。

今一つは資金の求め方の問題である。藩としては最初から資金を有しない上での開作であるから、富農商等の資金を対象にしての計画となる。それ等の資力の活用を図った改革派の構想こそ評価されるべきであろうが、その手段の露骨な興利への合目的的追求の姿勢が以成の批判するところとなる。

出資を勧誘する相手は富農商だけではなかった。

『員数何程差出し候者は何通り（士分等への採用の段階）と内密ながら触れ流し、郡奉行所の本^{もと}（役人の職名）を諸郡差廻され百姓共を御勧めさせ候儀前代未聞、諸士中足輕已下も出銀員数次第にて並直り（階級上昇）御加恩等の御沙汰仰付られ候。』

しかし以成自身役人として出仕している以上、現実には小郡開作に出務せざるを得なかった。そうした自分を以成は『藏櫃録』の中で罪人の一人だと断罪している。

開作事業について以成は、家臣や領民に重い馳走出米を課し且つ大坂では多額の借銀を累ねている藩財政の実状と矛盾する政策だとして、延期を進言した。その結果、一時中止になったという。

富農商の出銀——民間資本の活用への着眼は、旧来の統治観念や行政感覚を打破した政策として評価されるべきものであろう。それは重就の権力基盤の確立を求めているものでもあったが、以成の批判は改革派の打出す政策が興利を目的とするだけで藩の財政を運営する本勘には何ら資するものではないところにあった。その不合理性への批判が、後に撫育方収入の本勘への繰入れ要求となる。

次は運上銀である。以成は、宝暦後『様々筋宜しからざる儀を差免され御運上銀召上げられ候儀はやり申候』^{（ママ）}と言い、『近年御運上事段々初^{はつ}り申し候。御徳用相備わる其の裏は必ず下迷惑仕り候得ども、上に御徳用相備わる儀につき歎き出でも得仕まつらず候』と批判する。運上銀は必ずしも撫育方だけの収入ではなく本勘にも財源増となるものであったが、『下迷惑』の性格は同じであった。

運上銀の増設はこの時期各藩で採用された政策であった。民間の経済活動の活発な展開がその背景

にあるが、長州藩においても地域開発・生産向上を図って新規事業企画の風潮が民間に見られるようになった。宝暦期以降のそうした活性化の気運は、今日多く残されている地下役人層の勤功賞美願書からも窺われるのである。

一例を挙げれば、嘉永三年（一八五〇）に厚狭郡土生浦の縄田平作から出された願書には次のように見える。

“土生浦の儀は夏漁計ニて難儀者多御座候所、高祖父平次郎役中宝暦八寅年無利米銀貸渡漁人差間無之様仕組相調夫々書立を以御願申上被遂御許容、其後追々魚せり座請負取立年限を以被差免、今以御運上銀年々余分御徳用相備候事。”（傍点引用者。萩市郷土博物館蔵『湯川家文書』）
それら願書を読めば宝暦以後藩による当用銀の借上げや出銀記事が多くなる。その背景には、彼等に蓄財を可能にさせる状況が出現していたことが考えられるのである。

次に山検地がある。これは今まで正租の課税対象でなかった合壁山（百姓所有山）へ改めて年々の正租を課する為に行ったものである。『藏櫃録』によれば、これは藩主重就の「直捌」（直接采配）だと言う。山検地は長州藩でも始めてのことなので筑前・安芸両藩に問合わせたところ、「百姓山は昔より今以て自由に採用仕り御運上ハ無之」との回答であった。

合壁山への年貢課税は、小倉藩兵衛勝（当時撫育方頭人）が内密に重就へ吹込んだものであった（『藏櫃録』）。既に高洲就忠は公銀等私用で安永九年（一七八〇）に隠居になっており、彼の役割を勝が果していたものであろう。重就は実施計画を示して当役・当職両座に意見を求めた。加判役を含

めた合同の協議会では反対でまとまったが、重就の意志を翻すこととはならなかった。

重就等の最初の計画は合壁山は検地しないというもので、その線で一度は藩府役人の合意が成立していたのである。しかしそれでは税収増とはならないとの意見が出て合壁山も検地することとなった。その変更計画に対して職役合同協議は反対したのである。

以成は、山検地は「御不仁の御沙汰」であって「小村帳にて土地の油をしぼり、其の後肥立ち候年増の間相もこれ無く又しほり候」ものであり、百姓にとっては新たな増税になる為に騒動に及ばないかとの憂慮から実施に反対であった。

そうした経緯もあってか山検地は安永九年から六年をかけて天明五年（一七八五）に終わっている。その増収分は石数にして約一万一千石（銀になおして約百拾五貫目）であるが、以成によると、計画変更による費用追加で実施経費は多額になったという。その経費は本勘の負担であったと思われる。検地結果の増収分は本勘財源となったようであるが（『防長回天史』巻）、検地実施過程で民生を担当する当職座が改革派（テクノクラート）によって振廻されている状況が分るのである。

以成は、藩主から出される山検地についての書付けを百姓が受け容れ易いように内容を緩和して布達しており、その為重就の意を受けた直目附から事情聴取を受けている。しかし憂慮したような百姓騒動は起らず、むしろ山検地は順調に受け容れられたように思われる。改革派が掲げた検地説得上の名目は、百姓所持山の私有権が公認されるというものであって、それが好感を持たれたのであろうか。私有の公認はまた富農層の蓄財に一つの途を開くことにもなったであろう。

最後に撫育方の問題がある。撫育方はそのつけられた名称のように民を撫育する機関ではなかった。そのネーミングは惠民録と同様である。宝暦十一年に惠民録仕法が公布されたが、惠民と名付けながらその実態は藩の赤字財政補填の為の一時的な資金集めに過ぎなかった。名前で実態を隠蔽するというのが重就のやり方であるらしい。こうした外面的な名称に拘泥するというは、徂徠学の誤解された悪しき影響であるかも知れない。撫育方についての以成の見方は次の言葉に要約される。

“(江戸での)御実用相調わずとさへ申し候えば御増送り仰付けられ候えども御国の御所務(税收)増し候儀は毛頭これ無く、石評しの打出しは格別に御撫育に引除かれ御所帯(藩本勘)へは御遣わせなされず、追々出来(納税開始)の新開も是又御撫育受けに仰付けらる儀に候えば、年々否所(災害等)による耕作不能化田畠御所務落ちに相成り候。”(カッコ内は引用者の注)

以成は撫育方事業を否定するものではないが、撫育方の存在が藩財政運営上に持つ矛盾した性格を弾劾するのである。増収を生む財源は殆ど撫育方財源とされて本勘へは認められず、藩運営維持上の支出は本勘に求められることの矛盾についてである。

撫育方は宝暦検地による出石分の年貢を原資として本勘とは別系統の機関として設置され、その他売山代銀等の収入が財源として附加された。それに対して本勘の財源は、重就によって“宝暦九年定る所の仕組帳請の物成を以自今凡の分限”と限定された(『御国政再興記』第一。宝暦十三年五月十四日当職毛利広定に交付した重就直書)。更に本勘が赤字対策に苦しんだ挙句その補填に撫育方米銀を要求することを予測して、“所帯請の物成満足の儀は災の基なり。此理辨(ことわり)ざる者は政事に参(まゐ)るべからず”(同前直書)としてそれを禁止した。当職以下本勘関係者は、撫育方米銀を本勘へ繰入れる

よう要求しないとの誓紙をとられている。このように撫育方は本勘から独立した特別会計であり、その支出決定は藩主の意志だけにあり、藩財政運営を担当する当職の権限の及ばないものであった。

重就が自分が設けた撫育方をどのように見ていたかは、『御国政再興記』第二が物語ってくれるのである。

重就は萩の薬草園南苑を整備して別荘を営み、また三田尻御茶屋を改築して隠居所を造営したが、儉政で馳走出米が続く中でそれが藩費の無駄遣いとして批難の対象となった。批難に対して同書は（それは重就の意向を代弁して書かれたものである）、撫育方の米銀によって造営したものであるから「前後全く御所帯の御妨も無之」と言い、また「全以御所帯の御入用を被引欠候儀無之候へば御所帯方の御借銀に相成候筋毛頭無御座候。勿論右御作事故御国中及難儀候道理聊無之候。」と反論している。『御国政再興記』第二が書かれた理由とその問題性については拙著『長州藩思想史覚書』中の「御国政再興記のこと」で論じているので、ここでは触れない。撫育方米銀は藩主家のものであるとする重就の考えは継承され、明治になって撫育方資産の処置が問題になった時、藩の公的財産とは扱われなかったのである（三坂圭治『萩藩の財政と撫育制度』）。

本勘の赤字を促進させる原因は多々あるが、江戸での藩主一家の生活から為される本勘への無心もその一つであった。その内容には種々のものがあるが、一例を挙げる。

宝暦十三年（一七六三）十一月、検地を終えて撫育方設置を令した年であるが重就は当職毛利内匠広定（重就の同母兄）宛に銀二百貫目の無心を行っている。自分の行列に「先キ挾箱」を加えたいので、その許可を受ける為の幕府への運動資金が必要だからとするものであった。それは毛利家の家格

を上げ、その榮譽は子孫に及ぶものだと言う。重就はそれを「兼ての厚望」だと書いてゐる。この無心は叶えられたが、別の書状によると「撫育方證拠物差出候ニ付印判の儀平七方より差越則印形申付遺候」とあるので（重就の書状はともに山口県文書館蔵「右田毛利家文書」）、撫育方が本勘から借用する形にしたのかも知れない。そうであれば撫育方はその名称と異なつて、藩主の自由な裁量によつて自己利益に使われるものでもあったことになる。南苑等の造営への弁明も同じ考え方であつた。

藩主一家の江戸での生活を支える仕渡銀も本勘圧迫の原因となつた。その仕渡銀は享保九年（一七二四）に米渡しによつて額が定められていた。それによると藩主正室は二千石（銀百匁二石替の定和市にして銀百貫目）、世子は三千石であつた。その後銀渡しとなり、安永六年（一七七七）の頃には世子治親への仕渡銀は三百貫目（定和市替で六千石）、治親室（田安宗武女、松平定信姉）も三百貫目となつてゐた。物価上昇もあるであろうが、將軍家奥向きとの交際がそれを必要とするとの理由であつた。因みに重就室立花氏は銀百六十匁七十貫目であつたという。安永七年の十ヶ年非常儉政の発令に際して仕渡銀は従来の三分の二に削減された。その儉政は、その年の正月に幕府から日光東照宮修理の課役を受けたことによる財政上の対処であつた。

日光課役には銀八千八百三十匁貫目を要した。これに対し撫育方から初めに四百貫目、次いで三百三十匁貫目が援助されたが、残り八百百貫目は本勘の負担であり、それには新たな借銀と馳走出来米で対処する外はなかつた。また別に明和九年（一七七二）に焼失した江戸藩邸の再建費支出があり、更に安永七、九年と続く防長両国の水害による貢租の減少が重なり、その上に藩主重就の隠居と治親襲封との諸経費約三千貫目の調達に迫られることになつたのである。こうした状況により安永七年以降

六ヶ年間の「新借」は銀一万二千六百貫目となり、その年々の元利返済額の調達が本勘を追いつめることになった。

三坂圭治『萩藩の財政と撫育制度』には本勘への撫育方米銀援助が力説されているが、援助とは言ってもその多くは無償でなく貸与であった。同書も言及している例を挙げれば、安永三年に七ヶ年間の非常儉政に入ったのであるが、その時撫育方から二千六百二十貫目が本勘へ援助された。その内二千貫目については佐波郡中関一帯六ヶ村の蔵入地田畠が抵当とされ、残りの内五百六十貫目は永久措置（実質的な返済免除）とされ、その利米五百六十石をのみ年々撫育方へ支払うこととされた。他の援助の場合も返済義務が課せられたものが多く、それは相互に独立した会計である為にそのような形がとられたのであろう。

天明三年（一七八三）の本勘は、前記した「新借」の返済額二千八百貫目の捻出問題に加えて新藩主治親の入部の諸経費の調達が目前に迫り、運営に行詰った状態に陥ったのである。当職座が最後の打開手段として考えたのが、撫育方へ渡している年貢の本勘への取込みであった。撫育方渡し分一ヶ年の年貢を銀にして千二三百貫目と見込み、それを十八年間本勘の財源に繰入れて先づ「新借」を完済して財政に余裕を生み出し、馳走出米軽減の途を開くとするものである。当時の財政論議の模様は、天明二年の夏に江戸で財政状況の説明を行った下村弥三右衛門の手記『下村上書』（萩市立図書館蔵）や『藏櫓録』に詳しい。

当職座の心算としては、撫育方渡し年貢の要求は重就の定めた仕法を破るものではなく、撫育方の

興利の事業に容喙する訳でもなく、撫育方の存在はそのままとしてただそれへ渡す年貢米を十八年間本勘へ渡しているのだと理解すれば済むことだという認識であった。当職益田又兵衛就祥はその措置を藩主治親に求めたが、重就の定めたところに反するとして拒否された。そして要求策定に関与した者は当職以下免職等の処罰を受け、首謀者と見なされた以成は、就祥の申出でを地方手元役として制止しなかったという罪状で知行減少の上隠居させられた。

しかし、これによって本勘と撫育方との財政上の不合理性が解消した訳ではないことは明白であり、問題は内攻して底流することとなる。重就の定めた仕法の厳守の姿勢は本勘の運営を不自由なものにした結果、藩財政は絶え間のない儉政の継続による借銀と馳走出米への依存という動脈硬化状態から脱却する機会を見出すことができず、その再建の根柢を自ら失うことになったのである。前にも言及した重就の『所帯請の物成満足（充足）の儀は災の基なり』の言明がもたらしたのは、このような藩財政貧困の固定化であった。

撫育方による資本蓄積に対し本勘の借銀累積と馳走出米継続という矛盾に一つの解答を与えようとしたのが、寛政十二年（一八〇〇）に実施された永久三ッ成の措置であった。それは蓄積された撫育方資金全額を本勘に繰入れて馳走出米を永年に亘って手取り石の四分の一（高百石の場合十石）に固定するというものであり、天明三年の当職座の構想を更に充実発展させたものと言えるのである。しかしそれも妥協的な産物であって、撫育方と本勘との財政的な対立の根本的な解消とはならず、藩財政再建の展望は開けないままやがて永久三ッ成制そのものが文化八年（一八一）に否定され、従来のような借銀と馳走出米による儉政は藩政の通常の在り方として通念化されていき、給付ものや報酬・

公用旅費等の歩引きは藩が続く限り継続するものとして取扱われるようになる。

一例として、慶応四年に先大津宰判算用方の者へ支給された出郡手当の計算通知書を挙げる。

“一米三斗八勺六才”

但御役御扶持方式人分。卯十一月廿四日より十二月廿一日迄日数貳拾八日、辰正月六日より同十六日迄日数十一日、閏四月五日より同十七日迄日数十三日とも已上日数五拾貳日、老人日別五合宛ニシテ古升^(古)五斗貳升、御仕組に付四歩引ニシテ三斗壹升貳合、新升^(新)に直右の辻^(辻)（萩市郷土博物館蔵「湯川家文書」。傍点引用者）

“御仕組”とは儉政実施をいう。

因みに、儉政は財政的要請からでなく、政治的に幕府への対策としても実施された例が『諸事少々之控』に見える。

天明七年（一七八七）十二月、老中松平定信の意を受けた江戸城奥医師山添熙春院が長州江戸藩邸を訪れ、長州藩は貯米が多いと聞くのでそれを大坂へ特別に回送してもらえないかと内々に打診したのである。それは同年五月、大坂・江戸で起った米価高騰による打壊しを経験した幕府が、米穀確保の一環として申込んできたものである。恐らく定信は姉の婚姻関係から撫育方のことを耳にしていたものであろう。突然の話に驚いた藩首脳は、幕府対策として“一入目立候儉約被仰付、諸人驚候程の御吟味有之度儀”を決定した。翌八年五月に出された十五石掛り出米の非常儉政令はその余波という政治的意味を持っていたのかも知れない。しかしこの打診は幕府の米事情の好転からか立消えになったようである。

重就の藩政改革の問題点は次の三つにまとめられよう。

(一)、本勘の赤字が解決されなかったこと。

(二)、高率な馳走・出米が継続されたこと。

(三)、本勘と撫育方との間に制度としての財政的なルールを成立させなかったこと。

これらはいずれも連関するものであり、最後は撫育方の位置に集約されるのである。『藏櫃録』が突きつける批判もそこにある。

重就はそれまでの藩政を経世安民の爲の資本の蓄積を図る政策を持たない赤字対策だけのものとして「国政姑息」と批難し、「士農の衰病は国の病因」としてその克服の爲に改革を行ったのである。

宝暦八年（一七五八）の高洲就忠の記録所役兼務（藩主内閣取次役）以来その改革は重就の「直捌」によって推進されたことは、宝暦九年三月五日の毛利広定に交付した重就親書が語っている（『御国政再興記』第一）。改革の象徴的な表われが撫育方の新設であった。

改革が従来の弊政に吞込まれない爲の資本蓄積を求めて設置された撫育方は、旧来の藩政運営の主体である本勘から分離されて蓄財それ自体を目的とした藩主直属の興利機関として構想された。いわば藩体制外の藩機関であり（幕藩体制下においては藩と毛利家とは同体——毛利家という私が公でもあったのであり、公は毛利家という私に帰納した。藩領の統治経営は「お家の為」であった）、その設立は本勘による財政再建の方向を見捨てるものであった。しかし財政運営の責任はそれまでの通り当職方本勘のものとされた。本勘は依然として赤字対策に没頭せざるを得ない条件に置かれたのである。そこに借銀累加・馳走・出米永続化の誘因がある。

本勘の切捨ては意図的なものであった。すなわち前に言及した宝暦十三年五月十四日重就直書にそれは表明されており、そこでは本勘の改革については取上げることなく、ただ与えられた財源内での遺繰りの努力が強調されているだけである。

撫育方がどのように藩士から見られていたか、『某氏意見書』がそれを語っている。

「御撫育府出来せしよりは、前段の如く士民への惠東都御手伝には是を用ひ玉へば、今に至ては上下の大慶なれども、其余災にて近年迄半知十五石懸り祿米を召上られ、百姓にも重税あり。如是数十年、諸士百姓の米穀を召上て造り出されたる御撫育なれば、諸士百姓の挙て置米置銀したると同前にて、時々賜る惠は其利息にても調^(ととのう)べければ、古の社会義倉の類ともいふべし。」(『日本経済大典』第四十八卷)

既に指摘したように、撫育方は藩政体系である本勘内にある機能体として位置づけられるものではない。従って本勘と違って藩財政に対して法的ルールとして負担の義務を負うものではなかった。藩機構体系の部外にある藩宮興利企業体として資本蓄積を行っていたのである。

幕末頃は撫育方の取扱も厳格な規制は緩んで変化を見せてきているが、財政機構及び経済対策上の二項対立という撫育方の存在からくる構図が、近世後半期の長州藩政の構造的矛盾として生動し続けるのである。天保大一揆はその必然的帰結である。斉熙時代の国(藩)益追求政策、それが惹起した天保大一揆、それを受けての天保期から安政期へと続く藩政改革への取組み、そこでも尚受け継がれていく馳走出米、そういった流れを辿ると重就の改革は藩政に何を残したのか、その再検討が要請されるであろう。能美以成の批判は、重就の改革はそのマニフェストのように「安民」になっ

いではないかということにあった。『藏櫃録』は『某氏意見書』と併せて読まれるべきものである。

(一九九六・一〇・一七)

(参考)

下村弥三右衛門「御内咄之廉書」

越中殿^(註)え参候節、不図四方山の御物語の内ニ何と無様ニ御所帯筋の儀御尋有之、乍即興御答申上候処、追ては御用の御差合ニも可被成、第一長事ニ付空ニハ難覚候間書記懸御目ニ候様ニとの御事ニ付覚

一御所帯年来雖御逼迫就中日光御手伝の御難澁前代未聞の儀、右御入用其外御借銀方え対し候利且納去ル戌年より四五ヶ年の間ハ御家来中御配の物成大概引欠運送不被仰付候ては大坂表繰合を難相成程の儀、御場所ハ御作事最中御入増の程ハ難計、寔ニ御国家の御大事此時ニ至候故、御難澁の趣出府の上委細申上候処至て御気毒ニ被思召との御事ニて先拾ヶ年の大御儉約被仰出、右五ヶ年の不足をハ広岡久右衛門え及熟談候様ニ被仰付置、居借の手段を以御当分の御不足相償凡拾ヶ年ニハ御借銀片付の目斗相立候処、其後御手伝増御入用銀を始最前御手当ニ無之御臨時被差湊、折節御米紙の和市下彼是ニて御仕組四ヶ年相立候ても未御借銀片付の目斗も不相見至て御気毒の由、此段先掛候ての御物積ハ寔ニ御目斗を被立と申物ニて、御前積りの通ニハ難行合時代柄の儀御否様次第第二御座候。御米を売払代銀ニシテ利且納相成事ニ候得は年並ニより和市の高下余分有之儀兼て難計、譬ハ大キ成米商人の引当算用仕ことくニ候。其上御臨時等相重り候ては御積りの通ニハ難參段勿論御心底ニ不任儀ニ御座候。然ハ一応御仕組相調候趣も前段の通難被相調趣出来仕候へハ猶御儉約等の御

吟味を被尽の外無之候。前々以御儉約とさへ申時ハ御所帶方御目斗ニ相成様ニ相見候。是大キ成間違ニ御座候。御所帶方ハ御両国の御物成請の御役座ニて、御家来の御恩扶持所々御仕渡御紙蠟の仕入等仕配の御役座ニて御座候。御借銀御返済方を始御不足の御繰合は夜白思惟仕候得共、他所ニて遣払候儀ハ御所帶の力ニ難及、此上御儉約被仰付候ハ、大銀を遣払候向々え手堅被仰付度御事ニ御座候。

一拾万石の御居形ニ御儉約可被遊との儀旧記ニ相見候。御家来の出米半知行詰の儀ニ候得とも、御高三ヶ一より内の御恰好ニ共難申上様ニ考候。過ル戌年ニも三ヶ一御減少の儀被仰出、今程極々の御省略と相見候。前々ハ御馳走も輕候処、拾万石の御居形と申儀いか程の御目斗ニて可有之哉との御事此段御道理有之事ニ御座候。御当家の御事ハ脇々御大名様とも違ひ八ヶ国の御人数被召連御両国被遊御打入知行割被仰付、猶其後も御人数相増候。御両国の御高広大成御事ニ御座候得共、御末家方岩国えの御配地御撫育方御引除御家来中配高を差引候へハ残御高拾五万石余ニ相成候。其内ニ壹石拾匁成の石貫畠高八万石余籠り居候故、別紙差引書ニ相見候通四ッ成高ニ直し候時ハ拾万石余の御高ニ相成候故、拾万石の御物成を以御取続被遊候御居形と申古実と相見へ候。畢竟御所帶如此段落成行候根元ハ、諸役人此所を間違候より起り申候。御家来内ニも御当家の御高九拾万石余と心得候者も有之、御末家方岩国えの御配を引七拾万石余と心得候者も有之、押拝候ては三拾六万石余と考候処皆寄所を以の考無余儀事ニ御座候。上御遣用は前断の通拾万石余の御高を以御參勤御交代の料公辺御動向御両国の御国役を始上々様方御仕渡其外諸悉皆の御遣用被相調儀と申入割の考合無之故、追年諸役人の掠了大ニ間違申候。先年はケ様ニ御不足相立候御所帶ニても無御座、五六拾ヶ年

以来の御事ニ相見候。古来は御馳走等も不被請候処、元祿拾六未年江戸大地震ニ付御城石垣御手伝被蒙仰、翌宝永元年申年始て御家来中よりの御馳走を被請、半知の出来一ヶ年被召上、其後吉元公御本家え被為入候以来御馳走も繁々ニ相成候。尤吉元公御待請の御結構、御本家ハ広大成儀と御付ニも相考候様ニ取繕、於御国も正徳元年始て御藏許被遊御下候節の御仕構、御米方御銀子方共ニ御藏の戸前え御米銀を積立、呉服方ニは金襴珠玉を取集積立、其外の諸役所も右ニ準いか程御払相成候ても御不足無之儀と相見候様ニ用意仕候故、御供の面々も驚目候由。ケ様の時節故諸役人も御内檢広大の儀と相心得、自他共ニ御張出強取計たると相見候。次第ニ御所帯御六ヶ敷、本より右結構計策事ニ付難取続事故段々趣も有之、志道丹宮殿奥道玄蕃殿重く御咎を被蒙、皆人存の事ニ候得共一応御張出の御所帯以前の通ニ難縮御借銀も出来致たと相見、享保五年より御借銀の御付渡有之、自他国合て銀五千九百貫目余と相見候処、同九年の比ニ至ては御借銀相増壹万貫目余ニ及候。其比毛筑後殿御職役ニ被為成、御家の御規矩崩候事を深く歎ヶ敷被為存候哉殿敷御俵約被仰出、御請物にて被相調候様糺古実御割合被仰付、先拾ヶ年の御仕法帳調相成、御規鑑于今伝り候。近年ニも功者衆の論ニ、御撫育方と御本勘ニ競候時ハ大成堤ニ一滴の水とたとへたるを承り候。是等大キ成間違ニ御座候。御撫育方も高五万石近キ御請物ニ候へハ右御本勘の御請物ニ半方及の事ニ御座候。御役功の衆さへも如斯取違候へハ、まして外様の御役人合点の不參ハ無余儀、御所帯虚実の界此御目当違ニ御座候。此内も申出候様、享保五年以後足輕以下の御配壹万石余相増候。是等も九拾万石及の御高二て御払増と見候時ハ強て御心口ニ懸り候程の儀ニても無御座、又上御遣用拾万石余の内壹万石余御払増の時ハ凡十分一二当り甚以不相濟儀ニ御座候。只今御借銀四万貫目余ニ及び、拾万石

の御所帯にてハ一向不相捌義、余ハ是等を以御察可被成候。拾万石の御居形と申ハ拾万石の御大名御同様と申儀にてハ無御座、拾万石の御請物御相応の御見渡御実情の御行ニ相当り候。

一江戸御場所の儀ニ候へ共、御儉約殊の外相立御国ハ夫程ニ無之様ニ評判仕たる者有之由、如何様の儀にて可有之哉との御事、此段難心得儀と奉存候。古実を考候ニ、享保九年の御積帳二年々千貫目宛大坂より御取下シ銀無之候ては御国方難相立との御詮儀を以根奉書被差登置、年々千貫目の御取下し相成、文銀遣ひニ相成候てハ五割増の根奉書被差登千五百貫目宛御取下し相成候処、追々の御仕組ニ諸事減少被仰付候故右銀御取下シ不及相調、剩於于時大坂間の趣依てハ纔宛ハ御登銀をも被仰付候。御国方御減少の大目安如此ニ御座候。扱江戸方仕渡享保九年の御定御半番手御留守番手を合御仕渡米三万石にて御座候。当時の御仕渡ハ御本番手御留守番手を合米四千三百九拾八石八斗五升銀貳千八百五貫四百六拾目五分四厘六毛にて御座候。貳石替の米單ニシテ六万五百八石六斗余ニ相当り候。亦旅役米の儀も享保貳年百石ニ五石宛出米始て被仰出候。御書附ニハ残銀も可有之御積様ニ相見、同六丑ノ年旅役勘渡の御仕法御改以後も御一門方八組頭衆其外御供被仰付候得とも一昧の御人数少故歟格別御足銀の御沙汰無之、米和市ニ寄纔充の出入迄にて相済たると相見候処、近年ハ四百貫目程旅役の不足相立、年々御足銀相成候。御家来中旅役出米上納辻壹万七千貳百四拾八石九斗七合七勺の内運賃米差引残り壹万六千五百石の内貳千石ハ御番手の諸士中御扶持米として近年江戸仕送被仰付分引之、残り壹万四千五百石を貳石替ニシテ七百貳拾五貫目の銀單にて候処、四百貫目の増ハ余分の御足銀ニ御座候。扱又上々様方の御仕渡の儀も享保九年の御定、御前様貳千石、養心院様長寿院様千貳百石宛、芝御前様御部屋住よりの御仕渡米七百石、馬場先御前様千百石、幸

橋御奥様八百石、百合助様八百石、寧姫様三百五十拾石、綾姫様百五十拾石。西えの御仕渡七百石と申様ニ米にて被定置、式石五斗和市の代銀を以被為進候。同式拾年より式石替ニ被仰付、其後文銀遣ひに相成米和市壺石式三斗仕候処割増銀を被為立進候。又元文中豊姫様御部屋えの御仕渡八百石ニ被定、外ニ銀拾貫目被為進候。御当代様ニ被為移候ても御前様御相殿にて被成御座候御姫様方、友姫様を始勢代姫様を始宝曆拾年の比込ハ三百石宛の御仕渡と相見候。右の趣御考合被成候へハ御不審ハ晴申事ニ御座候。享保以後御加増も無之追々出石の御所務、新開迄も御撫育方請ニ被仰付候へハ御本勘ハ御定所務の内も風水旱損等にて年々落米有之否所も出来仕候処ニ、古来の割方より諸事万事根太り居候上近年込ハ余分の御臨時送等自道にても御所帯ハ御不足可相立大道理ニ相立候。一前廉功者の者申分ニ、御所帯御問にて御大事々々と毎々申候得とも、御両国有之候へハ御大名の御大事ハ有之間敷と申候由。此一見立にて御座候。御逼迫とて御大名御止メ被成物にてハ無御座候。乍然御借銀余分有之候へハ利且納ニ御所務の内余分欠ケ候故から大名の道理ニ当り申サハ銀主の代官を被成様ニ成物にて至て口惜歎ケ敷奉存候。御国の士民困窮仕候へハ若御人数の御入用等有之候節ハ自道の張強く代り見苦敷義とも有之御人数揃兼可申、自道の御番所本人計相詰候ニさへ病人多御座候。況石役の人数を召連張強の儀御察可被成候。御俟約明キ御馳走被差返、三宝の岸根強ニ被成候ハ、竜田の川下も洩り申間敷候。彼是の趣にてハ御借銀の捌方可有之儀の様ニ見入候衆も有之、近年以旧記旁色々考合仕候処、先年も拾ヶ年賦十五ヶ年賦等ニ御断の儀も有之候へとも、是ハ五六万石の御運送にて利且納相成候割合の御借銀にて銀高も余計無之、銀主小人数ニ付いか様とも折合能相調、勿論年賦御納入御有物を以利且納相調候。近年ハ莫大の御借銀ニ付、右位の年賦杯にてハ

御渡物相捌候儀ニ無御座候。其上前々と違ひ御当用借山高にて月切々々ニ慥ニ返済約束の当分借殊更此銀主ハ數百人ニ及候。右の通御渡銀不行届儀ニ付御断被成候ても無利大年賦等無鉢ニ御断の外無之候処、中々承引仕間敷可及大騒動ニ付、宝曆元末年御断、大坂一統仕御屋敷より売出の御米紙、蠟等一向直仕入不仕せ、立番を付騒動仕候。左候時ハ江戸御仕送を始相調不申、当分大坂ハ無も同前ニ可相成候。尤三四ヶ年も相立候ハ、折相の形りも出来仕候得とも、何分其内御凌の道絶申候。未ノ年御断以後折相の形りニ相成候ても、御米の直段立物より壹石ニ付拾五六匁位も下直にて御米紙とも二年々捨売同前ニ相成、御断の御益よりハ御損失莫大にて大キ成投被ニ相成候。大坂御米会所ニハ先年以來の惣場附有之候ヘハ考合被仰付相分り申事ニ御座候。其上近年広岡久右衛門え至て厚キ御直の御意被遊候由。於久右衛門御奉公一途ニ語り居候を御断被成候てハ御意不相立、甚不相濟義と奉存候。右の通大坂不相捌數年御難儀の上、同八寅年迄七ヶ年の間ニ御新借壹万八千八百貫目余致出来、皆御隣国其外の御急借ニ付寅ノ年ニハ御所務も皆無と申程ニ相成候。是御損太キ證據にて御座候。或人申分ニ、投身命御奉公仕者無之故御借銀捌不仕と申を承り腹悪く存候。御為ニ付身命を投ニ相当り候ハ、引受々々皆々大事ニ至ルとも晴可申様無之候。御不為ニ投身命蒙御勘氣様ニ安キ命ハ持不申と申捨歸りたる事も御座候。

一近年御手伝年數無間合被蒙仰、殊更度毎御入用高一倍程ニ至り候。往々の儀至て御氣遣被思召との御事、此段ハ兼て御慎御療治可有御座候事の様ニ奉存候。先利根川御手伝の前年寛保元酉年御家頼中町地方より石一錢充の課役被仰付惣門大手の掘抜を始松本川弘法寺辺迄都て河浚土手普請等被仰付、扇芝杯も其節相調、江向辺の溝手川上より船の通路相成候様ニ彼は御城下廻り御普請颯々敷被

仰付候処、同二戌年右御手伝被蒙仰候。扱勢州川々御手伝より二三ヶ年前小村帳被仰付、明和元年御成就にて御撫育方被相立候。同三戌ノ春右御手伝被蒙仰候。亦日光御手伝の儀は御國中御富貴の御聞へ有之被仰付候由。且銀高次第ニ相増候も御張出ニ準シ可申歟。御内輪の儀を考候ニ、享保一六年江戸御類焼跡御作事御仕戻ハ両御屋敷御入用御前積り銀貳千貳百拾四貫五百五拾六匁の内三百八貫貳百七拾目御門御長屋御国材木を以切組被仰付被差登、其外御普請御入用の道具被差登候。御入用差引残て千九百六貫貳百八拾六匁於江戸御普請料前積の内貳百四拾六貫四拾三匁仕詰の上御入劣ニ相成、残て千六百六拾貫貳百四拾三匁定御入目の内も三百五拾五貫六百目ハ於江戸御買掛りを以被相調、丑暮より三ヶ年賦ニ被仰談、五百貳拾貫目ハ三谷より差出候分利足月別壹割三ニシテ丑ノ暮より五ヶ年賦ニ御返済相成候。明和九年御類焼跡御仕戻御入用ハ御三屋敷御普請一途え當り六千六百六拾貳貫目其外何角取合候てハ壹万貫目及の御仕送り相成、又此度桜田御作事ニモ三千貫目及の御前積りと相聞候。昔ハ御高拾万石余の御物成を以御割合御遣用ニ行足り御馳走をも不被請相調候処、後世ニ相成諸役人も御高え目の付処段違ニ相成、依之大公儀ニハ御内檢御余計と御目入の所無御余儀、縮ル所ハ御国民の難儀ニ落入申候。私とも御役座を始、御国の油を取候儀を忠勤の御奉公と申様ニ成行候。是則御先祖様御譲の土地根を枯し候道理にて、天道無勿体儀と奉存候。

天明元十一月二日

下村弥三右衛門

御両国石高大差引

一惣高八拾九万貳千九百七拾六石三斗六升七合五勺

内

高拾八万三千貳拾貳石

右長府徳山岩国御配地

同四拾六万八千五百五拾貳石五斗八升五勺

右御家来中并嫡子其外御雇寺社家足輕以下且地下雇等ニ至迄一切御配高

同四万四千四百九拾壹石壹斗六升壹合九勺七才

右御撫育方御引除高

同三千九百八拾石八斗九升壹合六勺貳才

右没収減少石御引除入石代共御撫育方え渡方の分

同壹万六千九百四拾壹石貳斗七升六合壹勺

右大坂借ニ付減少石御惱借方え引渡の分

同貳万四千三百六拾四石八斗六升三合

右御高札場其外諸御除石の分

以上七拾四万千三百五拾貳石七斗七升三合壹勺九才

残り拾五万千六百貳拾三石五斗九升四合三勺壹才

但定御所務田畠高

内

田方

六万六千九百七十七石六升四合毫才

此物成米

△貳万六千七百六拾三石壹斗五合六勺四朱

畠方

八万四千七百拾五石八斗三升三勺

此物成銀

八百四拾四貫百五拾八匁三分三厘

但此銀を貳石替米ニシテ

△壹万六千九百四拾三石壹斗六升六合六才

貳廉（注、右△印分）

合四万三千七百六石貳斗七升壹合六勺六才四朱

右の米を四ッ成にして

高拾万九千貳百六拾五石六斗七升九合壹勺六才

右の外御所務高無之、年並ニ寄風水旱虫の御損亡有之候得は、右御所務の相減し候右御物成を以御参勤御入用其外諸御臨時上々様方御仕渡於御国諸入用迄被相調候事。

（句読点は転写者。現行漢字を用ゆ）

下村弥三右衛門政武は明和から寛政にかけて、すなわち藩主重就によって着手遂行された藩政改革

進行期に、撫育方や所帯方等財務畑の役職を主として勤めた財政実務のエキスパートである。この「御内咄之廉書」（以下「廉書」）が書かれた時は、彼は所帯方筆頭のポストに在った。その時の当職は益田越中（又兵衛）就祥、地方（当職方）手元役は能美吉右衛門以成である。

当時の藩財政（本勘）状態及びそれへの対応については、能美吉右衛門の『藏櫃録』（萩市郷土博物館刊）に詳しく述べられているので参照されたい。益田就祥を責任者として能美吉右衛門・下村弥三右衛門がこの時期の財政担当の中心であった。破綻状態にある藩財政を建直す為に彼等が最終的に到達した結論は撫育方納年貢の本勘への編入（十八年間の期間）であり、その案は天明三年（一七八三）藩主治親へ要求された。しかしそれは重就の定めた仕法に反するものとして拒否され、当職益田就祥以下責任者は免職の上処罰された。下村弥三右衛門もそこに含まれていたことは言うまでもない。「廉書」は、財政再建に担当者が苦悩している時期の弥三右衛門の財政認識を率直に表明したものである。彼を一旦罷免したものの藩首脳は彼の実務能力を無視できず、天明六年の先大津代官を皮切りに遠近方・所帯方等の主要ポストに再び任用している。しかし復帰後の弥三右衛門は、ただ実直に役務をこなしただけのように見える。

この「廉書」を収めている『下村上書』（萩市立図書館蔵）には、他に弥三右衛門が書いた天明二年八月の「御所帯御実用の大括申上の手摺」（以下「大括手摺」）と同年十一月の「演説被仰付候覚」とが収まっている。ともに江戸と国許で重臣達を前にして行った財政状況説明の控である。「大括手摺」では「一跡古来御国より払出不来銀高江戸御増送且御借銀利且納え懸ヶ六千貫目前後年々他国え払渡……年を重候てハ四民困窮仕処無余儀」と言い、その財政難を擦抜ける為に「明暮の思案ニも人

民の油を絞取候工夫に掛り候ハ口惜次第神明の加護も有之間敷」と断言している。現実の財政担当者
の口から発せられたこの自認は、『藏櫃録』の能美吉右衛門と同じ考え・同じ心情のものである。

しかし彼等のこうした心情や危機意識は行政関係役人全体のものではなく、また全体のものとなら
なかった。施政の現実がそのようなになっていく原因は、財政事態の秘密主義にあると弥三右衛門は言
う。

“先年より御実用御請物の所ハ御密事ニ被成置、地江戸の当役御用方役人五六人の外えハ御知せ不
被成ニ付、現物成四万三千六百石余と申儀は御家来不存之故、諸役相動候者諸事の取計心も違ひ、
御儉約等被仰出候ても（防長両国）六拾万石の御大名ニハ御不似合の様ニ存入候。所詮永久難仕
候。”（大括手摺）

因みに山口県文書館の『毛利家文庫』中に「下村弥三右衛門御内咄之廉書」（一政理七〇）があ
るが、それと校合はしていない。

徂徠学と藩政改革

— 米澤藩・長州藩 —

はじめに

江戸時代中期、享保頃（十八世紀前期）より幕府を始めとして各藩ではその財政危機の克服を図って、政治機構の改編や経済政策への積極的な取り組みといった改革の動きが顕在化してくる。財政危機は、体制の機能が商品流通経済の展開に即応できず行詰った結果であって、そのことへの認識が経済政策の重視となってあらわれたのである。

藩政改革の全国的な動きが特に顕著になるのは宝暦以降（十八世紀後半）であるが、その多くに徂徠学に啓発されたメンタリティとその中で自覚されてきた政策意識が改革への能動的な誘因として存在することが指摘できるのである。

そこで探求された政策は財政安定にとどまらず、社会的基盤の整備を行うことによって富国を求めようとするものであった。その政策模索の意識と心性にとって、聖人の道として経世安民を説く徂徠学は自分達を正当化する思想的裏づけのものとして共感を持って受容されたのである。勿論それぞれ藩が持っている条件によって徂徠学に刺戟されながらもその政策には相違があり、また実行手法や

成果には異なるものがあつた。その例として米沢藩と長州藩を挙げることができる。しかし、改革を
 実行する主体に作用した徂徠学を過少に評価することはできない。

徂徠学が改革を志向する武士層に問いかけたものは、政治とは何かということであつた。武士層は
 徂徠学に接することによって、政治の目的や社会への対し方・採るべき政策の構想等について自らの
 為政の姿勢に反省を迫られたのである。その反省過程から彼らは、それまでの家中統制とか領民威服と
 かに主眼を置いた統治観念から脱却して、経済重視の経営観念からする新しい為政意識を持つよう
 なる。

徂徠学について那波魯堂は「徂徠ノ説、享保ノ中年以後ハ信ニ一世ヲ風靡スト云ベシ。……世ノ人
 其説ヲ喜ンデ習フコト信ニ狂スルガ如シ」（『学問源流』）と述べているが、それは政治を担当した武
 士層に影響したことも含めてのことであろう。実際に政治に携わる者にとって政治を重視する徂徠学
 は単なる学問思想でなく、経世への志を励ますものとして且つ現実対処への指針として改革政策へと
 波動していくものであつたのである。そうした社会的作用の実態も含めて、社会の一つの構造的存
 在として徂徠学は全体的に把握されるべきであろう。徂徠学の社会化については小島康敬氏による発言
 がある。（『儒学の社会化』、中央公論社『日本の近世』13）。

本稿は、上杉鷹山で知られる米沢藩の場合を中心に、徂徠学的意識の存在状況を考察してみようと
 するものである。

竹俣当綱の存在

米沢藩の改革を主導した思想的背景については、従来細井平洲を挙げることが通説となっている。例えば衣笠安喜「折衷学派と教学統制」（岩波講座『日本歴史』近世4）は、米沢藩の改革は平洲の指導の下に折衷学派の理念によって行われたと解説しており、更に同氏『近世儒学思想史の研究』でその裏づけの綿密な考察が行われている。

平洲＝鷹山の線で米沢藩の改革を把握しようとする見方は、鷹山の事蹟を全体的にまとめて顕彰した甘糟継成編著『鷹山公偉蹟録』（以下『偉蹟録』）によって確定された構図を踏襲するものであろう。しかし実際には徂徠学を動因として改革が展開されるのであって、特に改革の前半期の政策を担当した竹俣当綱には徂徠学の影響が強く見られるのである。小島康敬前記論文では徂徠学が「透視」されたとあるが、徂徠学の実践であったと言えきものであった。

明和年以降米沢藩が行った藩政改革の推進者である竹俣当綱については、上杉鷹山（鷹山は晩年になって用いた号であるが、一般によく知られている鷹山で通す）の名声に蔽われてその歴史的意思是十分に解明されていない。そのように軽視されることになった原因として、一つは彼が鷹山によって罷免されたこと、一つは彼の政治思想の検証不足が挙げられるのである。ここでは先ず罷免問題から取上げていく。

当綱は、漢科松伯の善我社に参加して早くから莅戸善政等とともに藩政刷新を志してきた。宝暦十

一年（一七六一）に江戸家老となったが、同十三年に当時藩政を専横していた森平右衛門を同志を代表して誅殺、明和二年（一七六五）には奉行職（執政）となって藩政を担当し、藩主重定に藩地返上を進言したり、またその隠居を求めて改革の機運醸成を図った。明和四年に鷹山が藩主になると、その信任を受けて一意改革政策を推進し藩経営に専念してきたのである。それが何故鷹山によって突然罷免され処罰されなければならなかったのか。当の当綱さへその理由を探しあぐねているこの事件については、従来種々の説明がなされてきた。それは処分の理由が具体的に示されていないかったことによる。

『愛山閑話』（『日本経済大典』巻十五）は「竹俣美作（当綱のこと）の晩路は如何、是こそいたはしき事にて涙を揮て馬糞を斬るの類なるべし」と述べているが、何故馬糞を斬ることなのか、その解説はない。池田成章編著『鷹山公世紀』（以下『世紀』）は「其罪状の明確なるを知るなし」と言い、「当綱晩年權威を専にし君を軽蔑し、驕奢に長し不法の事多し。故に罪せらる」（巻之六）とするが、その具体的な事柄については何も記していない。『偉蹟録』は「国家の大法に換へられ難く」（巻七）としているが、当綱の何が藩法に抵触したのか具体的に明示することはない。両書ともそれらしい事柄についていくつか推測してはいるが確定的なものではない。当綱の嫡子厚綱に示された罪状は「不行跡」と記されていたようであるが（当綱『治国大言録』。以下『大言録』）、これもそれ以上の説明はなかったらしい。当綱自身にも確実に思い当るものはなかったらしく『大言録』の中でいろいろと理由を考えているが、結局自分の無実を主張し、鷹山への憤懣をぶちまけることとなるのである。

『大言録』は、当綱が子息厚綱に宛られた神保蘭室の書状を見せられたことに触発されて天明六年（一七八六）正月に厚綱宛に書いたもので、自分の冤罪に対する鬱憤を爆発させた赤裸々な告白の書である。蘭室の書状には当綱の罪状が指摘され、更に当綱を批判した細井平洲の見解も添えられていた。当綱はそれらに逐一反論するとともに、藩再興を志して鷹山を藩主にふさわしい人物に育てあげてきたこと以来の心情と努力を述べ、自分の信念及び政策の正しさを主張している。

市立米沢図書館所蔵『大言録』写本には、一読した蘭室の書入れが見られるが、それ以上に注目されるのは、本文だけでは胸中の憤懣が抑えきれなかったのか、蘭外に追記された当綱の言葉である。そこには自分を見棄てた鷹山や嘗ての同志への抗議が生まの言葉で記されている。『治国大言録』という題名は後人の命名と考えられるが、内容に適切なものではないのである。それは罷免後彼が書いた多くの落政批判書や建言書とは性格を異にしたものであり、人間関係の生々しい実情を物語って米沢藩改革の実情を垣間見せてくれるのである。管見の限りこの書に言及している研究はないと言ってよく、何故今まで無視され放置されてきたのか、むしろそこに問題さへ覚える。恐らく鷹山顕彰の熱意による配慮が働いて伏せられてきたのであろう。

罷免の最大理由である当綱の『不行跡』の実態について『偉蹟録』等が解釈しているところは、天明二年（一七八二）八月の謙信命日における不敬行為と女の問題である。上杉家中の士として謙信命日には言行を慎んで哀悼の意を表するのが慣行であったのであるが、当綱は郷村巡回の途次で宿した農家において部屋をわざわざ暗くして夜の明けないこととし、前日以来の酒宴にふけたというものである。この説が現在まで一般に行われてきているが、『大言録』では自身のこの行為について何も

語るところがない。当綱の言動については監察の六老から江戸の鷹山へ弾劾書が提出され、それが罷免の引金となっていたので、何らかの事はあったと推察される。当綱が挙げている不敬行為は次のものである。

霜台君（鷹山のこと）秋月侯の御実母の御忌日に松原に於て死刑を行れ候事有之、江戸より御咎めの事有之候。只此の一条に候へき。……是も同役の量に候処、日限の心づきなく同意の上に候へは、此は皆々同罪の事に候。扱より外は過失の覚無御座候」（『大言録』）

当綱が地方巡察の時、部下を労ってよく酒宴を催したことは馬場次郎兵衛の回想記『宝暦の頃より以後御内證秘談綴冊』（『事修篇』ともいう）が記しており、それが多額の藩費支出となったとしている。この書は当綱の業績を顕彰して書かれたもので、酒宴のことも部下への配慮として受取っている。次に女の問題がある。『愛山閑話』（『鷹山逸事七種』では「青山閑話」となっている）は、当綱が下僚の者の妻を奪った為にその夫が自殺したと述べている。女のこととは当綱も認めているが、しかし事実が違っていて、「先妻に別れて後、妾を愛せし事」なのであって破廉恥なものではないと次のように反論する。

“多年御家の事に心つかれ身が寒^{（ひや）}へ候ては御国政ならず……小子が堅固に勢ひなければ御国の事が参らず候。然ば御家中の面々美女を撰みて与へ、美^{（うま）}いものでもたんとくれて老身を養はせ、半知でも年々返し貰候ハ、何程かの福なるべし。重大の譜代青木と申す広間番の娘を愛し候とて何たることの候べき”

これに対して蘭室は“勿論是等の事罪でもへちまでも有間敷候”（『大言録』欄外書込み）と答えて

いる。

更に蘭室が平洲書状を引いたりして当綱を批判している点は、次のような事柄に対してである。それに対する当綱の反論は、当時の米沢藩内の実情を明らかにしてくれる。

平洲の当綱批判は『大言録』が記しているところによると、「これも申すも賢を遠ざけ小人を愛し、かの窪田藤巻三矢真島など常に近付（つづ）つ候より事の起りたる」というものであった。蘭室も平洲に同意して、この点で当綱を責めている。ここに挙げられている四人は当綱と謡や舞の趣味を同じくする者で、彼の師匠でもあった。

当綱は彼等と心易くしたことは認めるものの、彼等と「逆心を企候令内談候事」はないと言っている。このような批難が起るのは、当綱が森平右衛門誅殺以来藩政刷新の為に協力し合った同志から離れて自分だけの党派を結成して、前藩主重定に接近して藩を壟断しようとするもの——恐らくそれは鷹山の排除にまで発展するものと思われたであろう——と見做されたところから来ている。当綱は憤慨して次のように欄外に書き込むのである。（以下当綱の言い分で特記しないものは『大言録』からの引用）。

「中君（鷹山のこと）御他家に御生れ被成、当国めの事はしかと御存知被遊まじく候。細井も濫井も当国の水を吞んで育ちたるにあらず。百里も距て、何ぞ此国の天地風土人情等何とて知らるべきや。此家に生れ此国の水を飲んで人となり、元より衰国を苦しめ世話にし命掛けにかゝりたる者と異（ちが）ひ申者に候。追従先生、すはと申せば夜逃げにする者共にて、国に大事あれバいつも家職の者

身に引請申事に候。……イヤハヤこと／＼しき細井が来翰一笑に余り候”

蘭室はまた、当綱を“賢を遠け候故万過百失”（『大言録』）することになったと批難するのであるが、これには藩政改革を目指した嘗ての同志と疎遠になったことをも含めている。当綱は疎遠になったことは認めるものの、国政執行にあたつては常に相談してきたと反論する。

“何に付て御国の大事と申せば此生（同志のこと）の賢慮を不承して取行候儀は無御座候。夫につき重も立候賞書罰書其外異なる触書等に至る迄も悉く内論を尽し候て之を取量候。……仍て小子在職中事を取て万過百失の事聊か心当り無御座候”

当綱自身は“小子と義を結び我を押出して家国の大患を解けしめ申され候程の儀に御座候へば共に／＼死ぬ殺せと誓ひし命の友”の同志から見捨てられたという念いが強く、むしろ自分を諫めてくれなかつた同志を責めるのである。

“然らば小子に過失あらば吾曹こぞつて百たび千度異見をも致し呉れらるべきか。然るに何の異見など、申事は不承候。之れにより元より過失ある事を知らず”

特に君命により米沢へ下向してきた“吾曹”の荏戸善政については厳しく弾劾している。

“御家の為め互に身命に懸けたる事共に候へば今更たとひ君命と雖も……元より義を結び候命の友の為めならば縦ひ其事不相成候ハ、何とて於君前死して不被入御覽哉。……誠に是は命の友と誓ひてし義人とは思ひ兼候”

ここでは君命よりも同志の義の方を重しとしている。嘗ての同志からすれば、当綱の重定接近は、藩体制に旧権力体質の復活を図るものとして警戒されたのであろう。蘭室は、当綱が重定へ接近し過

きたと批難している。しかし当綱にとっては、重定との関係は、無理に彼を藩主の座から隠居させて米沢住いとさせたという重い負い目を持って意識されるものであったのである。

鷹山が藩主となったのは、当綱が重定に隠居を強要するという一種のクーデターの結果であった。当綱から見ても重定は、「道」の話をうるさがるばかりの「じやみ」坊やで、遊芸に溺れた暗君に過ぎず、藩の改革を期待できる君主ではなかった。その故に隠居を強要したのであったが、それに応じた重定に当綱は一種の恩義といった念いを持つに至ったと言っている。隠居した重定の米沢移住については、その江戸暮らしは藩財政の圧迫となるので二三年の入湯保養ということで承諾させたのであるが、その期間を過ぎても米沢に引留めておくことが課題であった。

当綱が度々重定を自宅に迎えて酒宴や能を催したのは、重定の心を米沢に引繋ぐ策略からであったという。安永七年（一七七八）に重定お気に入り能役者金剛三郎を米沢に招いたのもその一環であった。これは養父を慰めようとする鷹山の美談として『偉蹟録』以来喧伝されているが、実際はもっと現実的な意図からであった。重定が江戸で生活する経費は、金剛が五度六度罷下候にも替へざる事だと当綱は言っている。

また当綱の弁明によれば、重定と懇親するのは鷹山との間を円満なものにしようとしての苦心であったという。重定には実子があってそれを藩主の座に着ける為に鷹山を排斥する藩士の動きを警戒してのことであつたのである。鷹山が壮年で突然隠居し重定の実子治広に家督を譲っていることを考えれば、藩士の動向も複雑な様相を持つものであったと想定される。こうした苦心は蘭室等には理解してもらえないだろうと当綱は言う。

況や小子此等の大罪聊か無之、一三度に及び命掛けの働を致し御国を立置候者へ、不行跡などと申す御意を以て恥を御かゝせ被成候儀如何なる君慮か。入替誰に御たまされ被成候て御国の柱となる小子を斯る目に被遊候哉。”

更に進んで当綱は、自分を罷免しながら其の後は富国安民の政策が行われず、その上鷹山自身が理由も定かでなく隠居してしまったことを責める。

“ゑいやつと御国を立^きりきみに罷成候処、如何なれば小子を御沈め、其上あまつさへ御ぬし様迄御隠居を被成候て未だ西も東も御存知不被成当君へ御国を御譲り被成候事はなんあぶもとらずはちもとらずと申様なる儀、何の事の何にと申事に候哉。”

米沢藩の改革政策の實際を内在的にかつ実証的に捉えようとすれば、『偉蹟録』以来鷹山に帰せられている改革の業績は、政策を企画し実行した当綱（その政策の方向を継承し時代の経済状況に合わせ展開させた笹戸善政も含めて）に帰せられるべきものであろう。『世紀』は、当綱執政時の政策をすべて鷹山の意図に発したように叙述している。執政（奉行）を任命するのは藩主であり、執政によって立案された政策を裁可するのも藩主でありそれによって発効するのであれば、鷹山にすべての功が帰せられるのは形式的には妥当するかも知れない。しかし藩政を実際に担当し運営していく者の業績については、その実態の客観的把握からする評価が必要である。

蘭室が当綱を批難する事柄を見ると、それが安永二年（一七七二）に起きた有名な七家騒動（鷹山が藩主として遭遇した第二の藩内抵抗。それも最大の抵抗であった。最初の抵抗は明和四年（一七六

七)の儉約令に対する国許重臣の抵抗である)における蘆科立沢起草の当綱罷免要求の訴状が挙げている事柄と類似していることに気がつくのである。

その時にも施政上の当綱の専横や賞罰の独断、佞奸昧の者を周囲に集めて党派を作り藩主を独占しようとする事、古来よりの藩風を無視して「御手伝忠信道」と称して藩士や領民を煽動し新法という奸計を立てる事等が列挙されていた。(七家の訴状については『世紀』巻三参照)。

鷹山が何時頃から何故に当綱へ距離を置くようになったのか。それは七家騒動からであって、その時は当綱を信任したのではあったが、当綱に依拠して藩を統治することの不均衡性を感じとったのではなかったか。それが次第に当綱の政治意識や政策に対して批判的になったのであろう。それを更に澁井太室の意見が決定づけたのである。

太室は安永三年(一七七四)に滝鶴台の後任として鷹山の顧問となった。平洲の推挙によるものであるという。長州藩士である鶴台は明和七年(一七七〇)に江戸から萩へ帰り、そのまま病に倒れて安永二年に死去した。その太室に対して鷹山は米沢藩が行おうとする改革政策を示して意見を求めたのである。それに対する太室の答書は『偉蹟録』巻十八に録されているが、「治民の一条覇術に係り候様乍恐存じ奉り候」(『偉蹟録』は読下し文にして収めている)と答えている。治民の一条とはどのような事柄を指しているのか詳かではないが、「御手伝忠信道」等を指しているであろうか。その答書については、鷹山の統治観念とともに別に検討するつもりである。太室の意見は、七家騒動の経緯から鷹山の心を引付けるに充分であったと思われる。

安永九年(一七八〇)二月当綱が辞職を申出たのに対し鷹山は、「美作(当綱のこと)が上は譬え

は十五夜の月なり。十六夜より次第に欠も出づる者なれば今度は願の通申付け其の功を全うせしむべし。『偉蹟録』卷七」として許可しようとした。しかし六老以下の役人が当綱の留任を切願し、引続き奉行職に留められたという。『偉蹟録』卷十九にも、当綱罷免には太室の意見が大いに作用したことが記されている。

すなわち、天明元年（一七八一）用務で出府してきた当綱を鷹山は社稷の臣として太室に吹聴し、是非対面するように薦めたのである。当綱に会った太室は彼の人物を批判し、「君公の御權威既に斯の人に移れるなり」としてその排斥を鷹山に進言したという。会談の際当綱は、森平右衛門を誅殺して藩を救ったことを得々と語ったらしい。それが太室には不遜の事として映った。

夫国^{（ふくに）}の大臣を誅するは非常の大變にして、恐れに恐れ慎みても猶余りあるべきに、却って此の如くなれば最早驕氣充ちて其の自恣の取行ひのほども推知られて候。君公早く心を用ひ給はずんば、恐らくは君臣共に過ち給ふ事あらん。『偉蹟録』

しかし『偉蹟録』が記している天明元年という年時には疑問が生じる。『事修編』によれば当綱は安永六年（一七七七）一月に出府しており、鷹山が天明元年まで当綱を社稷の臣として紹介することがなかったとは考えにくい。また当綱が森平右衛門を殺害したことはよく知られたことであり、この時点で殊更に取上げたのには何らかの含みがあったのと考えられる。太室は鷹山に師として招かれる以前から平洲・鶴台とともに鷹山の許に出入りしていたことは、松崎慊堂の『慊堂日曆』（平凡社東洋文庫版）文政七年十月二十七日条に見える植田雪坡談話（後出）からも分る。そうした太室であれば当綱については早くから耳にしており、又面識もあったと考えるのが自然であろう。従って太

室の進言は或は安永六年のこととも考えられる。しかしここでは年時の考証よりも当綱罷免に太室が大きく関与していることが確認できればそれで充分である。

鷹山への君主教育として『御左に細井、御右に滝殿』という配置は当綱の構想であった（『大言録』）。その構想は後に『左に細井、右に三谷（『事修編』）』となるのであるが、鶴台の死後鷹山の学問及び統治の顧問の配置は平洲・太室となる。鶴台から太室への移行は、鷹山の政治観に影響を与えたであろうことは上述したところである。平洲の嚶鳴館を根拠に鶴台・太室それに秋山玉山・木村蓬萊・南宮太湊を加えて彼等は心を許し合った友人であったが、その奉ずる学問や政治思想にはそれぞれ差異があった。その差異を超えての交友であったことは『鶴台先生遺稿』や『嚶鳴館詩集』を見れば了解される。因に鶴台歿後その行状を撰したのは太室である。

太室が徂徠学について批判的であったことは、前述した安永年中の鷹山への答書（『偉蹟録』巻十八）を見ても分る。そこで述べられている彼の学問観は次のようである。

「学問は修身齊家治国平天下の外は之無く候。其内修身は第一の所に御座候間顔子の克己復礼を能く御呑込み、夫より一貫忠恕に止まると云ふ事を体験受用遊ばされ候様願ひ奉り候。」

鶴台はこのようには言わないであろう。上述したように太室は米沢藩の政策を覇術だとしたが、同じ答書で政策の在りようについて次のように述べている。

「政は簡なるを貴び候。……もし御国元にて屢々新礼新法行はれ申候や、左様に候へば簡になるべき様は御座無く候。簡ならざれば民聴一ならず、屢々新令出で候へば民信せず、新法出づれば民惑

ひ申候。”

こうした批判に対して当綱は、それは米沢藩が陥っている実態を知らない者の観念論だと反発していることは上述した。罷免後に彼が書いたその数々の政策論において、徠徠学の経世安民——それも太宰春台の『産語』における『治生』論に立脚して太室の徳治主義的統治観を批判している。当綱の政治思想については別に考察するつもりであるから、ここでは彼が徠徠学的理念をもって政策を構想していたことを指摘するにとどめる。

平洲の統治意識には、当綱と同じように安民の為の社会対策を重視する認識が認められる。その『管子牧民国字解』においては『治生』の語は使われていないものの領民の生活の安定を図ることが人君の職責として語られる。

凡人君万民ノ主トナリ玉フ身分ノ本意ト云ハ……下領民ノ臣民ヲ教ヘ導キ養ヒソダテテ、人々今日ヲユタカニクラシ、活ベキ程ノ命ヲ活テ、無難ニ一生ヲ終ルヤウニ世話ヲヤキ玉フガ君トナリ玉ヒシ本意也。……人ノ身ニ急要ナル物ハ衣ト食トノ二ツ也。……衣ト食トノ二ツニ苦勞ナキ様ニト云ガ国郡ヲ治ル仕事ノ元根也。”

そして制度を立てる必要性が説かれるが、それは法度刑法を厳しく立てることとされ、民生安定の経世政策へと展開されていない。それよりも藩主の徳行が優先されている。同じように藩主の統治職責を説いた『野芹』では特に徳行が顕著に主張される。

因みに『野芹』の名は当綱の施政を称賛しての滝鶴台の著とされて七家騒動における当綱罷免訴状に出ており、また松平定信が安永九年（一七八〇）に読んでいたことが『東海市史』資料編第三巻の

平洲「年譜」に見える。それらのことから『野芹』は安永年に成ったかと思われ、それとともに鷹山もその頃それを読んだことが推測されるのである。

当時各藩が取組んでいる改革の空気にについては太室も関心を持っており、『世の手本』なる著を残している。しかしそこでは政策には殆ど関心を示していないが、前にも触れた鷹山への答書では人君の職は「富の術を御行ひ専要と存じ奉り候」と言っている。また当綱にあっては、「治生」の富国政策のみでよいとするものではない。明和九年（一七七二）領内巡察の役人に与えた訓示「郷村教導出役心得」では孝悌を教えることを強調しているが、ただ徳行のみでは民生の安定向上はもたらされないとするのである。時代状況との取組の必要性の認識は、太室・当綱に共通して存在しているのである。

以上見てきたように、当綱罷免には治国治民をめぐる思想の対立が伏在していた。当綱罷免によって米沢藩の改革政策は中断或いは停滞するが、徂徠学に触発された経世の政策意識は根強く残存し、それは莅戸善政（太華）の起用要求となって再生するのである。

当綱の政策理念を継承して改革を推進した善政の徂徠学への傾斜は、中山精『楽言録』（『少年日本文庫』第七編）に記されている平洲観によって分るのである。それは中山精の師である善庵という人に善政が直接語ったところを、中山が善庵から聞いたものである。

「誠はかれ（平洲の）はさるべき程の人にはあらねど、さすがに古の道学びしほどありて此年ころ君にも吾輩にも打むかひていふ処の用ふるに足れる事も多し。……されど誠によく国家を治むべき道

知れるものにはあらず。国政など任すべき人とはおぼえずといはれき。”

次いで善政は尊信する先賢として伊藤仁斎・荻生徂徠を挙げるのである。そして善政自身は“大夫(善政を)”常に管仲子産をもって自ら比せられし”であったという。鷹山の米沢藩にあって、実際に政務を担当する武士層にあっては徂徠学は生きて働く意識のものとして受容されたのである。ただ平洲からすれば、経世的政策構想は実際に政務を担当する者の職責であって、平洲の任とするところではないと言うだけでも知れない。

平洲の『小語』には、当綱が高く評価されて賛辞が呈されている。

“米沢政卿、竹^(マツ)暎当綱君瑞、抗直言而回傾危、誅姦邪而除国害、止新政而復旧章、拳忠良而退詔佞、賞孝悌而励親睦、興学政而育賢俊、抑奢靡而制節儉、勉農桑而足財用、咸其力也。”

この文は何時頃書かれたか分らないが、当綱の『治国大言録』を読んだ後では白々しいものに思われる。或はこれは、鷹山が世子の頃（鷹山は明和四年家督）米沢に帰る当綱に向って（当綱は明和二年以降奉行職にあった）一言の忠告を求めた時、当綱は“平洲先生を敦睦し給へ”と奉答したということ（「有馬先生荏戸美耶計」、『日本経済大典』第十五巻）への平洲の返礼とも受取れよう。同じ平洲撰の「米沢国老竹俣君瑞碑銘」（『嚶鳴館遺稿』巻八）では当綱の施政を顕彰していることは同じであるが、“性忠慨、処物果敢、故毀誉交至”の文字が見える。当綱罷免については“坐事奪職、幽居于家”とのみ記すのは、死者に対する礼儀からであろう。

なお嘉永二年（一八四九）に成った相良秀興（米沢藩士）の『鶴城叢談』（『山形県史』資料編三）

は、次のように当綱を顕彰している。

「其晩節全からすといへとも其国家に大勲勞あるは竹老（（三綱の））を以第一とす。竹老無くば太華先生（（三綱の））の世に登庸せらるゝも難かるへし。此人の草創、此人の潤色、同是至治隆興の元老にして百世宗廟に配食すべき人ならん。」
これは徂徠学勝利の追認である。

竹俣当綱と徂徠学

竹俣当綱の政治理念は富国安民・濟世治生であり、それを達成する為に「人拵え」を図って「治生」の政策を行うというものである。「人拵え」は荻生徂徠の『政談』から教わり（『大言録』）、「治生」は太宰春台『經濟錄』及び『産語』から学び取っている。

「人拵え」は主体的な改革意識を育成するものであり、「治生」政策を行う上での前提として捉えられる。「治生」の主張は当綱の数多くの意見書・政策論において表明されており、『産語』に直接接収して書かれた「治生論」なる一文もある。当綱が直面した現実には危機感によって把握されており、服部南郭が自らの時代を「至徳の世、無為治を為し、明明として上に在り、濟濟として位に在り、長老死に至るまで、逸楽富厚、衣食甘美、以て其の俗を安んずるのみ。」（『送田太心序』原漢文。岩波『日本思想大系』37）とする認識とは大きく懸隔する緊張感に充ちたものであった。政治の在り方を問題にする春台の言説に強く牽かれたのは当然であろう。「治生」は現実に対する当綱の危機意識が

見出したものであった。

「治生」なる語は『經濟錄』卷五「食貨」においても見えているが、そこでスギワイと訓を附されたこの語は食貨の基体として提示され、「食貨とは上天子より下庶民まで天下の人の治生の道を云也」と位置づけられる。しかしそこでは「治生」そのものが政策課題として取上げられてはいない。そのスギワイが拡大深化して捉え直されて『産語』においての「治生」となったのである。「治生」こそ政治の目的とするところであると主張されていくのである。

因に春台は『産語』の跋で、この書は奈良の古寺で発見されたもので、誰の著であるか不明であると暗晦しているが、春台自身の著であることは門弟の宮田迂斎の序が確言している。春台は管仲・李悝等中国古典中の人物の言動や逸話に仮託して自己の政治論・食貨（経済）論を展開しているのであって、瘤取り爺さんの説話まで援用している。

諸橋『大漢和辞典』（大修館書店刊）は、「治生」なる語の典故として『史記』の「淮陰侯列伝」冒頭の文章を引いており、そこでは生計の道を立てる・産を得る以上の意味は持っていない。しかし春台の『産語』は、治生を例えば次の如く政治目的に意識して価値づけているのである。

「易云、天地之大徳曰生。生其可_レ不_レ治乎。人而不_レ治生、是謂_レ悖天地之徳。故匹夫不_レ治生、則饑餓至。士不_レ治生、則廢其事而獲罪於君。卿大夫不_レ治生、則不_レ能保其家。国君不_レ治生、則不_レ能安社稷。天子不_レ治生、則不_レ能安四海。大哉生乎。」（良卜第十二）

ここでは、「治生」は社会各階級の果すべき職責として、社会に対する階級各自の倫理的要請とし

て提出されている。また同書「文侯問第十」では李悝の言として「治生」が詳述されているが、例えば天子の治生の履行は政治を正すものとされるのである。

「天子之治生也、正百官、修礼樂、令万物各遂其生、兆民各得其所。然後威德並行、四夷不侵、海内又安。……夫生一也。治之之道、大小不同耳。君独如何得_レ不_レ治生乎。」

このように徂徠学が強調する聖人の道——経世安民は「治生」を図ることに集約されており、それを論証しかつ政策化することを求めて管仲や李悝等を借りて言説を立てているのである。「治生」は政治の在るべき姿にまで昇化されており、当綱もまたそのようなものとして受容するのである。

『経済録』と『産語』とは治生の政策に差異が見られる。『経済録』や『経済録拾遺』では重視されて主張された食貨の道——営利行為・交易活動の奨励は、『産語』では農本主義の儒学本来の立場の姿勢に復しているように見える。地の利を尽すという主張も農に主体を置き、産物の交易については農本主義の従属的な行為として言及されるのである。農に対して商を低位に置く姿勢は次の文にも見られる。

「聖賢之君、必貴_二五穀_一、而賤_二金玉_一。貴_二五穀_一、在_レ尊農夫。賤_二金玉_一、在_レ卑商人。夫民農為_レ上、商賈為_レ下。」（「文侯問第十」）

「利_レ国莫_レ若_レ利_レ民、利_レ民必自_レ農始。古之道也。」（同前）

もっとも春台が『経済録』等で商を重視したのは当時各藩が当面する財政窮乏への対策としてであり、「諸侯トシテ市賈ノ利ヲ求ルハ、国家ヲ治ル上策ニハアラネドモ、当時ノ急ヲ救フ一術ナリ。」（『経済録拾遺』）であった。商品流通経済を無視することのできない社会の趨勢の現実として受けと

め、それへの適応を求めるいわば『権道』としての政策提唱であった。

荻生徂徠は、『政談』巻之二で、
 武家ト百姓ノ常住ニ宜キ様ニスルヲ治ノ根本トスベシ。商人ハ不定ナル渡世ヲスル者故……商人ノ潰ル、事ヲバ、嘗テ構フマジキ也。と商人の力に反撥を示しているが、農業重視は徂徠学においても基本とするものであった。百姓対策としては、
 或ハ桑ヲ樹テ蚕ヲサセ、或ハ麻ヲ植、漆ヲ植、総ジテ山ヲ立サセ、何ニ付テモ地ノ利ヲ見立テ、所ノ賑フ様ニナル仕方可有
 『政談』巻之二と殖産の奨励を説いている。しかし貨幣経済社会に政治的に対処するには実際の政策として管仲・晏嬰等への関心を引起さざるを得ず、権道という言訳によってその政策の妥当性を主張する外はなかったのである。春台も世を濟う為の時務策として権道を認めているし、当綱は安永元年（一七七二）に書いたと思われる『済時策』において、非常の時に対処するには『権道』を用いるほかはないと述べている。

管仲や晏嬰等の経世家への関心は、徂徠学徒には強く見られる。滝鶴台は宝暦三年（一七五三）に長州藩の加判役（参政最上職）になった毛利広漢に、管子・晏嬰の政策を参考にするよう進言している（『鶴台先生遺稿』巻九、豊西君宛書牘第二書）。米沢藩中にも徂徠学への関心は当然存在し、そこへ鶴台が鷹山の師として招聘されて介在することにより経世意識は一層刺戟され、安民論議に作用を及ぼしたことは考えられる。そのような空気の中で当綱は『産語』に出会ったのであろうし、彼の徂徠学——就中春台への傾倒は格別な思い入れがあるのである。

鶴台が鷹山に招かれたのは明和二年（一七六五）かと思われるが、それは当綱の鷹山に対する人

拵え”の一環として“御左に細井、御右に滝殿”という構図であり、そこで“細井先生より治めの道を御習ひ、或は滝先生御諫め被申上候て人君の御才徳被為備候事”になったのであるという（『大言録』）。

鶴台の指導がどのようなものであったかは『偉蹟録』卷十九の記事からその一端が推測される。

『孟子』の井田の章（滕文公篇上）を鷹山に進講していた鶴台は、突然藩主に侍して聴講していた少年時の神保蘭室にむかって米沢藩の田租取立法を尋ねた。蘭室が知らないと答えると鶴台は大声を発し、“其の国に生れて其の国の税法を知らぬたわけやある、此の井田の章を講じて果して何の益ありや、只今聞いて来れ”と叱りつけた。蘭室は直ちに役人に聞いてきて報告した。鶴台は“学問といふは左こそする者よ”と諭したという。徂徠学の実学としての実践を示したのであろう。勿論それは鷹山に対して諭したのである。

前に触れた松崎慊堂の『慊堂日暦』文政七年十月二十七日の記事は次のようなものであって、鶴台の風貌を伝えてくれるのである。

“植田雪坡云う、滝鶴台は初めて米沢侯に謁す。太室・平洲と侍食す。鶴は給仕を召して云う、この飯は食うに堪えず、別に飯を取り来れ、これ無くば子厨中の飯にて可なりと。侯は怪しんでその精ならざるかを問う。曰く、僕は生来真飯を食し、煮米滓を食せず、人君は大抵は煮米滓を食す、故に軟弱にて用にあたらずと。侯はこれより真飯を食す。”（東洋文庫版）

当綱が平洲よりも鶴台に親近感を抱いていたらしいことは、その著作に鶴台の文章を引いて自説の保証とされていることから窺える。当綱閉囚中の天明六年（一七八六）とされる上書「長夜之寢言」

には、冒頭から鶴台の著『三之選』（宝暦六年刊）の文章が引かれている。『三之選』は『我を捨て世を救ひ、人の為になり候』事を行うのであれば、その道は儒・仏・道（老莊）のいづれであっても各人の好む所に任せればよいと述べ、その中でも天下国家を治めて家を斉えるのは聖人の道（儒）を第一とすると説くものであった。それは「長夜之寢言」が主眼とする政策論を直接補強するものではないのである。従ってそこにおける引用は内容とちぐはぐな感じのものとなっている。

当綱が安永元年（一七七三）に新たに設けられた郷村出役の者に示した「郷村出役心得」には、第一条に「天道を敬ふ事を教へ可申事」が挙げられている。敬天については鶴台もまた「畏天命」として、米沢へ入部する鷹山へ寄せた上書（写本を市立米沢図書館所蔵）にも最初に掲げているところである。また鶴台が長州藩主一門の者に呈した訓戒書『はし立』（寛延三・一七五〇年以前に成る。東北大学狩野文庫蔵本では『五常根元記』の書名になっている）においても、〈君道〉の第一条に「畏天命」を挙げている。「天命」の觀念が鶴台の思想の基礎にあることが分る。

「敬天」は徂徠『弁名』に「先生の道は、天を敬するを本となす。故に君子の心は敬せざることなし」（「恭敬莊慎独」とある。徂徠の「敬天」、鶴台の「畏天命」、当綱の「天道を敬ふ」とそれぞれ用語を異にして問題意識の差を見せているが、その差についてはここでは触れない。天への敬畏が徂徠学には一つの信条として存在していることが確認できれば足りる。

鷹山の思想構造に鶴台からの影響がどのように見られるのであろうか。師に対して誠実敬虔を重んじた鷹山であれば鶴台から受けた感化の反芻はあったであろう。それは経書等の読解の姿勢にとどまらず思惟化への作用は当然考えられるのであるが、鷹山の書いたものを見てもそれとして指摘できる

ほど明確でない。強いて言えば、聖人の道は安民にあるとの考えであろうか（津山侯への答書）。しかしそれは平洲もまた説いているところである（『萱子牧民国字解』）。平洲に比べて鶴台の影響が薄いように感じられるのは、鶴台が明和七年（一七七〇）に江戸から国許萩へ帰りそのまま病歿したという短期間の交渉であったからであろう。明和九年、米沢下向から江戸に帰った平洲は病臥中の鶴台に宛てて米沢滞在中の様子を報告しているが、その書状には鶴台を偲ぶ鷹山の姿が語られている。また鷹山は『鶴台先生遺稿』に序文を寄せているが、それはそつなくまとまっただけで内心の吐露に乏しい感じがする。

当綱が『治生』の語を使って自己の政策を語り始めるのは、管見では明和九年二月に物された「行事仕立方」からである。これは当時再置された郡奉行に示した勤務心得である。明和八年に彼は「郷村御用勤方心得」（『羽陽叢書』巻一「郡奉行心得書」）を書いていて、これには『治生』の語は見えない。しかし農が治国の基であるとして地の利を尽すことを説いているので、『産語』の論旨を継承していると言えよう（「行事仕立方」及び「郷村御用勤方心得」は『偉蹟録』巻三に収める）。その外明和五年（一七六八）の年時を記した当綱自序の『立政録』（『日本経済大典』第十五巻）において『治生』を論じているが、その序文の年時には疑問がある。内容に安永年中（明和の次の年号）に行われた施策に言及しているところがあるからである。何故序文に明和五年と記されているのか不明であるが、今後の検討を俟つ外はない。以上の事から当綱が『産語』に出会ったのは明和の後半と見られるのではなからうか。『立政録』については後で取上げるので、ここでは安永元年（一七七二）に

書かれたとされる「済時策」を取上げる。

「済時策」は「治生」を施政の目的とすべきことを主張したマニフェストである。後人の加えた註記によれば、この書は元來題名を持たず、「蓋安永元年国家（水沢）衰弊のあまり危急存亡のとき、はからずも江戸両邸類焼しけり。于時竹大夫（訃）建白致されしもの也。故に今かりに題して済時策とハいふぬ」とある。

安永元年（明和九年）二月に江戸の大火で桜田・麻布の両藩邸が類焼し、秋は旱魃に見舞われた。前年に郡奉行・郷村頭取を置いて民政整備に手をつけた矢先であった。重なる災害を前にしての危機意識が「済時策」となったのである。それは藩財政遺繰りの次元にとどまらず済世富国を図る政治を行うこと、その為には「治生」の政策を採用して領民の生活を安定させ、その力を結集し藩全体の体質を改善すべきことを課題として提起したものであった。金銀は天よりも降らず地よりも湧きはしない、「只民力を増して地の利を尽し候上（世）に止たる事」であると当綱は言う。そして「御治国安民の事ハ民力を尽し候に致一定……危難の御時節ニ偏り居りながら破れんを得んより国人心力を尽し候儀今日の急務なるべく候」とその実行を鷹山に迫るのである。

「済時策」で注目すべきことは、当綱は既に治生を標榜する自らの政策を「権道」として自認していることである。その「権道」の意識は、例えば鷹山が一葉綿衣を実践していることを君主として本来の生活の姿ではないと指摘し、それは藩を再興する為の非常手段の姿であって従って権道であると言っているのである。その上で「時に臨み権道を守りて疑はず」と確言し、「治生ハすきわひの儀、今日人々の統方くらし方を治生と申候」でそれが根本であって、その治生を無視して藩経営の政策は存在しな

いとしている。その信念が当綱をして「済時策」を書かしたものである。「治生」はこれ以後当綱の政策理念として一貫して主張されていく。そしてまた鷹山の統治姿勢を批判するキー・ワードともなっていく（例えば当綱「時之論」参照）。

「治生」を目指す当綱の政策を総合的にまとめて示したものとして『立教録』と『国政談』がある。そのうち『国政談』は（文中に天明二年の文字がある）藩主に差出された形式をとっているが、自己の政策の足跡をふりかえって執政としての功績を包括的に詳述しているもので、政策理念の表明としては『立教録』の方が重要である。この書はまた当時（天明中・後期）の米沢藩の執政衆に対し政策理念の明確化を迫るものとなっている。

『立教録』は当綱自序によると「蓋得_レ人得_レ国、失_レ人失_レ国、……誠人之得失者、国之盛衰係_レ焉、不_レ可_レ不_レ慎矣」の見地から、「老臣の人君に仕へて国を治るの儀粗_{（あら）}其条件を記し当職の龜鑑とす」の意図をもって書かれたもので、彼の著作の中では藩政全般を正面から論じたもっとも整然たる構成を持った一つである。

その自序は明和五年と記されていて、岩波『国書総目録』やその他の書も『立教録』の成立を明和五年としている。この年時には疑問があることは前に記しておいた。そこでも触れたように、内容を見ると「御家格之仕立安永時代出来奉行部屋へ備置候」とか「安永御備初之御取立有之」とかの記事が見え、本書の成立は鷹山が家督を養子治広に譲って隠居した頃すなわち天明頃に求められるものではないか。いづれにしても藩政改革を行う為に「人拵え」によって経済の道——民力と地の利を尽す

ことが強調されるのである。

「夫經濟は天下國家を治る道なれば、是を師に學んで孝悌仁義を本とし御國用を利すべし。……其要用衣食住の三つは治生の元なれば……古しへの道は養を先とし教を後とす。……生々は天の徳なり。是を繼でこれを生養するは人君の徳なり。君恵を得て是を成すは老臣を始諸職の役にて、くはせたり着せたり人々飢え寒えざるは、國家の仁政何か是より大なるべき。」

そこから次のように展開して、自分を罷免した鷹山の徳治教化主義への批判となる。

「此故に徳を慎むと申事は國を治め民安んずるに一定したる事に候。然るに徳を慎むの一にのみかぎり賢なる人を用ひざれば、土ありても地利を尽す事も成さず。しかる時は何によって五穀金帛の財用を生ずべきや。土より財用生じざれば何ぞ國用足りぬべきや。然ば只徳を慎むの一に限て十にわたらざれば其用をなさず。勿論徳を積候事は上もなき事にいへども、唯徳のみありて天下國家を治るの用を行はざれば、其徳何の用にや立べきぞ。」

これはまた平洲や太室に向けられた批判とも読める。この当綱の言葉は、当然『徠先生答問書』の次の言葉を思い起させる。

「たとひ何程心を治め身を修め、無瑕の玉のごとくに修行成就候共、下をわが苦世話に致し候心無御座、國家を治むる道を知り不申候はば、何の益も無之事ニ候。」（岩波『日本古典文学大系』94）
また『立政録』は、藩政の正邪についての基準や更に〈臣道〉について一項を設けており、藩政構想論であるとともに啓蒙書・教訓書としての性格も持っている。その上で「小人經濟にくらく唯財政を求る事のみ専らとする時は尚々儉約をしても弥貧乏」になるとして、自分が行ってきた政策を列挙

し、その継承を求めるのである。小人とは、当綱失脚後の藩政を主導した志賀八右衛門祐親や財政の小規模化を主張した黒井半四郎忠寄等を指している。鷹山は彼等の言うところに耳を傾けるようになっていたのである。祐親は当綱の推挙によって登用された一人で、当綱グループの者であった。

当綱の批判の対象には、彼の罷免後の藩政の状況とそれをもたらした鷹山の統治姿勢とがあったのである。鷹山の政治理念及び平洲のそれについては後で考察するが、鷹山は統治を、徳治という道徳性の実現に求めようとした。心を以て心を治める考えである。道は治国の為にあるとの認識においては当綱と一致するのであるが、その道の内容は懸隔していた。すなわち利を求める覇術（権道）を排除しようというものであった。鷹山も当初は当綱の政策に同調して領国経営に取組もうとしていたのであるが（安永四年示達の竹俣当綱「手控」参照、『世紀』巻四）、次第に当綱の政治姿勢に批判を持つようになったことは上述した。

しかし鷹山は当綱罷免後の志賀祐親の施策の行詰りから、自らの政治理念における政策（徂徠『弁道』に言う『聖人之道。皆有施設之方。』）の不在に改めて気づかされたと思われる。莅戸善政の起用は恐らくそれを物語るものであろう。

因に当綱にも「産語」と名づけた著作があることが知られている。彼は『立政録』の中で自らそれを記しているが、安永四年（一七七五）九月、江戸の三谷三九郎資本の導入を図ってその手代喜左衛門を招き藩内を巡視させた時にそれを贈っている（馬場次郎兵衛『聿修編』）。恐らくそれは春台の『産語』から抜録したものではなからうか。治生の為に地利を尽すことを披瀝して三谷資本を説得しようとしたのであろう。

当綱の政策のもう一つの柱である“人拵え”については、その重要性を祖徠の『政談』から教わったと彼自身言明していることは上述したとおりである。すなわち

“衰へたる御国の直ると申事は、先づ人の心より直らねば成らぬと申儀を漸々相考候内、政談に人の拵と申事が有之候。小子実は之ニ習ひ、御家中の人々を拵ひ申たる事に候。”（『大言録』）

それは改革推進の動力を造出する為の作業であった。鷹山への人君教育もその一環をなすものであったのである。

“上ミ人君を拵らへ奉りしより下モ拾万に及び候て人拵への罷出候事如此ニ候。”（『大言録』）

このように自賛しているが、当綱の指導によって退嬰的であった藩内の人々の意識が変化していったことは、荒蕪地開墾事業への藩士以下領民の労力動員の状況からも推察されるのである。動員は藩主鷹山以下役人の率先垂範という形において為されたのであるが、“御手伝忠信道”（『世紀』巻四、七家連署当綱弾劾書）と名づけられてイデオロギー化され、人々の改革志向を鼓吹したのである。それによって領民の生産意欲の向上や生産環境の整備が行われたことは無視できない。それはまた下級武士層の政治への覚醒を促がし、当綱の政策への同調という方向において藩政面への進出が行われることとなり（『事修篇』）、更に寛政度改革の原動力ともなった。しかし当綱の人拵えは無から改革の主体の有を生む手段として把握され、上からの指導として行政的に行われる謂わば人力の国家総動員的な手法のものとなり、いよいよ功利性を印象づけることもなった。それはまた当綱に啓蒙家として指導者意識を助長させることとなり、党派性の形を際立たせたと思われる。

当綱の人拵えは、藩校興讓館の建立による人材養成方針とは異なっている。興讓館は安永五年（一七七六）に建立され、当綱も中心的に関わっているが、彼が自己の施策を誇示して列挙している『立政録』には何故か興讓館建立のことは取上げていない。藩校は鷹山の強い意志のものであったからである。

細井平洲の「建学大意」（『嚶鳴館遺草』卷三）は「讓を興するは恭遜の道を修業すること也」と館名の意味を示しているが、その主眼は「安上利民の政」にありとし、それは「仁義德行を尚ぶに成り、利口才智を用ふるに敗る」として、藩の性命をつなぐ飯を炊き出すよき鍋になることを藩士にもとめることにあった。徂徠学が「経世安民」というところを「安上利民」としていることは注目されよう。

平洲の米沢招聘から学館成立までの次第を記録した『寛政録』には、人倫を明らかにし君臣父子の道を教える為に学問の稽古場を設けるという鷹山の意志が記されている。領民へ孝悌忠恕を教えるのが学問であり、学問は政教の始め・治国の根元であるとするのである。津山侯に答えた書（『偉蹟録』卷十八）で鷹山は、人倫を明らかにしなければ国を治め天下を安ずることはできないと説いている。孝悌を統治の基本に置くことは当綱も同様であって、「めくら蛇」（安永八年二月成）においては特に「孝悌」の項を立てて、「富国安民と申も天下を平かにし国を治め家を斉ふると申事も皆孝悌より始り候」と述べているのである。

孝悌は徂徠学においても重視されるところである。徂徠は孝悌を誰でも心に懐く人間としての自然な情愛と見、いわば普遍的な人間性であるから「天下を和順するは、必ず孝悌より始む」（『弁名』上

「孝悌」と言う。ただ孝悌と仁とは別なものであることを指摘する。仁とは「人に長となり民を安んずるの徳」(『弁名』同上)であり、「養ひの道」(『弁道』)であって、それは「尼御前などの慈悲」ではなく、民の父母として下の者の生活を自分の事として苦とすることであるとされるのである(『徠徠先生答問書』上)。すなわち徳の現実生活への取組み如何が問題なのであった。

民の父母という言葉は鷹山もまた愛用するところであるが、その内容は君主としての民への慈愛と徳による感化に力点が置かれる。当綱の孝悌はそれを踏まえた上で『寛政録』において「安民の徳は文学に始り、富国の事ハ農業に起る」としているように、領国経営の事は別の課題であることを指摘するのである。「治生」の強調もそこに発している。富国については米沢藩の「十五万石を三十万石の御蔵入りにまして御統方を取量不申候ては此御国ハ直り申ましく候」(子息厚綱宛当綱記「深秘」)。寛政四年頃成る)と言う。漆桑椿三百万本植樹政策に代表される富国政策を採って藩を三十万石の生産力のあるものに持って行くとするのも、人間生存の物質的条件を無視しては領民の生活基盤の充実——安民はもたらされないと見るからである。富の開発とその蓄積という民力の涵養にこそ藩興隆の成否はかかっているものであり、為政者の政治的義務はそこにあるのである。しかしそれは鷹山にあっては、統治者の在り方としては覇術として認識され拒けられるものであった。統治とは富国化になく、倫理の滲透にあると考えられたのである。

ただ両者に一致した手法がある。当綱はその政策の遂行に当って領民への対応については「寛」と「猛」との使い分けの大切さを役人に説いている(例えば明和九年二月の「行事仕立方」)。「御手伝忠信道」の現実の実行はそこに構成されていたのであった。寛と猛との使い分けは鷹山もまた必要な

事としている（寛政元年の「時雨之紅葉」）。自己を統治者として権力的に規定することにおいては共通の立場にいたのである。

七家訴状によれば、当綱執政期に入ってから「別て二三年来種々の罪人罷出」と言っている。それは当綱弾劾の爲の歪曲であるとしても、博奕や賄賂の根絶を目指して刑を重くしたのは事実である。特に博奕は明和六年に死刑に処することにした。当綱の猛の一面であろう（勿論鷹山の裁可を受けてのことであるが）。これは寛政三年に軽減されたが、当綱は当綱で、自分の罷免後犯罪人が多くなつたと批難している（『大言録』）。

統治における猛の必要性は徂徠学からも当然導き出されてくるものであって（『弁道』で徂徠は、死刑は仁とは謂えないかも知れないが「要は天下を安ずるに帰するのみ」と言っている）、それは制度の確立に裏づけられている。或は心をもって心を制御することの不可能性を言う徂徠学の主張と関連づけることができよう。寛政の強調は武士層の行政通念として自明の了解事として早くから存在しているところであって、当綱・鷹山にそれが見られるとしても、それは為政者である武士として無意識に従っているのであろう。ただ寛政の重視が要請されるにしても、改革政策の遂行がどこまで領民の求めるところに即応しつつ展開されたかが問題となるであろう。

米沢藩における徂徠学の受容状態を考察しながら気になる事がある。その受容に滝鶴台が何らかの役割を果たしていると思われるが、鶴台が持っていた儒学外の世界への開明的な関心という精神態度の継承がなされなかったということである。それについてはより綿密な検討が必要であろうが、例えば

蘭学との接触・反応といったものがどのような形で米沢藩に見られるかといった問題ともつながるものである。鶴台は徂徠学を奉じるとともにそれによって山脇東洋・吉益東洞といった古医方の医家と親近するばかりでなく、徂徠学圏内における後輩であり友人である長州藩医栗山孝庵（山脇東洋門下）を介して平田源内・杉田玄白といった西洋の学術文化への関心者につながるネットワークの中に位置していたのである。

更に鶴台は宝暦八年（或は九年か）に長崎に遊んだ時、オランダ通詞の従者ということで出島のオランダ商館にはいった経験を有していた（和智東郊「紀肥州崎陽事」、『東郊摘藻拾遺』。萩市郷土博物館蔵『奈古屋家文書』）。そうした環境の中で鶴台は、儒教を世界的視野の中でキリスト教や回教等と並列的に捉えて相対化する認識に達しているのである（『朝鮮南秋月成竜淵元玄川』、『鶴台先生遺稿』巻十。宝暦十四年のこと）。

“而其国各々有其国之道”。而国治民安也。乾毒有婆羅門法。與釈氏之道併行。西洋有天主教。其他如回教囉嘛法者。諸国或皆有之。夫作者七人。皆開国之君也。繼天立極者也。立利用厚生之道。立成德之道。皆所以代天安民也。国治民安。又復何求。何必中国之独貴。而夷教之可廢乎。故君子之道。成器達材。以供安民之用。”

長州藩の徂徠学が開明的に機能する面を持っていたことは、彼等が掲げた“達材成德”や“成器達材”というスローガンに見られるように、“材”の重視が物語っている。達材“もまた人拵えであるが、当綱の人拵えによる米沢藩には、鶴台の開明的な面に即応した精神の動きが見られないように思われる。当時（明和・天明期）米沢藩の周辺では、久保田（秋田）藩は領内の鉾山開発調査の為に

平賀源内を招いており、また仙台藩では大槻玄沢が出現して蘭学を修得していたという時代の状況の中にあったのである。

上杉鷹山における統治

鷹山の生き方を内面から規制していたのは、上杉家へ養子に決った時、鷹山の将来を慮った日向高鍋藩家老三好善太夫が贈けた二通の書状から受けた感銘ではなかったろうか。この心の籠った書状は幼い鷹山の心に深く刻みこまれ、彼はその書状を生涯身辺に置いていたのである。

善太夫が鷹山に求めているのは修身であり、それには敬・恕・天地の心を身につけることが挙げられている。天地の心は即ち物を育んで損わない慈悲の心であり、それは人君の徳である。それとともに養子先の上杉家を守護して伝えていくことが説かれるのである。鷹山が徂徠学よりも朱子学的な教説に親近していくのも、そこに発しているであろう。修身齊家治国とストレートに連結していく関係として捉えられる統治観念の上に、自ら徳行を体现することによって藩内を教化し治国を達成しようと図るものである。その為には秩序への統合として孝悌を教えることが重視されてくる。

鷹山には竹俣当綱『立政録』や『国政談』のように、自身の政治論・政策論を正面から取上げた著作はない。しかし彼の書き残したものとや当綱との関係の経緯から、その統治意識や施政へのスタンスは窺えるのである。

『偉蹟録』卷三によれば、鷹山は政務裁可に当っては「老臣と熟談遊ばし……万事御特裁まします……其の成功を責め給ひ、敢へて肘を撃き給はず」であり、その老臣との熟談は当綱の場合、政務に関する質疑を記した直書が三百余通に及んだと述べている。その直書は鷹山の初期の政治意識を探る上で必要な材料であるが今のところ目にする事ができないので、ここでは『偉蹟録』に引かれている津山侯松平越後守康政（康哉か）に与えた答書によって鷹山の政治意識を探ってみることにする。この答書は、治国や学問の道について尋ねた津山侯に安永三年（一七七四）三月に答えたものである。鷹山には有名な「伝国の辞」があつて、彼の政治理念として諸家によって言及されてきているが、これは藩主たるべき者の信条の表明であつて、統治について理論として論じられたものではない。従つてここでは割愛し、従来殆ど言及されることのなかった、鷹山の治国についての考えが具体的に語られている津山侯への答書を取上げることにした。

答書は当然藩主の立場から書かれている。そしてここには祖徠学に距離を置く姿勢が見られるのであるが、これが書かれた安永三年は所謂七家騒動の翌年であることに留意する必要がある。この答書は、七家騒動が鷹山に及ぼした作用の跡を物語るものでもあらう。そこに述べられている治国についての鷹山の考えを要約すれば次のようになる。以下引用する答書の表記は『偉蹟録』のまま。

すなわち「凡そ聖人の道は天下国家を治むる大道術」であるとの祖徠学の「道」の觀念を前提にしつつその道の在り方は、「国を治め天下を安んずると申すも人倫の明かなるに之無くして参らざる事に候」。その人倫は「孝悌」を基にして成立つのであり、「天下国家を治むるに此の道離れ候事は之無き故……孝悌よりして万ツの道も出来」するのである。「上に孝悌の道明かに立ち候へば、下は自

ら化し候て一国其の美俗に相成候”。従つて“孝悌を専らに致候事何より美き政に御座候。今日国家の為に心力を尽し庶民を安んじ候様に政を行ひ候事則ち孝道に御座候。”

領民が孝悌の人となることは、藩主＝人君は民の父母であるという擬制的秩序の中への移行を可能にするのである。このように鷹山にあっては、治国は孝悌（更に忠信が加わる）が政治の中心理念となるのである。そこから宋学や徂徠学への対し方が導き出されるのであるが、それは両者をともに批判しつつ“我が身の行ひ”を修めるところへ収束される。

“宋儒は天下国家を治め候も我が身を修め候が第一に御座候処より……後世此の学風を伝へ候者は徒に其の心法の高妙なる説のみを空談し、詰る処は釈氏の座禪觀法を修し候如く、心術理路にのみ工夫を尽し、いつしか天下国家を治むる大道術なる事は余所の様に相成り……近來徂徠などが此の失を駁して性理を深く論じ候は聖人の道に非ざるを頻に申して、（治国は）心法には拘はらざる事をのみ存じ候より実は薄く花に流れ、果ては我が身の行儀を顧みず、放埒の行ひも出で候様に成行き候。”

そして孝悌忠信こそ先王の大道であるとして次のように結論される。

“夫聖人の道は人の人たる道にて、治国平天下の術に相違之無く候。其の国を治め天下を平かに致候も、我が身の行ひが修まらず候へば人を治むる事は参らざる事に候。孔子も不能正其身一如正人何と仰せられ、孟子も天下之本在国々之本在家々之本在身と申され候。此の処さへ了解致し学び候はゞ宋儒にても徂徠にても皆我が助けと相成り、学んで行ひの悪しきと申す事は決して之無き筈と存候。”

鷹山の考えは正しく折衷学のものであるが、経世よりも“人の人たる道”を治国平天下の道として重視していく姿勢が表明されている。その“人の人たる道”は孝悌忠信として捉えられる。しかしそれは手放して人々の間に定着されるものではない。“孝悌忠信は民の好む所と雖も、此を誘引致し候政が之無く候ては民行届かれず候。此を誘引致し候上に其の孝悌忠信之無く候ては誘引に相成らず候。”

そこで誘引の手段として学問（文学＝儒学）による教導が重視される。当綱の記録『寛政録』では、学館設立の藩主の主意として“治国の元ハ文学ニ候得ハ何とそ国民へ孝悌忠恕の道をおしゑ度”との意向を示して、“人倫の道を明らかに人々君臣父子のみちを教へ候次第ハ学問の稽古場をこしらへ候所第一に可有之候”との鷹山の言葉を記している。学館に学ぶ者が多くなればその感化によって“孝悌の道も國中へゆきとゞき申ましきものにも無之候”というのである。尤もここでの文言は当綱の代作であるかも知れないが、しかし鷹山の本心であることは津山侯への答書にも次のように述べていることから知られる。

“國中に學術行はれ申す時は才能の人物もいで申すべく候。然れば治国の事は只々學術に止まりたる事に候。”

ここでの“才能の人物”は政務の實際に精通する人物という訳ではなく、国民を孝悌に誘引すべき藩主の職務を補佐する有能の者という意味である。このように鷹山の政治理念は、統治を経世でなく“治人”として孝悌を基にして構成されるのである。

更に鷹山は“孝悌は道の根本に御座候間、君子は専ら其の事に力を用ふる事に御座候。本さへ立ち

候はば諸の道は夫より生じ出候。”と述べ、その考えの根拠として『論語』学而篇の孔子の言葉“君
子務本、本立而道生、孝悌也者、其為仁之本與”を引くのである。

孔子のこの言葉については、“其れ仁を為^{おこな}うの本なるか”の宋学系の読みと、徂徠が採る“其れ仁
の本為^なるか”の二つの読みがあり、それによって解義が違ふことはよく知られているが、鷹山がどち
らの読みに従ったかはよく分らない。

君主が人倫を明らかにしなければ国は治まらな^いとの鷹山の考えは、直接的には細井平洲の影響と
考えられる。平洲の「野芹」『嘯鳴館遺草』卷一は鷹山に献ぜられたものではないが、そこで平洲
は“臣民は技藝、君は根本に御座候へば、先根本の御徳を專要に御養ひ可被遊儀に御座候。徳を養ひ
候事は、文武二道を御聞被遊候より外に無御座候。孝悌忠信・仁義礼讓の徳は文より起り、質素敦朴・
篤実廉恥の風は武より生じ候”と言ひ、更に“国の興廢は風俗の厚薄により候事故に、人君はこの風
儀を世話やき給ふことにて御座候”と説く。

徂徠は、例えば『徂徠先生答問書』（以下『答問書』）上で次のように述べている。

“たとひ何程心を治め身を修め、無瑕の玉のごとくニ修行成就候共、下をばわが苦世話に致し候心
無御座、国家を治むる道を知不申候はゞ、何の益も無之事ニ候。”

そして治国は畢竟教えであると説くところの宋儒は“只徳を以て天下を治むる事計^{はかり}を会得して、道
といふ物を不存”（同書下）ものと拒けるのである。下をわが苦世話にすると、平洲の言う風儀の
世話^{せわ}を焼くことではない。況んや国の興廢は風儀の厚薄によるとすることは、道を知らないものとい

うことになる。鷹山の位置しているところは、道を聖人の治国の大道術としながらも徂徠とは遠い地平——宋儒に近いものであることが分る。

このような鷹山の統治姿勢は当綱からの批判の対象となる。それをよく示しているのが当綱の「時之論」である。

天明七年（一七八七）八月、既に藩主を退いていた鷹山は実父秋月種美の看病の為に米沢から江戸へ出た。次いで養父重定病臥の報に接し、十一月に米沢に帰った。その間九月には幕府からその善政を表彰され、また実父の死に遇っている。鷹山は隠居後も藩政の相談に与り、その発言は重視される力を保持していたが、養父重定の看病の為に政務に関わることは放棄され、その為に藩政は停滞したのであった。そうした鷹山を、人君としての責務を放棄して天明大飢饉による「苦難の国人を御見捨被成候」ものとして書かれたのが「時之論」であった。

「時」には平安無事の時と、国家が衰退し危機に瀕した非常の時とがあると当綱は指摘する。米沢藩乃至上杉家が現在直面しているのは非常の時である。「時之論」に言う。

「此時に臨み此の衰へたる世を済はせ給ふ御取行無之候ては御国が相立不申候。此に依て寸陰を惜しまず一時も早く済世大業行はれ候儀今此の時に御座候。」

当時米沢藩が当面していた問題は、天明の大飢饉によって益々疲弊した領内をどのようにして建直すかにあった。それは当然経済投資的政策を必要とするものであったが、藩政担当者の間では破綻した財政の当面の遺繰りのみに問題意識が集約されて、将来への展望を持った政策構想は立てられるこ

とはなかった。膨大な藩負債を前にして打出される政策は極度の節約令であり、機構や事業の削減であり、藩内へ更なる負担を強いることであって、財政規模の縮小によって窮乏への対応を図ろうとするものであった。そこには農村振興の領民対策は放棄されていた。その点を当綱は突くのである。

鷹山の重定看病に対する当綱の批判の内容を見れば、両者の差異が際立ってくる。重定は重病ではなく、かつその病床には多くの医師や按摩の外には小姓や御膳番・御手水番等が付き、手足となつて用を足している。更に愛妾三人が付添っているのである。素人で重い身分の鷹山が重定の大小便にまで付添う必要はない。日頃身近に召使つて氣心の知れた者に看護を任せた方が重定も安心して養生できるのではないか、と当綱は言う。

“御実父様御看病に御養父様御看病に日が暮れ申候ては国家が暗く成り候。然るときは御親様ハ申ニ及ばず御先祖様御子様へ御対し被遊如何。然れば濟世御取行の儀は御大身様の御孝行の大本なるべきと存候。”

人君の立場に在る者は国を治める事が“天職”であり、濟世安民の取行いを第一にすべきである。
“今御国衰へ国人の患難此処^(かんなん)廻り御若年なる当君初めての御入部にて大事の御国政初に臨み”養父の看病という孝養の徳の顕揚にのみ没頭してよいのか。その指導力をこの際發揮すべきではないか。
“心を治め身を修め上々至極の無瑕の玉の如く修業成就の人と申せども、国人の患難を苦しむ世話にし、国家の衰へ候を済ひ候心なく、唯身だしなみに日が暮れ候時には国家は何にと成り可申候哉。”

この文章は明らかに『答問書』によって書かれている。

鷹山は孝悌忠信を優先させるのであるが、祖徠學にあつてもそれが輕視されている訳ではない。『太平策』において祖徠は「民間ノ輩ニハ孝悌忠信ヲ知シムルヨリ外ノコト不入也」と言っており、『弁名』では「孝悌は解を待たず、人のみな知る所なり」と指摘して「天下を和順するのは、必ず孝悌より始む」とする。また『學則』六では「それ聖人の道は人の情を尽くすのみ」と言い、孝悌をもって民を単に従属性のみに置いて考えようとする訳ではない。そこでは民は、聖人の道が対象とする主体的な存在として位置づけられている。その主体性の含意を、經世論において明確に意識化して提出するのが春台の『經濟錄』である。

「凡經濟ヲ論ズル者、知ルベキコト四ツ有リ。一ツニハ時ヲ知ルベシ。二ツニハ理ヲ知ルベシ。三ツニハ勢ヲ知ルベシ。四ツニハ人情ヲ知ルベシ。」（『經濟總論』）

民の主体性を含意する人情を孝悌という徳目だけで捉えることは、民の主体性が無視される結果になるだろう。領民にやる気を起させる「人拵え」には人々の主体性が必要であり、それを当綱は藩政担当者として領民の日常生活に接触せざるを得ない立場から直接に体験したのであろう。その人情は生活の安定を求めるところに生動するものであつて、經濟行為の基底として存在する。藩の富有化はそのような人情の活動性に依拠して達成されるのであるから、人情を刺戟する積極的な興業政策を採用すべきだというのが春台から学び取った当綱の政策構想の信念であつた。

当綱は鷹山を治の道を知る君主として「拵え立」てたのは自分であると『大言錄』で強調している

が、藩主になって暫くは鷹山は当綱の政策路線によって統治を行ったことは上述したところである。初めから徂徠学に距離を置いていた訳ではない。それは彼の襲封に至る経緯が、当綱等改革派による一種のクーデターによるものであった所為からでもあろう。しかしまた滝鶴台の指導を受けて徂徠学的雰囲気に関心したことも考えられる。米沢藩士の間にも、政務に関心を持つ武士層の一般的空気として徂徠学への共感が存在していたことは当綱を見れば分かる。

鶴台がまだ江戸にいた明和六年十月、米沢へ入部する鷹山へ鶴台は懇切な訓戒の書を贈っているが（市立米沢図書館蔵の写本「治憲公レ」）、そこで鶴台は畏天命・依於仁・尚質素・守古典・通古今との五つの訓戒を説いている。その「守古典」の中で（ここでの古典は祖法という意）、家臣への接し方について特に配慮を促がしている。

すなわち四五年の間は自身の「御智恵ノ深淺ヲ御家中へ御見セ不被成、御家老ノ勤方仕方ヲ知ラヌ振ニテ致サセテ」鷹山自身が見識に任せて新法新規の事を行わないよう「只今ノ内ハ万事御家老御用人ニ御任置キ様子ヲ御覽可被成」と具体的に忠告しており、その上で「忠貞ニテ才器有之人ト被仰合御改メ被成」と進言している。

「御家風万事御得心被成候上、御覽シ被置候諸人ノ忠不忠功不功ニヨリ賞罰ヲ被行、号ヲ施シ候ハ、御家中帰服セザル者アラシヤ。」（句読点は引用者）

鶴台は養子である鷹山の藩内基盤の弱さを慮ってこのような助言をしているのである。

鷹山は唐の太宗の治政を敬慕してそれを学ぼうとしていたことがあり、それは澁井太室から「君の

御性質を伺ひ奉るに、太宗を学び給ふとも御生涯成らせ給ふべからず、且つ名を好み矯飾多くして学
び給ふべき人に非ず」（『偉蹟録』巻十）、それよりも誠実に統治した漢の文帝を学ぶべきだと諫めら
れ、以後漢の文帝を目標にしたという。鷹山の太宗への意志は、七家騒動を無事に乗り切った後の昂揚
した意気込みからでもあったろうか。

唐の太宗を欣慕したのは徂徠学的心情からのものである。鷹山が徂徠学的路線の政策を是として
いたことは、安永三年（一七七四）米沢藩が行おうとする施策（恐らく当綱が『樹養篇』で主張する
植樹政策等であろう）について意見を求められた太室が鷹山に答えた上書（『偉蹟録』巻十八「崇学
篇」上）によっても知られるのである。そこで太室は米沢藩の施策を「治民の一条覇術に係り候様
と批判する。『治民の一条』とは、当綱が推進しようとしているところの『治生』の政策を指すもの
と思われる。鷹山は自らも同調して遂行しようとするその政策を、いわば自負の気持ちで太室に示し
たではなかったろうか。しかし覇術との批判を受け、前年の七家騒動と思い合せて統治について改
めて内省することになったのであろう。すなわち当綱に追従して急進的な改革政策の実施によって藩
内に対立を招来するよりも、心の融和による体制秩序の安定を優先させることへの転換である。

恐らくそこには、平洲が位置づけた「道」の影響が考えられるであろう。周知のように平洲は「道
説」（『嚶鳴館遺稿』巻七）において政治と「道」とを別の価値のものとして分離定位し、政治に対す
る「道」の優位性を説いた。「道者、天地自然之道也」という「道説」の冒頭の言葉は、「先王之道。
先王所造也。非天地自然之道也」（『弁道』）とする徂徠学の基本的命題を否定するものであった。徂
徠は聖人が天下を安ずる為に制作したところの礼楽（礼楽刑政、すなわち制度文物）が「道」である

としたが（『弁道』等参照）、平洲はその道を天地自然に成ったところの人間が人間として履み行うべきものとし、その道に準拠して人欲の邪徑を防ぐ為に制作したのが礼楽であるとしたのである。しかしそこには、同じ天地自然のものである人間と「道」でありながら、何故人間は在りのままに「道」を守れずに人間の邪徑が生じるのは何に準拠するのかわという矛盾が浮上するのであるが、今はそのことは追究しない。平洲からすれば徂徠の立言は、若曰「先王所造、非天地自然也者」、不「独立」言之失、蓋其見「道亦浅哉」（『道説』）ということにある。平洲における「道」は、朱子の言う「天理之当然」（『中庸章句』）として捉え直されているのである。

衣笠安喜氏は、平洲が「道」と「礼楽」とを峻別したのは、春台に至って徂徠の「道」の実態が外形的なもののみにおいて捉えられようとして内面性を失うことになったからであって、「道」を天地自然に基礎づけることによって人間に内在して倫理的主体性において政治を捉えようとしたものだと説く（『近世儒学思想史の研究』）。徂徠学の否定ではなく、その理論を時代に応じたものに再建しようとしたと理解されている。思想史の流れの認識としてはそうであろうが、春台が徂徠の「道」を観念的に形骸化してしまったと一概に言えるかどうかは『経済録』や『産語』を読めば再考を要するのである。

そこでは政治を現実のものとして政策的に重視することにおいて、春台は決して礼楽すなわち統治手段を形骸化して考えていない。むしろ人間の生存を重視する「治生」の主張によって、礼楽を生活の営みの上に実態化しているというべきである。『経済録』及び『経済録附録』や『産語』において春台は、徂徠の「天下を安ずるの道」をより焦点を絞って具体的な対策のものとして提出しているの

である。そのことを考慮に入れば、春台を『聖学問答』の方向のみで捉えるのは、彼が時代に直面している問題に現実的な解答を提出しようとした實際を捨象するものであらう。「道論」に代表される平洲の考えは、春台の経世論が商品経済社会が顕在化しつつある時代の趨勢に即して政治的経済的に合理的な対応を図ろうとするものであるのに対して、春台の提唱する政策を遂行する結果は体制秩序の根柢を掘り崩すことになるとの警戒感の表明であったと言えよう。しかし平洲が「道」を天地自然のものとして超越化したことは、人々に経済政策重視は覇術であるとして蔑視する考え方を生む傾向を誘発することになったのではないか。鷹山はそのような反応を見せた一人であると言える。

体制秩序の根柢を普遍的な絶対価値の上に置こうとする平洲の考えは、R・N・ペラーが日本近代化への重要な精神構造として指摘する中心価値「特殊主義的忠誠」（池田昭訳『徳川時代の宗教』、岩波文庫版）——すなわち君主への絶対的忠誠心を再強化するものと言えよう。平洲が藩士や百姓に説くところは、すべてその方向への教諭である。藩主層に対してもそのような自覚において身を持するように説くのである。

平洲には体制秩序は制度だけでは維持できないとの時代感覚が働いていたと思われる。当時の社会には、それを予感させる動きや条件があった。大名の財政は破綻し、経済の実権は町人資本に握られていて、町人資本との関係をどのような形において構築するか、それを無視しては領国経営はできなかったのである。当綱も鷹山も同じ時代的条件を背に負っているのであるが、鷹山の統治意識は平洲の「道」に触発されて、人の上に立つ君主は人の道を履み行う手本を示すべき存在であるべきだとの観念に親炙して、そこに秩序の権威の確立を求めようとした。体制秩序の安定を絶対的価値の権威に

求めていくことへの鷹山の統治観念の移行は、七家騒動の体験が契機として働いていると見られることは上述したところである。その移行の過程において鷹山には、当綱の政策は人欲の開放による利の追求として、それは社会に競争と対立をもたらして体制秩序を破壊する動因となり「道」を無視するものとしてより明確に意識されたのである。

しかし鷹山の意識の底には徂徠学の観念が強く残されていたことは次の逸話から窺える。

寛政元年（一七八九）に鷹山は義弟近江定興（上杉重定第四子）に「学問大意」と題した一篇を著して贈っているが、事前にその稿を平洲に見せて批評を乞うた。稿では聖人の「道」について「其の聖人の御制作被成候大道」とあったのを、平洲は「其の聖人の御修業被成候大道」と改めるべきだと進言した。「制作と申事は、徂徠が道は聖人の造る所にて、天地自然の道にあらずと申所より出候様に相聞へ申候。聖人の制作は礼楽に御座候。道は聖人の作りたるものには無之と申すが愚見に候」と述べている（寛政元年三月二十五日付鷹山宛書状。『山形県史』資料編・書簡）。それに従って鷹山は改めたという（渡辺与五郎『近世日本経済史—上杉鷹山と米沢藩政史』第八章補論。大乗寺良一の『平洲先生と米沢』から引いたという）。『偉蹟録』卷之十八所収の「学問大意」ではその所が「其の聖人の御取行ひなされ候大道」となっていて、意味曖昧となっている。『世紀』卷之八では「聖人の御修行なされ候」と、平洲の進言の通りになっている。両書の違いはどこから来ているのか分らない。学問についての師弟関係における平洲の断言的態度が印象に残る。

しかし問題は、鷹山の統治理念の現実化が藩政の上にどのような状況をもたらすことになったか

ある。当綱罷免後の米沢藩政は、急速に殖産興業政策を切捨てて（天明七年、樹芸役場等國産物役場すべてを廃止）当綱を否定していく。それには天明の大飢饉という不可抗の状況が背景にあたっとしても、鷹山が依拠した志賀祐親の政策は、ひたすら緊縮財政と町人からの借債及び藩士の負担増加策とであった。天明七年（一七八七）には藩士に対してそれまでの半知の上に更に三年間高百石につき二両の出金を課した。このような藩政に対する当綱の批判は「治生談」・「済世録」等にまとめられている。

藩政の自閉状態には藩士の間から反撓の声が挙がり、鷹山の政治路線は変更を余儀なくされて、莅戸善政の登用によって打開が図られることになる。それは当綱の「治生」路線の取込みであった。時代は産業開発と取組まない限り将来への展望は開けない状況にあったのである。そこに当綱の鷹山批判の妥当性があったと言える。

本稿は何も鷹山を貶めるものではないが、鷹山には領民の生活の持続的安定の為の経済環境整備についての具体的政策の構想力がなかったように思われる。例えば天明八年（一七八八）に政務担当者に訓示した「夏の夕」にそれが指摘できる。これは、前述した藩士出銀を課しての藩債返済計画が蹉跌したことを受けてのものである。（諸金主への返金）九千八百両の所は去年家中よりの出金千五百両を以て返済に相成候上は其分可相減処却って万金余に相成候（「夏の夕」という。天明八年には將軍家の代替りによる巡見使が来藩し貳千両の臨時の出費を要したが、それは藩を「身代半分の暮し方」にした年々の浮金三千両で賄えたのである。何故借金が逆に増加したのか。鷹山は「夏の夕」で計理上の処置に厳格さが欠けていることを理由に挙げているが、確かに計理技術上に問題はあるに

でも、藩政の転換こそが必要な時期において財政操作上のことだけしか取上げようとしていないのである。或はそれは藩主治広への遠慮がこの控目な発言になったのかも知れないが、政策的な指導力をこそ發揮すべき時期ではなかったろうか。「夏の夕」を『世紀』の著者は「此御文は鋭氣肅々として秋霜の凜烈たるが如きものあり」（卷之七）とし、「他日善政を隱居より起し進て寛三（寛政三年のこと）の大改革を決行するに至りし所以の発端」としているが、その評には逡巡を覚える。当時の藩主の間にあって、天明の大飢饉に一名の餓死者も出さないように手当をして善政を称えられた鷹山の人格の高さを疑うものではないが、人格の高さがそのまま経世へと投射されて「治生」の政策へと結実していくとは言えないのである。

鷹山においては、政策の実際は藩政を委任している奉行職が担当すべきことで、藩主は民の父母としての仁政と徳行によって統治の姿勢を示すのが職責だと把握されているのである。徳によって治まるのが理想であるにしても、それだけでは当綱が指摘するように「金銀は天よりも不降、地よりもわかず」（『済時策』）、「君仁徳ありといふども、財用足らざるときハ百姓を安んずる事あたはず」（『再論済世録』六）であって、富の再生産によって領民に安定した生活を維持させる政策がなければならぬのである。倉廩実ちて礼節を知ることの重要性は平洲もまた強調するところであった（『管子牧民国字解』）。

鷹山が当綱を処罰した理由が「不行跡」に求められているところからすれば、当綱の政策に徳の欠如を見ていたことは疑えないと思われる。徳の欠如は徂徠学に向けられた一般的批難であった。今日から見れば、鷹山と当綱の政治意識は体制イデオロギーとして相互補完的なもののように見える。国

家理性の見地から問題を再把握することも出来よう。

荏戸善政の登場は鷹山と当綱の相互補完性から必然なものであったと言えよう。善政の政策を取上げることは本稿の対象でないが、渡辺与五郎は善政の政策を積極的緊縮政策として捉えていて（『近世日本経済史』）、そこに鷹山と当綱との折衷を見ようとしているように思われる。しかし鷹山にあっては、当綱の政策の再生は否定されるものであった。それを物語るものとして、善政死後であるが文化四年（一八〇七）に起った所謂「青芋事件」への鷹山の対応がある。

この事件は米沢藩特産の青芋の専売方法について若手の役人層から提議された改革案をめぐって起ったもので、窮乏する藩士の救済対策をも含めての財政問題であった。改革案では、従来の小売方法を改めて藩に利が増すように特定商人へ独占的に買取らせ、その商人からは売渡代価とは別に年一両の運上銀を上納させ、それを江戸の三谷に預けて運用させ、その益金をもって藩士へ課している半知や出銀の負担を軽減することが図られていた。この政策は既に竹俣当綱によって構想されていたところであって、実現をみないままになっていたものである。興讓館督学の神保蘭室は、若手役人層のこの提議を熱烈に支持した。しかし鷹山はそれを善政路線の変更を迫るものとして拒否し、蘭室等を処罰したのである。

『鷹山公世紀』の編者は、鷹山の治政の米沢藩政史上の位置づけについて次のように判断している。

是（青芋）よりの後一藩の習風才力の徒を卑み着実の士を貴ぶの風潮に傾き、官の士を登用する皆其方針に出てしかば、其弊や謹恪迂老の徒其勢力を得、才氣智略の輩其痕を斂むるに至れり。……

一朝戊辰の変起るに及て、榮職に在る者は手を拱して策なく其擯斥を受る者反て用を為すに至り、

揚旗伏魔の間上下内外一の反対者なきに畢る。……攪乱紛擾の際奇才異能の士の奮発興起して国光を發揮する能はさりしは、豈に其萌芽当時の黜陟に胚胎するにあらざるなきを得んや。”

長州藩の場合・米沢藩の場合

藩主毛利重就の主導によって行われた長州藩の宝暦・天明期の改革は、坂九郎左衛門時存の建策書（宝暦八年・一七五八）が提起した構想（『御国政再興記』収）を土台にして策定され遂行された。重就が自らの叢績を後代に顕彰する為に書かせた『御国政再興記』（『毛利十一代史』所収。以下『再興記』）は、時存の建策に如何に応えて改革を行ったかの形でその達成した成果を誇示するものとなっている。（『再興記』の性格については拙著『長州藩思想史覚書』を参照されたい）。

坂時存は正徳年（一七一〇年代）以来役人として藩に出仕し、長州藩の享保改革等を実務において担当し、永年民政の主要なポストで活躍した藩政テクノクラートとしての存在であった。彼がどのような思想を持って仕事をしたかはその回顧録『遺塵抄』（未刊）に語られている。それによれば彼は早くから徂徠の学問に心牽かれ、徂徠に入門したい志を持ったが役人として出仕している為に果せず、山県周南を通じて徂徠の学に親しんだと言う。防長の人士は周南によって聖人の道を知ったと述べている。彼が藩政に従事するに当って信条とするところは、御政務の本ハ国民安全の御願より重き御事は御座有間敷候（『山内広通控物』所収の時存上書。萩市立図書館蔵写本）であり、今の世にて第一とすべき道ハ究民を救ひぬる道に増りぬる事ハ有まし（『遺塵抄』第四）であった。

時存の建策は宝暦八年の藩財政の行詰り——債務に取られて翌年にかけて年貢の藩庫収納皆無という状況を前にしてなされたものであり、藩政の在り方を批判して、執るべき政策の方向を建言したものであった。それは七ヶ条から成っているが、その建策には無くて重就が独自に打出した政策が「撫育方」という興利蓄財機関の設置であった。「撫育」という観念は民生に携わる者にとって古くから心得として存在しており、長州藩の基本法である万治制法（万治三・一六六〇年公布）の「郡中条々」の中にもそれは掲げられている。

時存は藩が興利事業を行うこと、即ち武士が民と利を争うことは「義を失ふの本」であるとして反対であった。

「泰平の代久しけれハ国家の困窮にせまりけるにや、公用の取はからひ第一に米銀多少損徳の利用にかゝり、国民と利を争ひ、国政の本意を失ふに至りぬるかと思へる。いかほど困窮にせまりしとて、国家を治むるにハ其道ありて聖賢の遺法も有ぬる事なれハ、其道を本にして利害得失をはかるべき事ならん。」（『遺塵抄』第貳）

これから見れば時存には撫育方という興利機関の設置など論外であったことが分る。（板時存については拙著『長州藩徂徠学』を参照されたい）。

納まるべき年貢収入が皆無になったことは、借銀の調達に困った藩政担当者が、将来収納の年貢を当てにして抵当に入れ借銀を重ねてきた結果であった。年貢総てが抵当分として債主に渡さねばならなかったからである。そのやうなやり方を重就は「所帯日用の繰合せのみを職分と心得、遠き慮りを忘れ」た結果であって、「所帯方のみを要事として（国政の）大体に怠る処なり」と厳しく批判し、

“士農の衰病は国の病因”（宝暦十三年五月当職毛利内匠宛親書、『再興記』第一）と指摘する。藩政と藩所帯（財政）の遺縁りとを弁別した認識による発言である。その上で重就は「我等直に政務を令沙汰候」（『再興記』第一）と自ら政務を担当して改革を遂行していく。改革の第一着手は検地の実施であり、検地は改革の必要前提条件として把握された。

その検地は、従前の検地高（貞享年間に行われた検地石高）を下廻らないことを至上命令として実施された（長州藩の検地実施については田中誠二氏『近世の検地と年貢』を参照のこと）。実施前から増石になる見通しはあったのであるが、宰判（地方行政区画）によっては可成り無理な操作が行われたことが報告されている（能美吉右衛門『藏櫃録』）。その結果打出された出目は四万石余に及び、その年貢分を財源として宝暦十三年（一七六三）に設置されたのが「撫育方」であったのである。撫育方設置こそが重就による改革の眼目であった。

撫育方は開作や専売・殖産等様々な興利事業を経営する機関であるが、それは本勘（藩本会計）から完全に独立した会計のものであり、藩主に直屬して従来の藩機構の外に在る役所として設置されたのである。従って本勘がどのように赤字処理に苦しもうとも、撫育方の蓄財を自らの財政計画の中に財源として取込むことはできなかった。幕府の課役等の臨時の多額な支出を要する場合とか、本勘の赤字対策が行詰り資金の調達方法（借銀等）が他に見込まれない場合等の特別な事態には撫育方からの支出（本勘への援助）が行われたが、その決定は藩主の裁量にあった。本勘への援助は無償提供の場合もあったが、多くは貸与であった。

撫育方のように藩機構及び本勘から切り離されて興利に専念できる機関の存在は（担当役人は相互

に移動が行われたが、長州藩の改革の最も特色のある独自のものであろう。藩機構との管理関係は幕末期には変化が見られるが、撫育方の蓄財活動は長州藩天保初頭の大一揆の誘因ともなり、また幕末期の長州藩の活動を資金面で支えたのである。

米沢藩の改革は鷹山の襲封（明和四・一七六七年）とともに儉約令によって開始されるのであるが、経済政策への取組みの流れを確認しようとするところから竹俣当綱の政策の先駆的なものとして、彼によって誅殺された森平右衛門の施策を捉える見方がある（吉川弘文館『国史大辞典』『米沢藩』、横山昭男氏解説）。当綱に森の政策の継承が指摘できるにしても、それは藩が置かれていた全国的な経済環境の中での位置が同じところから来るものであって、異なる点は当綱には〈徂徠学による理念化〉があるということである。「治生」或は「人指え」といった意識が森の場合には無かった。改革への志向が一定の流れとなる上で、当綱の徂徠学が果たした役割は大きいのである。

米沢藩の改革を長州藩の場合と比較した時に先づ気附くことは検地の有無である。米沢藩で検地を代行したのが水帳改であろうが、これは石高の新しい打出しとなるものではない。検地によって先づ基本的な財政収入を拡大して確定することが、一度も議題とならなかったのであろうか。検地が取上げられる前提として、藩が掌握している検地台帳（米沢藩の場合水帳）以外に多くの開発された新田が隠田として存在していてそれを課税対象に取込もうとする意図が挙げられよう。米沢藩においては、隠田摘発の結果よりも荒蕪地化している水帳の記載の田畠を復旧した方が大きいと判断されたのかも知れない。それとともに家中の者を動員した新田開発活動が行われたのである。

長州藩でも新田開発には力を入れたが、「御手伝忠信道」のような様相は見られない。むしろ民間の活力（資力）を利用する傾向の方が強いのである。また有能な下級武士の登用を行っているが、当綱の「人拵え」のような主張は主題とならなかった。安永八年（一七七九）長州藩は藩校明倫館の仕法を改定して館での成績と役人登用とを結びつけているが（『毛利十一代史』第三十一冊）、それは興利殖産への動員を図る「人拵え」とは性格を異にするものであった。

次には長州藩の「撫育方」というような機関が設けられなかったことが挙げられる。殖産事業を担当する役所は設けられたが、それは奉行の統轄下にあるものであった。それに対して「撫育方」は正規の藩制機構外のものとして設置されて本勘とは無縁なものに位置づけられた為に、本勘は相も変らず赤字体質から脱却できず、赤字対処に借銀と藩士等や農民に強制的な馳走出米銀を課することを継続させる外はない状態に置かれた。藩士領民の馳走負担に依存する体質は村田清風による天保期の改革においても解消されず、廃藩まで続くのである。同じ徂徠学的背景から採られた政策でありながら撫育方は名目と実態との乖離が目立ち、それは領民の「怨望」の的となったと『某氏意見書』（『日本経済大典』第四十七巻）は記すのである。

政策における長州藩的な徂徠学受容形態を克服するものが、当綱にあっての「治生」の理念である。徂徠学は経済的条件と取組む政策意識を両藩に喚起したが、まさに「治生」の観念が重就の改革には不在であったのである。確かに重就は「士農の衰病は国の病因」と言っているが、撫育方の経営は仁君意識の実行として現実的に貫徹されることはなかった。撫育方の蓄財の一部は時には藩士領民へ恵与されることはあったが、それは機構的に還元される制度としてのルールによるものではなかつ

たのである。その点を『某氏意見書』は次のように述べている。

「御撫育府出来せしよりは……士民への惠東都御手伝には是（撫育方蓄財）を用ひ玉へば、今に至ては上下の大慶なれども、其余災にて近年迄半知十五石懸り祿米を召上られ、百姓にも重税あり、如是数十年、諸士百姓の米穀を召上て造り出されたる御撫育なれば、諸士百姓の挙て置米置銀したると同前にて、時々賜る惠は其利息にても調べければ、古の社倉義倉の類ともいふべし。」（卷之

三）

すなわち藩主が恣意で専らにすべきものではないというのである。（『某氏意見書』は長州藩の徠徠学が生んだ経世の書であるが、それについては拙書『長州藩徠徠学』を参照されたい。）

吉田松陰もまた『講孟余話』（巻の四中、「盡心上篇」）で次のように記している。

「余曾て聞くことあり。英靈公（重政）の世、十ヶ年半知の御馳走なれども、其の間御惠銀とては只一度百石に百目を賜はりしのみ。」

撫育方設置の可否は別にして、当綱の政策にそのような機関の構想がなかったことは、テクノクラートの役人（政策技術官僚）の形成が不充分であったことによるのではないか。或はまた徠徠学の説く所を理念的に強く捉えすぎて、政策技術として受取る意識が薄過ぎたことによるものであろう。長州藩のように、倫理を捨象して徳治よりも経済政策重視のものとして徠徠学を受容するその理由は、徠徠学の中に存在するものであった。それは聖人の経世安民の道を示すのに「道術」（『弁道』）、或は「仕様」（『答問書』）、「わざの仕様」（『太平策』）という言葉を用いているところに象徴されている。そ

れとともにテクノクラート出現の爲には、法治体制整備の歴史や感覚の訓練の積み重ねといったことが考えられよう。

法治体制を形づくる藩法の存在であるが、長州藩では万治三年（一六六〇）に制定公布された「万治制法」と通称される藩の基本法があつて法治体制を整えてきた。それは藩政の対象となる諸領域を網羅したもので、施行細則的なものも含んでいる。万治制法を原則として、その後時代の変遷に応じて藩政運用においては「仕法」というものが施行されたが、憲法的な存在のものとして万治制法は代々尊重されてきた。毎年一月十一日の役所の御用始には各部署でそれが読み聞かされ、役人としての自覚が訓練されたのである。

米沢藩においては「御代々式目」があるが、これは代々藩主のその時々々の布令・令達の集成というものであつて、万治制法のように個々の藩主を超えて藩主をも拘束するような藩政の全体を基本的に規定する（所謂祖法なるものとも性格を異にする）ものではないように思われる。

次に検討項目として挙げられることは農村行政の蓄積の問題である。米沢藩は郡奉行の職を一度は設置しておきながらそれを廃止し、当綱執政期の明和八年（一七七二）に再置している。再置にともなつて地方行政区分を整理し、それぞれの分担の郷村教導出役を設けているが、それは行政官と精神的教化とを兼ねたものとなっている。また年貢徴収業務が地方の有力者の請負の形になっていたのであるが、これを行政合理化する整理が当綱期に漸く行われるのである。長州藩では慶安年間（一六五〇年前後）に「宰判」という地方行政機構が整備され、小身の藩士を宰判毎に代官として選任して万治制法の一編である「郡中制法」に基づいて地方統治と年貢徴収が行われた。各宰判は郡奉行に統轄

され、郡奉行は当職（米沢藩の奉行に当る）の指揮下に所属した。米沢藩では古くからの慣行制が残存し、行政業務の効率化を図るという施政意識の開明化を遅らせたように思われる。

その外比較考究の対象となるべき事柄として、民政機構と民生対処の状況、役人の民治意識と地方の反応の実態、商業資本との結合形態或は富農商との相互依存の政策的表われ方、財源補填としての強制出米銀の形態とその使途の状況、窮乏した藩士・卒や領民への救済対策等の多角的検討が考えられる。こうした事柄の対比は何も優劣の問題ではなく、藩それぞれが抱えている条件が藩政改革の構想と展開の実態を規定づけるものとして関心され、各藩の独自の性格はより鮮明に認識されてくると思われるからである。

以上の検討から言えることは、米沢藩におけるテクノクラートの政策的な政策操作意識——それは自己が置かれた条件への功利主義的な対応ともなることであろうが——の形成の遅れである。その意識は、即物的に物事を捉えて取捌く訓練、更に経済合理的に制度や政策を把握し構想する現実対処の作業の積み重ねから形成されてくるものであろう。米沢藩はそうした意識を倫理的にむしろ蔑視する心性を守ろうとしているように見える。同じ徂徠学状況において取組まれた改革でありながら両藩に顕われたこうした差異は、其底的には両藩の置かれた地理的条件による経済環境から来ているのであろう。

長州藩は江戸・長崎をつなぐ山陽道と蝦夷や奥羽・北陸を大坂市場に結びつける北前船航路との接点にあり、人と物との往来の中継地として全国的な流通幹線に内包された位置にあった。そのことは長州藩に中央市場との経済交流に敏感な体質を育くむことになり、商品流通経済の展開に即応して経

洛合理主義的な観念を身につけた実務役人層を早くから成立させてきたと言えるのである。その例の前に触れた坂時存に見ることが出来る。彼は江戸藩邸にあつて物品購入に当り価格の市場調査を行ったりしている（『遺塵抄』）。テクノクラートの経済役人の成長は、政治が経済に従属する改革スタンスをとらせるようになり、撫育方の構想となるのである。

米沢藩は奥羽の山間に位置して海から隔離されていることで、近世の経済発展を招来した全国的な商品物資流動の幹線から疎外される事態に置かれた。当綱の言葉を借りるならば「当国ハ山中辺土にして奥羽の諸侯方御通路も無之候。それに応じ国々よりの往来も少ク候。」（『国政談』）ということである。領外との人や物の往来には閉鎖的な検問制度を設けてきた。そういう事態は当綱によって改善されるが、それを吉田松陰は嘉永五年（一八五二）の東北旅行の体験から次のように記している（『講孟余話』巻の四下）。

「莊内・秋田・津軽・南部・仙台等、切手（通関滞在切手）の法大同小異にて、皆関にて錢を要することなり。……其の他感ずべきは米沢なり。米沢の切手は津軽に同じけれども、関吏曾て一錢を要せず。是れ真に暴を禦ぐの法なり。他藩暴を為す（通行税にかこつけて利をむさぼる）ものと同日の論にあらず。」

更に藩領が三十万石から十五万石へと削減されたことが退嬰的で保守的な心性を固執させて、テクノクラートの領国経営意識の未成熟をもたらしたと思われる。当綱登場まで根に入った改革が見られないのもそれに由来するであろう。

藩政改革の成功は経済政策如何にあることを、米沢藩において理論的裏づけをもって最初に提言し

たのは当綱であつたと言える。殖産奨励は生産の増大だけでなく、全国市場への参入が拡大されなければならぬ。その指向は森平右衛門においても既に見られるところであり、年貢米積出しの便を図って最上川通船の整備が着手されていた。そのことを当綱は次のように評価している。

“むかし京師の西村といふもの菖蒲村くろ滝の岩を切りて通船を始め候より今以て年穀の運びよろしく候。然るにその頃の舟をひらだといひけるを、宝暦のころ也、森平右衛門小鶴飼船の事に心をくだき、猶又通船の運びよろしく相成り候。この儀は平右衛門が格別の功にて候。”（『国政談』）

それとともに森平右衛門が蠟の取引を藩の蠟藏元であつた江戸の三谷から他の業者に替へたのは、三谷の一手独占を排して利を量っての市場開拓を行おうとしたものであつたらう。それによって三谷との関係は断絶するが、当綱の努力によって修復され、殖産政策への三谷資本の導入に成功する。当綱は三谷を通じて市場への参入と国産品販路の安定確保を狙つたのであろうが、取引の主導権は三谷に握られることになつたのではないか。当綱が全国市場における需給関係に左右される価格の変動にどの程度の顧慮を払つての殖産計画であつたのか、疑わしいところがある。それは全国市場を目指しての当綱の政策努力が生産面の開発だけに集中され、流通面への計画的考慮の手薄さを物語るものであろう。

その反面、全国的な商品流通の大動脈に位置していなかつたことにより、流通の動きを相手にしての長州藩の“越荷方”^{こしにがた}のような営利事業の着想は生まれなかつた（越荷方については小川国治氏『転換期長州藩の研究』参照）。ただ当綱の政策は、それが“治生”^{ちせい}という政策理念の実現として求められたところに米沢藩の独自の改革体質が見られるのである。長州藩のように理念は標語として掲げら

れて實際との乖離を示すものではない。

終　　り　　に

米沢藩の改革は細井平洲の思想の影響下に行われたものとして広く知られているが、しかしその実際は、特に改革前期にあつては徂徠学的政治理念によって遂行されていた。

徂徠学と藩政改革との関連の問題はこれから開拓されるべき領域であるが、徂徠学滲透の状況は米沢藩と長州藩との対比からも明らかなように、その政策としての発現形態は等質的な様相のものではなかった。それぞれの藩が背負っている社会的歴史的条件が異なる以上その差違は当然であるが、その条件と思想との結合への主体的在り方が、思想の社会化の構造要因として改革意識に独自の性格をもたらしめているのである。

徂徠学が提起した安民とその為の興利殖産事業の追求という問題が各藩の改革政策にどのように織りこまれ発現されているかについての比較検討は、それぞれの藩におけるその特性の確認だけに止まらず、その政策によって更にどのような矛盾が発生し、それに対する藩の対応がどのような性格を示していくようになるのか、そうしたことの追尋も含まれることになるだろう。政治と思想の問題は時代と思想の問題でもある。

本稿では米沢藩（それも当綱執政期に限って）と長州藩を対象にしたが、更に他の藩も含めて検討する方向へと展開されるべきことである。そうすることによって社会精神史の構造体としての徂徠学

の性格が照し出され、時代の中での徂徠学の全体像が確立されることになるのである。

(一九九七・七・二)

(参考)

滝鶴台資料二点

—上杉鷹山への上書及び細井平洲書状—

滝鶴台はその名が知られている割合には、彼の行実や思想營為について具体的に知らせてくれる資料が乏しい。彼の思想展開に重要なポイントを占める右田時代の仏教との格闘とか、或は長崎に遊んだ時にオランダ館にもぐり込んで接した西洋体験、また各地の学者や文化人との交流の実態等、彼の人間の内容を考える上で不可欠な事柄で不分明なものが多いのである。上杉鷹山との関係もそのひとつである。そうした事を説明してくれる手懸りとして重要なものに鶴台の書状や日記・手控えもの等が考えられるが公開されることなく、こうしたものの所在について探索され報告されることも殆んどない。鶴台という存在の全体像はまだ確かめることができない、すなわち評伝も書けないというのが現状であろう。

ここに報告する資料は上杉鷹山との関係のものであるが、一つは鶴台から鷹山に差出した上書、一つは鷹山の領国入部に従って米沢に赴いた細井平洲から鶴台に当てた報告書ともいうべき書状で、その時鶴台は死去半年前の病床にあった。

鷹山宛上書は米沢郷土館所蔵のもので、鶴台自筆ではないが、竹俣当綱が写し取ったものの転写である。藩主として初めて国元に入る鷹山に伝えたい藩主としての心得が簡潔にまとめられていて、鷹山の身を案ずる鶴台の誠意が溢れている。江戸加判役として出府する毛利広漢に当てた鶴台の尺牘

『鶴台遺稿』所収」とともに記憶さるべきものである。

鷹山については平洲との関係が喧伝されているが、鶴台もまた鷹山の思想形成に影響を持ち、それが鷹山の藩政改革の態度や考え方に投影するところがあったと思われることは平洲の書状からも推測されるのである。鷹山の初期藩政の中心人物であった竹俣当綱は、若き鷹山は「御左に細井、御右に滝殿」があつて治の道を学んだと記している（『治国大言録』）。

上書の趣旨は、鶴台が毛利内匠広畔に提出したとされる『はし立』（山口県文書館『毛利家文庫』蔵）と共通するものがある。因に毛利家文庫の『はし立』は明和初年成立かと注記されているが（『山口県文書館資料目録・毛利家文庫目録一』）、萩市立図書館蔵の『はし立』には「寛延三庚午二月望於講舎与秦守節鑑校」の識語があり、文庫目録の注記は再考される必要があるであろう。なお東北大学図書館狩野文庫の『五常根元記』と題された鶴台の著作は『はし立』である。

ここに紹介する平洲書状は、奈古屋大夏『董録』（萩市郷土博物館『奈古屋家文書』）に写し取られているものに據った。鶴台の「学校興立仕法書」に合綴されたものが山口県文書館にあるようであるが、同館職員に尋ねたところ「学校興立仕法書」そのものが不明であるとのことで確かめられなかった。底本では虫喰い等で不明の所があり、それを校合したかったのであるが残念である。従来一部の人は眼にしたことがあると思われるが注目されることなく、今まで紹介されることもなかったようである。『新編細井平洲全集』（『東海市史』資料篇第三巻）の書簡の部にも収まっていない。

この書状は鶴台に対する平洲の真情の溢れたものであるが、平洲達の間で鶴台がどのように遇されていたかが知られるのである。また平洲が長々と鷹山のことを書いてるのは、鶴台の教導通りの君

主に成長している鷹山の姿を伝えたかったのである。鶴台は、鷹山に対する程には長州藩主毛利重就や世子治親には期待していなかったのではないかと思われる。鶴台が長州藩に失望していたことは、澁井太室に当てた明和七年のものと云われる尺牘（『鶴台遺稿』巻八）によって知られるのである。鶴台が最後の仕事とした明倫館振興のことも、自らの死によって果せなかったが、重就時代の政治が経世安民の為のものでないことに失望し、後代に望みを託そうとしたからであろう。

〈上杉鷹山宛鶴台上書〉

（表紙）

治憲公 江

畏天命

依於仁

尚儉素

守古典

通古今

滝 弥八先生

（表紙裏）

此書初御入部之時於江戸表御発駕前長州之御儒官滝弥八直筆ニ調差上之候由
君上拜借被仰付竊写之候事

于時明和六年冬十一月五日

当綱謹書

(本文)

畏天命

聖人ノ道ハ、天命ヲ敬フヲ第一義ト仕候。善ヲ作セバ福ヲ降シ惡ヲ作セバ禍ヲ降ス。吉凶禍福ノ相
応スルコト形ニ影アリ声ニ響アルカ如シ。天ニ耳目ナシ。諸人ノ耳目ヲ以テ天ノ耳目トス。イミジ
キ福分ヲ生レ付キタル人モ、人心ニ背キ天道ニ違フ事ヲスレハ、勿チ福心尽キテ禍ヲ蒙リ、又貧窮
ニ生レ付キタル人モ、天心ニ叶ヒ人心ノ悦フ事ヲスレハ、勿チ苦難ヲ免レ福徳ヲ得ル故ニ天命靡レ
常ト云ヘリ。古ヨリ天下ヲ失ヒ国家ヲ亡ボスハ、皆天命ヲ畏レズ人望ニ背ク故ナリ。天下ヲ有チ国
家ヲ興スハ皆天道ニ叶フ故ナリ。近ク信長、太閤、東照宮ノ御事ニテ鑑ミ明ラカナリ。然レバ身ノ
榮、家ノ榮、子孫ノ榮ヲ祈ラントナラハ、常ニ天命ヲ畏レ敬ヒ給フヘシ。毛利元就ハ壯年ノ時ヨリ
毎朝身ガラヲ清淨ニシテ日ノ出スルヲ拝シ、老年迄怠ラサル由子息達ヘノ遺誡ニ書レタリ。敬天ノ
意ナルヘシ。

依於仁

仁ハ民ヲ安ジ民ノ父母タルヲ云ヒ、依トハ離レヌヲイフ。其心常ニ安民ノ徳ニ住シ、世ヲ輔ケ人ノ

為ニナリ、諸人ヲ子ノ如ク思ヒ、民ノ親タル心ヲ離レズ、万ツノ所作行イ、此心ヲ本トシテ行フヲ依_レ於_レ仁ト云フ。是孔子第一ノ教ナリ。仁ハ人ニ君タルノ徳ナリ。仁徳ナクテハ人君トハ云ヒ難シ。故ニ君子去_レ仁_ヲ惡乎成_レ名ト云ヘリ。諸侯ハ一国ノ父母ナレバ國中ノ士民ヲ我子ト思召シ、苦ニシ世話ニシテ何トゾ士民ヲ安穩ナラシメント御心ヲ尽サレ御政道ヲ取行ハセ給フ事、天ニ事ヘ給フ道ナリ。

尚_フ儉素_ヲ

士民ヲ安穩ナラシムル事モ、国用不足ニテハ心ニ任セス。故ニ仁政ハ国ヲ富マスヲ本トス。国ヲ富スハ儉素ヲ尚フヲ本トス。富国トハ上ノ御藏ニ米金ヲ積ミ貯ルニ非ス。國中ノ士民豐饒ニテ金銀米穀國中ニ沢山ニ、庶民飢寒ノ愁ナキヲ云フナリ。國中ニ有ル物ハ上ノ御藏ニ有ルモ同シ事ナリ。上人奢リテ費用多ケレハ、已ム事ヲ得ズ家中農商ヲセサセ國中貧乏ニナル故、人君華奢ヲ戒メ、無益ノ費ヲ省キ、儉素質朴ナルヲ富国ノ本トス。近年御儉約質素ヲ専ラニ被遊、当時ノ諸侯方ニハ類稀ナル御身持感入奉リ候。御国ニテモ弥御儉約被遊候事第一ノ御儀ト奉存候。法度号令ノミニテハ人心帰服不仕、人君ノ躬ニ行セ給フ事ハ、下々迄速ニ感化仕ル事ニ候ヘバ、只今ノ分ノ御行規ヲ堅ク御立通シ被遊ハ、格別ノ被仰聞ハ無之トモ、近年ノ内御家中末々迄儉朴ノ風俗ニ自カラ相成、富国ノ根元此上モ無之御事、益御精力ヲ可被励候。

守_ル古典_ニ

古典ハ古法ナリ。御先祖様以来御家ノ古法ヲ堅ク御守リ可被遊候。御學問ノ御見識ヲ以テ御覽被成候ハ、不宜ト思召シ御改メ被成度古法モ既ニ可有之候。然レトモ乍憚御家督御間合モ無之、殊ニ初

御入国ノ御事ハ古来ヨリノ御家風并ニ御家中人柄ノ善惡等ハ委シクハ御存被遊間敷候。殊ニ御隠居様ニモ被成御座候御事、万端奥深く御遠慮ヲ被遊、御当分ノ思召附、御見識ニ被任新法新規ノ事御取行ヒ被遊候儀、堅ク御慎ミ可被遊候。式参年四五年ノ内ニハ御家風御家来ノ人柄等、委シク御存知可被遊候。其上ニテ忠貞ニテ才器有之人ト被仰合御改メ被成候テ宜シキ筋、其儘ニテハ難被差置儀ヲ御改被成、賞罰黜陟等人心帰服仕ル様ニ可被遊候。只今ノ内ハ万事御家老御用人ニ御任置キ、様子ヲ御覽可被成候。只今ノ内ハ上ノ御威光モ無之モノニ御座候。今暫ク御堪忍可被遊候。惣テ威權ヲ臣下ニ奪ハレ候事ハ暗君ノ所為ニテ、国ノ乱レニ候。只今ノ内御智恵ノ深淺ヲ御家中ヘ御見セ不被成、御家老ノ勤方仕方ヲ知ラヌ振ニテ、致サセテ御覽被成候事、是先キニ至リ大キニ威光ヲ顯ハシ諸人ヲ帰服セシムル下ヲ拵ヘニ候故、奥深く慎ミ給ヒ龜忽ノ御言行無之、御智恵ヲ御隠シ候ヘテ、御威光ノ薄キヲモ御堪忍被遊候得ト申事ニ候。御家風万事御得心被成候上、御覽シ被置候諸人ノ忠不忠功不功ニヨリ賞罰ヲ被行号令ヲ施シ候ハ、御家中帰服セザル者アラナヤ。般ノ高宗三年不言ト有ルモ此術ナリ。

通古今

古今に通セサレバ今ヲ知ル事能ハス。書經ノ卷首、稽古ノ字ヲ第一義トスルモ此事ナリ。左国史漢通鑑ノ類ハ、追々御覽被遊候。本朝ノ記録、第一ニ御家ノ旧記留書等委シク御覽可被遊候。是又御急務ニ候。和書ハ、保元、平治、東鑑ノ類ヨリ、信長、太閤ノ記、將軍家譜、御当代ハ武徳編年武徳安民記、四戰記聞、武家盛衰記東武国朝記ノ類色々有之御慰ニ御覽可被遊候。是通古今ノ學問ニテ御座候。東涯制度通、甚宜シキ書ニ御座候。

(市立米澤図書館蔵。文の区切りは底本のまま、ただし句のところは。とした。漢字は現在通行のものに改めた)

明和九壬辰四月廿九日細井甚三郎より鶴台先生え書翰写

四月廿五日栗山孝庵生来訪、去秋以来の御容子得と承知仕、先以降心仕候。貴恙御□^第の所次第御快被成御座候由珍重不過之奉存候。其外御全家御享福の御様子太慶仕候。^第儀一家内無恙罷在候。乍慮外御安意可被下候。

一東都未曾有の大災、大藩も御類焼付て八年来御志立の御学政も当分ハ御改革も難被成候半とは是のミ残念御心中の所遠察仕候。

一米沢邸も御同前御座候。併シ此節諸家ニてハ焼死人も多く笑止の事共相聞候へ共、米藩ニてハ上下一人も怪我人無之、須田伊豆拔群の働を以夫人ニも早速尾州邸へ被為入、尾公の御悦不浅、其上附添申候老女女丈夫ニて其夜より尾公邸ニてすご六お□^りなど心付ケ申候て通宵安然の宴遊、大キニ尾公を安し行届キ申候心附キの由ニて上下不残厚賜ニて、其後銀台御下屋敷え御引移り、其後も弥益御安然の御事、女中共迄衣服所持抱えも不仕候て立波に御供仕、侍七十人御供仕候所何れも神妙の由尾公より大キに御感賞、せめて太慶の御事ニ御座候。さま／＼浮説も御聞及の由御安心可被成遊候。

一 儀去春二月中、須田伊豆を御名代として儼然として御頼ミを蒙り、米沢え御同道被成度との御事ニ御座候。乍併御存知の通多年米沢西条侯の厚遇にて老親生涯をも送り申候事早速も領掌難仕、一度ハ御辞退申上候所米沢侯直ニ西条邸え被為入候て少將公え御頼ミ、仍之少將公よりも是非ニ下向いたし候様ニとの御頼ニ相成、仍之御請ヶ仕候て去四月廿四日ニ東都を発し五月二日ニ米沢え下着仕候。神保容助を携え申候。道中も急度御介抱にて俗吏もふり合にて通行仕候。米沢封疆板谷駅よりの御馳走迎官も次第ニ御出し、途中の御もてなし、郊外迄迎ひ使者、老臣よりも名代の使者一同ニ被差出候て無残所、初ハ御上使屋敷え着仕候。其後城北八町程ニ白子御殿と申離宮有之候を仮リニ学館ニ御構え候て、^弟え御預ヶ、五家屋の元子を初下太夫の銘々頭達チ申候者を十七人御撰、諸士の内ニて廿一人御撰ミ、其外志の者共を被仰付候て門人ニ被仰付候。年輪ハ四十三才を初ニシテ十八才を弱とし申候。何れも無ニの好学生、毎朝五ツ時より夕七ツ時迄宛学館ニ出勤仕候。某内諸士廿一人、其外^弟え給使仕度願の二男共合テ三十人程ハ昼夜隨身仕候て相動申候。右門人ニ被仰付の外ハ出席仕度願の銘々ハ願次第名前を官ニ達し、御許容の上ニて出席仕候事ニ御坐候。仍之一終年一人も怠慢無之相動申候。城中の□□ハ不及申、江戸表より一等を御加え敬礼御心一□いと相見え申候。城中ニてハ一月十二日朝四時より夕八ツ時迄経を講し申候。尤家老を初諸官長及当日詰番の者ハ平士共迄御前え被召出承り申候事ニて御座候。御送迎御礼敬ハ例の君侯の御容子御想像可被成候。時々ハ落涙を仕ながら切齒搥腕ニて道義を講し申候。扨学館にてハ一日も休日を立て不申候て、早朝より昏暮迄教授仕候。一終年袴を脱し申候鉢を諸生共え一度も示し不申候。^弟か寸志御推察可被下候。右の振合ヒ故、上ハ老臣下ハ町在の者共迄甚信服仕候て、上下の奔走身の上ニも甚

本望の仕合ニ御坐候。前々より御存知の通祿仕を御すゝめ被成候事去年來ハ大臣共一同ニ是のミを
せがミ被申候へ共、中々書生の身分大任を可荷方量も無之候へハ此所ハつれなく辞退仕候。

一 去五月八日朝四時より国語を城中にて講し初め申候。去年ハ諸国一統の旱魃、其節米沢も甚暑強く
雨降不申候て農民仕付ヶをなやミ申候所、八日の朝城中にて講を初め申候時忽くもり申候て大雨車
軸を流し、殿中雨声にて一向下坐えハ講もきこえかね申候様子、仍之^弟も生涯無之大音声を揚ヶ申
候て書を講し申候。天応と申ハおこがましく候へ共君徳の□と被存候。

一 去六月五日此以前旱甚敷上下甚憂、晴雨百方一滴も下り不申候所、君侯ハ久敷御ものいミにて御丹
誠無所残上下一同ニ痛入候。然所雨降り不申候付六月四日夜老臣共被召出、明日は御自身あたごや
まえ御登山有之候て御祈り可被成由被仰出候て太夫共も乍太儀供をいたし候様ニ被仰付候間、何れ
も落涙仕候て君侯を初一同ニわらぐつにて四日の夜明ヶの七つ時ニ御出城、城の西南十八町をさか
登り、十八町の阻險を御のほり候て愛宕の神え御拝礼有之候所御帰路五ツ時より大雨、邦内車軸を
流し、ひわれ申候田地ミなく湖の如く相成、一昼夜の膏雨城下と不及申在々山谷の民迄抃舞喜躍
只々落涙をいたし、老小男女一同ニころひ倒れ申候て城の方ヲ伏拝ミ申候様子いやはや言語同断ニ
御坐候。^弟も不覺門外ニ躍り出申候て骨迄ぬれ申候。館中の諸生共一同ニ罷出候て一人も落涙不致
者無之候。御帰路ハ御小姓共御長柄をさしかけ申候所、天より賜り申候膏雨にぬれ不申候てハ恐多
く候間ながえをはづし申様ニとの御事にて候ニも骨迄御ぬれ被成候御事ゆへ、供の太夫以下何も淋
漓として帰城仕候。右の軀をおがミ可申とて御道筋ニハ老弱潦水の内ニひれふし申候て声を揚ヶ泣
キ申候由。竹太夫も右の咄をいたしながら失哭いたし被申候。其後ハ時々小雨、右ニ付近国一同の

旱損ニ先し六分位の□□ニ有之、不思議を存し申候。

一美政数多ニ御坐候へ共とても筆談ニハつき不申候。御遠察可被成候。

一郊遊の御供も折々仕候。是も野外の民道儀御崇信を御示し被成度思召と相見候。御途中の御接遇迷惑至極仕候。併し候の御徳を顕し申候事ゆへ乍氣の毒思召ニ随ひ抗礼仕候。野人の悦服不大形、其節々忍ひ涙ニくれ申候。御推察可被下候。

一右の続キ、今年御参府前ニハ一際の際の御仁恵を御施しの御用意も大分相調居申候所、三月三日夕七ツ時ニ在都の災変を報し上下色を失ひ痛心仕候有様、いやはや言語ニ絶し苦々敷様子御遠察可被下候。設ケ申候政事水の泡と相成候。嗚呼天哉と長嘆息仕候。候の残念切齒の御有様傍觀も痛入候。併し入部以来の君徳此時あらわれ申候て、上ハ太夫上士より下ハ足輕中間迄慙腕抗慨、此上ハ身命ヲ限リニ苦役いたし候ても此節の御急難ヲ奉救由一同ニ申合ヒ申候て、大身小身思ひく食祿ヲ差上ケ申候て御助ケを申上度、いやはや此一条古今希有の事共ニ御坐候。仍之御参府もともかくも可相成様子一段安心仕候。町在の下民有力無力を不言捧物ヲ仕り度由、内ニハ貧民迄一貫文二貫の献芹、落涙此事ニ御坐候。去年来^前え時々来学の農人小松村伝次郎と申百姓少々貯も有之者ニ御座候処、兄弟申合せ身上有ぎりを献し申度由一番ニ願ひ出申候て八百貫文を献し、家内をちゝめ水のミ同前ニ相成候て差上ケ申候。是を唱首として我もく願ひ出申候。至誠の動人事眼前ニ見申候。

一^前儀も大災ニ付候ニ先立て三月七日ニ発足可仕筈の所、二番の注進ニ拙館無恙家内安然^{（安んず）}ヲ報し申候付、猶又御留メニて三月十日ニ発足仕候て三月十七日ニ帰府仕候。三日以来ハ昼夜城中ニ侍坐いたし候て徹忠ヲ献し申候。此節の事候へハ深き思召も御□だし被成候由ニて当分の土産として銀五十

枚被下置、其余時服ニ襲彼は御取揃且又去年来十人分御助力の上ニ御加増ヲモ賜り候。兼て思召有之候所御心底の万一二も無之段御落涙ニ被及候。一通り拝受仕候て諸太夫えも一礼を申入、六日の朝別段ニ罷出加増の銀三十枚ヲ返上仕候。太夫一同ニ痛入被申候由ニて承知無之候へ共急度断申候て是非ニ返上仕候。二十枚も返上可仕事ニ候へ共、去一年の留守、其上妻が親類ミなく丸やけにて七人を引受ケ申候事ゆへ此所ヲ申述候て内二十枚ヲ携帶り申候所、一二日ニ秋の木ノ葉と罷成候。勿論拙館ヲも破却仕候て最早此上ハ潜居可仕心得ニ御座候處、留主ニ指置申候関次郎太夫丈夫ニ留主を守り、門人共も能心服仕候。きどくニ誦談の声ヲたち不申取つゞき申候所もだしがたく、先見合□罷在候。御安意可被下候。此候の恩遇骨髓ニ徹し申候。□□の微志ヲ尽し申候。御安意可被下候。

一先生の御事常々御案事無已時候。今一度御再遊も御坐候様との御事常々御噂ニ御坐候。此節孝庵生え御伝言の趣も米府え可申越候。嘸々候ニモ御悦可被成と奉存候。

一学館も御取立の積りニて御坐候。先立て大邦（長州藩を指す）の法制ヲモ御問合ニ御坐候。此節の大災ニ付先ハ暫ハ其儀も御延引と相見候。此儀ハ^弟も先々御見合の御方可然と申上候。

一竹太夫忠誠勤苦唯々落涙仕候。いつの間ニやラ學術モ大分相すゝミ、いやはや驚賞いたし候。其外の太夫も心一ぱいの忠誠感入候。伊豆ニも近来ハ殊の外厚交ニ罷成、時々孤陋ヲ尽し申候所能々納レ申候て太悦仕候。君君タレハ臣臣タリと眼前ニ見申候。

一^弟が状如右御坐候。右の一条ハ先生ならて可訴人も無之候。あわれちかくハちよと参り候ても御面語仕候て相泣キ申度候。山川悠遠西望於邑仕候。せめて面語と思召候て御覽可被下候。近年此候え

の御教授もしるし有之、御本望と可被思召候。

一 去年御返書令郎（後高集のこと）の書牘と共に候東発の日相届キ、御手より受取拜見仕候。米沢一年ハ右の通の多忙心外ニ音問も不仕欠情御容恕可被下候。

一 孝庵生え被托候書ハ私留主故ニ帰府の上相達し可申と□□て孝庵生手元ニ有之所、此度火ニやけ申候て相達し不申候。併し孝庵生来語にて貴書ニ拝接より慥ニ御便リヲ承り太悦仕候。御案意可被下候。

一 大室（森井太室のこと）やけ申候。怪我もなく此間室ヲモ作り申候。御噂のミ仕候。

一 大湫（南宮大湫のこと）やけ不申候。熊耳（大内熊耳のこと）もやけ不申候。

一 肥後の玉山碑文ヲ先生ニ御頼ミ仕度由、玉山（秋山玉山のこと）子秋山孫太郎より上野吉右衛門迄頼ミこし申候。大室より不佞え頼ミ申候。来書ニ行状ヲ添え懸御目候。御病疲ながらも被成候て可被遺哉。

出来も仕候へは其子ニモ本望、玉山も地下ニ折笑可□候。不佞にも本望ニ御座候。併シ御病中の御事強てハ難得貴意候。先ハ右一条別封ニ懸御目候。御報次第ニ肥後え可申越候。玉山□の序ハ_弟も仕候。太室も認申候。追て可懸御目候。行状の内ハ無用の事も相見え申候。尤省略ハ思召一ぱいと奉存候。

以上

一米沢の雪扱々驚入候。去九月廿五日より雪ふり申候。今二月中比迄ハ雪窟の内ニすミ申候。三月十日発足の時も学館ニハ猶五尺余もつもり居申候。生涯珍敷観ヲ仕候。

一去年八月九日立ちにて松島え遊行仕候。米府より三十五里、往来八九日ニテハ相成候。候の馳走にて門人共兩人医者一人下人兩人馬一匹ヲ賜り、十四日ぶりニ帰府仕候。松島ニ八月十四日十五日十六日三日三夜探索濟勝、古今の一遊と奉存候。遊伏ヲ御想像可被下候。珍敷ク和文ヲモ相認メ、おしまのとまや二卷ヲ撰し申候。古歌ニ詠し申候程の名所ヲ尽シ申候。廿三年ぶりにて腰折モ五六十首仕候。

一長文御覽も御六ヶ敷可有御坐候へ共、御面語仕候心地ニ相認申候。時々御氣向キ候節ニ御覽可被下候。暑氣罷成候。大□御自重弥益御清快を祈候のミニ御坐候。令郎え別紙進上不仕候。去年の御報書忝奉存候。第儀壯健雄欣健食御安意思召可被下候。追々申上候。徳民再拝。

四月廿九日

第民頓首

拝具

奉呈

鶴台先生

案下

近世萩の文学

長門国萩は慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原の戦いに敗れた毛利氏によって建設された近世都市であつて、藩政期には藩主の居住地（城下町）として防長両国の政治的中心をなした。従つて萩の地の人々による文学営為の歴史を考えるとすれば、近世以降が対象とならう。知識人である武士層が集中的に居住したその知的トポス（単に場所的な意味でなく価値的位置づけをとまなうもの）としての位相から、萩地の文学の歴史を辿ることは或る意味では同時に近世防長の文学史を辿ることにもなるであらうと思われる。ただ長府（下関）・徳山・岩国といった地区に対して、それらの地が持った藩領域外との地理的社会的な交流条件からして萩がどこまで文学的（文化的にも）な意味において主導的な影響を持ったかについては疑問が残るのであるが。

これまで藩政期防長の文学事象について語られたものを見ると、人名・履歴・著述の書名等の羅列があるだけで文学の流れの構造的で体系的な追究はなく、従つて文学史として把握されているものはなかった。一例を挙げるならば、和歌は近世を通して儀式において又生きることの感慨や風雅な遊びとして盛んに詠まれていたのであるが、そこに当然あらわれてくる歌風の変遷についてはなんらのアプローチも見られない。近世初頭より規範として認識され機能してきた細川幽齋以来の堂下歌論の、心（情）・詞・風鉢の理念が防長においてどのように受容され表現されているのかについても、勿論

資料の不足という事情もあるが、その歌論についての懷疑や批判の所在も含めて考察しようとする問題意識が見られないのである。

そうした事態は他の文学ジャンルにあっても、また更に広く思想史・文化史にわたって同様の研究の不在が指摘できるのである。

以下は萩地だけでなく近世防長全体にわたる文学史構築の為の予備的な試みであるが、具体的な考察に入る前に、従来の取り上げ方への反省として次のことを確認しておきたい。

先ず、江戸時代における文学の認識は今日のそれとは異なっていることである。それは教学を包含していて、そこには思想的営為の文章や学問的論述は言うまでもなく、凡そ文章の体をなすものは書牘・墓碑銘といったものもまた文学として鑑賞されているのである。またそこには雅俗の観念による区分が存在し、俗なるもの（そこには俳諧も含まれた）は文学とみなされない意識も息づいていた。そのような状況の説明には、次のT・イーグルトンの文章が適当であろう。

“当時にあつて文学とは、社会の中でその価値を認められた文学表現の総体の謂だった。すなわち、哲学・随筆・書簡・そしていうまでもなく詩。一つのテキストを「文学的」たらしめる決め手となつたのは、それが虚構性をそなえているかでなく、（中略）それが「高尚の文学」（polite letters）として必要な条件を備えているかどうかであった。”（大橋洋一訳『文学とは何か』）

これは英国十八世紀文学についてのものであるが、わが江戸期の士民の文学についての一般的認識の説明としても通用できそうである。時代のこのような社会的通念の存在を考慮して、文学事情を再把握していく必要があると思われる。

更に文学を単独に捉えるのではなく、その時代時代における知的ネットワークの中で把握することが要請される。^{『藩』}という存在の文化性を考える時、これまでは封建的割拠性からのみ考えられてきて、その為に中央や他の地域との文化（文学）的交流が充分考察の対象となることがなく、それが視野狹隘をもたらしてきていたのである。

これからは従来の言及では等閑視されていた事柄の意義を再確認し、研究作業の蓄積が図られるべきであろう。こうした問題関心からすれば、資料文献の開発や整理が充分でない現状であるが、新資料（史）料の発掘に期待するだけでなく既知資料の読み直し・再検討もまた要請されてくるであろう。

本稿では、文章による表現の意識がどのように獲得され変化し展開しているかを中心にして叙述を試みるものであるが、これはあくまで素描に過ぎない。他日肉付けを行って完全なものにしたいと思っている。

近世に始まった萩の地に文学的（或は文化的）な営みの動因をもたらしたのは、広島から移住してきた武士団であった。

勿論それまでの萩地に文学的なものが全く存在していなかった訳ではない。日常生活の中の口承伝説とか信仰生活にもなう宗教説話、或は在地武士が娛しんだ連歌等、そういったものやそれへの感受性は存在していたであろう。しかしそれらは文学意識的営為として顕在化してくる程のものではなかった。

広島から移ってきた武士達は、より意識され洗練された文学的なものを身につけた存在であった。

彼等は自らの生活に融合したものと、和歌・連歌・能・茶の湯、或は王朝期古典の転写といった行為により（毛利輝元は細川幽斎に『伊勢物語』の書写を頼み、それは慶長元年八月に輝元宛に送られている。また毛利元就の第八子毛利元康は『狭衣物語』を写しとっている）古典の教養と美意識とを身につけており、そこに文学的なものもの伝統性を再認識していたのである。当時においてその意識を総体的に規定していたものは「茶の湯」という総合芸術であったが、そこで養われた感性が文学的表現手段として自ら持つものは和歌・連歌であり、つづいて俳諧が加わってくる。

彼等武士団は軍団であると同時に知識人集団であった。玉木吉保の『身自鏡』（『玉木土佐守覚書』とも）を読めば、藩初期の武士達がどのような教養を身につけて一人前になったかが分る。彼等武士達は参勤という他地域との定期的な接触によって文化的刺激を受けることが出来、先進地の文化・思想・文学の動きを体験する機会に恵まれた。このような武士達の存在の様態が予件となって萩の人士は表現活動を促され、近世を通じて萩が防長の文学的先進地としての位置を保持したかどうかは検討の余地はあるものの文学的核を形成していくのである。

その武士達による文章表現行為の最初の結実として現れるものは軍記物である。それは幕藩体制が安定期に入る元禄期頃（十七世紀後期）までに次々と書かれた。それには『温古私記』・『吉田物語』その他があるが、これらは中国地方に覇を唱えた毛利氏とともに輝いた過去の栄光を回顧して自らの歴史を確認するものとして書かれたのであつて。文学作品と見ることは適当でないかも知れないが、単に史実の記録ではなく物語性を持つものであつた。

武士達はその公的生活に伴うものとして伝統的に和歌・連歌を嗜んでいるが（藩の規式や酒宴の席

等で詠進が求められた。後にはこれに漢詩が加わる、それらの表現技法に通底するものとしての関心から俳諧も盛んに作られるようになっていく。貞門俳諧から出た松江重頼が編んだ『佐夜中山集』（寛文四・一六六四年）等に萩住塩田友知（冷泉友知と同一人か）その他の人（武士達と思われる）の句が入集している（下垣内和人氏『近世中国俳壇史』参照）。彼等の作品は貞門系ばかりでなく談林系の句集にも採られており（下垣内同上書）、彼等は流派に拘泥せず俳諧の機知的な表現の遊びを娛しんだものと思われる。重頼等の中央の俳人と萩の人士との繋がりとはどのようにして生じたのか、その具体的な跡づけは確かめられていない。

萩の地における最初の文学的個性の出現と言えるのは山田原欽（寛文六・一六六六年生）であろう。（原欽の評伝としては安藤紀一『山田原欽』がある。また渡辺憲司氏「山田原欽の前半生」・「山田原欽の死」、『近世大名文芸圏研究』所収の研究がある）。

原欽は十一歳で京都に上り、宇都宮遜庵・伊藤坦庵に就いて学んだ（復軒という原欽の号は坦庵につけてもらったものである。坦庵の「復軒説」参照）。彼は当時の日々の行動を漢詩にして記しているが、それによって彼が後水尾天皇を始めとする上層階級や知名の智識人達との広い交流を持ち、そこでどのように遇されていたかが分る。早熟の詩文作成の才能が彼を有名にしていたのである。

彼の作った漢詩は今日においてもまだその全容は把握されていない。原欽の京都での活動は当時の諸家の記録に残されておりながら、今日まで文学史上のものとして取り上げられることはないままである（渡辺同上論文）。萩においては、原欽の出現によって漢詩文が実作されることになり、それは

次の世代である徂徠学派（山県周南門統）の人々によって開花していく。

彼はまた長州藩最初の儒学者でもあった。朱子学に立つ原欽の詩作についての考え方は、詩文作成を経学考究の余技のものであるとしてそれ以上の価値を置かない（むしろ卑下する）当時の朱子学者達の一般的な通念を出ないものであったと思われる。そうした通念にも拘らず、彼の内からの強い欲求がその多量の詩文を作らせたのである。

詩についての彼の見解を述べたものとして、安藤紀一は「送仁保玄珠序」を挙げている（安藤前掲書）。それには、詩は宋代になって「微」になったとして、唐詩を重視する見解が述べられている。そして学ぶべき詩人として陶淵明（唐代の人でないが）と杜甫を挙げ、「詩其氣運乎、学初唐而歸宿於少陵、養其氣字於三代、則人力可_三以勝_二氣運_一也。是之謂_二反倒之手_一。」と言っている。少陵とは杜甫のことであり、三代とは詩経を言う。しかし「表現とは何か」との問いかけは見られず、詩論としての展開はない。表現についての問いかけは、山県周南がもたらした徂徠学によって行われるのである。

原欽の詩文は、「明説」・「遊腰浜記」等の文、藩主の下命による和歌・絵画との合作「八江八景」や「大寧十景詩」等の詩が知られている。その詩は、周南等徂徠学派の詩が唐詩を模倣して華美で浪漫的であるのに比べると平明であり、イメージのふくらみが乏しいようである。

原欽の時代は漢詩文の手引書の出版が盛んに行われ、全国的に中国文学への興味が高まってきた時期である。萩にあっては酒席等で漢詩の即吟（蠟燭が燃えつきるまでに詩を作る等）が酒興として歓迎され、また別荘や庭園を記念する漢文による「記」の作成が求められた。原欽はそうしたことへの

漢詩文の供給者として迎えられたのであり、彼が本業として自りに期している経学においてはなかった。具原益軒宛の尺牘の中で十八歳（天和三・一六八三）の原欽は、
「雖然男児乃生也、蓬矢射於四方」。則是有志於四方也。然則安居頭白、非男児之常。」と述べている。彼は元禄六年（一六九三）に自殺するが、その悲劇はこうしたところに胚胎していたのである。

儒学が受容されていく過程は、漢詩文への関心と賞翫の広がりや密接に関係しているが、そうした状況は、明の滅亡によって中国からの亡命者の渡来が生んだ中国趣味の流行を背景にしていた。しかし原欽の頃には、長州藩において儒学はまだ武士層の指導理念として確立してはいなかったのである。儒学によって社会が解説され、意味が与えられ、その意味が強化される。意味論的に社会が認識され、社会の構成形態が意識化されてそれが規範として掲げられていく。そうした儒学的作用が、原欽の時代にはまだ人々の意識の中に定着——顕在化するまでに至らなかったとしても、認識していく慣性として身につける状況の中にあつたのである。儒学的パラダイムが出来上がるのは、山県周南の徂徠学の時代になってからである。そこでは人々は社会を儒学によって把握し、理念的に秩序づけていくとしようになる。

原欽の弟子小倉尚斎（元文二・一七三七歿）は藩校明倫館の初代学頭となり、『唐詩趣』（享保五・一七二〇刊）の編著があるが、彼の存在は徂徠学盛行の中で薄れている。

萩において、文学の理念とその方法意識が自覚されてくるのは徂徠学によってである。

徂徠学は、萩生徂徠に学んだ山県周南（宝暦二・一七五二年歿）によって防長の地にもたらされた。

それは明確な文学理論と方法を、その思想体系の中に組織している学問であった。詩は自然な人情の表われであるとしてその独自の在り方を肯定し、それが採る表現は「文」（風雅）であるべきだと主張した。更に「文」は君子の徳をなす上での必要な条件として考えられており、このように文学の積極的な価値づけは経学としても保証されたのである。

そこでは詩文の作成は「聖人の道」を正しく知る為の中国古典研究上の方法論として位置づけられ、中国古典（経書）の内容を正確に把握するには中国古代語の会得が要請され、その会得の課業として「文は即ち秦漢、詩は即ち漢魏盛唐」のスローガンの下に、その時代の言語（古文辞）を用いての詩文の実作が奨励された。「学詩者以識為主。入門須正、立志須高。以漢魏晉盛唐為師、不作開元天宝以下人物」との嚴羽（滄浪）の言を引いて林東溟は、その著『諸体詩則』卷之上「詩門」においてその旨を主張している。古文辞の会得をその学問の必須要件に置いたので、徂徠学はまた古文辞学とも呼ばれる。

山県周南もまた詩文の作成を積極的に奨励した。

「文雅の心なき人は固陋偏僻にて君子の域に入難し。先詩文を学び、それにより文章を学び、文辞の道に通ずれば六經古書もすめて、聖賢の道も是より入ることなり。詩文何の害かあらん。専ら務むべきことなり。」（『為学初問』下）

嗜むべきでなく、務むべき事とされるのである。このように学問と詩文とは不可分のものとして提示され、周南門流は詩文の作成に力を入れた結果、萩の地に詩人が輩出することとなった。彼等は表現とは何かを自覚し、詩文によって自己を解放し、情念の感情移入の方法（すなわち模倣による同化）

を知ったのである。そして徂徠にあっては聖人の道の正しい理解の為の方法論であったものが、彼等において次第に詩文そのものが目的となってきた、学問よりも作詩文のみを娛しもうとするようになっていく。しかしそれはまた文学独自の価値の自覚を助長することでもあった。文（文章）に、人間というものの存在の価値がこもる、ということを入々に納得させたのは彼等であった。

周南の文学論は『作文初問』（宝暦五・一七五五刊）にまとめられている。それは基本的には徂徠の説を継承するものであるが、文学についての感受性は徂徠の認識に縛られない鑑賞力を見せている。例えば、宋代の詩文を理に勝つものとして低く評価する徂徠の見解に反して、屈原の「漁父辞」の結末よりも蘇東坡の「後赤壁賦」の結末の方を「竊冥変幻屈子が上に出たり」と推賞したり、徂徠が重視する明古文辞派の李攀竜や王世貞の文章の持つ欠点を指摘したりしている。

周南の鑑賞力は日本の古典に対しても示され、和智東郊によると、周南は『平家物語』の人物造型について次のように述べたという。

“縦令は義経ハいつれの処にも義経の生質見ゆ。能登守教経ハいつれの処に書しも勇將にて、維盛は死際迄も同じ^{（よく）}懦弱也。能^{（よく）}其人の体裁を違ぬ様に書たる”（『東郊座右記』下。山口県文書館蔵、写本）

これは、文学における人物典型というものについての注意の喚起である。

周南門流の詩は、唐詩を模範としてその題材・発想・イメージ・用語等を自己表現の為に模倣するのであるが、それによって自分自身及び周囲の現実を唐詩中のものとして、いわばダブル・イメージにおいて表現するものである。しかしその点が、彼等の詩への批難の対象となった。日野龍夫氏が

「いかにも唐詩らしい語彙を点綴しただけのイメージ倒れの作品」（『徂徠学派』）として挙げる滝鶴台の若き日の詩（『鶴台先生遺稿』卷三）を掲げてみる。

送_レ人之_レ京

妙齡千秋業

壯遊四海名

酒杯論_二意氣_一

翰藻思_二縱橫_一

雄劍青雲志

高歌白雪情

到時花欲_レ遍

春滿洛陽城

イメージ倒れとはいえ、ここには唐代の若者と自分を一体化することにより、向学への高揚した青春の精神と感情を解放しているのである。それには無理なく成功しているのではなからうか。

唐詩の模倣の行き過ぎた例として、江村北海はその『授業編』（天明元年北海自序）の「詩学第十則」において、周南の「過太湖」と小田村鄴山の「寄題江州城樓」を挙げている。共に琵琶湖を詠じたものであるが、周南が琵琶湖を「太湖」といい、かつ「城樓含_二日月_一、地勢接_二荆吳_一」との詩句の「荆吳」というのは大袈裟過ぎること、また鄴山の詩では「岳陽城上白雲飛」も同様であり、ついで「湖水北流連_二城塞_一」とあるが琵琶湖は北流しないではないかと指摘するのである。だが周南達の作るものがすべてこのような批難のものではない。

しかし一方から考えれば、模倣に習熟して古文辞の使用も自在になり詩法も体得されるならば模倣も自己の自然な表現となり、上述の鶴台の詩例のようにそこに自己を自由に解放することができるようになる。楽府題等の詩題の下に、模倣に託して和歌よりも多彩に恋愛を詠じることが可能であった

のである。徂徠学の主張する詩は、ロマン的心情の解放と昂揚を可能にした。かくて人々は自己の裡の新しい感覚の戦慄を知覚し、詩的世界は拡大されて若い人々の心を捉えたのである。また唐詩を模倣すれば体格を備えた詩を作ることができるとする方法論は、作詩上の一つの型を提供するものであり、その型を使えば誰でも一応は詩らしいものが作られるという簡便な手段であった。このような方法が詩を作る人を多く出現させた理由でもあるが、それはまた作られた詩の類型化——誰の詩も同じだという傾向を生むことにもなった。

周南と同じく徂徠の弟子である服部南郭は、『長門ノ詩ハ極メテソマツナリ。長門ハ一風アリト覺ユ。精密ナル学問ハナシ。』（湯浅常山『文会雜記』）と言っており、これが当詩の知識人の間の全国的水準における評価であろう。確かに周南門流の詩は同詠反復の気味が強く、詩想も固定されて、自身の心が感じ取った詩情の新鮮な流露に欠けているであろうが、周南のもたらした徂徠学は、萩地の文学の流れに新しい地平を拓いたのである。

周南の弟子の中で、もっとも才能に富み、その詩文が江戸においても高い評価を獲得したのは滝鶴台である。彼はまた漢文による実録体小説とでも言える「紀石井氏兄弟復讐事」（元禄十四年五月に伊勢亀山城内で石井兄弟が父の仇を討った事件）等の紀事を書いている。鶴台の存在は、秋山玉山・細井平洲・澁井太室その他当時の学者や文化人の間に重んじられたのである。鶴台・秋山玉山・木村蓬萊の三人による批点を附して刊行された細井平洲の『嚶鳴館詩集』（明和元・一七六四年刊。鶴台序）は好評を博した。

林東溟は早くから防長の地を棄てて大坂に出、徂徠学派の詩の作法書『諸体詩則』（元文六・一七四一年刊）を著すなどして徂徠学の普及の為に活躍した。鶴台は上方に徂徠学が広まるきっかけを作ったのは東溟だと述べている（宝暦二年服部南郭宛尺牘。『鶴台先生遺稿』巻八）。しかし太宰春台の『斥非』を無断刊行する等のスキャンダルを起し、江戸の徂徠門の人々から絶縁される破目にあっている。

和智東郊は藩の役人を勤める傍ら詩文を作り、その詩は明の古文辞派を代表する詩人李攀龍にもっとも近いと評価された。平家物語に材を取った「宰相怨」・「芙蓉並蒂生」（別名「祇王歌」）の長編叙事詩を作っている（『東郊先生文集』巻一）。周南門流で叙事詩というジャンルで作品を残しているのは東郊だけであって、そのことは改めて注目されるべきであろう。彼の文学論を収めているものに随筆集『東郊座右記』がある。

以上の三人は『泉門の三傑』と称される。

山根華陽は詩人としての資質を有しながら、明倫館教授（後に学頭となる）等の学務の為に詩才を開花できずに終わった憾みがある。しかし江村北海は『日本詩史』（明和五・一七六八年成る）において評価している。田坂瀾山（宝暦八・一七五八年歿）は藩士として番方の諸役を勤めながら詩人として生きた存在である。その『瀾山詩集』（明和二・一七六五年刊）は、周南門流の中でも特別に記憶されるべき詩集である。病を得てからの晩年の詩には、自己を見つめる眼を徂徠学的表現方法が邪魔をしているものが感じられる。そして山根南溟（山根華陽の養子。寛政五・一七九三年歿）の『南溟先生詩集』（寛政九・一七九七年刊）が、萩地の徂徠学派の文業の最後を飾ることとなる。その他多

くの人の詩文集（阿川毛利広漢の「鳳兮亭集」外）が残されているが未刊のままである。

徂徠学は様々の形式の文章を新しい文学ジャンルとして成立させた。例えば書牘（漢文書簡）である。周南門流の文業を誇示するものとして、周南以下の書牘だけを集めた『瀾城新著』（山県子祺編。子祺の著とする本が多いがそれは間違い）が刊行されている（寛延二・一七四九年）。その他に序・跋文、行状や墓碑銘、歴史への興味や漢文練習として作られた紀事・擬文があり、それらは文業として鑑賞されたのである。紀事・擬文は、中国白話小説流行という背景かつその影響下に生まれた読本との関係も考えられる。しかし読本が萩で物されたかは不明である。読本の祖とされている岡島冠山は、若い時一時長州藩主毛利吉就（元禄七・一六九四年歿）に訳士として仕えたことがある（東条琴台『先哲叢談後編』巻三）。

周南による徂徠学文学論の鼓吹は一つの文学運動であった。それが持つ都市文化的な性格は、文壇的なものを萩地に成立させた。他の文学ジャンルも徂徠学的メンタリテイの中で、その感受性に影響を受けたであろうことは推定できる。例えば萩にも何度か来遊した長府出身の田上菊舎の句「秋風に浮世の塵を払ひけり」や「山門を出れば日本ぞ茶摘うた」に見える「浮世の塵」とか「日本ぞ」という用語感覚——概念化された言葉の使用感覚にそれが見受けられる。そこには、ある共通理解が前提とされる用語への安易なもたれかかりがあり、その故に大衆性が獲得されたのかも知れないが、感覚の新鮮さから選びとられた言葉でない為に、一句の形象力が弱いのではないかと思われる。菊舎が属する美濃派の説くところから（或は俳諧の持つ伝統的な表現上の性格からであろう）このような用語感覚が導き出されるのもあろうが、それは模倣の為に概念化して対象を認識する徂徠学派の詩語

(陽春・白雪・紫氣・中原等を井上金峨は『病間長語』において徂徠学派が多用する用語として挙げ、これらの言葉に徂徠学派の詩文の類型化を象徴させている)の捉え方によくマッチしているものである。

徂徠学派の詩文の欠点は次第に顕著になっていくが、京都や江戸では早くから排斥の声が挙っていたのに比べると萩では長い間模範とされ続けられた。それは徂徠学が明倫館を根拠に約百年間藩の文教を独占していた為であろう。

徂徠学派詩風からの脱却の動きが萩で何時頃から見え始めるのかは現在までのところ実作を辿って確かめはなされていないが、恐らく文化年(十九世紀前期)へ入ってからであろう。頼山陽に師事する者も出てくる。松崎慊堂に入門する者も出てくる。文政・天保期には宋詩を範とした「清新・性靈」の詩(山本北山の『作詩志』参照)——日常身の景情を先人の眼を借らずに、「自己の真情」に発する詩情を平明な自分の用語で形象化しようとする詩に移行している。吉田松陰も、習作時代の詩は身の生活に材を取った宋詩風のものを作っている。一例を引く。

新夏即事 (『未忍焚稿』)

竹窓靜座誦蘇詩 方是午眠始醒時

清風掠座襟懷淨 軀覺一倍添句奇

しかし時代が激動期に入ると、松陰を始め再び唐詩風の慷慨調のものになっていく。徂徠学派の漢詩実作上の唐詩尊重・模倣の姿勢は、幕末志士において復活しているのである。

萩地の人々の文学観念に徂徠学が与えたものを要約すると次のようになる。

第一に明確な文学理念——表現とは何かの自覚、第二に方法意識による古典認識と詩文の実作の価値づけ、第三に人情に発する詩文すなわち詩文を道徳的判断によって評価することからの解放、第四に「文」は雅でなければならないという美意識の成立、第五に漢詩文が学問として公認されたこと（明倫館の考査に漢詩文が課せられた）等である。

明和二年（一七六五）に攔筆された和智東郊の『東郊座右記』は、宝暦前後（十八世紀中頃）の萩地の人士の思想や文学についての意識状況や行実ばかりでなく当時の藩政の内情等多方面の事柄を取上げたエッセイ集というものであるが、日本の古典についての関心の在り方も窺うことのできる文献である。それを見ると、古今和歌集の真名序と仮名序はどちらが先に書かれたかの問題の考証が先ず取上げられている。東郊の結論は真名序が先に成ったとするのであるが、このように日本古典についての東郊の問題関心は和歌が主体になっている。万葉集にも触れているが、和歌の問題の対象にはなっていない。当時既に契沖の仕事は萩に伝えられていたのであるから、東郊のこのような態度は、和学についての当時の萩の知識人の関心の在り様を物語るものである。万葉集については萩生徂徠が『詩経』の国風の詩と比定しており（『経子史要覧』）、そうした認識はその学派においてあった訳である。

契沖の仕事は〈大黒屋本〉（今井似閑所蔵本の転写）に含まれた形として萩に伝えられ、天文三年（一七三八）頃までに明倫館に収まったと見られている。今井似閑（大黒屋善四郎）は長州藩の財政と深い関わりを持つ人物であるが、彼の蔵書に注目して（そこには契沖の『万葉代匠記』や似閑編の

『万葉緯』がある）それを写し取ってまでも萩へもたらしたいと願う和学への関心が、漢学流行の空気の中で萩に存在していたのである。そのことを強調しておきたい。その和学への関心は、恐らく契沖の仕事の持つ意義を認識するものであったと思われる。

東郊と同じ周南門下の山根華陽に「題万葉代匠記写本卷末」なる一文があり（『華陽先生文集』巻九）、契沖の仕事は徂徠学派によって逸早く注目されていた。それは徂徠学が持つ中国古典への文献考証による接近法が、契沖『万葉代匠記』の「此書（万葉集を指す）ヲ証スルニハ此書ヨリ先ノ書ヲ以テスベシ」という理念に共感したからと思われる。華陽の一文は〈大黒屋本〉によってのものでなく別系統で友人が入手したものに草されたもの（享保年か）であるが、この時期に萩地に和学についての観念にある動きがあったことが推測されるのである。

だが、折角〈大黒屋本〉が移入されながら長州藩士士の和学関心にそれがどのように活用され、何なる研究の足跡をとどめているかは考察されていない。それを確かめようとする問題関心もないのが現状である。時代は下るが、文化十三年（一八一六）に上田鳳陽が大黒屋本研究の為に明倫館に再入学したことが報告されているが（『山口市史』及び『明倫館国書分類目録付今井似閑本目録』山口大学教授畑地正憲氏解説）、その結果鳳陽に如何なる業績が残されたかまでは追究されることはない。畑地氏の解説は「似閑本は毛利藩における子弟教育、学者の研究資料として重要なものであり、藩内における国学興隆に大きく寄与していた」と言いながら、その実証的な裏づけについては具体的には確かめられていないようである。

国学という意識が何時頃どのような状況の経過を経て萩（又は防長）に受け容れられてきたのか、

これも確かめられていない。その時期として一応文化文政期が考えられるにしても、それまでの間和学が防長の地でどれ程の蓄積を持っていたのか、その上での和学から国学への移行の姿が探られるべきであろう。そうした空白部分は他の分野にも存在するが、これらを埋める作業がなされない限り近世防長文学史の構築はできないのである。

萩地の和歌の流れに新しい動きへの予徴として想定されるものに、賀茂真淵・小沢蘆庵との接触がある。これも従来は問われることがなかったところである。

近世初頭より權威とされてきた堂上和歌の規範を無化する方向は何時頃から萩（防長）では見えてくるのであろうか。その場合、契沖の仕事への関心や徂徠学によって養われた心性が刺戟として作用したのであることが考えられる。

元禄から宝暦にかけての（十八世紀前半）萩の歌詠みを代表する一人である坂時存の歌はその著『遺塵抄』に一部が収められているが、それを見ると二条家風の穏やかな詠みぶりのものである。一首を引く。

忍ぶ恋

しのぶれど人めの関の多ければ

あくるひまなきわがむねのうち

七代藩主毛利重就の室立花氏は賀茂真淵の弟子であって、真淵から古典の講義や詠歌の指導を侍女とともに受けた（中村幸彦「万葉集をめぐる国学者の生活」、『中村幸彦著述集』第十二巻）。真淵は

江戸は浜町の家から麻布の長州藩邸に出講したのである。侍女の一人野村弁子（むらむらひ）は明和元年（一七六四）に真淵が行った古今和歌集の講義を筆記し、それは上田秋成の補筆を経て寛政元年（一七八九）に『古今和歌集打聴』として刊行された。重就と立花氏の間に生まれた八代藩主治親は田安宗武の女（松平定信の姉）と結婚しており、その婚約は宝暦十一年（一七六一）であるので、立花氏が真淵に師事したのは田安宗武の斡旋によるものであったろうか。当時の江戸の武家の間では堂上和歌系統が盛んに活動していた時であり、真淵を中心にした新しい傾向の和歌の主張はようやく人々の関心を集め出している状況であった。そうした中で立花氏が真淵に学んだということはやはり注目すべき傾向であったと思われる。毛利重就に自筆『万葉新採百首』の存在が報告されているが（熊本守雄氏「毛利氏の文学」、平成5年度山口女子大学公開講座『ふるさとの文学』）、これは真淵の影響を示すものでもあろうか。重就は冷泉為村に師事した（それは当時大名や上層武士の一般的な傾向であった。）と考えられるので、その万葉集への関心は注目されるのである。これから見て、真淵の出講が長州藩内の歌詠みの間に何らかの反響をもたらすものがあつたのではないかと思われるが、その確認は今後の作業として残されるのである。

同じ事情は小沢蘆庵の場合にも指摘できる。彼は攝家の鷹司輔平に仕え、輔平が明和二年（一七六五）の日光東照宮百五十年祭に勅使として江戸に下った時それに随従している。その時輔平は長州藩邸を訪れているが、蘆庵も供をしたかもしれない。その江戸で蘆庵は鷹司家出仕を停められている。毛利家と鷹司家とは婚姻を重ねており、輔平も重就の女を室に迎えていた。京都の長州藩屋敷を通じて、そのような環境の中で藩士と蘆庵との交流の機会はなかったであろうか。精査すれば見当るかも

しれないが、真淵も蘆庵も長州藩の表立った記録には表れていないようである。和歌の新しい動きは文政期にははっきり確かめられるのであるが、『類題阿武之杣板』にはっきり現れている)、それまでの間を旧態依然のまま打ち過ぎたとは考え難い。

蕉風俳諧が萩地に伝えられた状況も明らかではない。享保十六年(一七三一)に美濃派三世蘆元坊が西国巡遊中に、赤間関で行った支考百ヶ日追善が一つの目安になると考えらえる。蕉雨庵棋声『東武紀行旅之花』(享和元・一八〇一年刊)の自序によれば、美濃派四世田中五竹坊に師事した唐波庵が萩の蕉風の始まりだと述べている。また祖養撰の原簡枕碑銘によると、年次は明らかでないが、簡枕(雲谷等仲)は「吾が(藩の)大夫桂翁と共に浪華に遊び中古の風を学ぶ」とある(棋声・簡枕ともに山本勉弥『萩俳諧史』による)。「中古の風」とは蕉風俳諧を指すものと思われる。大夫桂翁とは、大夫とあるので当職・当役等の藩の重職を歴任し長州藩の享保改革に活躍した桂広保のことであろう。広保とすれば彼は元文三年(一七三八)に藩政界から退隠して外部との交際を絶っている、上記の事はそれ以前となる。簡枕は安永十年(一七八一)に六十二歳で歿しており(山本前掲書)、それからすると大坂に登ったのは十代後半となる。碑銘の記事は傍証等による検討が必要であろう。

しかしこうした記録から見ると、蕉風が萩へ伝えらえるのは享保以後となろう。萩地に俳諧宗匠が存在し同好者の結社が出現するのは、宝暦年中(十八世紀中期)簡枕を中心とした聴松庵が最初のようである。山県周南は聴松庵に詩を贈っている(『周南先生文集』巻四)。

「等仲子從南塘先生學丹青。早有韓幹之春。不幸失明、詠歌自娛。其所居号聴松庵」。

介人求^レ作^レ其詩。

人^ハ道^ヲ花^ニ如^シ錦^ノ 花^ハ飛^ニ空^ニ後^ニ庭^ニ

松風能^レ洗^レ耳 不^レ吹^キ亦^モ常^ニ聽^ク

南塘先生とは家業の画業を棄てて儒家になった雲谷等直すなわち繁沢規直（号南塘）である。

同時代的に唐波庵が考えられるが、聴松庵との前後関係や活動が分明でない。いずれにしても文台を立てた宗匠がいて結社が行われたことは、美濃派の定着を示すものであった。山本勉弥『萩俳諧史』は「萩はどういふものか芭蕉の正風なるものを美濃派を通してのみ受け、他派の宗匠との関係が始まらない。」また「菊舎・其音（菖蒲庵初代）は江戸に白寿坊（美濃派七世）を訪ひ、殊に菊舎は両度数年に渉り非常に世話になって居る。其他萩の藩士は江戸勤の便宜があり、白寿坊と最も深い因縁を結んだ」と記しているが、江戸番手の藩士の俳諧関心が江戸の状況からみて美濃派一本に統一されていたか、例えば江戸派への関心も考えられるのではないかと思われるが、今のところそれを確かめることはできない。

蕉風が美濃派として受容されたことは、萩地の俳諧の世界を或る性格のものとしたと思われる。それは俳諧についての意識や、言葉の表現力をどこまで獲得できたかという文学性や、社会の中での存在形態（社交の場）といったことにおいてである。

文学性について言えば、例えば各務支考の「華月の風流は風雅の躰也、おかしきは俳諧の名にして、淋しきは風雅の実なり」（『続五論』）の考えがどのように捉えられて作品化されているのか、そのようなことの検証によって培り出されてくる萩地の俳人達の句の性格である。美濃派の作風に疑問が抱

かれることはなかったのか。『萩俳諧史』に採録されている作品は実際の何万分の一にもなるまいが、それを見ると皮相的で月並のものを出不い底の浅いものに見える。その故に誰にでも気楽に作って娯しめるものと受容されたのであろう。萩地における俳諧の存在形態は（和歌にあっても同様であるが）、風流な社交の遊び以上のものではなかったと言えそうである。

美濃派結社の成立により、上方の同派の俳人達の来遊も行われるようになる。美濃派の以哉坊や百茶坊の紀行によると、江崎・須佐・宇田に俳諧のグループが生まれていたことが分る（下垣内和人氏『近世中国俳諧史』）。田上菊舎も度々来遊し、交歓が行われた。それらの事は俳諧人口の拡大をもたらし、聴松庵以外に古萩園・菖蒲園が生まれ（山本前掲書）、その文台の継承は昭和までつづく（『山口県近代文学年表』の内、田中助一氏「萩地区」）。句集の刊行はあるものの、紀行以外に俳文集が編まれたかどうか詳かでない。今日、俳人達の活動の痕跡はわずかに芭蕉句碑の建立として残っている。以上より別に、座の文学の変遷という視点を設けて論じたかったのであるが、資料的にも現時点では限界があり、結局放棄した。

徂徠学の受容以来、長州を超えた知的交流の広がりが目立ってくる。それは特に宝暦以降顕著になり、そのような知識人の在り方は藩というものを観念的に無化していく方向に働く。そうした傾向を助長するものとして、外国人との交流がある。

その第一に挙げられるのは朝鮮通信使（朝鮮信使とも）一行との詩文の唱酬である。彼等と唱酬することは、漢学に携わる者の詩文家としての名を確かにする資格と認識され、名誉なこととされたの

である。山田原欽以来、小倉尚斎・山県周南・滝鶴台等多くの漢学者が信使一行の学士と筆談唱酬を行つたが、その時の詩文はその都度まとめられて刊行され（鶴台達の唱酬記録『長門癸甲問槎』二巻二冊を最後とする）、長州藩の文業として誇示された。山県周南がその文名を全国的に高めたのも左の唱酬の詩からである。

（赤間寶館）朝鮮二使席上、出ニシテ

瓶梅需レシ詩。押スルニ以テ梅開ニ盃ノ字一

赤水橋頭一樹梅 却チ從リ瓶裏ニ趁チ春開ク

分明ニ認得ス東君ノ意 要ス照ス嘉賓夜宴ノ盃一

次には長崎においての中国人との交流がある。滝鶴台・和智東郊は宝暦九年（一七五九）に長崎にて高山輝と相識となり、詩を贈っている。また文政期には布施御壻が江芸閣と近付きになり、次の歌を詠んでいる（『類題阿武之仙板』）。

ことのはのへたてこそあれへたてなき

心のみゆるやまともろこし

紀貫之『土佐日記』は安倍仲鷹の青海原（マヤ）振り放け見れば云々の歌を引いて、もろこしとこの国とは、言、異なるものなれど、月の影は同じことなるべければ、ひとの心も同じことにやあらんと書いているが、それに遥かに照応するものであらう。普遍的人間性の知覚のあらわれである。

寛政以降の動向を特徴づけるものとして。雅俗の区分で言えば俗文学（庶民階級の表現である文学）

の盛行がある。すなわち狂歌・川柳・俗謡等の庶民文学が身分の上下を通じてもはやされるようになってくる。藩主毛利斎熙は宝晋斎湖十に師事し、露朝の俳号を持ち、句集を残した。清元「北州千年寿」の作者でもある（村田峯次郎「毛利敬親卿事蹟の概要」）。次の藩主斉元も狂歌を好み、また「初霞柳糸遊」という俗謡の作品もある（村田前掲書）。斉元の側室の一人は山東京山の次女であって、その生むところの女子は字和島藩主伊達宗徳に嫁した。京山と長州人士との交流は、世良利貞が京山と接触していること（近藤芳樹宛利貞書状。萩郷土博物館所蔵）からも窺える。江戸の文学の空気は斉元の身辺に近しかったのである。文政・天保期（十九世紀前期）の狂歌作者としては、石川雅望（宿屋飯盛）に師事した内藤白露園が知られている。

このような風潮は江戸における庶民文学の流行の反映であろうが、単に流行を追うということだけでなく、和歌等の所謂雅の文学がその因習的なマンネリズムによって空虚化し、時代の人々の心情を盛り得るものでなくなったという事情があろう。しかし狂歌・川柳・雑俳の盛行は、一面には題材と表現の拡大でもある。狂歌等の盛行を文学の衰退または頹廃と見るか、または現実精神の健康な表現活動と見るかは論の分れるところであらう。

狂歌・狂文は、時勢や藩政を批判し諷刺の手段として早くから萩でも作られており、落書として記録に残っている。しかし文化・文政期（十九世紀前期）に作られたものとなると批判性は薄くなり、人間や世相を戯画化するその機知に笑いを求める諸謔が主要な狙いとなってきた。人間への関心は、外面的に捉えられた風俗的な姿の諸相にあって、自己を内面的に見つめたところに自覚されてくる人間の姿を表現しようとする方向にはなかった。従って表現への自問は見られないのである。

言語表現の文学性の復権或は文学理念の再検討は、国学という新しい思想運動の中の文学意識に刺戟されることによって生まれた。近藤芳樹グループの出現はそれを体現するものであった。文化文政期の文学状況からの脱却というそうした変革を求める動きの所在は、文政十三年（一八三〇）に出版された『類題阿武之杣板』に見出せるのである。そこには、国学思想そのものを題材にした和歌も収まっている。

皇道

永安豊樹

むつきたつ春より年のはつるまで

人のしわざハすめ神のミチ

国学の学問的業績としては近藤芳樹の仕事以外に萩地では見出せないようであるが、そのグループの活動は萩地の和歌を旧来の姿から変貌させたのである。国学の萩への受容は、儒学の山県太華からの強い反対の中で行われたことも確認しておきたい（山県太華の上書『鄙言』、萩市立図書館蔵写本）『類題阿武之杣板』（以下『杣板』）は近藤芳樹の編纂に成り、萩を中心に藩士から町人・僧侶等各階層の歌詠み約百十名（内女性二十余名）の凡そ六百六十首を歌題毎に分類したものである。当時の萩の歌詠みを網羅したものではないが、恐らく芳樹の主催する歌会の出席者達の作品であろう。旧来の詠風を見せているものが大部分であるが、芳樹グループの歌人の作品を中心に新しい詠風が見られ、当時の萩の歌壇が変貌期にあることを垣間見せている。

同じように長州藩に国学を定着させる役割を果たした楊井松雄と近藤芳樹（はじめ田中姓）の歌を比べてみても、その詠風の新旧の違いははっきりと認められる。芳樹よりも楊井松雄の方が年齢的にも

先輩となる。

夏夜

楊井松雄

風さそふまがきの竹のふしの間の

いとゞみじかきなつのよの夢

田中芳樹

はしゐして風まつねやのともし火の

またゝくほどによはあけにけり

次の歌は、鋭い観察眼を持って旧来のものにならない写真性を示している。

霜

児玉芳蔭

くちのこる山田のくろのなるこ縄

ひとすぢみえておけるあさしも

それとともに、本歌取りという旧来の手法をはっきりと示した歌も収まっている。次の例は本歌取りと言うよりも盗作である。

関路紅葉

穴戸貞子

みやこをば花みて出し衣手を

もみぢに染る白川の関

これは、作歌要領を呑みこむ為の練習作品であろう。“みやこをば”の歌と“くちのこる”或は芳

樹の歌とは、歌を詠む態度が基本的に違っているのである。

こうした表現の衝突は、『杣板』の中では波間の巖のように処々に見られるのであって、この歌集が一貫した作歌上の立場の上に編まれたものでないことを物語っている。すなわち『寄居歌談』で展開される芳樹の歌論はまだ確立していなかったと見られよう。芳樹グループの制覇以前の状態のものであるが、そこに『杣板』の面白さと歴史的な性格があるのである。

芳樹グループは新しい方向を一層押し進め（その研鑽の様子は『寄居歌談』初編に述べられている）、天保期以後その詠風——先行の歌に依拠せず自分の眼でつかんだ対象を自分の言葉で詠むという表現が次第に主流を占めるようになる。

その変貌の意識は、和歌をめぐっての芳樹の随筆集『寄居歌談』（こうきうたがたり）が表明している。『杣板』以後、天保八年（一八三七）に芳樹は『古風三体考』を刊行して古代和歌の形体の展開について論じているが、『寄居歌談』は天保十三年から次々と刊行されたものである。その中で芳樹は、和歌は“人情のそこひ”すなわち“人のみるもの聞くものにつけて、あはれとおぼゆる心のおもひ”の表現であり、“情をむねとするのが歌のほい”だとして本居宣長を継承する姿勢を見せているのであるが（『寄居歌談』巻一。以下『歌談』）、その一方で大和魂は“心の誠”であるとして（『歌談』巻三）、その表現である和歌は雄々しく詠ずるのが当代の和歌の姿であると主張するのである（同書巻一）。これは時代を生きる和歌の在り方を示そうとしたものであり、そしてまた“いにしへの歌は、よろづの人の真心なり”（『新字』（にいまたひ））として“雄々しき真心”の結晶である万葉集の“丈夫の手ぶり”を和歌に求めた加茂真淵の継承を物語るものであろう。それは萩地における和歌詠風の改革に一つの方角を与えるこ

とであった。しかし雄々しき詠風は『杣板』からは感じられないので、それ以後芳樹が定立した作歌理論であろう。

グループの一人冷泉古風（嘉永七・一八五四歿）は、新古今調を求める者は古今集を学べ、古今調を求める者は万葉集を学べと主張しているが（『歌談』巻一）、同じ主旨を真淵が『新学』において述べている。このように芳樹も古風も和歌の現状に求めるところは宣長よりも真淵を継承する姿勢が窺えるのである。

しかしグループ内個々の作品を見ると、必ずしも彼等がその作歌理念において統一されていたとは思われない。万葉集に標準を置くものと、古今集以下の王朝期の歌に美意識の原点を求めるものとの二つの志向が見出せるのである。後者の代表として勝間田盛稔が挙げられよう。芳樹にしても古風にしても実作において万葉調のものばかりであった訳ではない。ただ虚飾や遊びを排して率直なものになったことはグループ皆同じであった。

二つの方向の違いは、幕末の激動期に政治路線の違いとなって現われてきたように思われる。六戸真激のように正義派に属するものと（古風は既に死歿していた）、勝間田盛稔のように山県太華等とともに幕府への絶対恭順を藩主に建言するものとに分化している（萩市郷土博物館に、元治元年九月勝間田盛稔上書が蔵されている）。盛稔は尊王であっても勤王（王事を勤める）ではなかったのである。芳樹グループには、『幽玄』という理念の風化された惰性への抵抗がある。幽玄等の理念は和歌というものを元来非政治的なものにしてきたが（政治への諷刺として使われることはあったが）、それを排することは歌に政治性を与えようとする方向に寄与した。しかし盛稔は詩人としてそういう方

向に感性的に抵抗したのであろう。幕末維新の志士に至って和歌の政治的方向は極限化される。その例として

江州篠原を通るとて 宮城御楯

しの原のしのを刈とり箭にはぎて

あづまのかたにむけてはなたん

(山本勉弥『萩の歌人』)

グループの歌人として上記の外に、静間三積・布施御墻・弘正方・宮城御楯(彦助)等が挙げられる。グループの人々が国学から受け取ったものは、真淵・宣長それに平田篤胤を加えてそれぞれがどのように攝取され、また理念構造の中にどのように絡まり合って組織されているかが検証されるべきであろう。今まで国学の影響というものが云々されてはきているが、それは漠然と匂わせる程度の言及に過ぎなかった。実態に即して追尋すればその実状は前述のように個々人によって受容のヴェクトルに違いがあり、それが時代に対する彼等の態度に影響しており、その違いの解明は防長における国学の在り様を照射することになるであろう。

和歌に見られる芳樹グループの言語感覚は、冷泉古風の『石竹集』歌之部(明治十一・一八七八刊)が代表するように、それまでの堂上歌風の歌語が身にまといている感性を突き破っている。日常生活の中の言葉にしろ漢語感覚のものにしろそのまま使おうとしており、旧来の和歌が持ってきた言葉のリズム——なだらかさを壊そうとしており、それだけ理屈っぽく、ムードのものではないものになっている。例として『石竹集』巻頭の歌を挙げる。

立春

来れば嬉し春をはるとも遊ばねど

まづ長閑なる心地のみして

『杣板』春部より立春の歌を引いてみる。

立春

神村久子

春たてはかすミそめたる空のミか

人の心もゆたかなりけり

比較して分るように古風の歌は理屈の歌、自己内省の歌である。堂上和歌から見れば洗練されていないその詠みぶりが、言葉と言葉との繋りに一種の緊迫感をもたらしている。対象の捉え方も、過去の歌を下敷にしての情緒的な象徴の中のものでなく、実際に裡に確かめている知覚に根差した生々しさを感ぜさせている。しかしその為に、伝統的な詠風が内包しつつ周りに漂わしていた表象世界の重層的な豊かさは失われて（神村久子の歌の方が立春の気分にあふさわしい鷹揚でふくやかなものとなっている）、言葉の柔軟な照応性を殺している。既存の歌の情趣に依存して対象を感情移入的に捉えることを拒否しようとする古風の態度は、このグループに共通するものであると言えよう。

なお芳樹達の歌は、加納諸平の編纂になる『類題和歌集叢玉集』にも多数収められて他地方にも伝えられており、彼等の作品の状況を知る参考になる。

『寄居歌談』は萩地において和文体の文章の定着を示すものであり、その達成を證するものである。それまで書かれた文章は漢文かまたは漢文読下し文とでも言うべきもので、和文体で物された文

章は俳文に見られるように論理的なものの記述ではなかった。『歌談』によって国学が単に知識のものか或は抒情文としてではなく、思想の体質のものとなっていることが確認されるのである。

上述したように芳樹は大和魂を“心の誠”であるとして、その大和魂の忍びがたい念ひの表われである和歌は雄々しさにおいて詠まれるべきであると主張した。その“誠”は幕末の激動する政局の中で、儒学によって精神形成を行ってきた武士にあっては儒学の重要な徳目である“誠”として読み替えられる。それは更に藩主・天皇への忠誠心として収斂されていくのである。そこでは、その雄々しさの表現は赤心を直情的に詠む方向において受容されるようになる。そこに維新の志士達の慷慨述志の詩歌が生まれてくるのであり、彼等が作る漢詩が悲愴感を盛るに適した唐詩風を愛好し模倣していくのも、同じ精神からの所産であると言える。このように芳樹の主張は、志士達の詩歌の詠風へと途を開くものとして存在したのである。

志士の詩歌は文学として作られたものでなく、詠ずる対象は自己の志や赤心であり、それを直情的に表出する手段が詩であり歌であった。従ってそこでは美意識の問題は初めから放棄されていた。和歌は、歌集の部立を見ても分るように自然（季節）と人事（恋）が主たる対象であって、述懐は雑部の内に含まれる一部であった。極言すれば志士の歌では自然と人事がなくなり、雑部の一部であった述懐や述志のものとなる。

近世和歌は幕末志士の歌にまで展開してきてその生命を終える。明治に入ってから和歌は詠まれているが、それは藩政期のものの余韻であって、そこからは最早文学としての生産性・自己展開力は

蒸発していた。

事情は漢詩においても同様である。上述したように、徂徠学派の詩の高踏的で画一的な性格は忌避されて、日常身辺の自然や人間の営みに诗情を見出す宋詩風の詩に移行したのであるが、その日常生活的な宋詩風を棄てて表現は再び唐詩風のものへと移っていく。その詩は、自分の主観に自己陶醉するとともにまた人々をも酔わせて感情的躍動へと赴かせる働きをしたが、客体への客観的視点が詩の中から失われて、詩として新しく展開していく動因を自己の裡に持つものではなかった。

漢詩は現代詩として再生しなかったが、和歌の五・七・五・七・七の詩型は近代において『短歌』として新しい生命を持つことになり、今も盛んに作られているのである。

近世以降の萩地での文学的営為を通観すると、徂徠学派・近藤芳樹グループが生産性を孕んだ存在として注目されるが、それも外発的なものに刺戟されてのことであった。その外発的なところが萩地の文学が地方的・周縁的である所以であろうが、地域的に自立した運動へと転化することを可能にする契機を上記の二派は持っていたのではなかったろうか。特に山県周南門流の徂徠学派においてそうであったと思われる。

(この小文は、一九九六年五月に、山口県立大学附属郷土文学資料センターが刊行を企画している『郷土文学年表』の萩地区分の解説として書き提出した原稿を、その時は枚数の関係で省いたところを復したりして補訂加筆したものである。しかし全体の構造及び論旨はそのままである。また内容において別稿「近藤芳樹の『やまと魂』論」と重複するものがあるが、通史として叙述する本稿

の必要上から使用したところである。お断りしておきたい。）

— 一九九八・六・六 —

近藤芳樹の“やまと魂”論

近藤芳樹の『寄居歌談』（天保十三・一八四二年初編刊）は和歌に関する論説や歌人達の逸話言動等を書き集めたものであるが、その第三卷（弘化二・一八四五年刊）の冒頭で“やまと魂”（又は、“やまと心”。以下同語として取扱う）について論じている。これは“やまと魂”なる語が防長の地において論じられた早い時期のものであろう。そこに見られる芳樹の発言が、幕末長州藩知識人の思考状況（或はメンタリティ）のなかで如何なる言説として位置づけ得るか、それが時代に持った意味を考えてみようとするのが本稿の意図である。こうした研究関心は、今まで持たれることはなかったところである。新しい考察の領域が開拓される一助となることができたと願うものである。

恐らく宣長国学に触れるまで、防長の地において“やまと魂”は死語に等しかったと思われる。宣長が防長に伝播してくる実態は必ずしも明らかでないが、そこには様々な経路と様々な人の関与が考えられるが、その学の波及は芳樹の出現以前から現象としてあったであろう。だが“やまと魂”の語が鮮明な印象のものとして人々に理念的な形象をもたらすことになったのは、本居宣長の自画自讃として有名な次の歌ではないだろうか。

しき嶋のやまとごころを人とはゞ

朝日にゝほふ山ざくら花

芳樹もこの歌を枕にしてその“やまと魂”論を始めるのであるが、この歌を世の人々は“うるはしくゆはひかなる心”と解しているがそれは解釈違ひであると言っている。

芳樹は“やまと魂”なる語の初見として、『菅家遺誠』の中の“凡国学之要、自_レ非_二和魂漢才_一、不能_レ窺_二其闕奥_一”を挙げる。

今日では『菅家遺誠』は偽書であることが明確にされ、前記の一文は谷川士清が『日本書紀通證』（宝暦元・一七五一年成）の中で『菅家遺誠』に言及した文章であって、それを平田篤胤が誤認して『菅家遺誠』の本文としたものという（だとすれば芳樹は篤胤を通じて同書を読んでいる事となり、芳樹への篤胤の影響といったものを考える上で参考になるのではなからうか。）

それは兎も角、『菅家遺誠』の前記文中の“和魂”について芳樹は次のように論じる。

（前略）皇国のいにしへの学ひせんには、和魂と漢才とふたつなからそなはらでは、そのおくかをつくすことあたはざるよしを教へたるものなり。漢才とはもろこしの書どもよく見て、彼方のこにくはしきをいふ。さてこの漢才は和魂をもとせさればきはめがたきものなるゆゑに、自非和魂漢才といへるものなるへし。されば和心和魂とは、ともに心の誠をさしていふことなりけり。（平假名に統一。以下同じ）

“和魂”を“やまと魂”の原語と見て、それを“心の誠”のことだと言うのである。“やまと魂”の語が文献に見え始めた平安朝においては、その意味するところは日常的卑近な実務的心構えのもので、心の誠を指しての言葉でなかったことは今では明らかにされており、諸家の解説にも見えてい

る（例えば山本健吉『いのちとかたち』）。しかし芳樹は自分の見解を裏づけるものとして、これもよく引用される『後拾遺和歌集』中の大江匡衡・赤染衛門夫妻の歌を取り上げるのである。

大江匡衡

はかなくも思ひけるかなちもなくて

博士の家の乳母（めのと）せむとは

赤染衛門

さもあらばあれやまと心しかしこくば

ほそぢ（ほそぢ）につけてあらずばかりぞ

芳樹はこれを次のように解説している。

“めのとの乳のはそくともやまと心だにかしこくば、稚子まかせらるべきよしをよめるなれば、論
なう誠心をさせるなり。誠心やがてやまと心なるよしは、やまとは、畿内の大和の事にて、もと
国の名なり。やまは和（やま）に同じく、とは処なり。大八洲のもなかなる国にて、人の心のやはらげる処
なるゆゑに大和といへるなるべし。（中略）心のやはらげる人は、おのづからまことあるものなれ
ば、やまと心もやまと魂も、いひもてゆけば誠といふにおつるなりけり。”

“やまと魂”は和（やま）な心のものである故に心の誠なのだと言うのである。このように“やまと魂”を
心の誠として強調することは、早くから心の誠が詩において重視されて要請されてきているところと
感応するものかも知れない。例えば享保四年（一七一九）刊の『詩法俚諺抄』には次のような文章が
見える（上野洋三「詩の流行と俳諧」より孫引き。『文学』一九七三・一月号）。

己が凡近鄙俗の邪惡なき真の心にて求れば。自ら見る事聞事に就ても哀にも興あり。喜にも興あり。其興趣を写して辞にあらはせば詩となるまでぞ。

「誠」と「真」と同じであるかについては論議のあるところであろうが、ここでは触れない。ただ芳樹はやまと魂を心の誠と捉え、そこから次のように歌人たる者へ要請する。

「さればすべて古へ学びをし、歌よまんと心ざゝん人は、まづ心のまことをわすれずて、かりそめにもからふりの偽り多きことをなさず、身のもてなしをこつ／＼しからずやはらかにふるまふべくなん。」

芳樹が大和を「人の心のやわらげる処」とするのは、賀茂真淵が大和を「丈夫国」としている（『新学』）のと対照的であり、また身のもてなしを和らかに振舞うべきだと言ひ、「からふり」を偽り多きものとするのは、『うひ山ぶみ』や『玉勝間』に見える宣長の説に近いように思われる。

しかし、だからといって芳樹は「漢才」（中国文化受容）を排斥するものではない。「漢才」は皇国の古え学びをするには必要だと言っており、「和魂」はその際の主体的な意識存在として自覚されるものなのである。和魂と漢才との融合が芳樹の求める国学の地平であろう。そうした認識は、西欧文明との接触が避けられない現実となれば、その攝取の態度において「漢才」は容易に西欧をも包摂していくフレキシブルな性格のものへと展開していくことにもなる。それは日本人として生存しているその歴史性をふまえた主体として、外国文化を攝取しようとする立場である。佐久間象山の「東洋道德西洋芸術、精粗不遺表裏兼該、因以沢民物報国恩」（『省齋録』）と通じ合う精神のものであって、「和魂」だけを唯一の優越的価値とする理念ではない。芳樹のメンタリティには、恐らく宣長へ

の批判があったように思われる。学流的には芳樹は宣長の孫弟子とされるにしても、彼が宣長学から受取ったものは何であつたかを明らかにする必要がある。

天保十二年（一八四一）の冬、芳樹は藩主敬親の前で国学を講じたが、終つて敬親から出席者に対して遣唐使についての文章作成が課せられた。六戸真澄（始め九郎兵衛、後に左馬之介）は、従来称讃されてきた安倍仲麿よりも藤原清河の方を顕彰する文を作つたのである。前から仲麿批判の考えを持っていた芳樹はその真澄の文を、“皇国の学びをする人にて、かゝる事（事）かけりしは真澄ぞはじめなるべし”と高く評価したのである。

そもそも遣唐使のことは、“彼方の事どもを学ばしめ、こゝの事に用ひんとの”天皇の大御心に出たものである。その任務を果さずに唐の朝廷に仕えて一生を終つた仲麿を芳樹は、“忠（忠）ならぬ人にあらずや”——皇国への忠誠心の欠如として糾弾するのである。

“さるを皇国の学をすとて、いさゝかにても唐土（やまと）の事をいへば、こはから心なり、そはやまとましひにあらずなど、ゆるぐかたなくせめおとしむる人の、更に仲麿のうへをあげつらはぬこそいふかしけれ。”（『寄居歌談』巻一）

“ゆるぐかたなくせめおとしむる人”とは宣長を指しているとも考えられる。周知のように宣長は第一に漢意儒意を、清く濯（そ）ぎ去て、やまと魂をかたくする事を、要すべし（『うひ山ぶみ』）と主張するのであるが、芳樹はむしろ“漢意”を積極的に肯定しようとするのである。すなわち彼は『論語』李氏第十六に見える“不学詩、無以言”という孔子の言を引いて次のように述べている。

“もし孔子をしてこの国にうましめば、歌まねずばなもののいひそとのたまふべし。……しか人情を

むねとせるが歌のほいなる故、これをまなべば、おのづからよそのあわれもおよぼしられて……詩をしらずばとをしへ玉へる、孔子のことばこそげにたふとかりけれ。”（同書卷一）

中国の詩も日本の和歌もともに人情の発露による表現であって、道德の觀念によって価値づけられるものではないとするのが徂徠学の考えであった。それは宣長にも継承された認識である（『排蘆小船』）。芳樹はその人情を“漢意儒意”である孔子の言によって確認し、權威づけようとしているのである。“雄々しさ”の希求も、その上に主張される。

和歌が古学（国学）の主たる研究対象とされてきたことは契沖以来の自覚であり、それは真淵において“古への直ちに知るゝ物は古への歌也”（『新学』）として国学の思想的背骨として決定づけられる。また『国意考』でも、歌道を頼りにして古えに復することが述べられている。真淵によれば、古えの歌は“高く直き心”をもって貫かれていゝものであり、“且その高き中にみやびあり、なおき中に雄々しき心はある也”と把握され、“よろづの人の真心”であって、それは万葉集に結晶しているのである。万葉集は“凡丈夫の手ぶり”のものであり、“雄々しき真心”（『万葉集大考』）の表現であった。

和歌についての芳樹の考え方は、このような真淵の説を継承しているのではないか。大和を“和”の処として真淵と異なる見解を示しながらも、その心の誠の表明である和歌には次のように古えの“雄々しき跡”の再現を求めるのである。

すなわち同じ天保十二年のこと、藩主敬親への進講が行われた後、例の通り歌文が求められ、芳樹

は「詠史」という題で次の歌を詠んだ。

玉すだれ雪にかゝげし比よりや

をゝしき跡もきえはじめけむ

玉すだれ云々は清少納言の有名な逸話を指す。彼女達才女が和歌や物語の世界に進出して以来、わが国の文学から「雄々しき」性格が失われたというのである。その才女の中には紫式部も含まれる。右の歌に附言して芳樹は次のように述べる。

「然るにかいなでの歌よみ、かの源氏の物がたり、枕のさうしなどの詞づかひのあやなるにまよはされて、事の心もわきまへず、たゞはじめにはむらんこそをこなりけれ。今わが君（敬親）ふた国（周防長門）の政をきこしめすいとま、千よろづの武士をはぐみ玉ふあまりに、大江の流をくみてふるき跡をおこし、もり（毛利）の蔭をよぢて遠きむかしをおはんとし玉ふ、かしこき御恵に報ひたてまつらんには、わすれてもめしきさまをまねびよむべからず。予常にこの心ある故に、雄々しき跡のくづれたるもとをたどりて、しか慨みつかうまつれるなり。さればこの書にかいしるせるも歌のよしあしをもてにはあらずなん。見ん人しか心得てよ。」（『寄居歌談』巻一）

長い引用になったが、これは平田篤胤の見解を、芳樹が置かれた状況の中で把握し敷衍したものに外ならない。篤胤は『玉響』（文政七年第九巻まで脱稿。天保三年より刊）において、源氏物語を読まなければ物の哀れは知られないとして男まで読みふけているが、それは宣長の『源氏物語玉の小櫛』を読み違えているのであって、「真のます荒男」が読むべきものではないと言っている。真淵から篤胤を経て芳樹に至る流れがここに確認できるのではないか。篤胤も芳樹も、いわゆる「たをやめ

ぶり”を否定する。“和”の“心の誠”である大和魂が歌になる時は、“真のます荒男”の“雄々しき跡”が体现されなければならないのである。

しかし芳樹の言う“雄々しき跡”は真淵の“丈夫ぶり”を原イメージとしながらも、真淵と違って、和歌のよしあしを問題とするものではないとしていることに注目すべきであろう。それは芳樹においては政治への参与・時勢への応接として要請されているものであって、藩主の意図を補佐し君主への忠を優先させるところから主張されるのである。このような芳樹の国学の性格が藩主敬親に嘉納され、山県太華の強い反対にも拘らず藩校明倫館への国学採用となっていたのであろう。太華は、宣長学はいけないのであって、それ以前の古学ならばよいと言っているのである（『鄙言』）。芳樹の登用は村田清風や勝間田盛稔の推輓によると言われており、滝鶴台の孫である滝九華はその著『九華雜記』（写本が萩郷土博物館蔵）において芳樹の登用に賛意を表し、登用反対者を批判している。芳樹には上述したように漢意儒意を排斥する考えはなく、むしろそれを自分の国学の世界に取入れながら、時代の状況との対応において和歌の在るべき姿を探ろうとしていたのだと言えるのである。芳樹が藩の社寺統制政策——淫祀解除に太華とともに理論的裏付け（天保十四年『淫祀論』）を行って関与していった心性は、こうしたところに胚胎していると見てよいであろう。

芳樹は“やまと魂”を和の心の誠としてそこに和歌の生まれる母胎を見ようとするのであるが、大和を丈夫の国とする真淵も“和”を意識していないのではない。『新学』において“その大和国に宮敷ましゝ時は、顕には健き御威稜をもて、内には寛き和をなして、天の下をまつろへましゝ”と和に

着目している。しかし真淵の“和”には芳樹に見られるような内面的な捉え方はない。芳樹の“和”は心の誠の存在状態であって、それはむしろ宣長の“物の哀れを知る”説に触発されたものではないか。そこに芳樹が宣長から受容したもののエコーが聞き取られるように思われる。感性的には芳樹は宣長の資質の人であり、そこに根差す美意識と時代を生きる意識との背反——その二方向の葛藤が認められるのであって、その間を埋めるのが彼における政治であった。彼の『淫祀論』をもって太華の儒学に妥協したと見なす説があるのは（白山芳太郎『職原鈔の基礎的研究』、芳樹の国学の政治的性格を指して言っているのである）。

天保十三年の長州藩の淫祀統廃政策を芳樹『淫祀論』は国家体制の貫徹の上から論じているのである。儒学への適合如何に倭少化されてのものではない。彼は中華を模して日本が国家体制を整えたこと、その整備された体制として成立した律令国家を前提的基礎として淫祀問題を考えているのであって、そのような彼の立場は『職原抄校本』（安政元年成る）にも一貫している。

芳樹の国家観は成立している政治体制の貫徹が前提とされており（儒学的に言えば礼楽刑政の既存的な権威性）、従って日本が国家として発足した律令体制が規範的な価値として捉えられ、体制として規定されている形が判断の基準となる。それが彼の『淫祀論』の骨組である。そうした政治の捉え方は、彼が青年期に師事した原古処から受けた徂徠学の影響によって敷かれたレールではなからうか。彼が為政者の立場から政治を捉えるのは当然であって、所与の体制（礼楽刑政の枠組）の持続が安定をもたらすものと考えられたのである。

当時の萩の歌壇も、芳樹に見られるような二つの方向を内包していた。

芳樹の出現に刺戟されて、彼をめぐって萩の歌人の間に再び和歌への情熱が昂まってきた時（歌を詠むことが、美意識の再把握による自己確認としても作用した）、そこには対峙する二つの傾向が伏在していたのである。その二つの方向とは、時代状況に積極的に参加して現状打破を求める冷泉古風・穴戸真澄・宮城御楯（彦助）等に代表される「雄々しさ」を志向する人々と、勝間田盛稔等に代表される王朝の雅びと「和」を重んじて作歌の理想を王朝期に置いた人々であった。

冷泉古風は、古今集の調べを求める者は万葉集を学べ、新古今のふりを求める者は古今集を習え、なぜなら古今集の歌の詠まれた頃には古今集は無く、新古今の歌が詠まれた頃には新古今集はなかったからだと言っているが（『寄居歌談』巻一）、これは王朝を志向する歌人への批判であったと思われる。古風の発言は、真淵が『歌意考』の中で次のように述べていることの継承であろう。

「いにしへの人のなほくして、心高く、みやびたるを、万葉に得て、後に古今歌集へ下りて、まねぶべし。このことわりをわすれて、代々の人、古今歌集を、事のもととしてまねぶからに、一人として、古今歌集に似たる歌、よみ得し人も聞えず。はたその古今歌集の心をも、ふかくさとれる人なし。」

王朝を理想とする人々は公武合体的な心情に止まるものであった。勝間田盛稔（号湾翁）は禁門の変後、藩主に幕府への徹底的な柔順を建白し、山県太華とともに恭順派に与する一人であった。一方尊王攘夷派で藩政府要員であった穴戸真澄は、征長の役をもたらし政治過程の責任を負わされて恭順派によって処刑された。芳樹の立場は真澄に近いものであったろうが、歌人としての盛稔を高く評価していた芳樹が、時代の流れに埋れていった盛稔を最後にどのようなように評価したであろうか。

中世から引き続く和学とは違って、国学及びその詠歌上の意識の变革はどのような過程によって防長の地に定着していったのか。それは契沖の仕事を所蔵していた大黒屋本の萩への移入が一つのメルクマールになるであろうが、国学受容における内面の意識の確認からする体系的構築は今後の仕事として残されるのである。

契沖（元禄一四・一七〇一年歿）の仕事が防長の知識人の間に注目されたのは享保（十八世紀前期）頃と思われるが、それがまとまった形でもたらされたのは、元文三年（一七三八）頃に明倫館に収まったとされる大黒屋本（契沖の弟子である今井似閑の蔵書を写し取ったもの）によってであろう。国学者としての似閑に注目してその所蔵本を筆写してまで長州藩へもたらそうと提議したのは誰であったのかは分らないが、そこにはそれまでの和学の日本古典認識に批判的な意識を持った知識人の存在が想定される。それは既に徂徠学を受容した人々であって、彼等は徂徠学の古典研究の古文辞的方法を通じて契沖の仕事を理解することができたからだと思われるのである。

山根華陽（明和八・一七七一年歿）に「題万葉代匠記写本卷末」なる一文があるが（『華陽先生文集』巻九）、それは友人赤川氏が所有していた『万葉代匠記』写本を見てのものであった。赤川氏がその写本を持つに至った経緯や大黒屋本との関連は分っていない。華陽の文はそれについて何も触れる所はないし、契沖についても何かを語っている訳ではない。

明和二年（一七六五）に筆を置いたと思われる和智東郊の『東郊座右記』は日本の古典にも言及し和歌の流れに触れているが、そこに見える彼の古典の受け止め方は契沖を通過しているのかどうか疑

わしい。東郊にあっては古今集が和歌の原点（勅選）だとの理由で重視する）であって、万葉集も取上げているが、それは古今集との関係において部立の違い及び短歌・長歌の名称について論じているだけである。その問題意識は歌の読み振りを探る歌論として展開しているものではない。しかし和歌への深い関心は窺える。

少し時代が下るが、文化十三年（一八一六）に儒者の上田鳳陽（嘉永六・一八五三年歿）が大黒屋本研究の為に明倫館に再入学しているが（『山口市史』）、鳳陽がどのような関心から大黒屋本を研究しようとしたのか、それは宣長学の影響によるものなのか、また研究した成果として何を残しているか等については何も突きとめられていない。鳳陽は山県太華の「鳳陽先生墓碑」によると、「学兼和漢、尤精国典。而好古之性老益遽」と特記されている（『防長教育史』上）。その好古の性と言われているものは考証的関心なのか、或は国学の動きに刺戟された思想的な再認識をとまなうものなのか、それを確かめることは近世防長国学史の解明の一端となるのではないかと思われる。いずれにしても、大黒屋本がどのような役割を果たしたのか、その活用状況は現時点では不明という外はない。

近世防長の知識人の一般的な教養の水準といったものも見定められていない。彼等の読書状況についての把握は、彼等の知的水準とその内容を確認する上で考慮されるべき事柄であろう。

教養としての日本古典の受容は、藩政期中頃には藩士の間に定着していたことは確かめられる。百石以下の小身の藩士にあっても蔵書家が出現しており、その例として奈古屋大夏（九郎右衛門、大原）が挙げられよう。彼が家督した時の祿高は四十三石である。彼は周南学統の一人であり、役人として

出仕したが、滝鎖台や山根華陽・和智東郊等の文集に頻りにその名が見え、彼等との交流の深さが知られるのである。彼の蔵書目録（萩市郷土博物館蔵）には多くの和漢書名が記載されており、和歌も好んで二十一代集を筆写している外、蒐集の範囲は読本・実録物にも及んでいる。彼は酒を飲まなかった、役所から帰るとまずお茶を一杯飲んで、他家から借りた書物の書き写しに打ちこむのであった。

毛利輝元は『伊勢物語』の書写を細川幽斎に頼んでいるが（中村幸彦「細川幽斎の文学生活」、『中村幸彦著作集』第十二巻）、毛利家には元就以来の和歌を嗜む風が継承され、定例の規式には連歌の興行が藩によって行われ、選抜された藩士（奈古屋大夏もまた選ばれた常連の一人であった）がそれに参加を命ぜられた。安部家という連歌師の家系が存在し、和学の習得もなされていたのである。このほか藩の行事には和歌の詠進が求められ、式日には能の興行が行われ、これらを通して日本の古典への関心は教養として普及していったのであろう。

和歌について言えば、その他賀茂真淵や小沢蘆庵と長州藩士との接触交流が状況的に考えられるが、資料的に確かめることが現在のところできない状態である。

以上の素描からも分るように、和歌を中心にして国学の新しい動きに触れてそれを感じ取る場に長州藩は存在していたのである。それ以外にも民間においての師弟関係による情報伝達もあったであろう。こうした学芸や思想をめぐる情報の流通の実態、その機会や内容についての考察は従来等閑視されてきているところであるが、それは間違っていないよう。それを捕捉しようとすれば、他人の眼に触れ

ることを予定していない記録——覚書・日記・書簡等に注目していく必要がある。それらは当人の内面の生きた鼓動や思想のドラマを伝えてくれて、時代のメンタリティをつかむことができるのである。現在までの研究段階では、長州藩における国学の存在状況については幕末までの間は明らかでない部分が多いのであるが、しかし文政・天保期に至ると明確な国学意識があらわれてくる。そのメルクマールとなるのが近藤芳樹の出現であろう。彼によって国学・歌学をめぐる長州藩士の問題関心が整理されて示されること、従って彼によって状況を把握するのに都合のよい展望が与えられるという意味からでもある。同時代的に鈴木直道・岩政信比古といった人々の活動も顕著になってくる。

儒学と国学との対立は全国的には珍しい事ではないが、長州藩における現れ方として山県太華による宣長学（太華の表現では「本居流の国学」）への攻撃は、芳樹の出現がもたらした思想のドラマとして注目されるべきものである。それによって国学上における芳樹の思想的^{イデオロギカル}位置づけも露になるのである。儒学の正路を守るものとしての太華の意見は「鄙言」（写本が萩市図書館に蔵）と題された文章で残されているが、これは明倫館に国学が採用されることに強く抗議した上書であって、古くからの和学ならば反対ではないと言っている。芳樹は村田春門に入門し、春門を介して本居大平に入門している。芳樹を宣長学（その漢意排除の意志）の眼前の存在として太華は見たのであろう。しかし上述したように『寄居歌談』や『標注職原抄校本』の「開題」を見るならば漢意を否定するものではない芳樹を、太華が目くじらを立てて排斥するのは杞憂であったように思われる。太華は、宣長学によって聖人の道は崩壊し儒教の普遍性が否定されるとして藩主に上書するばかりでなく、明倫館生に対しても国学をどう考えるかという設問で作文を課しているのである（「問諸生策」）。

敬親は林家に入門し、太華の弟子である小倉遜齋を侍読とするなど朱子学的環境に在ったのであるが（遜齋は敬親が林家に入門したので侍読である立場から一緒に林家に入門した）、時代の雰囲気敬親をして国学への関心をそらせることになったのであろう。芳樹の明倫館への登用は、初めは儒者として故実家兼用の名目であった。

太華が守ろうとする儒教的世界・儒教的思惟への真の敵は芳樹ではなく、まったく別なところから——それは吉田松陰の『講孟剖記』（後に『講孟余話』に改称）として或は洋学の科学的合理思想として来たのである。

“やまと魂”は、ナショナルな情動を吐露するにはもともと自己にフィットした言葉として人々に多用されるようになった。松陰もその一人である。松陰の詠んだ和歌からよく知られたものを三首あげる。

（そなん）
備とは艦と礮との謂ならず

吾が敷島の大和魂

（嘉永六年）

かくすればかくなるものと知りながら

已むに已まれぬ大和魂

（安政元）

身はたとひ武蔵の野辺に朽ちぬとも

留め置かまし大和魂

（安政六）

作られた順に並べたが、“やまと魂”のニュアンスにはそれぞれ差異が感じられる。問題は松陰が

この言葉にどのようなイメージを持たせているかである。普通には「日本精神」という意に解されてきているようであるが、松陰の時代に「日本精神」というイデオロギーの理念が理論体系のものとして成立していたわけではない。それは明治以後の近代天皇制下の尊皇攘夷的な国粹主義による解釈であり、理論武装からくる理解であった。そのような後世の概念を遡及させて「やまと魂」を捉えるのは問題があろう。

松陰は入江杉藏宛の書簡（安政六年十月二十日付）において、「尊攘」ということで宣長学を認めているが、江戸獄中の松陰が「やまと魂」を尊王攘夷とからめて感得していたであろうことは推測できる。松陰が国学に触れてそれを自分の精神の世界に取り入ってくる過程は十分に考察されていないが、『寄居歌談』が内容とする長州藩の時期は松陰が自己形成に入った時期であり、当時萩においての「やまと魂」の通底的な理解は、芳樹が説いている「心の誠」というものではなかったか。芳樹の言説とその存在は松陰の身辺にも伝わり、話題となったであろうことは当然考えられるのである。「やまと魂」を心の誠だと把握する示唆を先ず与えられ、更に水戸学との接触によって尊攘と結びつき、自らの思想の情動的用語として松陰の中に内包されたのであろう。ただ松陰は芳樹の藩内での行実には警戒的であって、嘉永六年（一八五三）九月十日の叔父玉木文之進宛の手紙では次のように書いている。（近藤晋一郎とは芳樹のこと）

「風説かは知らざれども、近藤晋一郎を山鹿素水へやり其の説を聞かしむるの論起りしよし。素水が不学無術の佞人たる事は勿論衆目のみる所、……亦近藤も人意に満たざる人物なるにかかることあるは、素水を口実として西洋流を破るべき手段と察せられ候。」

“やまと魂”を“心の誠”だとする芳樹の了解は、武士の間に伝統的に観念されてきた“誠”という彼等の在り方における信条が芳樹に投影して生まれたことも考えられる。武士における“誠”は儒学によって培養され保持されてきたメンタリティであって、『大学』や『中庸』を重んじた朱子学が強調するところでもあった。長州藩での“誠”の自覚の歴史は、山田原欽の「明説」・坂時存の『遺塵抄』での主張“深切なる誠”・吉田松陰の“至誠”と辿ることができる。

松陰は“誠”をもって自分の人生を貫こうとし、『留魂録』でも“至誠”であることを自らに課している。『留魂録』の冒頭に掲げられた前記の“身はたとひ”の歌の“大和魂”は、“至誠”において捉えられたイメージのものであって、尊王にアイデンティティを見出した日本人としての自分の至誠を留めたいという表明である。

“やまと魂”の了解においての松陰の“至誠”と芳樹の“心の誠”とは通底しているとしても、それを認識している両者の意識には大きな距離が存在する。それは朱子学的思惟と国学的思惟との違いによるものである。松陰の“至誠”は社会的人間関係の中での自己の生かし方として自覚されるものであって、それは“自反而縮、雖千萬人、吾往矣”（『孟子』公孫丑章句下）という自己検証の上に導き出される心情倫理である。それに対して芳樹の“心の誠”は言うなれば人間の心の真実であり、倫理によって淘汰される以前のものである。それは徂徠学が主張する“人情”に近いものであり、宣長の言う“その事に当りて物の心事の心を知りて感ずるをよきこととして、その事の善悪邪正は棄ててかかはらず、とにかくその感ずるところ”（『紫文要領』巻上「大意の事」上）と重なるのである。

以上、近藤芳樹の“やまと魂”をめぐる発言を取上げて、当時の長州藩人士のメンタリテイの一端を探ってみた。それにしても、芳樹の裡で真淵・宣長・篤胤はそれぞれどのように位置づけられ思想的に組織づけられているのか、そしてそれが当時の防長人士の意識にどのように投影されているのか、メンタリテイ史の問題として考察してみる意味はあるであろう。

(一九九四・七・三〇)

(参考)

山県太華『鄙言』

近頃於明倫館国学御取興シ相成、其学信仰の輩諸士社人陪臣等数人入込被仰付古事紀伝(イ)坏会業仕候由承之、甚以不可然儀かと奉存候。右古事紀伝ト申書ハ近世本居宣長ナル者著述仕候書ニて、本居氏の学流と申候ハ一種の異学ニて、堯舜孔子を乱賊の徒の様ニ申種々の書を著ハシ漢土聖人の道を申破り候事ニて、其見識の大舛ハ右古事紀伝の首巻を読候得ハ都合相分り申候。然レハ本居氏の流ハ右の通の異学ニて、其書を学校ニ於て講し候得ハ聖人の道を申破り、聖人の道ハ立不申候。聖人の道を学候ヘハ本居流の書ハ禁し不申候てハ不相成事ニ御座候。夫レ故東都を始諸国共ニ於学校本居氏の書を講シ候儀ハ承り不申事ニ御座候。本邦上代於 京師大学寮を被建、諸国州学有之、皆孔子を御尊崇有之、経学を主として其道を学候事ニて、数千年来国家の大法と相成、御令条ニも被載候事ニ御座候。徳川氏の御代ニ至り候ても東都ニ聖堂を被為建、是亦孔子を尊崇し聖人の道を学候儀ニ御座候。於 御国候ても享保年中泰桓公明倫館御造立被為在、聖廟を建積奠の礼を謹ミ、学校を明倫と号し、人倫五常の道を明力にして諸士を御取立被成、是を以国家をも治めさせられ候儀ニ御座候。然ルニ於学校聖人の道を申破り候本居氏の書を講し候ては、聖堂を被建置候御主意も立不申、明倫ト御名ケ被成候儀ニも相叶不申、泰桓公以来 御代々様御尊崇被成候道を打破り候ニ相当り候。ケ様ニ御座候てハ乍恐被对 御先祖様方候ても御孝道も相立申間敷哉。且ハ人材御取立の益ニも相成申間敷儀かと竊ニ奉考候。

是ハ偏ニ有司の見付より出候事ニて可有御座候得共、一時の見付ニ因て御先代様己来の古法を變し異学を開き候ても、後年ニ至り万世の誹議を免かれざる事ニも可有御座候間、何分ニも於学校候て異学を用候儀ハ堅ク御制禁被仰出候様ニ有之度奉願候儀ニ御座候。其上学校ニおいて異学正学並ヒ行フト申儀ハ不相成事ニ御座候。左様有之候てハ正学の輩ハ異学を誹り異学の徒ハ正学を申破り、互ニ相争ひ礼讓不相立、人氣乱レ風俗破レ、学問仕候て却て人材御取立の益ハ無之、学校無用の御費ニ当り可申儀かと奉存候。左候得ハ御先代様篤キ御思召を以学校御造立被成人材御取立被成候御主意ニも相叶申間敷候間、何分ニも本居流の国学ハ於学校用之候儀幾重も不可然事ニ奉存候。且本居流の学を仕候て人材御取立の益ニ相成候儀ハ一向相見不申、却て前段の通憤争の本と相成、既ニ明倫館ニ於候ても諸生共追々争論仕、治り兼候事も有之候様ニ相聞候。且只今の通異学の方御引立盛ンニ御座候得ハ、諸生少年の輩是非得失を不弁、自然と御引立盛ナル方へ趨キ候事ニて先入為主追々後学を導キ、終ニハ孔子の道の衰廃ニも至り可申哉と奉存候。今更不能申事ニ候得とも孔子の道ハ人倫五常を主として身を脩め国天下を治候道ニて、人道の大經大法たるを以テ漢土数千年天下一統尊崇信服仕、至今まて一人も非議する者無之、世々の人君此を奉して国家を治められ、其外朝鮮琉球ハ勿論近来ハ西洋諸国迄漢書開ケ、追々孔子の道をも信用仕候様ニ相聞候。於本邦候てハ應神天皇の時博士王仁を百濟より召して儒学を開かせ玉ひ、至孝徳天皇大学寮を被為建、經書を以教を為し玉ひしより千年の久しきを歴て天下泰平の治打続キ候處、保平の乱ニ至り追々に学校廢し人倫の道明かならざるよりして終ニハ乱世と成候事ニ御座候。然處、慶元偃戈の後ニ至り再ヒ正学を興し玉ひ、至今太平二百余年古今稀なる盛治にて御座候處、近来ニ至り本居氏ナル者出て異学を唱候得共、余りに謬妄なる説故追々

国学を仕候者も信用薄ク相成、水府杯に於ても別て国学信用被成候得共本居の流ハ御用ヒ無之由ニ御座候。然ルニ御国ニ於て此節本居流を盛に取興シ、御先代様学校を御立被成御崇信被成来候正学をも終ニハ衰廢ニ及候様ニ御座候てハ甚以歎カハ敷事ニ奉存候。於儒学弊風も有之候ハ、其弊を相改候様御詮儀被仰付可然事ニ奉存候。勿論国学を御取立相成候儀ハ御尤の御事ニ御座候得とも、本居流の異学を於学校御取興シ相成候てハ有害て無_レ益事ニ御座候得ハ、何卒於学校ハ堅ク被禁之候て、唯古来より有来候国学を御取興シ被成候様ニ有之度奉存候。古来より有来候国学と申候ハ律令格式よりして本邦の国史を学候事にて、此段ハ学者として学不申候てハ本より不相濟事ニ御座候。一筋ニ漢学計仕候て本邦の事ニ昏ク候てハ一偏の学にて且ハ本を失候筋ニ御座候得ハ、国学漢学並行ハれ候て無弊様被仰付、左候て追々学校繁昌仕候様ニ有之度奉存候。耆致仕仕候ても学校御用御聞せ被成候儀ニ付乍恐氣付筋申上候間、程克被為 聞召分候様奉希上候。頓首謹言

吉田松陰とフレーヘッド

吉田松陰が北山安世に宛てた安政六年（一八五九）四月七日付の手紙は、次の文言によってよく知られている。

「独立不羈三千年來の大日本、一朝人の羈縛を受くること、血性ある者視るに忍ぶべけんや。那波列翁を起してフレーヘッドを唱ねば腹悶医し難し。僕固より其成すべからざるは知れども、昨年以來微力相応に粉骨碎身すれども裨益なし。徒に岸獄に坐するを得るのみ。此余の所置妄言則族矣なれども、今の幕府も諸侯も最早醉人なれば扶持の術なし。草莽崛起の人を望む外頼なし。」（岩波『日本思想大系54吉田松陰』）

本稿はこの文章によって松陰の思想の構造を考えてみようとするものである。

従来この手紙の読み方を見ると「腹悶医し難し」と「草莽崛起の人を望む」とに重点が置かれ、「那波列翁を起してフレーヘッド云々」はその文飾として扱われている傾向が強い。そうした読み方でよいであろうか。

文中「僕固より其成すべからざるを知れども」微力を尽くしてきたと松陰は言っているが、その「其」は文脈から見て「那波列翁を起してフレーヘッドを唱」えることを指している。それであれば

主眼はナポレオンを起してフレイヘッドを唱えることにあり、草莽崛起の人を望むのはその為の方法ということになり、従たるものとなって力点が違ってくる。

フレイヘッドは和蘭語の意をとって「自由」と注記されるが、この手紙を始めから読んでみると、松陰が最も問題として危機感を募らせているのは西欧の圧迫によって日本の主権独立が侵害されようとする現状についてである。

「実に神州の陸沈可憂の至りなり」

「徳川存する内は遂に墨・魯・暗・弘に制せらるゝことどれ程に立行べくも難計、実に長大息なり。」

この危機意識から持ち出された「フレイヘッド」は、西欧の羈縛を受けない独立自由の国家というイメージが託されているのであって、従ってこの語が目指す直接の目的は、封建割拠の幕藩体制を打破して独立確保の挙国統一体制の実現にある。その語がナポレオンに仮託されているのは、松陰がフランス革命の成功はナポレオンのクーデターによると見るところから来ているものであろう。それは当時の西欧についての知識の限界によるものではあるが、草莽崛起はそのクーデターの方法の日本的適用であったのである。フランス革命のモットーが「自由・平等・博愛」にあったことはよく知られているが、フレイヘッドがフランス革命を象徴するものとして松陰にイメージされていることは、この言葉の政治的発現のダイナミクスを感得してのものとと言える。

このように把握されているフレイヘッドであるが、松陰はこの言葉を北山安世宛のこの手紙にしか使っていない。松陰全集を精査した訳ではないが、目に付かない。友人や門生達の書き残したものに

も出てこないところからすれば、平常でも周囲に口にすることはなかったのではないかと推測される。とすれば松陰は、この言葉に接してから北山安世への手紙まで胸奥に秘めたままであったことになるのである。

何故胸奥に藏したままであったのか。それは松陰が当時の日本でこの言葉の持つ政治的危険性を知っていたからとも思われる。因みにこの頃の長州藩には蘭学を修めた者は既にかなり存在していたのであるが、彼らがフレーヘッドなる語を知っていたかどうか。況んやその意味やその政治的表われについて識っていたかどうかは明らかでない。今後の探査に期待する外はないが、松陰が周囲に一言も洩らさなかったのは何故かという問題は残るのである。

松陰がフレーヘッドという言葉に接したのは江戸においてであったと思われる。嘉永三年（一八五〇）の平戸遊学を記した『西遊日記』からはそのような気配は伝わってこない。松陰が始めて江戸の地を踏んだのは嘉永四年のことであるが、その頃の江戸で西欧がどのように若い知識人の意識を刺激していたかは大橋訥庵の『關邪小言』が語っている。

近世ハ西洋の学ト云モノ。盛ニ天下ニ行ハレテ。人ノ貴賤トナク。地ノ都鄙トナク。私郎察ノ。
英吉利ノ。魯西亜ノ。共和政治ノト言ヒ噪ハギテ。我モ我モト其学ヲ治メ。競フテ戎狄ノ説ヲ張皇
スルハ。聖道ノ為メニモ。天下ノ為メニモ。彗孛ニマサレルノ妖孽ト云ベシ。（中略）其風武士ニ
浸淫シ。兵法モ機械モ。西洋ノ制ナラデハ。實用ニ非ズナド云フホドコソアレ。ヤガテ儒生ト号称
シテ。悍然トシテ百家ノ上ニ位スル者ドモ。其説ニ雷同シテ。彼徒ノ狂骸ヲ助クル輩ノアルハ。

誠ニ如何ナル⁽¹⁾ニヤ。(卷一「総論」)

西洋の共和政治が問題として盛んに論議されていた様子が知られるのである。当時の長州藩では西洋の政治体制が論議される風潮が影響した痕跡は見られないようである。地方から出てきた有志の青年達の梁山泊であった鳥山新三郎の塾また佐久間象山や古賀謹一郎の塾などでは、同じように共和政治についての論議の熱気が存在していたのではないかと想像される。松陰もそうした熱気の中でフリーヘッドなる語を識ったのではなからうか。

この語は当時にあつては政治的禁語として自覚されていたようである。大槻如電の「杉田梅里先生小伝詩文選序」によると、梅里先生すなわち杉田成卿は天保十四年(一八四三)にフランス民法をオランダ語訳したものから和訳した時に「フリーヘッド」の趣義を識ったが、しかし当時は蛮社の獄の後で幕府も神経質になっており、「みだりにこれを口より言ひ出さず、唯その心を傷むる苦しさを酒にやりて「フリーヘッド」と呼びて止まざりしとぞ」ということである(亀井俊介「自由の歌」より引用。『文学』一九九六年二月号)。この語に「自由」の訳語が当てられるようになったのは一八五〇年代(嘉永以後)というから(前掲亀井論文)、松陰はまだその訳語を知らなかったのであろう。

この語へのもっとも早い言及は小関三英訳「那破烈翁伝」であつて、三英は「敵国ニ打勝テ不羈ノ国トナリタルヲ祝スルノ辞也」と註しているという(亀井同前)。ナポレオンとセットにした松陰のこの語の使い方やそこにこめられた念いからすれば、むしろ三英の註の語義の方に近いようである。松陰の心の中には、フランス革命とそこでのナポレオンの役割に遥かな憧憬があったのである。

松陰がナポレオンの名に接したのは平戸遊学においてであつた。そこで『近時海国必読書』を熱読

し、その中の「和蘭紀略」での記事「模那把兒的が」七月九日遂に和蘭ヲ奪フ。至是、和蘭ノ制令、皆模那ニ出ツ。弘兵、蘭ニ充滿シ、官制条例一変シ、国人商賈ヲ為ス能ハズ、唯虐政ニ苦ムノミ」について「余惡模那把兒的之暴、故抄録焉」と記している。ナポレオンは先づ暴君として印象づけられているのである。当時日本の知識人が持ったナポレオン像は、頼山陽の詩が代表するように英雄としてのものであったのである。

松陰の中のナポレオン像は以上見てきたように暴君から時代変革の象徴へと変化しているのであるが、それには江戸での共和制論議が作用しているのかも知れない。ナポレオンに革命を代表させ、草莽崛起によるクーデターの成功をそこに仮託しようとするのである。別の手紙で松陰は次のように書いている。

「天未だ神州を棄てずんば草莽崛起の英雄あらん。此英雄奸雄ならば国時益々嘆ずべし。唯忠義の極已むを得ざるに逼り茲に出でば、天照可謂可有靈矣。」（安政六年三月二十九日付小田村伊之助・久保清太郎・久坂玄瑞宛。原文片仮名使用）

ここでは草莽崛起においての英雄と奸雄を区別して捉え、その奸雄にナポレオンを見ているようでもある。しかしフランス革命を自らの変革方途の上に想起するのであれば、松陰はクーデターを草莽崛起として重視するのでなく、民衆蜂起——当時の日本で比定すれば百姓一揆——にこそ着目すべきであったであろう。だが松陰は、北山安世宛の手紙が書かれるより少し前の三月二十六日付野村和作宛の手紙では次のように書くのである。

「只今の勢にては諸侯は勿論不撓、公卿も難撓、草莽に止るべし。併草莽も亦力なし。天下を跋

涉して百姓一揆にても起りたる所へ付込奇策あるべきか。”

すなわち百姓一揆は利用すべき対象でしかなく、明らかに農民の抵抗行動と草莽崛起とを区別していることが分る。草莽崛起にこそ変革の主体性を置こうとしているのである。大原長門下向策以下京都工作の失敗後松陰は草莽崛起に活路を見出そうとして盛んにそれを力説することになるが、草莽崛起がナポレオンのクーデターに比定されているにしても、それがフレーヘッドを理念として掲げてフランス革命時の市民蜂起と同質の運動のものとして提起されているのではない。

何故松陰は民衆（百姓）よりも草莽を変革の主体とするのか。それは松陰にあっては民衆はイデオロギーを持たない者として捉えられるからであらう。T・イーグルトンも言っているようにイデオロギーは多意味性のものであって単一に定義することはむづかしいが（『イデオロギーとは何か』第一章）、ここでは単に、世界に対して自己を把握し意味づける思想というほどの意としてである。

松陰の民衆観を示すものとして彼の西欧観念及び松陰自身において鞏固に探究され固執された“土”の理念を取上げて、彼の中の民衆を考察してみよう。特にその“土”の理念は百姓が排除されるどころに形成されており、百姓は百姓、士分は士分という通念が前提にある。それは松陰が日本の社会条件の中で民衆との連繋の生活実感或いは連帯の方法のきつかけ等を見出せなかったからであらう。

先づ松陰の西欧観念であるが、彼の西欧は『西遊日記』が勇弁に物語っているように阿片戦争によって定立されたものであったことが指摘されよう。西欧とは何よりも阿片戦争であったのである。西欧は自己の利の為に謂われざる理由を掲げて他国を侵略するものとして、敵愾心の対象として姿を表わ

した存在であった。その西欧を松陰は不義のものとして糾弾しているが（『講孟余話』他）、彼等の侵略から自国のアイデンティティを守り独立を確保することが「士」の責務の第一義の目的として意識されたのである。

そのような松陰からすれば、百姓一揆はその目的に西欧への対処の認識を持たず、従って西欧と対峙する為に国内体制を変革しようとする要求を持たないと見たのであろう。天皇を統治的頂点に置いた統一国家の実現を図ることは松陰にあっては幕藩体制からの民衆の解放の為ではなく（松陰には長州藩の有名な天保二年の百姓一揆についての考察的発言は殆んど見られない）、西欧への対処が優先して求められたのであった。民衆の問題は変革の過程で附随して出てくることではあっても、それが中心でかつ直接的な目的としては考えられていないのである。

次に「士」の理念であるが、武士階級が即ち「士」とは考えられていない。しかし百姓という階級は常に被治者として捉えられ、従って政治参加からは無縁なものとして位置づけられるのである。百姓（民）は「士」ではなく、また草莽のように身分社会の外に自分を置くものではなく、治める者である武士階級に対応して幕藩体制を下から支えている一方の極をなすものであって常に統治されているものであった。松陰の「士」には武士批判が含まれていて階級としての武士そのものではないが、統治をめぐる（すなわち政治であるが）武士と百姓との前記の構図は所与のものとしてその百姓観の前提となっているのである。百姓は為政の場合から外されているとする通念は、江戸時代において武士階級に生まれた者に普通に見られるパラダイムであろう。松陰にそれが指摘できるとしても不思議ではない。

松陰が嘉永元年（一八四八）に書いた「護民策一道」（『未焚稿』）は若書きのものであるが、非常に時に如何に民衆を統御するかを論じている。そこには「夫れ愚鈍にして慮なき者は、細民より甚しきはなし。必ずや上に法あり、処置宜しきを得」ることが必要だと指摘されている。細民（民衆）は愚鈍で無思慮なものとされる。それと同時に「夫れ人民は国の精氣根本なり」と言っているが、それは生産及び物資流通の経済に従事する人民の役割を強調しているのであって、彼等が為政に参加する主体となり得る者と承認しているのではない。民を安んずる任を持つものは「士」であって、それが「人の上たる者」であるとする意識は変わらないのである。このように民と一線を劃する「士」は、早くからの松陰の観念であったことが分る。『講孟余話』を見ても、そこで強調されているのは民族の危機として捉えられた時代に対する「士」の責務である。その責務に民衆が同等の資格で動員されることはない。草莽崛起と百姓一揆とを反体制的な同質同等なものとして結びつけ統合するという発想は生まれないのである。ここで草莽について考察すべきであるが、それは後で行う。

松陰の「士」は人間としての価値を体现する規範的な存在として考えられており、それは文（儒）と武（武技でなく兵学）との人格的統一体として自覚される。松陰において儒は人間の倫理的完成を要求するとともに治国の道を慮るものとして考えられている。儒と武との主体的統一は、松陰が弘化二年（一八四五）に「某氏に答ふる書」（『未忍焚稿』）を書いて兵学と共に「治国の術」を修める志を述べた以来の信条であって、「学を論ずる一則」（『未焚稿』）でも「兵を学ぶ者は経を治めざるべからず」と言っている。それは現実的には武士としてよりも思想的理念を实践する知識人として現出されるものとなる。そうした松陰の理念をまとめて提示したものが『士規七則』（安政二年一月）。

『野山獄文稿』である。

そこでは最初に「凡そ生れて人たれば宜しく人の禽獸と異なる所以を知るべし」と人間であることの意味の自覚を「士」たることの基本要件としてしているのであるが、ここで言われている「人」が庶民をも含めた人間であるかと言えそうではない。それは『講孟余話』で、『孟子』離婁篇下第十九章の「人之所以異於禽獸者幾希。庶民去之。君子存之。」（人の禽獸に異なる所以のもの幾ど希なり。庶民は之れを去り、君子は之れを存す。――読みは岩波普及版『吉田松陰全集』による）を次のように解説していることから分る。

「学問の道、人の禽獸に異なる所以を知るより要なるはなし。其の異なる所は、五倫五常を得ると失ふとより外はなし。是れを失ふを庶民とし、勤めて是れを得るを君子とし、従容として自ら存する者を聖人とす。」

右の論理からすれば庶民と禽獸とは同じということになる。もっともすぐ続けて「衆人と云へども勸励すれば君子となり」としているが、「士」は君子に同定されて庶民と区別して捉えられていることは明らかであろう。このような松陰の人間認識を、例えば伴蒿蹊の『近世畸人伝』が柳沢淇園等と無名な貧農や遊女・乞食とを等し並みに同じ人間と観て捉えている精神と比べてみれば、その「士」の性格がはっきりする。松陰にあっては人が禽獸と異なる所以は人間の高貴性を主張するものではあっても、人間全般を対象としての人間性（ヒューマニティと今日言われているもの）の発見を言っている訳ではない。

また『士規七則』では、「士」である為の日常の実践規則として次のような「三端」の実行を求め

ている。

“志を立てて以て万事の源と為す。交を擇びて以て仁義の行を輔く。書を読み以て聖賢せいけんの訓おしえを稽かんがふ。”

こうした要請から導き出される“士”という人間像は、上述したように武の人というよりも聖人の道を行なう儒学的な知識人としてのそれであって、仁義を担う階層として自覚され規定されているのである。農工商の日常的な在り方を踏まえて出てくるものではないのである。

松陰の“士”は、江戸時代の武士の精神史の中に置いてみる時、それは滝鶴台の次のような問い――幕藩制下の武士が自らの存在の意味を問い続けてきた意識にはるかに答えるものでもあった。

“農工商賈、各天職を守り、以て天下の用に供す。士の生や、天祿を食みて、細民の上に居る。天の命ずる所、其の職とする所の者は何ぞ。”（『鶴台先生遺稿』巻七「擬問諸生策」原漢文）

松陰もまた自らの武士であることの意味を問い直すことから思想的に出発するのであるが、その“士”の理念以外に自らを置こうとはしていないのである。松陰は最後に自分の場所として草莽を見出すのであるが、草莽もまた“士”の在り方の一つとして把握されている。

松陰が身分差別観念を持たなかった例として烈婦登波への態度がよく持ち出される。被差別階層の宮番の妻であった登波が、舅や夫を殺傷して逃亡した男を仇討ちの為に追い求めて各地を捜し歩いたその志に感銘して、松陰は彼女の顕彰に努めたのである。しかしそれは個人としての登波の志に対してであって、そのまま登波の属する階層の身分差別撤廃を求めようとするものではなかった。またその階層の政治参加を期待するものでもなかった。当時加賀藩の千秋藤馬が被差別民の解放を主張し

た「治穢多議」(徳間書店刊『近代日本の名著2、先駆者の思想』に収める)と比較してみるべきであらう。このように書いたからと言って、松陰が差別容認主義者として始終したとするものではない。時代の展開において彼が一切の身分制度撤廃を主張するようになるであろう可能性は充分考えられるのである。ただ彼が強調する「士」の自己確認の中には、農工商は含まれないものであることを指摘するまでである。

最後に松陰が自らをそこに置いた草莽とは何かという問題について考えてみたい。

草莽とは民衆一般のように説く向きが多いのであるが、そうではなく、松陰がそうであるように封建的身分社会から自らを離脱させた人々であって(安政六年二月九日頃とされる佐世八十郎宛の松陰の手紙は「真忠孝に志あらば一度亡命して草莽崛起を謀らねば行け不申候」と言っている)、しかし自分を庶民——民衆の場に同化させることを求めなかった存在である。それは結局尖鋭的な変革思想を持った知識人(有志の士)の社会横断的な集合、志を同じくし意気投合した結合であった。宝暦頃から各地で藩の領域を越えた文人や知識人の自由な交流が次第に顕著になってグループを形成して行くが、そこに現状批判的な政治意識が持ち込まれることにおいて草莽が生まれてくるのである。

松陰の死後、一時草莽が時代を動かし社会を変革する力と期待される時期が来たことがある。久坂玄瑞が土佐の武市半平太に宛てた手紙は次の文言でその自覚を物語っている。

「諸侯不足恃、公卿不足恃、草莽志士糾合義挙の外には迎も無策の事と私共同志中申合居候事ニ御座候。乍失敬尊藩も弊藩も滅亡しても大義なれば苦しからず」(文久二年一月二十一日付。瑞山会

編『維新土佐勤王史』。

松陰の考えを継承しながら、それを発展させて草莽のみによる義挙が自信を以て主張されている。そこにはもはや百姓一揆に付け込むような姑息な機会主義は放棄されている。

久坂達の方は草莽の立場で天皇と直接結びつこうとする松陰の考えを貫こうとするものであるが、草莽を草莽の主体とするそのような構想は、文久三年（一八六三）の八・一八クーデター（会津・薩摩藩による京都からの長州藩排除）及び翌元治元年七月の禁門の変において天皇そのものによって拒否され、かつて松陰自ら「草莽も亦力なし」と認めていたように、改めて社会的基盤のよろさの故に破綻するのである。八・一八の政変後、孝明天皇は次のように自分の意志を表明している。

「是迄は彼是真偽不分明の儀有之候得共、去十八日以後申出儀は、真実の朕存意候間、此辺諸藩一同心得違無之様の事」（文久三年八月二十六日伝達の教旨。『維新史』第三巻）

「関東へ委任・王政復古の両説有之、是モ暴論の輩、復古深申張、種々運計略候へ共、於朕ハ不_レ好、初_レ発ヨリ不_レ承知申居候。過日決心申出候通、何レニモ大樹へ委任ノ所存ニ候。」（文久三年十一月十五日島津久光宛宸翰。岩波『日本思想大系56幕末政治論集』より引く）

これから見ると草莽としての松陰の天皇への思い込みは一方的なもので、現実を見るものではなかったことが分る。もし松陰が生きていて自分がそこに賭けた天皇——その現実のものとしての孝明天皇のこの本心を知ったならば、どのように反応したであろうか。これだからこそ諫死が必要なのだと言意を新たにしようか。「拙者は御割拠も真の御割拠が得意なり。進発も真の進発が得意なり。ウハの割拠は不得意なり」（文久四年一月某氏宛書状。『東行先生遺文』）との高杉晋作の有名な割拠

論は草莽主体論の破産の確認であり、朝廷工作を主とする松陰路線の否定である。晋作の割拠構想は、中国現代史上の毛澤東の根拠地論の先驅をなすものと見る事ができよう。眞の勝利の爲には、自己の存立根拠を確かなものにするということである。かくて藩という既成の権力機構を掌握して換骨奪胎しそれを基盤に変革を求めていくこと——それが維新の志士達の方角となるのである。

それとともに帰属忠誠対象が、主君毛利家から防長という国土を實體としたものへと移っていく。すなわち征長の役（防長の人士からすれば四境戦争）では、毛利家存立の爲というよりも自分達の生存の場である国土を守る為という意識が表面に出てくるのである。だがそこでも民衆（人民）は変革の主体として認識されることとはならず、利用されるだけの対象となる。ただ民衆がその時、国民国家的なある心情を自己の裡に知覚することとはなつたであろう。それが近代明治へとつながっていく面を持つ。

松陰も後には朝廷工作の非を悟っている。安政六年四月頃と見られる野村和作宛の手紙では次のように言っている。

「時勢こそとまれかくまれ、義卿が崛起の人なり。……義卿知^レ義、非^レ待^レ時之人」。草莽崛起、豈^レ仮^レ他人之力哉。乍^レ恐^レ天朝も幕府・吾藩も入らぬ。只六尺の微軀が入用。」

ここでも百姓との共闘は見られない。松陰は自分の帰属を草莽に置いたが、草莽は既成の秩序から自ら脱却することにおいて時代に義務を負うものと自認されたにしても民に基礎を置くものではなかった。松陰はそうした草莽へ投企（サルトル的意味において）することによって、変革への「土」の主体性を自己において確保しようとしたのである。

(参考)

玉本文之進「意見書草稿」

ここに紹介する玉本文之進の意見書は既に『吉田松陰全集』（岩波版・大和書房版共）に収載されているが、しかしそれは全文ではない。意見の内容を説明した主要な大部分は松陰には関係のないものとして省かれているのである。そこで改めて全文を起して提供しようとするのであるが、その際底本としたのは、文之進自身の手になる草稿と見られるもので、随所に訂正や抹消の跡がある。現物は萩市郷土博物館所蔵の玉木家文書中のものである。転写するに当っては、原文で抹消されている部分は写さずに割愛したので、そのことをお断りしておく。

周知のように玉本文之進は吉田松陰の叔父であり、松陰の人格形成に多大な影響を及ぼした存在として西洋兵制の採用という点を除けば思想的には松陰と一体と見なされ、名前が知られている割には独自に検討されることがないのが実状である。松陰との西欧に対するスタンスの差は、安政七年（万延元・一八六〇）十二月に当職福原越後元備に提出した文之進のこの意見書によってその実質が知られるのである。

安政七年といえは松陰が死刑した翌年であるが、文之進は西洋戦法―洋式兵制ばかりでなく西洋文明の受容そのものに反対の立場であった。松陰はこの叔父を何とかして啓蒙しようと早くから努力し

ている。安政五年には『西洋歩兵論』を書き、西洋のように歩兵を中核とした軍団陣法に改めるように主張しているが、文之進の意見書はそのような変革に反対して長州藩特殊の戦闘法である神器陣でよろしいとしている。彼は松陰の刑死を一方では意味づけながら、軍団陣法の変革においては松陰と対立する意見を固持しているというメンタリティの在り方に注目すべきであろう。

この時期長州藩は相模国の海岸防備を担当し、西洋との戦闘を想定して彼等の戦力の分析から兵制や戦闘技術・装備の改革の必要性が藩論となってきた。現実には直面することから生まれた要請である。松陰の『西洋歩兵論』はそれを背景にしているが、それを書いた時には、叔父文之進の姿が念頭に置かれていたであろう。文之進が防衛しなかったのは兵制だけでなく、もっと日常的な次元での社会様式であったことは意見書を読めば分るのであり、知的認識よりも生活感覚的な反応が優先しているのである。

生活の洋化の拒否、生活に表現される様々な精神的営為の洋化の拒否——それは近代主義（西洋を規範とするそれ）の拒否である。明治十年（一八七七）の萩の乱後文之進が自殺の道を選んだのは、この意見書に盛られた精神の延長上に明治政府の文明開化政策への拒否の表現と捉えることができる。彼のメンタリティを単に歴史の進行への反動として切捨てるのは悪しき近代主義的考え方であって、文明開化が日本人に持った意味を考えようとしないうちの底の浅い捉え方であろう。

夏目漱石の『現代日本の開化』が語っているように、文明開化は日本人の心に多くの屈折と浮動をもたらし、その屈折と浮動における自問自答は近代日本の精神状況を貫通する自己把握の反復運動であって、その過程の中に文之進の意見書は存在するのである。

(意見書草稿)

私儀去春以来御役被仰付候処(郡用方——すなわち郡奉行を命ぜられたことをいう)兼て頑鈍不才御用ニ難相立儀ハ不及申上、多病の身旁追々御役断をも申上候得とも所詮御差留等にて今以所勤被仰付難有仕合奉存候。然所近来天下の形勢外夷陵侮を始メ段々氣遣敷時節ニ差向、御役所勤の心得筋仮初の事にてハ不相濟事と奉考、乍不及別て公私誠実を旨とし諸郡御代官中諸役人等を帥ヒ何卒公上の御仁心を軋し奉り御恩沢下ニ遍く此上も民心の悦服弥厚く御国益堅く相成居候様有之度、無左候て万一の時御国辱を招キ候様の儀共有之候てハ其節ニ至りいか様の嚴罰を蒙り候ても其詮無之事ニ奉存種々と心を配り候へとも、何分共私軋の万々及ふ所ニ無之段ハ勿論の事ニ御座候処、国の治乱興廢ハ民心の向背のミならず第一は御家来中の儀当御時勢旁別て君臣一和上下一致仕候様無之てハ不相濟事と奉存候付、素より言責も無之職分にて奉恐入候得とも愚存申上度、尤私平生の立志持論ハ当春御役断の演説ニ荒増相認候付、先右文面を左ニ掲出仕候。

内演説

私儀去冬以来氣分相ニ付旧臘御役内断申出候処、其後取繕出勤仕候様との御事ニ付一旦押て出勤仕候処、又々先頃以来兼ての持病え相添ヒ頭寒差起り、頭巾等片時も脱し難く就ては鼻洩臭穢去々秋よりの症歟と相覺へ、押て外勤仕候ても去早春の病症にては釀出可致哉と後患を怖れ罷居候。尚又吉田寅二郎事先達て於江戸公儀被処嚴罰候由ニ付てハ、実ニ私甥の続キにて追々奉懸御厄害候段奉恐入候事ニ御座候。右ニ付てハ去五月彼者江戸被差登候節於私も身柄差扣の義申出、先平軋にて罷居候様ニと

御沙汰相成居候処、最早公儀御吟味御落着の上ハ於私もいか様の御沙汰筋可有之哉と恐入、後罪を奉待罷居申候儀ニ御座候。其上右寅二郎事ハ他国遊学以前爰元ニテハ差定り候師と申も無之、偏ニ私取立仕、実ハ父師の恩義相兼候者ニ有之候処、右等の大罪を犯し候様の儀ニ立至り候ハ畢竟私事浅薄の儀學術邪不正の所も可有之歟、旁幼年より教導正理を失し候事も有之かゝる大變の期にも及たる哉と痛ハ敷事ニ相考候得ハ心中の哀悼忘るゝ間無之、素より寅二學術不正狂妄の挙より自から禍害を招き候杯と世上の謗議も可有之、氣の毒千万の儀ニ御座候。乍尔於寅二ハ当今の勢必然為すべからざるを知て是を為すもの、皇国の汚辱天下の大事ニ關係仕候事ニハ死を致し候者も無之テハ日本の氣魄撲滅ニ至るべくとの見付ニテ至親父兄の禍をも顧ミす事ニ候へハ、事のは非ハ兎も角も憂国の赤心においてハ誠ニ憐むべき事ニテ、此段叔父甥の恩愛ニ溺れ候ての申事ニハ無之と相考申候。右等の類寅二ニ限らず当時皇国大事の時勢ニ候得は天下幾人も可有之候処、諸私杯御奉公の様を顧み候得ハ因循苟且のミニテ不堪恐怖事ニ御座候。近来職分外の事ニおゐてハ毫も是非を不論との見識を立候も、実は先年より後世皇国夷狄の汚穢を受候様成行候は人心夷狄を仰き慕ひ候より起るべく、夷狄を慕ひ候様成候は万事夷法夷物を取用ヒ重宝奇翫と思ヒ付候より起るべくとの見付より夷狄の炮術陣法等一切拒絶仕度、御手当懸り中杯は種々と防禦の意を加へ候得共滔々の勢中々孤掌の支ゆる所ニ無之、左候迎終ニ表立建言仕候事も無之、素より建言可仕程の識見筆力も無之、兎角の内他役え転任被仰付候て要地所勤の人を傍觀仕候得ハ、内ニハ追々同学の友も有之候得共孰も博学多才面々の意見を持し候様相見私昧頑鈍ものゝ及ふべき事ニ無之、終ニ不得止事公事の外往来談説を絶チ弥固陋一職を守るのを見を持し、御代官役中杯職外の事ハ乍内々も絶て一言存寄の申立も不仕候処、去春難有別て御手近の御手子

え転役被仰付候付ては是迄の様輕薄の心得にてハ御撰挙の御趣意ニ相叶申間敷と奉考候へ共、浅学諛聞の私、柔情軟弱の質にて素より時事におゐて氣付申上可然事端ハ幾許も可有之哉と奉存候得共聡と見付候儀も無之、肝要御軍制御改正ニ付てハ氣付の筋申出候様手広く御触達も被仰付候へとも、折角地方御用方の内ニ加り居ながら何社建言すべき議論も無之愧赧の至ニ奉存候。扱又当御留守ニ相成候ての事ニ付て自から顧ミ候ても御発駕前被遊御噂候との御事にて廉書を以当今の時勢考合無怠慢様との被仰聞尚又江戸より被仰下候との御事にて、在役の面々心得筋尤切遍の時勢片時も無忘却思召筋相叶候様互ニ可申合との被仰聞旁の御趣意等奉考候ても何社於私諸人ニ先立ち弊習相改候儀も無之、多分の御役料御心付等頂戴仕候ても悉皆衣食住の妄費ニ供し候哉今日迄軍用一錢の蓄へも無之、ケ様の躰にてハ肝要御手元の御不取締りを引出し可申哉と今更奉恐入候。加之最第一自から責へき一段におゐてハ切遍の御時節、御仁沢下ニ決く下情上ニ達し君民一心恰も一塊物ニ齊しく相成居候様無之ては本固国安の訳ニ無之、万一の時夷狄の陵侮を受間敷ニも無之候處、右等の儀ハ私の職分力を尽し御手伝不仕てハ片時も難相成候處、多病の身にて纔一役所附屬の引立も無覺束縛、況て諸郡手広の儀御代官諸役人其外意を一にし、孰も上旨を奉し人道を教諭し、農業を勸励し利沢を起し、患害を除き奢侈を抑へ游惰を懲し、諸出米銀ハ減し候様、窮民ハ蘇息し候様、其外何も仁愛清廉を旨とし、誠実心配仕候て社民心の帰向も定り前断の一塊物とも可相成事ニ候得とも、素より私式の頑鈍者肝要総括の御役所を塞き居候様の事にてハ御風化ニ行届候段決然の事ニ奉存候。若又小補を希ひ強て可致出勤も前段の病症、後患氣遣敷御座候間彼是の趣得と被聞召分、何分共旧冬御断の趣被遂御許容被下候様御取計の儀只管致御頼候事

右は私儀一昨年別て多病にて去春ニ至り危篤ニ相煩漸快氣、又々去冬より所詮不氣分の上姪寅二郎大變の趣相聞、傷悼のミならず上え対し奉恐入旁御役内断申出候処差押へ出勤可仕との御事ニ付無是非一応快氣仕候へとも、又々旧臘廿九日より当春懸け書面の通の病症にて永々臥褥仕、其内ニハ万感紛生し不才病身にて御役職ニ堪へ難きハ勿論旁ハら御軍制御沿革の儀最前は御趣意を解得不仕候得其次第二御様子奉推察、縮処夷狄の陣法御取用ニ相成候てハ国家御衰替の基、甚以不御為成との段は右書面ニも相認候通先年以來の旧見にて積年の工夫を費し候得とも于今思ヒ替候様の知見も開ケ不申、然ハ右見込を建言仕度奉存候得とも固陋の見柔情の質、事々敷可申立様の事ニも有之間敷哉。乍尔上ハ御威徳の御損益下は人心の不和より終ニハ国家の盛衰ニも拘り可申哉と相考候儀を愚存ながらも申上候ハてハ君臣の儀ハ不及申御職座え対し候ても主頭附属の情も無之訳ニ当り、不忠輕薄と奉存候へとも其節の勢假令建言仕候迎も挽回すへき様ニも不相見、趙距進退終ニ明其道而不計其功の戒を忘れ先一身の負担を□^ニへ罪責を減し罷居度、左候ハ、上御帰国の上ハ御一門方を始メ御家来中の服従いか、哉の趣をも可被聞召上、元来好事ニても新規の儀ハ人心の折合六ヶ敷ものニ候処、陣法戎器等夷狄の俗ニ変革の儀容易ニ被仰付候訳ハ有之間敷と彼是苦心の至ニ罷居只管退役の懇願難止候処、折ふし穴戸九郎兵衛え私病中根役より郡用方御用被成御聞せ、私儀緩々保養仕可然との御様子にて容易ニ被差替候様の趣ニ無之由相聞、氣分相も漸々快方ニ向ヒ不得止事出勤仕候得とも何卒遂前志度との存念無止時、当夏一統御役断の節御手元えも何分御心入を以御免被仰付度重疊懇願の趣申入候得とも不

被差替、不才の私々様被仰付候次第難有仕合と奉考候得は弥以不堪感激ニ、受前の職分公正無私心を尽し精勤可仕段ハ勿論の儀、職分外の事たり共国家の御為ニ係り候儀ハ黙止仕候てハ相叶間敷哉と奉存、左の廉々申上候。

一孔子の春秋を作る、内を尊ひ外を卑しめ華を尊ひ夷を卑しむの敬を存し、尚又管仲に仁の功を許さるゝハ王を尊ひ夷を攘ひ被髪左衽夷狄の俗を免るゝを以てし、民今に至る迄其賜を受くと称歎甚深く、孟子許行か道を学ふものを斥けて喬木幽谷の譬、華を以て夷に變する等の語諄々止ます。是に依て相考候へは、私式の浅学にても中国夷狄の分明かならざるへからず學術正しからざるへからざる趣概見可仕哉ニ奉存候間、乍憚聖賢の本旨御玩味被成度御事ニ奉存候。漢土ニても追々夷狄中国に侵し入、終に胡元滿清杯中国ニ主たるニ至るもの後世春秋の筆削秦楚を斥るの微意を知らず、中国夷狄内外尊卑の義に暗く、只大小強弱を較らへ使聘を通し和議を講する等の事より天下の人挙つて対偶国の思ひを成し、同じ人類ニ非ざるの心なく、和睦降参は申に及はす質を執て君とし仕るも恥とせざるに至り候てハ有職忠憤の人も空しく齒かミをなし候計にて、畢竟後代聖賢の道明かならず華夷の分立さるより起りたる事と被相考候。然は聖人微を防ぐの深意今に及んで万々御工夫御躰認被成度奉存候。先年備後の人菅信卿（菅茶山の子）か遺集を読むに、人の蛮学をすゝむるに答へて、歎息堯夫今朽骨天津鵲語無人知の句あり。信卿は酒家の子の由。其才德學術ハ不知候得とも蛮学いまた本邦に蔓衍せさるの前既に履霜を戒むる事を知る。則其先見卓識欽慕すへきの人と被相考候。蛮学すら其害を慮かる如是なるに、増して夷狄の戎器陣法等御取用ヒニ相成候事杯は誠ニ国家大關係の事ニ付、御一門方を始め上廟堂の御評議千重万疊御推敲の上御沙汰被仰出度事ニ奉存候。先年私御手当懸所

勤務被仰付候節、弓鉄の足輕は戦場にて孰も其備先ニ立候ものニ付大筒御打せ被成可然との御詮儀
にて素より事理的当の義ニハ御座候得とも詮儀の上も詮儀仕、漸御伺書相調候上にて両御用所衆遠
近方衆等下会議御当役方御会議被成候上にて及御聞候哉と奉存候。然処彼者共受心いかゝ可有之哉
との御案しも被為在候哉ニ奉承知、先御先手御鉄炮の者許りえ沙汰被仰付素より当然の儀にて尖ニ
御受仕候。其後同御弓の者え被仰付、又其後御手廻足輕と次第沙汰被仰付候哉と相覺候。委細は
御記録にて相分り可申奉存候。乍恐右の通万端御慎重の御性質ニ被為在候御事ニ奉窮候へは此度昧
の大事ハ尚更の事ニ可被為在哉。定て御在府中より追々御相談被仰下候御儀も可有御座候得とも、
尚又御帰国の上は御大臣を始右千重万疊の御評儀有之たる哉、御一門方其外御存意被仰上たる哉の
段ハ世間の噂一円承知不仕候。何も偏ニ御確定の思召と御座候得ハ君上の御独断ニ被為在候歟、又
ハ御軍制懸り江戸方御用所衆の内杯都合両三人の詮儀ニ出ル事杯と種々推量の御噂仕候様とも、素
より廟堂中の御評議他え漏泄仕候儀は無之害ニ候得ハ私共可奉承知事ニハ無之段勿論の儀ニ候へと
も、先御在國中ニハ万端の事御当役方其外御前被召出会議被仰付候由伝承仕、誠以希代の御盛事と
奉欽悦其件々ハ不奉承候得共、決て此度昧の御大事ニハ有之間敷哉、それをさへに右の通被仰付候
ニ、此度御前会議等不被仰付段いかゝの趣哉と甚以不審の御事ニ奉存候。扱又去年以来世上の噂ニ
は八家御方々の内ニハ夷法御取用の儀御不同意の御方も有之杯と申ものも有之由ニ御座候。既ニ当
春地方御手子中其外え靱負殿御宅にて被仰聞の趣は、小銃^{アサ}隊の法修行被仰付候ニ付日々役所下り
より練兵場罷出稽古可仕との儀ニ御座候処、私儀兼ての病身にて日々役所下りの儀素より不相調、
其上前文演説ニも相認通夷狄の陣法砲術等ハ始終防禦の心得ニ罷居、御家来中ニハ同様心得の士も

多人数可有之哉、其内ニハ私杯ハ其巨魁ニテ折柄政府役人の宅え所々夜陰に紛れ礫を打候杯不穩風評も有之、相違も無之事ニテ世上の人氣余程荒立居候趣候処、兼て国家御不為と見詰候儀を枉て稽古仕万一も途中杯ニテ同心得の衆より恥辱を受候杯の儀も有之候てハ武士の面皮不相立、是又不相濟儀、左候迎被仰聞の旨を背き候へハ御咎被仰付候ハ素よりの事ニ可有之候へとも、假令御咎を蒙り候共遂素志を度と覺悟仕、其節右の趣御手元を差越へ鞠負殿え直ニ申上、尚右序を以此節の儀人氣の折合もいかゝ可有之哉御氣遣仕候間、万端火急敵重の御沙汰は御用捨被成追て御帰城の上御手厚被成御評議度との存意申上、尚又其節の御留守居御用番え罷出、事の善惡は差置人氣の動靜旁得と被成御考合、上御威徳え相拘り候様の儀有之候ては不被相濟段差出ヶ間敷儀ニ奉存候得共、憚りを願ミす御内々愚存申上候処折角御一統其儀御氣遣被成候由ニテ先達て御一同若殿様えも被仰上候趣も有之杯と御内噂有之、且鞠負えも申入相成居候ハ、追々可申合杯との御答ニテ至極御引受宜有之、於私も大慶仕候。其節御応答の御模様ニても上思召と睨と御同服の様ニも不被相窮候得ハ、定て御大臣方の内ニハ種々の御存意可有之ハ勿論の儀ニテ、社稷と存亡を共に被成候御家柄の儀ニ御座候得は御銘々の御趣意無御服藏幾重も被仰上、極言至論の上御決定可被成御事哉ニ奉存候。乍恐於上も為政不難不得罪於巨室と社有之候得は、万一も御大臣方ニ徹底御同心ニ無之儀共有之^ヲを押被仰付候儀は有之間敷奉存候。尚又御八家の儀ハ孰も一手^ヲ被成御預候大将ニテ、孫子ニも將者國之輔也、輔周則國必強、輔隙則國必弱とこそ有之、君將心を一にし其情周密なれハ国かならず強く、若又志を異にし其情間隙あれハ其國必弱きとの論ニテ有之候得は、何分御上下共ニ一心一軌誠意御感孚毫髪の御間隙無之様被為在度段為國家奉大願儀ニ御座候。此段申上も疎の儀と恐怖仕候事。

一被髮左衽夷狄の俗を惡ミ候ハ聖人の意も平生礼儀の上の事ニテ、軍事の上拘り候事ニも有之間敷、既ニ漢土ニても趙の武靈王胡服騎射を習し候事も有之、陣法器械の類ニ至り候てハ其長を取候儀聊も妨々有之間敷杯申唱るものも有之由。是等の人は本藩の罪人のミならず実ニ皇国の罪人と奉存候。其人大概聖經の本旨を知るものニ非ず。歴史ニ通するものニ非ず。炮術陣法等の長短を知るものニ非ず。私式不才浅学の者より斯申上候得ハ実ニ驕慢の至ニ御座候得とも、当今西洋法を主張するもの都合僅々たる人数ニテ指を屈するニも不至位の事ニ候処、其学識ハ荒増存し居申候。就中世間ニテ博学多才當時の撰を称したりし人ニても其実ハ博学と申程の功を積候事も無之、多才と申も官府文書の達者位の事ニテ、左様の人ニハ傍ハラ文を舞ハすと欺害も有之事ニ御座候。元来官途進取の存念より起りたる学問ニテ所謂人の為にするの学、只弁言巧辞を以人を圧倒するを第一と仕、胸中の定見無之故欺瑣事ニテ考候ても先年仕出致し候志追々故轍を改め候事杯も有之、識者の恥候処口惜敷事ニ御座候。此類の人を始とし其他ハ孰も何事ニよらず新奇を好ミ候癖又ハ新功を立度志し杯有之より起りたる事ニテ、真ニ国家の御武備是を捨て他に求むべきもの無之との見込有之事ニ有御座間敷と懸推仕候。聖人ハ微を防く自から深意あるへし。若又戎器陣法妨けなしといハ、髪を被むり衽を左にするも漢土礼儀の俗ニ左程の妨ケハ有之間敷得とも、聖人の氣遣は、衣冠の末ニても既ニ異狄ニ変し候へハその他の俗も漸々夷に變し終ニハ前々も申上候対偶の国同族の人と心得候様成行候てハ中国夷狄の分人類禽獸の別も不立、夷狄の併合を受候ても弱の強に仕るハ当然の事と恥とも思ハぬ様ニ落入り候てハ道も湮滅ニ至るべくとの本旨ニ可有之と奉存候。然は此の堂々の神国万世夷狄の陵侮を受間敷様ニと志を立候得は、假令器物の末たり共成丈けハ夷狄を真似候様の儀ハ

相防き度、増して陣法戎器杯は尚更の事にて、是杯の類より何事も夷ニ変し候様成行候ハ必然の事ニ奉存候。既ニ足堅メの具などハ戦場にて勝敗の数ニ拘り候ものニハ無之ニ付、素より本邦の踏皮草鞋にて相済相得とも、先日銃陣上覧の節ニハ夷狄の皮沓を着ケ候ものも有之たる由噂ニ候。此類の人ハ其心魂最早夷狄ニ降参仕たるとも可申敷。尚又先日今般製造被仰付候庚申丸御船を拝見仕候処、是ハ船將の部屋なり是ハ士官の部屋也是ハ合葉倉也と一々懸り役人衆の演説を承りながら能々考候得は、若軍船ニ御用ヒ被成候て大番一組乗組被仰付候ハ、部屋割等いか、可被仰付事哉、足輕数組乗組被仰付候ハ、いか、哉と種々愚案仕候得とも、終ニ夷狄の如く雇集めの農兵を乗せ候都合ならてハ何歟差間も可有之哉ニ相見候得とも、御国の御制度今更左様の事も相調間敷哉と被相考候。是等も不得止事夷船の堅実を取候ハ、外ケ輪ハ知らす内造作ニ至り候てはいか様共可相成の処、将官士官部屋共人家押入の如きものを構へ候杯懸りの衆中いか、の存心ニ候哉と心中ニ不審仕候儀ニ御座候。只々当時西洋主張の人は何事ニよらず満胸夷狄の模様を慕ヒ候存心のミニて可有之哉。於私は此存心則神州夷狄の分不相立様成行候履霜と御氣遣仕儀ニ御座候。切又西洋主張の人砲術陣法等誇張の説を以不鍛練の人を驚愕し、或ハ経史を引證し言を巧ミニして浅学の人を欺罔する等の手段ハ兼て存居候へ共、私事も実ニ浅学、歴史ニハ尚更暗く候付武靈王が胡服騎射の事も委敷詮儀仕置度相考候得とも、官事多忙の上微禄の身候得ハおのつから家事も省き難き趣有之、中々近年ハ読書の暇も無之ニ付趙の世家ハいまた被閱不得仕候へとも、前廉歴史綱鑑中より採取仕置候文面左の通ニ御座候。

⑨趙始胡服招騎射、⑩趙武靈王与肥義謀、胡服騎射以教百姓、国人皆不欲、公子成称疾不朝、王使

人請之曰、制国有常、利民為本、從政有經、令行為上、明德先論賤、而從政先信於貴、故敢慕公叔子之義、以成胡服之功也。公子成曰、中國者聖賢之所教、禮樂之所用、遠方之所觀趨、蠻夷之所則效也。今王舍此而襲遠方之服、變古道、逆人心、臣願王熟圖之、王曰、吾國無備、將何以守、先時中山負齊之強、侵暴吾地、引水圍鄆、幾於不守矣、故寡人變服騎射、欲以備四境之難、報中山之恐故也、公子成聽命、乃賜胡服以朝、而始出令焉。

鮑彪曰、拓地開邊、非有國之所先也、不得已而有攘却之事、嚴兵而已、兵嚴而士用命、雖不胡服、亦可成功、如其不然、雖易服變古、何救於敗哉、武靈之志、欲得中山胡地、遂舉國夷甚矣、其不權於輕重大小之差也、且其所稱反古之說、皆鉤金一與羽之類、古所謂以辯言亂旧政者也。何足取哉。

此一事鮑彪か論既ニ尽せり。依て相考候へハ武靈ハ周末戦國の一諸侯のミ。其道徳才智の聞へあるものにあらず。後世の則とり效ふべき事なきハ素より論なし。肥義またいか成人物なる歟。趙國ニてよく兵を用るもの趙奢廉頗杯ハ其聞へ有之候得とも、肥義か名を称するを聞されハ其人推て知るへし。決て兵道も知るものニ非ざるへし。武靈か謀るところ只此人のミなれハ廟堂上ニて公然議決致したる事ニ有之間敷、果して國人不欲公子成疾を称する等の事ニ至り無言を以公子成を押し付胡服を賜て朝し、始めて令を出ス事と成なり。其節の難澁想ひ見るへく、其後胡服騎射の沙汰も聞へされハ其令も長く行ハれ候事ニハ有之間敷、武靈より四五世を経て趙國秦の滅する所となれハ、胡服騎射ニて格別趙國強を増し地を開き國脈を永くしたる様ニも不相見。されハ只千載の笑ひを残したるのミ。是を以御國え夷法を開く引證となし候段誠ニ不偏不当捧服ニ堪へすと申も此事故と被相

考候。左れ共識者ハ得難ク庸人ハ惑ひ易けれハ幾百千人を誑惑致へくも難計候得ハ、邪宗の兇徒ニも比すへきか。則前ニ申上候皇国の罪人と申も此等の事ニ御座候。尚又漢土の制は兵を農ニ取候事ハ申上ニ不及候処、趙国に胡服騎射以教百姓国人不欲と有之、無学無智の百姓国人すら其惡むへきを知るに、多人数の御家頼中先見卓識と申程の人も有之兼可申候得とも、少々ハ学あり文あれハ心中不服の人十に八九共大抵可申欺御聞及ヒモ被成たるにて可有御座、去年以来謠狂言歌せん柳躰の作を始めとして種々の落し文夥敷事にて、其上政府役人の宅え礫を打候杯の狼藉ニ及ヒ候趣其役人を仇の如く思ひ入候心中御推考可被成候。然は御一手の人数にてても当節は余分練兵場出席も可有之、定て稽古繁昌との御見込ニ可有御座哉と奉存候得とも其内ニハ右心中不服の人余分可有之候処、稽古懸り證人等の身為善惡の催促にて罷出、尚又孰レより申出候事哉稽古不能出ものハ今日ハ御咎明日ハ御咎と既ニ迫り来候様の噂ニ恐怖仕、此段ニ至り候ては有志の人もいか様の嚴科可被仰付哉難計、君命難止知行身柄ニ替へ候様の事も無之と不得止事罷出候部も可有之哉、尚然て病氣を以隠れ家となし或ハ足痛或ハ肩痛と申唱へ候分も追々御凌へ有之、愚息杯も其部にて、幸ニ私儀御手子端え加り居候故此間御心入を以被就御氣候段御手元より授有之奉恐入候。早速申聞せ候得とも聊氣の病を申唱へ罷出不申候。於私も前段申上候通先年以来不御為儀と見付居、兼て家庭の訓も同様ニ有之候事故今更強て申付も不得仕進退相迫り居候。乍恐御憐察奉希上候。扨右の通不揃の人氣ニ候へは、西洋の生兵は六十日の教練にて実戦の用ニ可相立哉ニも候得とも、御国にてハ無寛束奉存候。呉子ニも不和於国不可以出軍と相見候得ハ、何分人氣相揃ヒ候様御吟味第一の御儀奉存候。元來本邦人夷狄の様を惡ミ候ハ有智無智ニ限らず士人農人町人を分たす同様の心根と相見候。既ニ西洋の

医方秋内ニ広りしハ田中三宅横田宗碩杯始めかと覺へ候處、病症ニより候てハ現在ニは療功を見せ候得とも中々世上の信薄く有之、尚其節の薬方医ハ素より拘泥甚しく古方後世共ニ漢方とさへいへハ排斥致候心得にて、葛根湯ハ熱ニ熱を加へ候理にて少々風邪病ニも害あり杯と相唱候ハ其比医師の申分を毎々承り及たる事ニ御座候。医療の事杯ハ薬方の得たる事も可有之、漢方の失ひたる事も可有之候へとも、右等の医師和漢の医方研究の修業も薄く己か業を主張仕度との私心より起りたる事にて、当時西洋主張の人と其趣都合同様の事ニ被相考候。其後医道も漸く開ケ漢蘭相兼候医師輩出致し候てハ一方拘泥の徒も無之、現在生姜酒にて治し候風邪も有之候へハ葛根湯を毒杯と丸ニ廃業致し候申分ハ不当の至、漢土ハ聖人の生する処人の知識も夷狄ニ勝り候国ニ候へハ、医方迎も一向西洋ニ劣り候訳無之段勿論の事杯と申医師も有之様成行、一昨年流行病の節長崎え蘭医の上手参り合段々令療治候処其療法より本邦の療治方数等優り候由。是等の類にて考候得ハ医方も只今にてハ漢蘭の精を取おのつから本邦の医方を成したる共可申哉。是を以人智の万国ニ勝れたる所知るへき歟と被相考候。乍尔老人の咄ニ承ニ候ニ、医師の風俗古来えくらへ候得ハ輕薄利を貪り薬礼の厚薄を論し病家の貧富を撰ふ等次第ニ甚敷由。西洋の窮理は窮利にて、其医方を取交へ候得ハ自然と其氣臭を感じ右等の弊も可有之訳ニ候。扨右の通西洋医術流行の始め目前の現効有之義にても人氣不進ニ有之、其後道家龍介山田亦助等頭取にて西洋銃陣を取始メ江戸御当役の屋敷内にて稽古仕候勢、嘸かし心配も仕たるにて可有之候得とも早晚となくきへ失せ候如く止ミ果候も、是又夷狄の様を惡ミ候心根捨り兼候より出人数相減取続キ難相成様成行たるにて可有之、其節ハ夷船と申も長崎港阿蘭陀の来舶計りにて、其比迄ハ本邦の御武威も余光尚熾んにして夷人も謹慎穩便中々跋扈の

躰を顕し候事も無之、何れそ惡むへき状態無之折柄、高嶋四郎太夫より伝授致候て取始候稽古にて候得とも右の通の次第ニ御座候処、近来ハ士庶ニ限らず夷狄を惡ミ候心根弥増ニ相成候儀ニ御座候。其故ハ数ヶ国の夷船三港え来泊、幕府ニも内帑を見透され候より彼等が跋扈弥増甚敷と承り候てハ庸愚の人も悋憤ニ堪へ兼、京都えの御違勅も是より起り、御三家其外御咎御隠居等も是より起り、天下義烈の士の諫死も是より起り、諸国大小名の御疲弊も是より起り、士庶の困窮も是より起り、金子品格の劣り目方の減少も錢の不如意も大小豆諸穀諸色の高直も皆是より起る事杯と夷狄を惡む心根何共比すへき様無之、然ル故ニ社^(ニ)虚^(ニ)実ハ不知候得とも白昼ニ儀衛堂々たる中え飛込御大老の御首を打取候様の大變有之候ても天下一統士庶を分たす夷將の首を取たる思ひをなし、天下古今の義烈勇々敷手柄杯と同一声ニ評判致し候計にて、誰一人公儀ニも夷狄の御駕馭ハ定て御難澁の訳も可有之ニ御悼ハしき事杯と申候者無之を以、人心の好惡御推察可被成候。人情其人を愛して其屋烏に及ふと欺申せハ、かならず其^ウあるものにて坊主にくけれハ袈裟までにくきの訳有之、只今の人氣旁夷銃夷服ニ心服仕様被仰付候儀ハ誠ニ御難澁の御事にて、孫子ニも数賞者窘也 数罰者困也 先暴而後畏衆者不精之至也と有之、元来文武ハ御家来の御奉公道具、不相嗜して不叶ものニ候得は、何芸ニても抜て出精と欺其術上達より余程神妙ニ被思召候上にて御賞美被仰付候て可然の処、此度の稽古委細ハ不存候得とも始ての上覧より多人数え拝領物被仰付、其後も赤飯頂戴御酒頂戴杯追々被仰付候噂有之、誠以難有御事ニ奉存候へとも、脇より見候ハ、畢竟人心不服御引立御難澁にて稽古取始候ものゝ止めぬ様始めぬものゝ始め候様との御仕懸ケにて、則数賞者窘也の訳ニ可当力。此後居残ル不服の徒御心入を以御迫立被仰付候ても尚上旨を奉せず候ハ、御威光も不相立ニ付、不得

止事其品ニよりはハ遠慮是ハ逼塞或ハ減知或ハ隱居と追々御敵罰をも被仰付候勢ニ可相成、則數罰者困也の訳ニ相當り、其後ハ先達ても西洋主張の人民政府役人等の三百家え礮を打候噂も有之たる様、實ニ當節ハ彼徒を仇視致し居候得は憤怒の余りいか様の狼藉致スへくも難計、若も破れ口の相立候後多人數の御家來何分穩便ニ無之てハ不相濟との御氣遣も有之様成行候てハ則先暴而後畏衆ニて、御威徳の御損益ニ拘り候儀と私牀迄も實ニ御氣遣申上儀ニ御座候間何分共此上も前ニ申上候千疊万疊の御評議被仰付、万一も天下後世右ニ所謂不精之至也の嘲りを不被為受様奉大願儀ニ御座候。炮術の長短に至り候てハ私の論を待たす都合相分りたる事ニて、近年守永弥右衛門か書記候或問弁式冊此度写取差出申候。此書ハ御軍制御沿革ニ付御詮儀被仰付、古伝の流法え洋法相添取調被仰付候付弥右衛門え是迄相心得筋書付差出候様との御事ニて先達て御物筋え差出候由候へハ、長短御詮儀の御會議共被仰付候ハ、定て御披見も被成たる哉ニ奉存候得とも、都合一部の事ニ付御当役方御多人數の儀御熟覽も難被成可有御座と相考差出候儀ニ御座候間、得と御披閱被成置度奉存候。切又私儀兼て荻野流癖の名を得たる由。素より西洋主張の人も其存し入ニ可有之候へとも左様の趣ニては一向無之、何事によらず中国ニシテ夷狄を学ヒ候儀は甚惡むへき事との見識は元來学問上ニて是の得候事ニ御座候處、先年御手当懸り被仰付、其比洋流主張の輩彼是有之、後年國家の害をなすもの必此事ニ可有之、何分防禦の力を尽し不申てハ不相濟と存候付、依てハ炮術の儀も其概略を存知不申てハ不相叶と心得御手当方有合の西洋炮術書等をも写し取、尚和流ニて荻野流ハ諸流の精選と歟申事ニ付其荒増を追々尋問仕、今ハ打忘れ候事も有之候へとも其節は和洋の長短優劣胸中ニ判然ト有之、追々入替り候相勤の衆中大概洋流荷担の人ニ候へとも孰も自身研究の功を積候人ニ非ず、只

藤井百合吉郡司覺之進等か誇張の説ニ誑惑せられ候のミ。素より百合吉覺之進等も其比迄ハ炮術至て不案内と相見候。一事を挙げ候へハ、八十斤ヘキサンス砲にて三十一丁直達仕候杯と書出し仕候儀ニても相分り申候。其節も同勤の衆え種々論弁仕候得とも不得止事為御試彼無砲（マダ）を御製造の御伺可仕と一決仕候付於私も強て申上、荻野流にて素より直達杯の儀は其術無之事ニ候得とも□矢倉ニても三十丁余達着可相成程の炮烙筒切形差出候やう沙汰相成、御伺の上右二挺の筒鑄造被仰付、先覺之進え試し打被仰付候処素より三十一丁の現業不相調、され共至極叶御意候噂ニ候へハ右書面の趣杯いか言ひくろめたる哉、右試し打一件ハ兩人役より御手当懸り前田孫右衛門か重方取計ニ有之候処、乍恐上を欺罔し奉りたる事共は無之哉と世上の噂ニ有之候。於私も素より不審の事ニ奉存候。右一事のミならず追々洋流主張の徒と其所彼所集會の節和流洋流優劣の儀毎度論弁仕たる事ニ候得とも、彼徒元來胸中ニ実得無之故、埒も無之申分計にて多くハ議論ニ詰り申候儀ニ御座候。既ニ菊ヶ浜え西洋台場取起し度異形の大船製造仕度杯彼主張の徒其企も有之、段々内評議も仕候得共、於私は無益の御失費第一ハ軍機を失ヒ候等の持論有之事ニ付事々論弁仕、数年の間其企も不相調候処、過ル卯年私儀相模国御備場御番手被仰付、出足後直様鶴江倉江え西洋台場築立并丙辰丸製造等の御詮儀始りたる哉ニ相覺へ候処、只今にて両台場共百戰百勝の要害とも不相見、中ニも鶴江台場杯は彼の高低得失の論ニ拘り候哉地形引押し切下ケ仕、慙々敵よりの玉受ケを拵へたる杯と世上の噂ニ候。丙辰丸の重方運漕の御船に候処、和船え競へ候てハ舸子の乗組余分にて、決て御入費半方の御償にも出来兼可申杯是又世上の噂ニ候。然処私儀其後右等の事え拘り候御役所所動不仕、尔來格別洋法取捨等の議論仕候儀ハ無之候処、偶一昨冬或夜無摠用事有之周布政之助方え罷越候処、

折柄山田亦助も参り合居、私用事相済候後政之助申分ニ、人々見識ハ各異有之ものニて拙者杯（ツマ）ハ砲術の儀も和洋の長を取り候との事ニ候得共、此人右長短の見分ケ可相成程の稽古の間合決して無之、其上平生の集会西洋主張の人計ニて、兄兒玉伝兵衛杯和流の砲術心得居候得とも更ニ一言の咄合仕候を不承候へハ、只々新奇好き新功好きの心より御国え洋流相広メ度存念なるを、例の弁言巧辞を以長を取る杯と申唱る哉と実ニ片腹痛く相考私申答候荒増は、長短用捨ハ我ニあるの尺度正しく無之てハ素より不相調儀、且又兵庫御警衛為被蒙仰候ニ付被遊御意候御文面ニも、今日を異変の始メと可心得と歎の被仰聞ニ御座候処、右様相迫り候御時勢ニ漸此節長崎えヘロトン備の伝習トシテ五七人被差越候様の事ニてハいか様の長技たり共御間ニ合候様ニハ有之間敷、各方御詮儀の趣意解し不申杯と論し候事ニ御座候。右の通の次第ニて於私ハ御手当懸り中杯は能言て洋流を防ぐものは忠臣の徒也と志を立論弁仕候得とも其詮無之、則前段の演説ニ滔々の勢孤掌の支ふる所ニ無之との儀ハ此事ニ御座候。然レとも実心技術の末を争ヒ候ての事ニ無之候間、右或問弁差出候逆流辯ニ非ざる段ハ御勘弁被成下候様奉希上候。扱又或説ニ鉄炮は元来西洋より渡りたる器ニ候得ハ和流と申もの無之筈、其上彼れより出るを惡ミ當時の洋器用ヒ難しといハ、右伝の鉄炮も廢して用ヒざるの外致方有之間敷との事一通り尤の様ニ相聞ヘ候得共、古来本邦御武徳の熾んなる時蠻夷献貢の筒は当節数千挺洋銃御買入相成候趣とも違ヒ都合数挺の事ニ有之たるニて可有御座候処、追々工夫研究を加ヘ只今の通利用西洋ニ優り候砲術と相成候ハ所謂青ハ藍より出て藍より青きの訳ニて、則本邦万国ニ勝れたる人智を以潤飾大成仕候所ニ候得は則本邦の砲術ニて和流と申ハ当然の儀、尚又和流の名も素より無之、正木流と歟隆安流と歟井上荻野杯と本邦中ニて其伝ふる所小異のあるより流名も

相立居候処、近来道儀不勘并夷狄荷担の徒等誇りかに西洋流くゝと相唱候より和流の名も自から生したる事ニ御座候を、前段不通の論をなすものは亦夷狄荷担心魂既ニ降参するものと奉存候。又或説ニ現在医方ニても西洋の長を取候て社^(こま)弥開ケ候得は、炮術陣法ニ限り彼を取らずと云ふハ固滞の甚敷也と申論も有之候得とも是亦不通の論、医术と兵機と素より日を同ふして語るへからず、無該敵之美をとほ六韜中に見へたる歟と覺へ候。然ルニ彼れの陣法ハ節制嚴密なり彼の銃炮ハ製作精巧彈藥激烈也杯と万端敵ニ習ひ候は所謂敵の美を談するよりも甚敷事ニて、実々彼れニ長する所あるも如是する時ハ則仰くところ敵にあり、仰く所敵ニあれハ下の上に敵し弟子の先生ニ敵する如く畏縮進退戦ハさる先ニ必奔潰すへし。是を以勝利を得んとするハ万々此理なし。兵機を知らざるの甚しと云ふべし。然は実々長する所有之候ても輕忽ニ彼れニ取候儀ハ用捨無之て不相叶候処、万一不穿鑿より我の長を捨て彼れか短を取候様の儀有之候てハ兵機を誤るの大なるものに御座候。然ハ假令彼れ長する所ありて不得止事是を取るも、孫子ニ云へる如く兵者詭道也故能而示之不能云々を類推して、取りて之に取らざるを示すの取計ニ社^(こま)有之度を、人数組器械衣服込丸移しに仕候てハ所謂致於人ニて兵道兵機を知らざるの甚しと可申奉存候間、彼是の趣能々御工夫被成度奉存候。又或説ニ荻野天山等の銃陣五伍を以組立たるものニ付、諸士中祿の大小によりて徒者の多寡不同有之候。御制度ニハ其俸御用ニも相立間敷、其上教練も容易ニ難相調、既ニ神器陣杯数十年來の御引立ニ御座候得とも始終出来候事も無之候得ハ、西洋銃陣六十日の教練ニて実践の用ニ相立候と御取用ヒ被成候段御的當の御詮儀ニ可有との申分、是又不穿鑿の限りと相考へ、尚又西洋ニて雇ヒ集めの農兵スルタートの陣法社祿の大小徒者多寡の御制度ニ御差間可有之段兼て御氣遣仕候儀ニ御座候処、

先日御触ニ、右の稽古不仕てハ御人数組の御差間ニ相成段御沙汰ニ候。何も私考をは誠ニ表裏の違ヒいか成御手組ニ被仰付候御事ニ御座候哉、スルタートの陣法諸士の備え其尽御取用ヒ相成御差間無之候得ハ荻野天山の陣法ハ尚更差間有之間敷、然れども是迄私の心得は荻野天山陣法を立候趣意は只是耳目の金鞍旌旗ニ馴れ進退の顛倒錯乱なき様平生習練致し置候ハ、実戦の時は其国其家の制度ニ依り備の組立ハいか様とも可相調、一伍と云へハ必五人一隊といへハ必式拾五人と其尽相用ヒ候様ニとの趣意にてハ決て有之間敷、則兵書ニいへる処の内習と申ニ相当り候様ニ相考候処、スルタートの陣法其尽諸士の陣法ニ御用ヒ被成儀ニ御座候哉不審難晴奉存候。尚又神器陣は数十年にて其効しなく、西洋陣ハ六十日にて習練終ルとの申分難受取事ニ御座候。数十年の内ニハ乍恐御引立に時々御厚薄も有之、其上玉葉其外の御手当も少く候処、若も先年諸士一統え稽古被仰付候節此度駄の御引立にて此度の御入目いか程かは不存候へとも、二歩方又は三ヶ一も御手当被仰付候ハ、六十日の日数ニ不及共定て上達共可申程の打方操練共可相調哉ニ奉存候。其訳ハ先年より仕来りの稽古の上洋流の如く厭ひ惡むの心根一統無之故自然と服従も容易ニ可有之候得ハ、其驗しも早く相見へ可申と奉存候。此度の稽古ハ人氣不揃ニ候へハ六十日の教練にて実戦の用ハ無覺束奉存候間、是等の処得と御勘味被成度奉存候。此段ハ只今為御試和流洋流両様ニ被成御立銘々執心の稽古仕候様被仰付、同御引立同御手当にて修行被仰付候は、人心の趣向練達の遅速等判然相分り可申奉存候。陣法の事ニ至り候てハ孔明ハ八陣、李靖ハ六花、戚繼光ハ鴛鴦等漢土の名將にてモ故轍ニ泥^ぬす候得ハ、篤と時宜の御詮儀被仰付候ハ、実戦の御備御当家の御制度ニ的当の御組立ハいか様の事も可被相調哉。尤西洋稠隊の法ハ決て用ゆへからずして、陣間容陣隊間容隊人間容人の法は廃す

へからす事ニ奉存候。乍尔兵は士氣の御振作肝要の儀、士氣振へされハ容陣利器も待むに足らず、士氣能振へハ陣法器械或は疎なるも必然勝を制すべく候得は、士氣は本也、陣法器械は末也と奉存候間、兼て兵の様本元御培養被成置度儀ニ奉存候。則前ニ申上候中国夷狄内外尊卑の分抔も本を培ふの一端と奉存候。孫子ニも殺敵者怒也と相見、右中国夷狄の分明かにして平生之を卑しむる事穢多乞食よりも甚しく、之を惡む事仇讐虎狼よりも甚しく有之候へハ、万一夷狄辺境を侵す事あるも其驕傲不遜の軀を見憤懣疾怒義勇必らず遅しく、水火に入るといへとも畏れさる様可有之、其勝を制する易々たるのこと奉存候間幾重も御工夫被成度奉存候。

右愚存申上候。西洋銃陣旁の儀ハ御軍制御沿革の御詮儀より被仰付候事ニ可有御座、然は最前御沙汰相成たる儀ニ御座候処其節氣付の申上も不仕、遂事不説との聖誡も有之候ニ今更ニ至りか様の儀申上候段不束至極奉恐入候へとも、右御触達の節ハ前ニも申上候通其御趣意を解得不仕、此節の御様子ニ至り候てハ私ニ限らず御手子中も大概人心の和不和御国力の疲弊等御氣遣仕、打寄候節は乍内々咄合候儀も御座候へハ決て黙然傍觀仕居候道理有之間敷と奉存、御疎も不被為在儀を差出ケ間敷申上候段恐怖の至奉存候得共、千慮の一得と歎申候へハ御取捨被成、万一も右等の事件御評議の節御心得の一端ニも被為成候儀共於有之ハ難有仕合奉存候以上。

十二月

玉本文之進

右安政七申十二月越後殿え差出候氣付書也。

(句読点は転写者が附した。漢字はできるだけ現行のものに改めた。)

うしろ書き

私が防長藩政期に関心を持つようになったのは、明治維新百年記念が云々された時、今は亡き伊東祐基・山田基彦両友と、自分達が体験した時代の歴史と思想を通じて明治維新を考えてみようという話合ったことが始まりである。私達の世代では、思想と政治とは一つに結びついた運動態としてあった。

維新史を思想として考えようとする時、藩政期の思想状況を確認する必要が痛感され、そこから長州藩には薩摩土佐と違い維新に先行する時代のメンタリティとして徂徠学的地層が存在するという実態に行当たったのである。その徂徠学的パトスによって形成された精神の在り様を確かめる作業に取り組んだ。

それにしても、徂徠学の生態の探求に時間を費やすぎたようである。未だに肝心の幕末維新には到達できずにいる。その過程で先人達の考究業績について気付いたことがある。一つはそれらが単眼的であって複眼的或は重層的な眼のものではないということであり、一つは思想や学術・文芸という文化面については殆ど空白のままで残されていることであって政治経済面に比べると余りにも研究現状が貧弱である。それは取組みが政治権力史に偏重した結果であらう。思想——「知」の状況への視座が欠落しているのである。

ともあれ私の仕事は、その空白の部面をいささかでも埋めたいとする作業である。その作業には、M・フーコーが説くエノンセ (énoncé) から (中村雄二郎訳『知の考古学』) 自分勝手に了解した戦

において、考え方や史料等の読取りについて開明されるところがあった。すなわち、新しい展開を求めたの考察上の視座ということについてである。

本書が防長藩政期の諸構造説明の為の一階程となるならば幸いである。

一九九八年九月

河村一郎

防長藩政期への視座

Y121
M18

平成十年十二月二十五日

著者 河村 一郎

萩市浜崎町七四の二

印刷 桜プリント企業組合

山口市旭通り

一〇一六

21 847

